

防衛省三宿地区施設管理業務  
民間競争入札実施要項（案）

## 防衛省三宿地区施設管理業務における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、防衛省は、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された防衛省三宿地区施設管理業務（以下、「施設管理業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

### 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）

#### 1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

##### (1) 対象施設の概要

〈施設概要〉

施設名称：防衛省三宿地区

所在地：東京都世田谷区池尻1-2-24

敷地面積：102,034㎡

建物：施設配置図は別紙1のとおり

各建物の構造、建設年月日、建築面積、延床面積は別紙2のとおり

管理運営業務の範囲：別紙1及び別紙2に記載の建物等

〈施設目的〉

防衛省三宿地区は、自衛隊中央病院・陸上自衛隊衛生学校・技術研究本部電子装備研究所等が所在しており、約1,800人の職員等（学生・研修医官含む）が勤務し、病院としての医療行為や、衛生科の教育訓練及び調査研究、先進技術の研究業務を行っている。自衛隊中央病院の病床数は500床で外来受診者は月平均約550名、陸上自衛隊衛生学校の入校学生数は年間約330名である。

##### (2) 業務の対象と業務内容

防衛省・自衛隊が所在する三宿地区の各施設は、平時はもとより有事・災害発生時には危機管理（対処）官庁として、特に自衛隊中央病院は自衛隊の最終後送病院として機能する必要がある、この特性を踏まえつつ、我が国防衛の中核施設等として、必要な執務環境を確保し、各種任務が適正かつ確実に実施されるよう、以下に示す施設管理業務を行うこととする。

##### ① 病院施設維持管理等業務

三宿地区内各施設及び各設備の性能並びに状態を常時適切な状態にしておくため、防災設備、消火設備、厨房ダクト消火設備、エレベータ設備、エスカレータ設備、物品搬送設備、自動ドア、シャッター、冷凍機設備、空気調節装置、給排気ファン、ポンプ設備、ファンコイルユニット、熱交換器、空調機、空調用純水設備、厨芥処理設備、非常用ろ過装置、浴槽ろ過装置、ごみ処理設備、排水再利用設備、院内呼出設備、放送設備、インターホン設備、無線通信補助設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、中央監視設備、特高受変電設備、高圧受変電設備、電灯・動力設備、直流電源設備、計装設備、交流無停電電源装置、自家発電設備（コージェネ）、ボイラー、蒸気発生器、製缶類、R I 排水設備、人工透析排水処理設備、滅菌処理設備、厨房除外設備、厨房器材の点検保守、施設維持管理業務（中央監視・巡視）、防災監視・巡視及び病院受付業務、飲料水水質検査業務、グリストラップ定期整備業務、貯水槽・排水槽清掃業務、ばい煙測定業務を行う。

#### ② 電気設備維持管理業務

技術研究本部が管理する施設に設置してある配電設備の定期点検業務及び電気工作物保安管理業務を行う。

#### ③ 機械設備維持管理業務

陸上自衛隊衛生学校が管理する地域に設置してある地下燃料タンク等、紙細断機の点検保守業務及び技術研究本部電子装備研究所の冷暖房機械室に設置してある冷却水用薬品注入装置の点検保守業務をを行う。

#### ④ 環境整備業務

自衛隊中央病院及び技術研究本部が管理する施設に設置されているシートクリーナー他の点検保守業務、技術研究本部電子装備研究所が管理する庁舎等の清掃業務（日常・定期清掃業務、屋外清掃業務、窓ガラス清掃業務、集積ゴミの整理業務、草刈り業務等）及び自衛隊中央病院が管理する施設の清掃等業務（日常・定期清掃業務、無菌病室定期清掃業務、手術室特殊清掃消毒作業業務、廃棄物資源化・減容化処理業務、植栽管理業務）を行う。

#### ⑤ 警備・案内業務

技術研究本部電子装備研究所等が管理する施設の防犯・防災監視業務、出入管理業務、巡回監視業務、外来者受付・案内業務、電話対応業務を行う。

### 1. 1. 1 施設管理業務全般に係る業務

業務の実施にあたっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ（以下「共同体」という。）とすることも可能とする。

#### (1) 共同体の管理について

施設管理業務を実施するにあたり、共同体を構成する場合は、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業は共同体に参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と密に連携をとり、施設管理業務を包括的に管理すること。

#### (2) 発注者との連携について

施設管理業務の民間事業者（以下「民間事業者」という）は、定期的に防衛省（自

衛隊中央病院総務部管理課長以下施設管理担当者)と連携を図り、施設管理業務を円滑に実施すること。

(3) 代表者の権限

共同体の代表者は、施設管理業務の履行に関し、共同体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金の請求、受領及び共同体に属する財産を監理する権限を有するものとする。

(4) 統轄管理責任者

① 民間事業者は、統轄管理責任者を選任することとする。ただし共同体で参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統轄業務責任者は業務責任者との兼務を妨げないが、各業務が円滑に実施できるよう留意すること。

② 統轄管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者に報告すること。

③ 施設管理担当者からの指示は、統括管理責任者が受け、各業務責任者を通じて速やかに実行すること。

④ 各業務責任者は、報告書その他の関係書類の提出や業務の重要事項に関することは、統轄管理責任者を通じて施設管理担当者に提出・報告するものとする。

(5) 副統轄管理責任者

① 統括管理責任者は、業務分野を定め、各副統括管理責任者を置くものとする。

② 副統轄管理責任者は、統轄管理責任者を選出した民間事業者から選出することとし、また、業務責任者との兼務を妨げないが、各業務が円滑に実施できるよう留意すること。

③ 副統轄管理責任者は、統轄管理責任者を補助し、統轄管理責任者が不在の場合は、これに代わるものとする。

(6) 業務の引継ぎ

① 施設管理業務を落札した民間事業者(以下「受注予定者」という。)は、直ちに現在業務を請け負っている者(以下「現受注者」という。)から業務の履行に支障を来さないよう業務の引継ぎを受けなければならない。

② 現受注者は、受注予定者に対して確実に業務内容の引継ぎを行わなければならない。

③ 受注予定者及び現受注者は、引継ぎ内容について防衛省側の確認を受けるものとする。

1. 1. 2 施設管理業務

施設管理業務の詳細は、「三宿地区施設維持管理等役務仕様書」(以下「仕様書」という。)によるものとする。

1. 2 サービスの質の設定

本業務の実施にあたり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

## 1. 2. 1 施設管理業務の質

基本的な方針	主要事項	測定指標
<p>施設管理業務を通して、職員の快適な施設利用、自衛隊中央病院における患者サービス及び医療活動の円滑な実施を可能にし防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないようにする</p>	品質の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務請負者の不備に起因した、三宿地区各機関の行う業務の中断回数0回</li> <li>・業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数0回</li> <li>※いずれも、自然災害等による予測不能な場合を除く</li> <li>・災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと</li> <li>・外来及び入院患者や近隣住民への対応を適切に実施することによって、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと</li> <li>特に病院施設の特性を考慮し、関係諸規則等に準拠し常に衛生的で、かつ良好な医療環境の維持に努めること</li> </ul>
	環境への配慮	<p>環境配慮に関する各種法令を遵守し、業務に支障が生じない範囲において、防衛省三宿地区の目標値である温室効果ガス総排出量を平成21年度比で8%削減を達成できるよう努めること</p> <p>なお、この際勤務環境低下を最小限に留めるよう、施設管理担当者と調整を図りつつ実施する</p>
	安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務請負者の不備に起因した各施設入居者、病院施設利用者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数0回</li> <li>・業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数0回</li> </ul>

## 1. 2. 2 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、従来の実施方法として下記6. で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

## 1. 2. 3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、公共

サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

(1) 施設管理業務全般に対する提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、施設管理業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(2) 従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

(3) コスト低減についての改善提案

民間事業者は、施設管理業務に係るコスト低減に関する提案がある場合は、具体的な方法等を示すとともに、現行レベルの質が確保できる根拠等を付し提案すること。

## 1. 2. 4 委託費の支払い方法

防衛省は、施設管理業務について検査・監督を行い、質の確保の状況を確認した上で、委託費を支払う。

委託費の支払いにあたっては、民間事業者は当該月分の業務完了後、防衛省との間で予め定める書面により、当該月分の支払い請求を行い、防衛省は、これを受領した日から30日以内に民間事業者に支払うものとする。

ただし、検査・監督の結果、防衛省が質及び最低水準が確保されていないと判断した場合は、この限りではない。

この場合において、防衛省は、適切に業務を行うよう改善を求めることとし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善計画を防衛省へ提出し、承諾を得た上で業務を実施すること。

## 1. 2. 5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

施設管理業務を実施するにあたり、必要な消耗品や付属品の負担区分は、仕様書によるものとする。

(2) 光熱水料

防衛省は、民間事業者が施設管理業務を実施するのに必要な電気・水・ガスの使用を無償とする。

(3) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には、防衛省が負担し、それ以外の法令変更については事業者が負担する。

① 本件事業に典型的に又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

③ 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

## 1. 2. 6 モニタリング方法

### (1) 品質の維持

品質の維持に係るモニタリングは、報告書により毎月確認する。

### (2) 環境への配慮

環境への配慮に関するモニタリングは、報告書により毎月確認する。

### (3) 安全性の確保

安全性に関するモニタリングは、報告書及び目視等により確認する。

### (4) 個別業務の質の確保

1. 2. 2各業務において確保すべき水準に記載した質の確保については、報告書により毎月確認する。

## 2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

当該事業の委託期間は、平成23年4月1日～平成26年3月31日までとする。

（上記に係る予算措置については、平成23年度予算要求予定であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る予算措置、予算示達が成されることを条件とする。）

## 3. 民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項（法14条第2項第3号及び第3項）

(1) 法第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当するものでないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しないこと。

(4) 競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域における「役務の提供等」でA等級に格付けされている者であること。

(5) 防衛省から指名停止又は取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

(6) 企画書に示した業務内容を契約期間終了後までの間、確実に実行し完了することができることを約した業務確認書を提出した者であること。

(7) 必要な資格等

① 前記1. 1(2)に示す施設管理業務の実施にあたり法令上必要な資格を有している者及び資格等を有している者を業務の実施にあたらせることができる者であること。施設等維持管理業務及び環境整備等については、事業者（後述の共同体の場合は、当該業務を担当する者）が法令上の資格を有していること。

ア 施設等維持管理業務

ISO9001の認証を取得済み、若しくは23年3月末までに取得が見込まれている。

イ 環境整備等

ISO9001及び14001の認証を取得、かつ医療サービス認定マーク取得、また医療法施行規則第九条の一五の基準を満たしている。

ウ その他、必要な資格等は仕様書による。

- ② 施設管理業務に従事する者については、日本国籍を有していること。
- (8) 警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。なお、共同体の場合は、警備業務を担当する者が認定を受けていること。
- (9) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 共同体の入札について
  - ① 単独で本実施要領に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同体で参加することができる。その場合、入札書類提出時までには共同体を結成し、代表企業及び代表者を決め、他の者はグループ企業として参加するものとする。  
 なお、代表企業及びグループ企業が、他の共同体に参加、もしくは単独で入札に参加することは出来ないものとする。また代表企業及びグループ企業は、共同体結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成すること。
  - ② 共同体で入札に参加する場合には、代表企業は上記(1)から(6)及び(9)の要件を全て満たすこととしグループ企業は上記(1)から(3)及び(5)並びに(9)の全ての要件を満たすこと。さらに平成22・23・24年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。  
 なお(7)及び(8)は、当該業務を担当する者が要件を満たしていれば良い。

#### 4. 入札に参加する者の募集に関するスケジュール（法第14条第2項第4号）

##### (1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

手続	スケジュール
公告	平成22年11月上旬頃
入札説明会	平成22年11月中旬頃
現場説明会	平成22年11月中～下旬頃
入札等に関する質疑応答	平成22年12月上旬頃
入札書類の提出期限	平成22年12月中旬頃
入札書類の評価	平成23年1月頃
開札・落札者等の決定	平成23年1月中旬頃
契約の締結	平成23年4月1日

##### (2) 入札実施手続

###### ① 提出書類

###### ア 各業務共通事項

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的方法、その質の確保方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

###### イ その他事項



(ア) コ・ジェネレーション設備（ガスタービン発電能力1,000kw以上）を有する病院施設（病床数300床以上）において、連続して複数年に亘り施設維持管理業務を統括して請け負った実績、または前記と同等以上と官側が認めた類似施設において連続して複数年に亘り施設維持管理業務を統括して請け負った実績を証明する書類の写し。

(イ) ビル管理（清掃）サービスにおいて、過去3年間継続して国及び地方公共団体等が管理する病院並びに庁舎の清掃委託業務を受注していて、契約解除の実績がないことを証明する書類の写し。

## ② 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5.(1)で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

ア 企業の代表責任者及び本業務担当者（様式1）

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者。

イ 必要とされる資格を証明する書類の写し（提出様式1に添付のこと）

ウ 業務実績（様式2）

本実施要項1.で示す業務毎に過去3年間の実績。

エ 本業務実施の考え方（様式3）

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント。

オ 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法（様式4）

本実施要項1.で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法を示す。

（業務毎に担当企業が異なる場合には、業務毎に作成のこと。）

カ 業務に対する提案事項（様式5、6、7）

(ア) 業務の質の確保に関する提案

(イ) 従来の実施方法（6.で開示された既存の仕様書等に示された内容）に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費削減効果（或いはその両方）を具体的に示すこと。

キ 緊急時の体制及び対応方法（様式8）

緊急時（施設管理業務の実施にあたり想定していたとおりの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を示す。

## ③ 開札にあたっての留意事項

ア 開札は、入札者を立ち合わせて行う。ただし、入札者が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。

ウ 入札者は、開札場に入場しようとするときには、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（所定のものがあれば別添添付）を提示又は提出しなければならない。

エ 入札者は、入札中は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認め

た場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

オ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札者は再度の入札の締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

カ 上記オの当初入札又は再度入札（入札執行回数は、原則2回）の結果、落札者がいない場合は、再度入札公告を行う。

## 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（第14条第2項第5号）

施設管理業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式（除算方式）によるものとする。なお、評価の基準及び企画書等の評価は、契約の透明性の確保及び適正化を図るため防衛省に設置した委員会等において行うものとし、当該評価の客観性を確保するために部外有識者の意見を聴くものとする。

### (1) 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。なお、評価項目におけるそれぞれの配点については、別紙4による。

#### ① 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点（250点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

##### ア 実施体制

(ア) 各業務の水準が維持される体制であること。

(イ) 提案された内容が実現可能な体制であること。

(ウ) グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であること。

##### イ 業務に対する認識

施設管理業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

##### ウ 現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、要求水準が確保されるものになっているか。

#### ② 加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目審査を行う。なお、提案内容については、具体的であり効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には従来の実施方法と提案内容との比較を行い、相対評価により加点する。

##### ア 業務の質についての提案内容（215点）

質の維持・向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されているか。また、それらが実施可能な体制が確保されているか。

##### イ 改善提案内容（90点）

改善提案の内容は、現行基準レベルの質の維持が確保できるものか。また、質の向上が図られているか。

ウ 緊急時への対応について考え方・体制 (100点)

具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。

(2) 落札者決定にあたっての評価方法

① 落札者の決定方法

必須審査により得られた基礎点(250点)と加点審査項目で得られた加算点(405点)を加算し、入札価格(予定価格の制限の範囲内であるものに限る。)で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する。

$$\text{総合評価点} = (\text{基礎点 (250点)} + \text{加算項目審査による加算点(405点)}) \div \text{入札価格}$$

② 留意事項

ア 当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適当と認められた場合には、予定価格の制限をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者として決定することがある。

(ア) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性(当該単価で適切な人材が確保されているか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が該当金額で了解しているか否か等)

(イ) 当該契約の履行体制(常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等)

(ウ) 当該契約期間中における他の契約請負状況

(エ) 手持機械その他固定資産の状況

(オ) 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

(カ) 経営状況

(キ) 信用状況

イ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札者に直ちにくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は、直接くじを引くことが出来ないときは、これに代わって入札事務に関係ない職員がくじを引き落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、

入札条件を見直し、再度入札公告に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合には、防衛省は入札によらない方法により当該業務を実施することとし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

## 6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項

(法14条第2項第6号及び第4項)

従来の実施に関する情報は、別紙3のとおり。

## 7. 民間事業者を使用させることが出来る防衛省・自衛隊の施設・設備等

(法第14条第2項第7号)

### (1) 使用場所

防衛省三宿地区内において施設管理業務を実施するために必要な場所は別紙3別添2のとおりとする。

### (2) 使用設備等

- ① 使用可能な設備については、仕様書に示したもの及び別紙3別添3のとおりとする。  
なお使用する設備等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。
- ② 民間事業者は、仕様書に示されている場合、又は必要な場合は施設管理担当者と協議の上、必要最小限の機器・設備等を持ち込むことができる。
- ③ 前記②により民間事業者が持ち込んだ機器・設備等については、防衛省の施設管理業務及び防衛省が実施する他の業務に支障を来すことの無いよう、適切な管理を行うこと。
- ④ 機器・設備等の持ち込みに伴う付帯工事等の措置等が必要な場合は、防衛省と協議の上、実施することができる。

なお、必要な措置等を実施した場合は、施設の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行い、防衛省の承認を受けなければならない。

### (3) 使用目的の制限

防衛省における施設管理業務及び同業務の実施に付随する業務以外の目的に使用してはならない。

### (4) 事務スペース等の借受

- ① 民間事業者は、施設管理業務及び同業務の実施に付随する業務を遂行するため別紙3に示す事務スペース等は無償で借り受けることができる。
- ② 民間事業者が、防衛省に設備等を設置する経費及び設備等から生じる経費は民間事業者の負担とする。
- ③ 民間事業者が設備等を設置した場合は、設備の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行うこと。

### (5) 施設の使用に係る経費

民間事業者が施設管理業務を実施するために使用する防衛省の施設及び設備につい

ては、無償で使用するができる。

8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するにあたり、国の行政機関等の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のための契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項。

(法第14条第2項第9号)

(1) 報告等について

① 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、施設管理業務を行うにあたり各年度の事業開始日までに年度毎の施設管理業務計画書を作成し、防衛省に提出すること。

② 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、施設管理業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

③ 国等の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるにあたり、国の検査・監督体制は以下のとおりとする。

・施設管理責任者

自衛隊中央病院管理施設 : 自衛隊中央病院総務部管理課長

陸上自衛隊衛生学校管理施設 : 陸上自衛隊衛生学校総務部管理課長

技術研究本部電子装備研究所管理施設 : 技術研究本部電子装備研究所総務課長

・支出負担行為担当官 : 自衛隊中央病院総務部会計課長

・支出負担行為担当官補助者

自衛隊中央病院 : 自衛隊中央病院総務部管理課施設班長

陸上自衛隊衛生学校 : 陸上自衛隊衛生学校総務部管理課営繕班長

技術研究本部電子装備研究所 : 技術研究本部電子装備研究所総務課用度係長

(2) 防衛省・自衛隊による調査への協力

防衛省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、民間事業者に対し、当該管理・運営業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所(又は業務実施場所)に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする防衛省の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

防衛省は、民間事業者による委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、施設管理業務に関して防衛省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の施設管理業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に施設管理業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、施設管理業務を中止しようとするときは、あらかじめ防衛省の承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

ア 民間事業者は、施設管理業務の実施にあたって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

イ 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、施設管理業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、施設管理業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び施設管理業務を実施する者は、施設管理業務の実施の事実をもって、第三者に誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は、施設管理業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、施設管理業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に施設管理業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属等

ア 施設管理業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、

民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

イ 民間事業者は、施設管理業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、防衛省の承認を受けなければならない。

#### ⑩ 再委託の取扱い

ア 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

ウ 民間事業者は、施設管理契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで防衛省の承認を受けなければならない。

エ 民間事業者は、上記イ及びウにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 再委託先は、上記の秘密の保持等、公正な取扱、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、防衛省・自衛隊との契約によらない自らの業務の禁止については、再委託先は民間事業者と同様の義務を負うものとする。

#### ⑪ 契約解除

防衛省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

イ 法第14条第2項第3号若しくは第15条において準用される法第10条（第11号を除く）の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ウ 本契約に従って施設管理業務を実施できなかつたとき、又はこれを実施することが出来ないことが明らかになったとき。

エ 上記ウに掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

カ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。

キ 民間事業者又はその他の施設管理業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、施設管理業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

ク 暴力団が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ケ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

#### ⑫ 契約解除時の取扱い

ア 上記⑩に該当し、契約を解除した場合には、防衛省は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

イ この場合、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として防衛省の指定する期間内に納付しなければならない。

ウ 防衛省は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

エ 防衛省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

#### ⑬ 一般的損害

施設管理業務を行なうにつき生じた損害については、民間事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、防衛省の責めに帰すべき事由により生じたものについては、防衛省が負担する。

#### ⑭ 業務途中における共同体からの脱退

民間事業者が、共同体による場合、共同体参加企業（以下、「参加企業」という。）は、本業務を完了する日までは共同体から脱退することはできない。

#### ⑮ 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

#### ⑯ 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

ア 民間事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、民間事業者は防衛省の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の100分の10に相当する額を違約金として防衛省の指定する期間内に支払わなければならない。

（ア）この契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項「（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）」の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

（イ）納付命令又は独占禁止法第7条「若しくは第8条の2」の規定に基づく排除措



置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条「又は第8条第1項第1号」の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(ウ) 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者に独占禁止法第3条「又は第8条第1項第1号」の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象なった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(エ) この契約に関し、民間事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

イ 防衛省は、受注事業者が上記アの規定による金額を防衛省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

#### ⑰ 委託内容の変更

防衛省及び民間事業者は、本件業務の質の向上の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

⑱ 実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について民間事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

#### ⑲ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と防衛省が協議するものとする。

### 9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に应ずる責任を含む。)に関する事項（第14条第2項第10号）

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該施設管理業務に従事する者が、故意又は過失により、当該施設管理業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 防衛省が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、防衛省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について防衛省の責めに帰すべき理由が存する場合は、防衛省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について防衛省・自衛隊の責めに帰すべき理由が存するときは、

民間事業者は防衛省に対し、第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (3) 民間事業者は、契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって、防衛省に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として防衛省に支払わなければならない。

## 1 0. 対象公共サービスに係る第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

(第 1 4 条第 2 項第 1 1 号)

- (1) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成 25 年 3 月時点における状況を調査するものとする。

- (2) 調査の方法等

防衛省は、民間事業者が実施した施設管理業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

- (3) 調査項目及び方法

1. 2 「サービスの質の設定」により設定した事項。

## 1 1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他

- (1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の実施状況については、防衛省において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表することとする。

また、防衛省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第 2 6 条及び第 2 7 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

- (2) 防衛省の監督体制

本契約に係る検査・監督は、支出負担行為担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法によって行うこととする。

- (3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

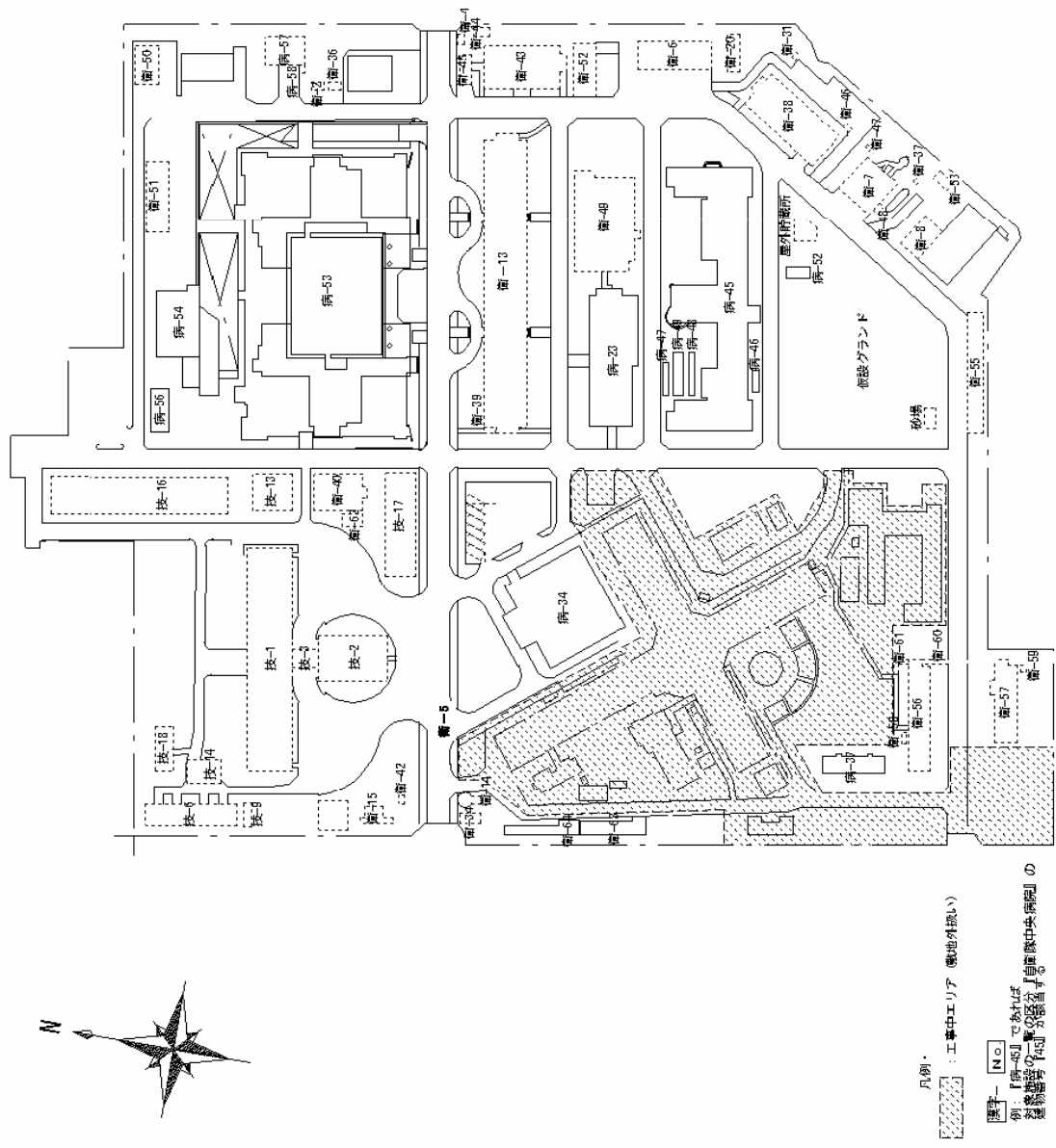
- ① 民間事業者の責務等

本委託事業に従事する者は、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

- ② 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法第 2 3 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 2 5 条及び第 2 6 条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は防衛省を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

防衛省三宿地区の対象施設 S = 1 / 2500



## 対象施設の一覧

区分	建物番号	建物名称	構造	建設年月日	建築面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )
自衛隊中央病院	23	教育棟	RC-4	S47.3.30	947	3,669
	37	隊舎	RC-5	S50.3.25	164	821
	45	第6隊舎	RC-8	H12.10.3	2,265	16,646
	46	ゴミ置き場	RC-1	H12.10.3	22	22
	47	自転車置き場	S-1	H12.10.3	24	24
	48	自転車置き場	S-1	H12.10.3	68	68
	49	自転車置き場	S-1	H12.10.3	34	34
	52	倉庫	S-2	H17.7.12	60	121
	53	病院	RC-10一部SRC/B3	H21.1.29	7,388	68,261
	54	職能補導所	RC-4	H21.1.29	897	2,241
	56	ポンプ室	RC-1	H21.1.29	7	7
	57	自動車修理工場	S-1	S30.2.15	174	174
	58	カーバイト庫	S-1	S30.2.15	3	3
陸上自衛隊衛生学校	2	油脂庫	RC-1	S30.2.15	9	9
	4	警衛所	CB-1	S30.12.30	3	3
	5	医実隊庁舎	RC-4	S55.3.15	1,339	4,507
	6	倉庫	RC-1	S30.5.31	323	323
	7	汽缶室	S-1	S30.3.25	311	311
	8	特高受電所	RC-1	S30.5.31	129	129
	13	学校庁舎	RC-3	S30.5.31	1,914	5,811
	14	警衛所	RC-1	S30.12.30	26	26
	15	給水ポンプ室	RC-1	S30.10.17	58	58
	20	木工所	W-1	S30.10.30	59	59
	31	塗料保管庫	CB-1	S45.8.20	2	2
	34	面会所	S-1	S47.3.31	29	29
	36	油脂庫	CB-1	S49.4.30	9	9
	37	ポンプ小屋	CB-1	S49.11.25	3	3
	38	第1隊舎	RC-4	S50.5.20	592	2,371
	39	蒸気ポンプ室	RC-1	S53.3.20	10	10
	40	電話局舎	RC-1	S55.1.31	280	280
	42	変圧塔	RC-1	S30.12.30	9	9
	43	第2隊舎	RC-4	S57.2.28	503	2,033
	44	ポンプ室	RC-1	S57.2.28	7	7
	45	消防車庫	RC-1	S57.2.28	60	60
	46	ポンプ室	RC-1	S58.3.2	3	3
	47	ポンプ室	RC-1	S62.11.27	3	3
	48	炭酸ガス室	RC-1	S62.11.27	5	5
	49	厨房・教場	RC-4	H5.3.22	1,047	3,396
	50	倉庫	S-1	H8.3.28	150	150
	51	保管庫	S-2	H11.7.16	280	560
	52	教場	S-2	H12.10.3	109	195
	53	動物舎	RC-1	H12.10.3	30	30
	55	第3隊舎	RC-3	S44.3.31	274	824
	56	第4隊舎	RC-5	S48.3.15	377	1,885
	57	第5隊舎	RC-5	S57.3.10	277	1,404
	58	自転車置き場	S-1	S55.7.1	14	14
	59	ポンプ室	RC-1	S57.3.10	7	7
60	渡り廊下	S-1	S57.3.10	64	64	
61	渡り廊下	S-1	S57.3.10	10	10	
62	電源室	RC-1	H14.10.8	44	44	
63	自動車修理工場	S-1	S37.3.31	144	144	
64	車庫	S-1	S46.3.25	166	166	
技術研究本部	1	庁舎本館	RC-5	S30.8.15	1,293	6,840
	2	庁舎別館	RC-2	S30.8.15	389	812
	3	渡廊下	RC-2	S30.8.15	32	106
	6	器材庫	S-1	S31.3.31	194	194
	9	自転車置場	W-1	S37.3.31	16	16
	13	冷暖房機械室	RC-1	S51.8.31	144	144
	14	ドライバ-控室	R(軽量)-2	H9.1.13	211	407
	16	実験棟(光・電子)	RC-3	H3.11.22	1,128	3,230
	17	試験室(電波暗室)	RC-4	H7.3.20	644	1,019
18	倉庫	R(軽量)-2	H9.1.13	80	139	

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員		0	0	0
	非常勤職員		0	0	0
物件費			0	0	0
委託費			12,580	12,014	325,966
計(a)			12,580	12,014	325,966
参考値 (b)	減価償却費		0	0	0
	退職給付費用		0	0	0
	間接部門費		0	0	0
(a)+(b)			12,580	12,014	325,966
(注記事項)					
1 委託費の内容は別添1を参照。					
2 平成21年4月から新自衛隊中央病院を運用している。					
3 平成22年4月から医実隊庁舎を運用している。					
2 従来の実施に要した人員			平成19年度	平成20年度	平成21年度
区 分					
常勤職員					
非常勤職員					
(業務従事者に求められる知識・経験等)					
○実施要項、「三宿地区施設維持管理等役務仕様書」を参照。					
(業務の繁閑の状況)					
○繁忙時期:通年					
(その他)					
○対象業務については、原則一般競争入札で外部委託により実施している。					

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

仕様書のとおり

(注記事項)

- 仕様書に記載された施設及び設備は無償で貸与する。
- 業務を実施するため別添2及び別添3に示すスペース並びに備品類を無償で貸与する。
- 仕様書において民間事業者が用意すると記載された設備等は防衛省の業務に支障を与えないものとする。

### 4 従来の実施における目的の達成の程度

防衛省三宿地区で実施した施設管理業務に係る目的の達成程度

- 業務請負者の不備に起因した三宿地区各機関の行う業務の中断回数:0回
- 業務請負者の不備に起因した三宿地区各施設入居者、病院施設利用者のけが:0回  
(病院で治療を要する重大なもの)
- 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数:0回
- 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数:0回

### 5 従来の実施方法

従来の実施方法(業務フロー図等)

- 1 従来業務の業務分担及び民間競争入札による業務分担の関係は別添4の業務区分表のとおり。
- 2 従来業務を実施してきた部署は別添5の組織図のとおり。

## 委託費の内訳

(単位:千円)

業 務 内 容	平19年度	平成20年度	平成21年度	備 考
病院施設維持管理等業務(※1)			284,893	21年4月運用開始
電気設備維持管理業務				
配電設備の定期点検業務	1,501	1,197	1,018	
電気工作物の保安管理業務	1,260	1,045	995	
機械設備維持管理業務				
地下燃料タンク等点検保守役務	368	126	94	
紙細断機点検保守業務	137	135	140	
冷却水用薬品注入装置保守点検業務			102	21年4月運用開始
環境整備業務				
シートクリーナー他の点検保守業務	889	875	1,414	
庁舎等清掃業務	4,950	5,134	5,567	
病院施設清掃等業務			28,350	21年4月運用開始
警備案内業務	3,475	3,502	3,393	
計	12,580	12,014	325,966	

※1 医実隊庁舎GHP式空調機保守(23年度から)、厨房器材点検保守(23年度から)、CGS等保守及び設備用PC等保守(24年度から)が新規追加

「シートクリーナー他の点検保守業務」の21年度増はサニタリーディスポーザル賃貸料(中病)を含む  
「庁舎等清掃業務」の21年度増は草刈業務(技本)を含む。

## 使用可能な施設の内訳

区分	建物名	場 所	面積(m <sup>2</sup> )	備 考
自衛隊 中央病 院	病院	B1清掃用具庫	25.412	病院施設清掃等業務
	病院	B1清掃員控室	23.893	病院施設清掃等業務
	病院	B1分別作業等作業場	127.717	病院施設清掃等業務
	病院	B1空瓶・空缶集積所	10.559	病院施設清掃等業務
	病院	B1ペットボトル集積所	9.129	病院施設清掃等業務
	病院	B1冷凍機械室の一部	490.247	病院施設維持管理等業務
	病院	B1ボイラー室の一部	286.659	病院施設維持管理等業務
	病院	B1コジェネレーション機械室	326.794	病院施設維持管理等業務
	病院	B1ガスコン室	50.79	病院施設維持管理等業務
	病院	B1電気室	483.193	病院施設維持管理等業務
	病院	B1制御盤室	69.586	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視室	50.95	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視仮眠室	7.36	病院施設維持管理等業務
	病院	B1更衣室・シャワー室	7.139	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	56.633	病院施設維持管理等業務
	技術研 究本部	ドライバー控室	1F用務員室	12.96
庁舎本館		1F当直室(課業中は守衛室)	27.3	警備・案内業務



## 使用可能な備品等の内訳

区分	建物名	場 所	備品等名	数量	備 考
自衛隊中央病院	病院	B1ボイラー室の一部	鋼製書棚	4台	病院施設維持管理等業務
	病院	B1ボイラー室の一部	コピー機	1台	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視室	机(事務用)	8台	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視室	椅子(事務用)	8台	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視室	監視装置機器	1式	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視室	PHS	2台	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視室	ホワイトボード	2個	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視仮眠室	ベッド・マット・枕	各1	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視仮眠室	毛布	3枚	病院施設維持管理等業務
	病院	B1メンテナンスピット	更衣ロッカー1連	12個	病院施設維持管理等業務
	病院	B1分別作業等作業場他	清掃用カート	2台	病院施設清掃等業務
	病院	1F防災センター	鋼製書棚	4台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	机(事務用)	4台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	椅子(事務用)	4台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	椅子(監視機器等用)	3台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	監視装置機器	1式	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	PHS	1台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	冷蔵庫	1台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	電子レンジ	1台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	拡声器	2個	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	ホワイトボード	2個	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	プリンター(リース)	1台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	キーボックス	1個	病院施設維持管理等業務
	病院	1F仮眠室・更衣室	ベッド・マット・枕	各1	病院施設維持管理等業務
	病院	1F仮眠室・更衣室	毛布	2枚	病院施設維持管理等業務
	病院	1F仮眠室・更衣室	鋼製棚	1台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F仮眠室・更衣室	パイプ椅子	2台	病院施設維持管理等業務
	技術研究本部	ドライバー控室	1F用務員室	電気ポット	1台
ドライバー控室		1F用務員室	応接セット	1セット	庁舎等清掃業務
庁舎本館		1F当直室	更衣ロッカー(一人用)	1個	警備・案内業務
庁舎本館		1F当直室	冷蔵庫	1台	警備・案内業務
庁舎本館		1F当直室	机(脇)	1台	警備・案内業務
庁舎本館		1F当直室	机(両袖)	1台	警備・案内業務
庁舎本館		1F当直室	椅子(事務用)	1台	警備・案内業務
庁舎本館		1F当直室	椅子(会議用)	1台	警備・案内業務
庁舎本館		1F庁舎本館裏	エアシューズクリーナ	1個	病院施設維持管理等業務
光電子実験棟		1F光電子実験棟裏	エアシューズクリーナ	1個	病院施設維持管理等業務

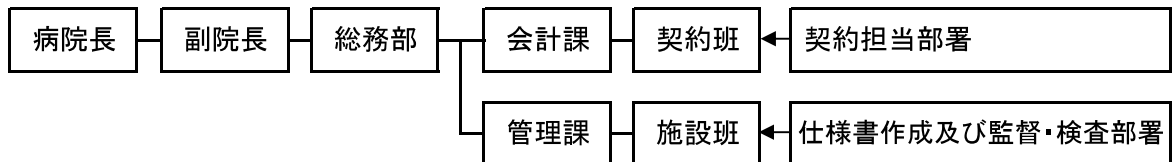
## 業務区分表

業務内容	業務細目	現状(競争入札)		民間競争入札		備考
		防衛省	委託業者	防衛省	委託業者	
1 病院施設維持 管理等業務	防災設備点検保守業務		○		○	業務詳細は別冊1「設備維持 管理等役務仕様書」管理 番号1～50による
	消火設備保守点検業務		○		○	
	厨房ダクト消火設備点検保守業務		○		○	
	エレベータ設備等点検保守業務		○		○	
	エスカレーター設備点検保守業務		○		○	
	物品搬送設備点検保守業務		○		○	
	自動ドア(内部・外部)点検保守業務		○		○	
	シャッター点検保守業務		○		○	
	冷凍機設備点検保守業務		○		○	
	空気調節装置点検保守業務		○		○	
	給排気ファン点検保守業務		○		○	
	ポンプ設備点検保守業務		○		○	
	ファンコイルユニット点検保守業務		○		○	
	熱交換器点検保守業務		○		○	
	空調機点検保守業務		○		○	
	空調用純水設備点検保守業務		○		○	
	厨芥処理設備点検保守業務		○		○	
	非常用ろ過装置点検保守業務		○		○	
	浴槽ろ過装置点検保守業務		○		○	
	ごみ処理設備点検保守業務		○		○	
	排水再利用設備点検保守業務		○		○	
	院内呼出設備点検保守業務		○		○	
	放送設備点検保守業務		○		○	
	インターホン設備点検保守業務		○		○	
	無線通信補助設備点検保守業務		○		○	
	監視カメラ設備点検保守業務		○		○	
	防犯・入退室管理設備保守業務		○		○	
	中央監視設備点検保守業務		○		○	
	特高受変電設備点検保守業務		○		○	
	高圧受変電設備点検保守業務		○		○	
	電灯・動力設備点検保守業務		○		○	
	直流電源設備点検保守業務		○		○	
	計装設備点検保守業務		○		○	
	交流無停電電源装置点検保守業務		○		○	
	自家発電設備(コージェネ)点検保守業務		○		○	
	ボイラー点検保守業務		○		○	
	蒸気発生器点検保守業務		○		○	
	製缶類点検保守業務		○		○	
	RI排水設備点検保守業務		○		○	
	人工透析排水処理設備点検保守業務		○		○	
	滅菌処理設備点検保守業務		○		○	
	厨房除外設備点検保守業務		○		○	
	厨房器材点検保守業務		○		○	
	施設維持管理業務(中央監視・巡視)		○		○	
	防災監視・巡視及び病院受付業務		○		○	
	飲料水水質検査業務		○		○	
	グリストラップ定期整備業務		○		○	
	貯水槽清掃業務		○		○	
	排水槽清掃業務		○		○	
	ばい煙測定業務		○		○	
上記業務の管理・監督		○		○		

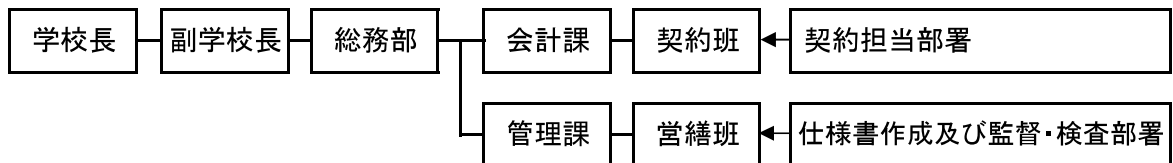
2 電気設備維持管理業務	配電設備の定期点検業務		○		○	業務詳細は別冊1「設備維持管理等役務仕様書」管理番号51・52による
	電気工作物保安管理業務		○		○	
	業務の管理・監督	○		○		
3 機械設備維持管理業務	地下燃料タンク等点検保守業務		○		○	業務詳細は別冊1「設備維持管理等役務仕様書」管理番号53～55による
	紙細断機点検保守業務		○		○	
	冷却水用薬品注入装置点検保守業務		○		○	
	上記業務の管理・監督	○		○		
4 環境整備業務	シートクリーナー他の保守点検業務		○		○	業務詳細は別冊2「環境整備等役務仕様書」による
	庁舎等清掃業務		○		○	
	庁舎等日常・定期清掃業務		○		○	
	屋外清掃業務		○		○	
	窓ガラス等清掃業務		○		○	
	集積ゴミの整理業務		○		○	
	草刈り業務		○		○	
	病院施設清掃等業務		○		○	
	病院等日常・定期清掃業務		○		○	
	無菌病室定期清掃業務		○		○	
	手術室特殊清掃消毒作業業務		○		○	
	廃棄物資源化・減容化処理業務		○		○	
	植栽管理業務		○		○	
	上記業務の管理・監督	○		○		
5 警備・案内業務	防犯・防災監視業務		○		○	業務詳細は別冊1「設備維持管理等役務仕様書」管理番号60による
	出入管理業務		○		○	
	巡回監視業務		○		○	
	外来者受付・案内業務		○		○	
	電話対応業務		○		○	
	上記業務の管理・監督	○		○		

## 組 織 図

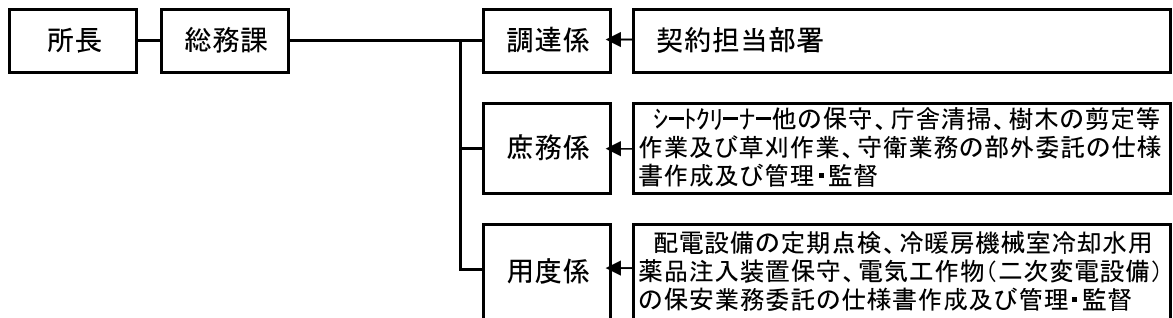
### 1 自衛隊中央病院組織図



### 2 衛生学校組織図



### 3 技術研究本部(電子装備研究所)組織図



## 評 価 表

実施要項区分	業務区分 実施要領区分	項番	評価項目・評価の視点	得点配分		得点
				基礎点	加算点	
① 必須項目審査	業務共通					
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	0/50	—	
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/50	—	
	2) 業務に対する認識	3	管理・運營業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/50	—	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/50	—	
	3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、(発注者側の)要求水準が確保されているものとなっているか	0/50	—	
② 加点項目審査	管理・運營業務全般に係る業務に関する提案					
	1) 業務の質についての提案内容	6	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により、各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	—	0~30	
		7	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	—	0~20	
		8	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~20	
	各設備点検保守業務					
	1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~20	
		10	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~20	
	2) 改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~20	
		12	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~10	
	病院施設維持管理等業務					
	1) 業務の質についての提案内容	13	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~20	
		14	施設、特に病院機能を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~20	
		15	病院受付業務において病院の窓口として来院者に適切に対応する工夫がみられるか	—	0~10	
	2) 改善提案内容	16	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~20	
		17	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~10	
	環境整備業務					
	1) 業務の質についての提案内容	18	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~20	
		19	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~10	
		20	病院施設清掃において患者への配慮及び病院としての衛生環境の保持等の工夫がみられるか	—	0~10	
	2) 改善提案内容	21	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~10	
		22	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~10	

警備・案内業務					
1) 業務の質についての提案内容	23	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~10	
	24	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~5	
2) 改善提案内容	25	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~5	
	26	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~5	
緊急時及び非常時対応					
3) 緊急時への対応についての提案内容	27	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	—	0~30	
	28	各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	—	0~20	
	29	緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	—	0~20	
	30	トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	—	0~30	
合計得点			250	405	

## 施設管理業務企画書

### 1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

■入札参加グループの場合は、入札参加グループの一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び本業務担当者。

2. 業務実績			
■本実施要項(1.)で示す業務毎に過去3年間の実績を記載すること。			
(1) 病院施設維持管理等業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(2) 電気設備維持管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(3) 機械設備維持管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(4) 環境整備業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(5) 警備・案内業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等



3. 本業務実施の考え方

■安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。

4. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法

■本実施要領(1.)で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載すること。業務毎に実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務毎の実施体制及び管理体制を記載すること。

5. 施設管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■以下の項目について、具体的かつ簡潔にまとめること。なお、各設備点検保守業務、病院施設維持管理等業務、環境整備業務、植栽管理業務、警備・案内業務、病院受付業務の各業務毎に提案書を作成することができる。

1. 施設管理業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2. 質の確保に関する提案事項

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表			
<p>■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記の改善提案のない業務項目については、防衛省が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。</p>			
(1)各設備点検保守業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(2)病院施設維持管理等業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(3)環境整備業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(4)警備・案内業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		

7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案

■簡潔に記載すること。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の具体的な内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法

■緊急時(施設管理業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

作成年月日：平成22年 8月30日

作成者：自衛隊中央病院

総務部管理課

仕様書番号：管 第 号

## 三宿地区施設維持管理等役務仕様書

# 共通事項

## 1 総 則

本役務は、特記事項・特記仕様書に記載してある事項のほか、『防衛省三宿地区施設管理業務における民間競争入札実施要項』及び本共通事項、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成20年度版）」（以下、『共通仕様書』とする）の関係する項目を参照し、実施すること。また設計図、本仕様書に記載されていない事項については、監督官との協議によるほか、技術上当然すべき事項については請負者の負担により実施すること。

## 2 目 的

### (1) 設備維持管理等業務に関する事項

防衛省三宿地区内の各建物に設置されている各種設備等の点検保守業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ能率的に執行し、各種設備の良好な運転と延命を図ることを目的とする。

### (2) 環境整備等業務に関する事項

防衛省三宿地区内の病院建物及びその関連する施設、研究所庁舎とその関連する施設の清掃業務に関する仕様を定め、それぞれの施設の用途に応じた適切な清掃方法を用いて常に衛生的且つ良好な環境の維持に努めると共に、それぞれの施設から排出される各種廃棄物の収集運搬及び処理を行い、廃棄物の減量化及び適正な処理方法を用いて環境の保全に努める。

### (3) 上記2項に共通する事項

請負業者は業務の実施に当り、常に効果的・効率的・経済的で環境に配慮した方法で業務を行うと共に、改善提案や作業能率向上のための提案を適時行うこと。

## 3 適用範囲

本共通事項は、施設管理業務に該当する事項のみ適用する。

## 4 請負者の業務遂行能力等の提示

請負業者は業務着手に先立ち、下記に示されている事項に関して業務実績及び必要な資格の写しを官側担当者に書面を持って提示すること。なお、共同企業体を結成する場合には、特記がない限り筆頭企業の実績等について提示すること。但し(3)の事項については、共同企業体の全体が対象となる

### (1) 設備点検保守等に関する事項

(ア) コ・ジェネレーション設備（ガスタービン発電能力1,000kw以上）を有する病院施設（病床数300床以上）において、連続して複数年に亘り施設維持管理業務を統括して請負った実績

(イ) 上記と同等以上と官側が認めた類似施設において、連続して複数年に亘り施設維持管理業務を統括して請負った実績。

(ウ) ISO9001の承認を取得済み、若しくは本年3月末までに取得が見込まれていること。

### (2) 施設内清掃等に関する事項

(ア) ISO9001及び14001（ビル管理（清掃））の承認を取得済み又は取得申請中であること。

(イ) 医療サービス認定マークを取得していること。また医療法施行規則第9条の15の基準を満たしていること。

### (3) 上記2項に共通する事項

(ア) 請負業者は過去5年間の間に国又は地方公共団体、独立行政法人等が管理する施設の委託業務を受注している、尚且つ契約解除の実績が無いこと。



## 5 請負業者の負担の範囲

### (1) 設備維持管理等業務に関する事項

- (ア) 中央監視・防災監視業務のための控室、仮眠室及び寝具類（ベット等）、作業の為の作業台等については官側が提供する。業務管理に必要な OA 機器等については請負業者負担とする。
- (イ) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、請負業者の負担とする。また持ち込む機材等については、原則として JIS 工業規格等の指定品で、且つ、良好な物を使用し、保管管理にあたっては、整理整頓に努めること。
- (ウ) 保守に必要な消耗部品や材料及び油脂類等の他、各設備点検保守で記載されている指定交換部品については、請負業者の負担とする。但し、空調用フィルター、ボイラー用薬品（並塩含む）、冷凍機用薬品、Vベルトは官側からの支給とする。

### (2) 環境整備等業務に関する事項

- (ア) 清掃に必要な道具（機材及び運搬車含む）及び洗剤等の薬剤、ウエス等の清掃副資材、その他作業員のために使用する衛生管理用消耗品（手袋類、石鹼、消毒用アルコール、サージカルマスク等）及び清潔区域の清掃時に着用する使い捨てエプロン、靴等については請負業者負担とする。
- (イ) 作業員が使用する更衣ロッカー、清掃用具入れ、洗濯機等で業務に必要な備品関係は請負業者の負担とする。
- (ウ) 塵芥用ビニル袋（東京都 23 区推奨ゴミ袋〈可燃物用〉・LDPE ポリ袋〈不燃ゴミ用〉）及びトイレトーパー、手洗洗剤用補充液とその容器については官側支給する。

### (3) 上記 2 項に共通する事項

- (ア) 業務の実施に必要な最小限の電気、ガス、水道等の光熱水料は、官側負担とする。但し特記がある場合に限り請負業者の負担とする。

## 6 各種法令等の遵守

請負業者は、当該役務に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進に努めるものとする。

## 7 業務従事者

### (1) 設備維持管理等業務に関する事項

- (ア) 業務従事者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (イ) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

### (2) 環境整備等業務に関する事項

- (ア) 清掃作業従事者は、業務実施に際し抗体検査等を必ず実施し必要な予防接種等を行った後に従事させることとし、種類については下記による。また流行性ウイルス性疾患罹患若しくは可能性の有る者については従事させないこと。
  - ・ワクチン接種 : 麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B 型肝炎
  - ・抗体検査 : ツベルクリン反応
  - ・予防接種 : インフルエンザ
- (イ) 請負業者は、下記の項目に関する知識等について、従事者に周知徹底させ、業務実施期間中は遵守させること。
  - ・「病院清掃」作業における実践的な知識
  - ・「標準予防策」と「感染防止」に関する知識
  - ・「マナー（接遇を含む）」に関する知識
- (ウ) 病院内の定期清掃作業に従事する者は、病院清掃に関して 3 年以上の実務経験を有した者を配置すること。また業務従事者は同一の会社の者が行うこと。

### (3) 上記2項に共通する事項

- (ア) 官側は、業務従事者の業務履行中に、著しく不適格又は不適当な行動が明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、請負業者は業務に支障を来たさないように必要な措置を直ちに採らなければならない。また請負業者は、業務場所が防衛施設内という特性を十分理解した上で、業務従事者の人選を行うこと。
- (イ) 請負業者は、業務従事者全員に対して統一された会社名入の作業服及び名札（写真付き）を着用させ、常に清潔な物を着用させること。なお、業務の効率的な遂行の為、請負業者の計画で業種区分別に作業服を分けることに関しては妨げないものの、過度な細分化は行わず『設備点検保守等』と『施設内清掃等』程度に留めること。また、『警備・案内業務委託』の業務従事者及び『防災監視・巡視及び病院受付』の業務の内、『病院受付』の業務従事者についてはそれぞれの業務にふさわしい服装とする他、各種設備の二次請負業者に関しては当該条件外とする。
- (ウ) 従事者は患者及び職員等に不快の念をいだかせる言動及び行動を慎むこと。また身だしなみについては、華美な化粧、きつい匂いのする香水、さらに無精ヒゲや汚れた作業服を身に着ける等、不快感を伴う身なりは慎むこと。特に『施設内清掃』に従事するものについては十分注意すること。
- (エ) 請負業者は、業務従事者に対して健康診断を実施し、業務従事者の健康管理を行うこと。
- (オ) 請負業者は、全ての業務従事者それぞれ就業する業務に対して本役務の仕様書の内容を十分に把握し、業務実施に必要な知識等を教育すること。

## 8 副統轄管理責任者

- (1) 請負業者は、『設備維持管理等業務』及び『環境整備等業務』の業務従事者の中から副統轄管理責任者を選任するものとする。なお、選任に当たっては部門毎の業務に関して十分な知識を持ち、さらに5年以上の実務経験を有したものを選任すること。
- (2) 副統轄管理責任者の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解し、従事者に対して指導監督を実施するとともに、統轄管理責任者の補佐を行うものとする。

## 9 統轄管理責任者

- (1) 請負業者は、『設備維持管理等業務』及び『環境整備等業務』の業務を取り纏める統轄管理責任者を選任するものとする。
- (2) 統轄管理責任者の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解し、副統轄管理責任者及びそれぞれの従事者に対して指導監督を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。
- (3) 三宿地区は東京都条例で定められている特定地球温暖化対象事業所に指定されているため、統轄管理責任者は東京都が主催する講習会に参加し『技術管理者』の認定を受け、地区内各種設備の負荷に応じた効率的な運転計画の立案及び省エネに寄与する設備等の改善計画の立案を逐次行うこと。また毎月開催される『三宿地区 CO2 削減推進委員会会議』に参加し、技術的な面から進言等を行うこと。
- (4) 統轄管理責任者は『省エネ診断』が可能な有資格者であること。

## 10 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、業務実施体制、業務実施工程、その他業務を適性に行う上で必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し、協議するものとする。

## 1 1 安全管理・衛生管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険を伴う作業及び危険な場所については業務従事者に対して適切な安全措置及び注意喚起を講じて事故の防止を図るものとする。また業務実施中は、常に火災・障害・盗難等の事故防止に十分注意を払うこと。
- (2) 業務従事者の不注意等により施設等を損傷させた場合は、監督官に報告し指示を受けた後、請負業者の責任において原状復旧を行うものとする。また業務実施中は、隊員及び第三者に対して危害又は損害を与えないように、万全の措置を講じて作業すること。また万一危害等を与えた場合は請負者の責任において誠実に対応、補償すること。
- (3) 請負業者は、機会ある毎に業務従事者に対して安全管理・衛生管理教育を実施し、徹底させること。

## 1 1 保全上の注意点

- (1) 地区内への立入及び各施設の立入については、定められた部内規則を遵守し、必要な手続き等がある場合については所定の手続きを経た後に立入ること。
- (2) 許可を受けていない場所への立入については厳禁とするため、不必要に近づくことが無いように十分に注意すること。但し、業務実施に際して立入の必要が生じた場合は、監督官と調整の上、必要な手続きへた後に立入すること。
- (3) 業務関係図書等は、業務実施等の目的以外に第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。また業務実施の目的で二次請負業者等の関係者に対して設計図書の複製が必要となった場合は、複製数を把握した上で関係者に配布し、紛失には十分注意すること。また発注者から寄与された設計図書等（複製した設計図書含む）は業務完了後速やかに監督官へ返納すること。
- (4) 請負業者として業務実施に必要な OA 機器を施設内へ持込む場合は、官側に事前に調整を行い許可された後に持込むこと。また業務実施中に知り得た各種施設に関するデータは、請負業者の責任において適切に管理し、漏洩事故等の防止に努めること。また、請負契約が満了した際は当該データを破棄し、官側の確認を受けること。

## 1 2 関連業務との調整

本業務とは契約対象外であっても、関連する業務については、相互調整を図るものとする。

## 1 3 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出するものとする。なお、報告書式については、官側と協議の上、決定すること。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

## 1 4 提出書類

受託者は、官側の指定する期日までに次の書類を提出するものとする。様式については『役務完了届』を除き、任意の様式とするものの、見やすい様式にて提出すること。

- (1) 契約後、速やかに提出する書類
  - ・業務計画書
    - 年間及び月毎の各設備点検・清掃実施予定表
  - ・業務実施体制
    - 請負者の勤務員一覧（資格等の経歴を記載）
    - 設備保守の下請業者の連絡先及び担当者一覧
    - 非常時の体制
  - ・副統轄管理責任者、統轄管理責任者の選任届

・秘密保全実施計画書

※ 請負業者は、勤務者に異動、退職、長期休暇等が生じ、業務体制や名簿について変更があった場合は、直ちに官側に報告し、承認を得ること。

(2) 各種業務完了後に提出する書類

・業務日報及び作業記録等

※ 毎日の業務の完了後に直ちに作成し、原則として翌日（土日祝祭日の場合は次の平日）の朝に監督官へ報告すること。

(3) 役務完了後、速やかに提出する書類

・役務完了届

(4) その他、各種業務毎に指定されている書類

※ それぞれ指定された時期に提出すること。

1.5 その他

(1) 官側から業務実施の為に提供される事務室、守衛室、更衣の為に控え室等については、常に整理整頓し、清潔に保つこと。

1.6 業務の再委託について

(1) 請負業者は、本役務を一括して他の企業へ再委託することは禁止する。但し、各種設備の点検に際して、製造メーカー等にその設備の点検保守を委任することに関して、官側は妨げないものとする。

(2) 『環境整備等業務』については、当該業務について提携企業又は共同企業体の構成企業へ委任することを認める。但し、委任先企業からの別業者への業務の一括再委託については禁止する。

1.6 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合は、契約担当官と協議し、その指示を受けるものとする。

添付資料

・別冊 1 : 設備維持管理等役務仕様書

・別冊 2 : 環境整備等役務仕様書

# 設備維持管理等役務仕様書

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
1	各階	自動ドア		設置場所: 自衛隊中央病院								寺岡オートドア株式会社 随時
				片引			56					
				片引(オートロック式)			5					
				引分			12					
				引分(オートロック式)			5					
				2連引分			2					
				2連引分(オートロック式)			1					
				片引折戸			2					
				引分折戸			5					
				片引アルオーブナー			1					
				引分アルオーブナー			1					
				引分アルオーブナー(オートロック式)			1					
				片引(リニアード型)			15					
				片引(リニアード型・オートロック式)			9					
合計			115									
			設置場所: 第6隊舎									
	1階		引分け									
												昭和建産株式会社

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
2	各階	シャッター点検保守		設置場所:自衛隊中央病院 防火シャッター		26	建築保全共通仕様書による	1 / 年			文化シャッター(網)
											随時

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
				設置場所:自衛隊中央病院							
			●	22kVガス絶縁開閉装置	(C-GIS)	1		1 / 年		随時	
			●	ガス絶縁変圧器	8000kVA	2		1 / 年			
			●	主変二次盤		2		1 / 年			
			●	G-TR盤	A系	2		1 / 年			
			●	高圧配電盤	A系	1		1 / 年			
			●	高圧配電盤	A系	4		1 / 年			
			●	高圧配電盤	B系	1		1 / 年			
			●	高圧配電盤	B系	1		1 / 年			
			●	高圧配電盤	B系	4		1 / 年			
			●	高圧配電盤	B系	23~26		1 / 年			
			●	高圧配電盤	B系	21		1 / 年			
			●	高圧母線連絡盤		18.19		1 / 年			
			●	高圧切込盤		40~47		1 / 年			
			●	高圧引込盤		60		1 / 年			
			●	所内TR盤		61		1 / 年			
			●	所内MCCB盤	A系	62		1 / 年			
			●	高圧コンデンサ盤	B系	70~74		1 / 年			
			●	高圧コンデンサ盤		75~79		1 / 年			
			●	特高現場操作盤		90		1 / 年			
			●	系統運轉保護リレー盤		91		1 / 年			
			●	中継端子盤		92		1 / 年			
			●	制御用直流電源盤		93		1 / 年			
			●	接地端子盤		100		1 / 年			
3	1F	特高受変電設備点検保守									



管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
				設置場所:自衛隊中央病院							
			●	高圧引込盤	A系	1		・清掃	1 / 年		中立電機㈱
			●	高圧配電盤1	A系	1		・締付確認	1 / 年		
			●	高圧配電盤2	A系	1		・外観確認	1 / 年		
			●	高圧配電盤3	A系	1		・開閉器の開閉確認	1 / 年		
			●	高圧配電盤4	A系	1		・継電器動作試験	1 / 年		
			●	高圧母線連絡盤1	A系	1		・保護運動試験	1 / 年		
			●	高圧母線連絡盤2	A系	1		・インターロック試験	1 / 年		
			●	高圧配電盤5	A系	1		・停復電運動試験	1 / 年		
			●	高圧配電盤6	A系	1		・各種操作試験	1 / 年		
			●	高圧配電盤7	A系	1		・絶縁抵抗試験	1 / 年		
			●	高圧配電盤8	A系	1		・変圧器温度計動作確認	1 / 年		
			●	高圧配電盤9	A系	1		・メンテナンス、リファクタリング保護接点確認。	1 / 年		
			●	CG連絡盤	A系	1			1 / 年		
			●	高圧引込盤	B系	1			1 / 年		
			●	高圧配電盤1	B系	1			1 / 年		
			●	高圧配電盤2	B系	1			1 / 年		
			●	高圧配電盤3	B系	1			1 / 年		
			●	高圧配電盤4	B系	1			1 / 年		
			●	高圧母線連絡盤1	B系	1			1 / 年		
			●	高圧母線連絡盤2	B系	1			1 / 年		
			●	高圧配電盤5	B系	1			1 / 年		
			●	高圧配電盤6	B系	1			1 / 年		
			●	高圧配電盤7	B系	1			1 / 年		
			●	高圧配電盤8	B系	1			1 / 年		
			●	高圧配電盤9	B系	1			1 / 年		
			●	CG連絡盤	B系	1			1 / 年		
			●	高圧コンデンサ切替盤	高圧盤(VCB)	1			1 / 年		ニチコン㈱
			●	高圧コンデンサ盤	No.1	1			1 / 年		
			●	高圧コンデンサ盤	No.2	1			1 / 年		
			●	高圧コンデンサ盤	No.3	1			1 / 年		
			●	高圧コンデンサ盤	No.4	1			1 / 年		
			●	高圧コンデンサ盤	No.5	1			1 / 年		
			●	高圧コンデンサ盤	No.6	1			1 / 年		
			●	一般電灯高圧切替盤		1			1 / 年		
			●	一般電灯盤	No.1 LBS盤	1			1 / 年		
			●	一般電灯盤	No.1 TR盤	1			1 / 年		
			●	一般電灯盤	No.1 MCCB盤1	1			1 / 年		㈱ダイヘン
			●	一般電灯盤	No.1 MCCB盤2	1			1 / 年		

4 B1F 高圧変電設備点検保守

4	BIF	高圧受変電設備点検保守	● 一般電灯盤	No.1 MCCB盤3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃</li> <li>・締付確認</li> <li>・外観確認</li> <li>・開閉器の開閉確認</li> <li>・継電器動作試験</li> <li>・保護連動試験</li> <li>・インテック試験</li> <li>・停電連動試験</li> <li>・各種操作試験</li> <li>・絶縁抵抗試験</li> <li>・変圧器温度計動作確認</li> </ul>	1	1 / 年		
			● 一般電灯盤	No.2 MCCB盤1		1	1 / 年		
			● 一般電灯盤	No.2 MCCB盤2		1	1 / 年		
			● 一般電灯盤	No.2 TR盤		1	1 / 年		
			● 一般電灯盤	No.3 LBS盤		1	1 / 年		
			● 一般電灯盤	No.3 TR盤		1	1 / 年		
			● 一般電灯盤	No.3 MCCB盤1		1	1 / 年		
			● 一般電灯盤	No.3 MCCB盤2		1	1 / 年		
			● 一般動力高圧切替盤1	高圧盤 (VCB)		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.1 MCCB盤1		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.1 MCCB盤2		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.1 TR盤		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.1.2 LBS盤		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.2 TR盤		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.2 MCCB盤1		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.2 MCCB盤2		1	1 / 年		
			● 一般動力高圧切替盤2	高圧盤 (VCB)		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.3 MCCB盤1		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.3 MCCB盤2		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.3 TR盤		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.3.4LBS盤		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.4 TR盤		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.4 MCCB盤1		1	1 / 年		
			● 一般動力盤	No.4 MCCB盤2		1	1 / 年		
			● 放射線動力高圧切替盤	高圧盤 (VCB)		1	1 / 年		
			● 放射線動力盤	No.1 TR盤		1	1 / 年		
			● 放射線動力盤	No.1 MCCB盤		1	1 / 年		
			● 放射線動力動力、電灯切替盤	高圧盤 (VCB)		1	1 / 年		
			● 放射線動力盤	LBS盤		1	1 / 年		
			● 放射線動力盤	No.2 TR盤		1	1 / 年		
			● 放射線動力盤	No.2 MCCB盤		1	1 / 年		
			● 放射線電灯盤	TR盤		1	1 / 年		
● 放射線電灯盤	MCCB盤	1	1 / 年						
● UPS電源高圧切替盤1	高圧盤 (VCB)	1	1 / 年						
● UPS電源盤	No.1 TR盤	1	1 / 年						
● UPS電源盤	No.1 MCCB盤	1	1 / 年						
● UPS電源盤	高圧盤 (VCB)	1	1 / 年						
● UPS電源盤	No.2 TR盤	1	1 / 年						
● UPS電源盤	No.2 MCCB盤	1	1 / 年						
● 保安電灯高圧切替盤1	高圧盤 (VCB)	1	1 / 年						
● 保安電灯盤	No.1 MCCB盤1	1	1 / 年						
● 保安電灯盤	No.1 MCCB盤2	1	1 / 年						

4 BIF 高圧受変電設備点検保守	● 保安電灯盤	No.1 TR盤	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃</li> <li>・締付確認</li> <li>・外観確認</li> <li>・開閉器の開閉確認</li> <li>・继电器動作試験</li> <li>・保護連動試験</li> <li>・インタロック試験</li> <li>・停電連動試験</li> <li>・各種操作試験</li> <li>・絶縁抵抗試験</li> <li>・変圧器温度計動作確認</li> </ul>	1 / 年
	● 保安電灯盤	No.1.2 LBS盤	1		1 / 年
	● 保安電灯盤	No.2 TR盤	1		1 / 年
	● 保安電灯盤	No.2 MCCB盤	1		1 / 年
	● 保安電灯高圧切替盤2	高圧盤(VCB)	1		1 / 年
	● 保安電灯盤	No.3 MCCB盤	1		1 / 年
	● 保安電灯盤	No.3 TR盤	1		1 / 年
	● 保安電灯盤	No.3.4 LBS盤	1		1 / 年
	● 保安電灯盤	No.4 TR盤	1		1 / 年
	● 保安電灯盤	No.4 MCCB盤	1		1 / 年
	● 保安動力高圧切替盤1	高圧盤(VCB)	1		1 / 年
	● 保安動力盤	No.1 TR盤	1		1 / 年
	● 保安動力盤	No.1 MCCB盤	1		1 / 年
	● 保安動力盤	保安動力高圧切替盤2	1		1 / 年
	● 保安動力盤	No.2 TR盤	1		1 / 年
	● 保安動力盤	No.2 MCCB盤1	1		1 / 年
	● 保安動力盤	No.2 MCCB盤2	1		1 / 年
	● 保安動力高圧切替盤3	高圧盤(VCB)	1		1 / 年
	● 保安動力盤	No.3 TR盤	1		1 / 年
	● 保安動力盤	No.3 MCCB盤1	1		1 / 年
	● 保安動力盤	No.3 MCCB盤2	1		1 / 年
	● 保安動力高圧切替盤4	高圧盤(VCB)	1		1 / 年
	● 保安動力盤	No.4 TR盤	1		1 / 年
	● 保安動力盤	No.4 MCCB盤1	1		1 / 年
	● 保安動力盤	No.4 MCCB盤2	1		1 / 年
	● 非常動力電灯高圧切替盤	高圧盤(VCB)	1		1 / 年
	● 非常動力盤	LBS盤	1		1 / 年
	● 非常動力盤	TR盤	1		1 / 年
	● 非常動力盤	MCCB盤1	1		1 / 年
	● 非常動力盤	MCCB盤2	1		1 / 年
● 非常電灯盤	TR盤	1	1 / 年		
● 非常電灯盤	MCCB盤	1	1 / 年		
● DT盤	電灯	1	1 / 年		
● DT盤	動力	1	1 / 年		

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
	B2F	動力制御盤点検保守		設置場所：自衛隊中央病院			清掃・絶縁抵抗測定 外観確認・締付確認	1 / 年			株式会社 かわでん	
				動力制御盤		56						
				動力手元開閉器		93						
	5				接地端子盤		10					
各階		電灯分電盤点検保守		電灯分電盤		92	清掃・絶縁抵抗測定 外観確認・締付確認	1 / 年			株式会社 川製作所	
				手元開閉器		10						

管理番号	階数	保守名称 設置場所:自衛隊中央病院	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
6	B1F	直流電源設備保守(制御用)		直流電源装置(制御部)	サイリスター全自動方式	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視外観検査</li> <li>交流入力電圧確認</li> <li>浮動充電電圧確認</li> <li>負荷電圧確認</li> <li>補償負荷電圧確認</li> <li>整流器室力電流確認</li> <li>締付確認</li> <li>清掃</li> </ul>	1 / 年	整流器本体	15~20年	継シ-エス-コア9/A9-U-97774
	B1F	直流電源設備保守(制御用)		直流電源装置(蓄電池)	MSE長寿命型 100Ah 54セル 10min	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視外観検査</li> <li>締付確認</li> <li>清掃</li> <li>単電池電圧確認</li> <li>内部抵抗値測定</li> <li>蓄電池温度確認</li> </ul>	1 / 年	蓄電池	13~15年	継シ-エス-コア9/A9-U-97774
	B1F	直流電源設備保守(非常用)	●	直流電源装置(制御部)	サイリスター全自動方式	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視外観検査</li> <li>交流入力電圧確認</li> <li>浮動充電電圧確認</li> <li>負荷電圧確認</li> <li>補償負荷電圧確認</li> <li>整流器室力電流確認</li> <li>締付確認</li> <li>清掃</li> </ul>	2 / 年	整流器本体	15~20年	6ヶ月点検 1年点検 継シ-エス-コア9/A9-U-97774
	B1F	直流電源設備保守(非常用)	●	直流電源装置(蓄電池)	MSE長寿命型 800Ah 54セル 10min	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視外観検査</li> <li>締付確認</li> <li>清掃</li> <li>単電池電圧確認</li> <li>内部抵抗値測定</li> <li>蓄電池温度確認</li> </ul>	2 / 年	蓄電池本体	13~15年	継シ-エス-コア9/A9-U-97774

管理 番号	階数	保守名称	法定 点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考					
							内 容	周期	リス ト	交換 頻度						
7	B1F	交流無停電電源装置保守		設置場所:自衛隊中央病院 UPS入力盤 200kVA UPS	入出力 210V 三相3線 50Hz 受電自動切換MCCB、分岐MCCB収納	2	目視点検 動作確認 盤内清掃・増締め ※ MCCB精密点検	1 / 年 1 / 年 1 / 8年 1 / 8年	制御回路ヒューズ AVR MCCB精密点検	8年 10年 8年	網日立製作所 H27実施項目 H27実施項目					
					入出力:210V 三相3線 50Hz 出力容量:200kVA(160kW) 連続 システム方式:2台並列冗長システム 主回路素子:IGBT式PWM制御 バイパス:サイリスタスイッチによる自動 無瞬断切換方式							盤内清掃・増締め 制御回路確認 MCCB/CTT精密点検	1 / 年 1 / 年 1 / 8年	制御回路ヒューズ 主回路ヒューズ MCCB/CTT精密点検	8年 8年 8年	
									制御弁式据置鉛蓄電池(長寿命MSE) MSJ-500(500Ah/10h) × 144セル 停電補償時間10分間、温度25℃ 期待寿命9~12年 条例適合キューバル収納	2	盤内清掃・増締め 電圧・内部抵抗測定	1 / 年 1 / 年	蓄電池本体	10年		
									入出力 210V 三相3線 50Hz UPS出力並列制御回路、MCCB収納	2	目視点検 制御回路確認	1 / 年 1 / 年	制御回路ヒューズ AVR	8年 10年		
									入出力 210V 三相3線 50Hz 出力 210V-105V 単相3線 50Hz 出力分岐MCCB収納 変圧器:200kVA スコット結線 H種乾式 210V/210V-105V 単相3線 低励磁突入仕様	2	目視点検 動作確認 盤内清掃・増締め ※ MCCB精密点検	1 / 年 1 / 年 1 / 8年 1 / 8年	制御回路ヒューズ MCCB精密点検	8年 8年		

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
				設置場所: 自衛隊中央病院							
			●	三相交流発電機	1,000kW 4P-6,600V-50Hz	2					
			●	ガスタービン発電装置	定格出力1,000KW	2			H24ポンプ分解整備実施		タービン部 ・川崎重工
			●	排熱ボイラー		2					
				エコマイザー		2					
				排気ダンパー		2					
				バイパス消音器	85db(A)以下	2					発電部 ・富士電機
				ガス圧縮機		2					
				アキュムレーター	2m3	1				H24詳細点検実施	
				ガス配管ユニット		2					
				始動用空気圧縮機	5.5kW	2					
				始動用空気槽	3.5m3	4					
				始動弁ユニット		2					
				源水タンク	2m3	1					
				源水ポンプ		1					
				前処理ろ過装置		1					
				純水製造装置	R-8型	1				H24詳細点検実施	
				カートリッジ純水器		1					
				純水タンク	2m3	1					
				純水加圧ポンプ	3.7kW	2					
				給水タンク		1					
				給水ポンプ	7.5kW(各1基予備)	2					
				二次消音器		2					
				ブロータンク	2m3	1					
				計装用空気圧縮器	1.5kW(各1基予備)	2					
				エアードライヤー		1					
				計装用空気槽		1					
				ガスタービン制御盤		1					
				発電機盤		2					
				母線連絡盤		2					
				補機電源切替盤		2					
				補機電源用変圧機盤		1					
				補機盤		2					
				補機盤		1					
				共通補機盤		1					
				制御用直流電源盤		1					
				冷却塔	20RT	2					
				冷却水循環ポンプ	2.2kW	2					
				薬注装置		2					
				ESVユニット		2					

自家発電設備保守

8

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
9 B1F 中央監視設備点検保守			●	設置場所: 自衛隊中央病院 中央監視装置	クライアントPC	2		1 / 年	冷却ファン	1回/3年	ジョンソングコントロール機構
					データサーバーバ(ビルネジメント装置)	3		1 / 年	同上		
					中央監視制御盤 (Icont盤)	1		1 / 年			
					中央監視制御盤ネットワークローラー	2		1 / 年			
					レーザープリンター	1		1 / 年	インク		使用頻度による
					メッセージプリンター	1		1 / 年	インク		使用頻度による
					カラーハードコピー	1		1 / 年	インク		使用頻度による
					グラフィックパネル	1		1 / 年			
					インターホン	1		1 / 年			
					液晶カラーディスプレイ	3		1 / 年			
					NC(ネットワークコントローラ)	2		1 / 年	バッテリー	1回/3年	
					PLC(シーケンサー)	1		1 / 年			
					IOM(入出力モジュール)	1		1 / 年			
					NC(ネットワークコントローラ)	1		1 / 年	バッテリー	1回/3年	
					PLC(シーケンサー)	1		1 / 年			
IOM(入出力モジュール)	1		1 / 年								
NC(ネットワークコントローラ)	2		1 / 年								
PLC(シーケンサー)	1		1 / 年								
IOM(入出力モジュール)	1		1 / 年								
中央監視装置(セントラルシステム)				総合点検 1回/1年、巡回点検 3回/1年							
同上 (ローカルシステム)				総合点検 1回/1年							

※ H24に中央監視装置用のHDD及び冷却ファンの交換を行うこと。



管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
10 各階 防災設備点検保守				設置場所: 自衛隊中央病院	構造 デスクトップ型	1	外観及び法令で定められている機能試験	2 / 年	パソコン・モニター	5年	能美防災株式会社
				総合操作盤	構成機能				UPS・プリンター		
				GR型受信機	LCDモニタ 18.1型 1台				プリンター・予備電源		
				インターフェイス盤	6000アドレス以上				LCDユニット・電源装置		
				非常電話制御盤	自立型				プリンター・電源装置		
				主中継器盤(LM-B2-1)	火災通報装置組込ベース付				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-B2-2)	150回線 自立型				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-B1)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-1)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-2)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-3)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-4)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-5)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-6)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-7)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-8)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-9)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				マッソー表示機	壁掛型				バッテリー		
				中継器盤(R-B2)							
				中継器盤(R-B1)							
				中継器盤(R-1)							
				中継器盤(R-2)							
				中継器盤(R-3)							
				中継器盤(R-4)							
				中継器盤(R-5)							
				中継器盤(R-6)							
				中継器盤(R-7)							
				中継器盤(R-8)							
中継器盤(R-9)											
中継器盤(R-10)											
機器収容箱	補助散水栓内蔵 発信機はアドレス付	98									
機器収容箱	補助散水栓内蔵	79									
機器収容箱	補助散水栓・連送併設型 発信機はアドレス付	23									
機器収容箱	補助散水栓内蔵 防滴型 発信機はR型	8									
機器収容箱	補助散水栓連送併設型 防滴型 発信機はR型	1									
機器収容箱	補助散水栓内蔵 防滴型	9									
機器収容箱	R型 埋込型	2									
機器収容箱	R型 埋込型 放水口上部設置	2									
機器収容箱	R型 露出型	6									
機器収容箱	連結送水管内蔵 発信機はアドレス付	4									
機器収容箱	連結送水管内蔵 防滴型	1									
消火パネル	送水口・採水口用消火パネル内蔵	1									
消火パネル	送水口・採水口用消火パネル内蔵	2									
機器収容箱	防災センター・送水口・連絡装置用 埋込型	1									

機器収容箱	防災センター・送水口連絡装置用 防滴型	1	
移動式粉末消火設備	表示灯のみ	24	
光電式煙感知器	アナログ式 露出型 自動試験機能付	1042	
光電式煙感知器	アナログ式 埋込型 2種 自動試験機能付	1742	
光電式煙感知器	アナログ式 露出型 2種 自動試験機能付、構型点検面付	11	
差動式スポット型感知器	2種 露出型 自動試験付	483	
差動式スポット型感知器	2種 埋込型 自動試験付	8	
定温式スポット型感知器	アナログ式 露出型 自動試験機能付	47	
定温式スポット型感知器	アナログ式 埋込型 自動試験機能付	10	
定温式スポット型感知器	アナログ式 露出防水型 自動試験機能付	6	
定温式スポット型感知器	アナログ式 埋込防水型 自動試験機能付	130	
移法器(消火栓始動器)	4QVA	1	
マッセンジ表示機	壁掛型	1	H25 ハットリー交換
中継器盤(R-S-2)		1	
中継器盤(R-S-4)		1	
機器収容箱	補助散水栓内蔵発信機はアドレス付	2	
機器収容箱	補助散水栓内蔵	2	
機器収容箱	補助散水栓内蔵 防滴型	1	
機器収容箱	補助散水栓・連送併設型 発信機はアドレス付	2	
消火ハネル	送水口、探水口用消火ハネル内蔵	1	
光電式煙感知器	アナログ式 露出型 2種 自動試験機能付	24	
光電式煙感知器	アナログ式 埋込型 2種 自動試験機能付	63	
光電式煙感知器	アナログ式 露出型 2種 自動試験機能付、構型点検面付	1	
定温式スポット型感知器	アナログ式 埋込型自動試験機能付	2	
定温式スポット型感知器	アナログ式 露出型 3種自動試験機能付	5	
光電式煙感知器	アナログ式 露出型 3種自動試験機能付	67	
光電式煙感知器	アナログ式 埋込型 3種自動試験機能付	1	
定温式スポット型感知器	アナログ式 露出防水型	1	
定温式スポット型感知器	アナログ式 埋込防水型自動試験機能付	1	
自動閉鎖装置	防火戸用ラッチ式	147	
自動閉鎖装置	シャッター用(結線調整工事)	78	
自動閉鎖装置	防火戸(引き戸用)用(結線調整工事)	177	
自動閉鎖装置	(結線調整工事)可動垂れ壁用	61	
自動閉鎖装置	(結線調整)ダンハ用遠方復旧	120	
自動閉鎖装置	(結線調整)排煙口用遠方復旧	245	
自動閉鎖装置	(結線調整)排煙口用	245	
電子プザー	露出型	14	
連動中継器(切換器)	タイムリレー付	135	
自動閉鎖装置	防火戸用ラッチ式	5	
自動閉鎖装置	(結線調整工事)シャッター用	7	
自動閉鎖装置	(結線調整)排煙口用遠方復旧	2	
自動閉鎖装置	(結線調整工事)排煙口用	2	
電子プザー	露出型	3	
連動中継器	(切換器)タイムリレー付	3	
ガス漏検知器	都市ガス用	39	
ガス漏検知器用中継器	埋込型	4	
火災通報装置 本体	露出型	1	
電話増設装置	露出型	12	
増設装置用電源装置	露出型	2	
連動停止スイッチ		1	

2 / 年  
外観及び法令で定めら  
れている機能試験

5年

検知器

H25 ハットリー交換

10	防火設備点検保守	●	設置場所: 技術研究本部 庁舎本館 受信機 差動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙感知器 発信機 音響装置 表示灯 電源装置 制御盤 防火防火ダンパー 設置場所: 技術研究本部 庁舎別館 受信機 差動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙感知器 発信機 音響装置 表示灯 電源装置 制御盤 防火防火ダンパー 設置場所: 技術研究本部 電波暗室 受信機 差動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙感知器 発信機 音響装置 表示灯	露出型 露出型 露出型 ベル式	1 164 8 21 12 12 12 1 1 28	2 / 年	外観及び法令で定められている機能試験
----	----------	---	--	--------------------------	---	-------	--------------------

※ 点検実施後に『点検済みシール』を各設備本体の確認し易い場所に貼ること。また、点検結果報告については、法令で定められている様式にて取り纏めること。

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
11 各階 消火設備点検保守	●	設置場所:自衛隊中央病院 スプリンクラー設備	●	水源	水位・水質・電極確認 1 目視確認	ホーチキ	1年	ホース・ノズル	1年		
				ポンプ制御盤	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認						
				起動スイッチ	配置・結線・外観・起動他 1 "						
				圧カタンク	配置・結線・外観・起動他 1 "						
				ポンプ及び電動機	配置・結線・外観・起動他 1 "						
				補助加圧ポンプ	配置・結線・外観・起動他 1 "						
				呼水装置	水位・水質・電極確認 1 "						
				アラーム弁	配置・結線・外観・起動他 37 "						
				末端試験弁	外観 37 "						
				消火用補助散水栓	配置・結線・外観・起動他 255 "						
				採水口	配置・結線・外観・起動他 1 "						
				配線点検	各所配線確認 一式 目視または性能確認						
				SPヘッド	各所配線確認 一式 目視確認						
				放水試験	末端試験・補助散水栓放水試験 一式 性能確認						
				泡消火設備							
				ポンプ制御盤	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認						
				起動スイッチ	配置・結線・外観・起動他 1 "						
				圧カタンク	配置・結線・外観・起動他 1 "						
				ポンプ及び電動機	配置・結線・外観・起動他 1 "						
				泡ヘッド	外観・固数他 1 目視確認						
				アラーム弁	配置・結線・外観・起動他 5 目視または性能確認						
				一斉開放弁	外観・起動他 127 "						
				手動起動装置	外観・起動他 127 "						
				配線点検	各所配線確認 一式 "						
				泡薬剤貯蔵槽	外観 1 目視確認						
				泡混合器	外観 1 "						
泡放出試験	泡放出試験 一式 性能確認										
窒素消火設備											
窒素ボンベ	外観・個数他 62 目視確認										
起動用ガス容器	配置・結線・外観・起動他 22 目視または性能確認										
手動起動装置	配置・結線・外観・起動他 11 "										
制御盤	配置・結線・外観・起動他 1 "										
スビーカー	配置・結線・外観・起動他 17 "										
放出表示灯	配置・結線・外観・起動他 27 "										
配線点検	各所配線確認 1 "										
開口部自動閉鎖装置	外観・起動他 34 "										
噴射ヘッド	外観 70 目視確認										
作動試験	外観・起動他 1 性能確認										
放出試験	擬似放出試験 1 "										
感知器	配置・結線・外観・起動他 105 目視または性能確認										
消防用水設備											
水源	水位・水質・電極確認 1 目視確認										
ポンプ制御盤	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認										
起動スイッチ	配置・結線・外観・起動他 1 "										
ポンプ及び電動機	配置・結線・外観・起動他 1 "										
呼水装置	水位・水質・電極確認 1 "										
採水口	配置・結線・外観・起動他 2 目視確認										
配線点検	各所配線確認 一式 目視または性能確認										

各階	消防水利設備	水源	水位・水質・電極確認	1	目視確認	6ヶ月	ホーチキ
		ポンプ制御盤	配置・結線・外観・起動他	1	目視または性能確認	6ヶ月	
●	●	起動スイッチ	配置・結線・外観・起動他	1	"	6ヶ月	ホーチキ
		ポンプ及び電動機	配置・結線・外観・起動他	1	"	6ヶ月	
●	●	排水装置	水位・水質・電極確認	1	"	6ヶ月	ホーチキ
		排水口	配置・結線・外観・起動他	2	目視確認	6ヶ月	
●	●	配線点検	各所配線確認	一式	目視または性能確認	1年	ホーチキ
		運送水管設備	配置・結線・外観・起動他	2	目視または性能確認	6ヶ月	
●	●	放水口	配置・結線・外観・起動他	33	"	6ヶ月	ホーチキ
		放水口(ホースなし)	配置・結線・外観・起動他	4	"	6ヶ月	
●	●	放水口(ホースあり)	配置・結線・外観・起動他	4	"	6ヶ月	ホーチキ
		配線点検	各所配線確認	一式	"	1年	
●	●	移動式粉末消火設備	配置・外観	1	目視確認	6ヶ月	ホーチキ
		消火薬剤貯蔵タンク	配置・外観	1	"	6ヶ月	
●	●	起動用ガス容器	外観	1	"	6ヶ月	ホーチキ
		消火薬剤の点検	配置・結線・外観	1	"	6ヶ月	
●	●	表示灯	配置・結線・外観	1	"	6ヶ月	ホーチキ
		ホースリール	配置・外観	1	"	6ヶ月	
●	●	泡モーター総消火設備	水位・水質・電極確認	1	目視確認	6ヶ月	ニッタン
		水源	配置・結線・外観・起動他	1	目視または性能確認	6ヶ月	
●	●	放水銃制御盤	配置・結線・外観・起動他	1	"	6ヶ月	ニッタン
		放水銃操作盤	配置・結線・外観・起動他	1	"	6ヶ月	
●	●	泡タンク	配置・外観・起動他	1	"	6ヶ月	ニッタン
		ポンプ及び電動機	配置・結線・外観・起動他	1	"	6ヶ月	
●	●	混合器	配置・外観他	1	目視確認	6ヶ月	ニッタン
		放水銃	配置・結線・外観・起動他	4	目視または性能確認	6ヶ月	
●	●	ITVカメラ	配置・結線・外観・起動他	4	"	6ヶ月	ニッタン
		カラーモニター	配置・結線・外観・起動他	1	"	6ヶ月	
●	●	直接制御リモコン	配置・結線・外観・起動他	1	"	6ヶ月	ニッタン
		電磁弁	配置・結線・外観・起動他	4	"	6ヶ月	
●	●	配線点検	各所配線確認	一式	目視確認	6ヶ月	ニッタン
		配管点検	各所配管確認	一式	"	6ヶ月	
●	●	放水試験	擬似放水試験	一式	性能確認	1年	ニッタン
		消火器	強化液 3%	185	目視または性能確認	6ヶ月	
●	●	消火器	粉末ABC 3kg	130	"	6ヶ月	ニッタン
		設置場所：技術研本部					
●	●	ハロゲン化物消火設備(庁舎本館)	外観・個数他	5	目視確認	6ヶ月	ニッタン
		ハロンガス容器	配置・結線・外観・起動他	1	目視または性能確認	6ヶ月	
●	●	容器弁開放装置(電磁式)	配置・結線・外観・起動他	4	"	6ヶ月	ニッタン
		容器弁開放装置(ガス圧式)	外観・起動他	1	"	6ヶ月	
●	●	不還弁	配置・結線・外観・起動他	1	"	6ヶ月	ニッタン
		起動用操作函	配置・結線・外観・起動他	1	"	6ヶ月	
●	●	スピーカー	配置・結線・外観・起動他	3	"	6ヶ月	ニッタン
		運動盤(L1)	配置・結線・外観・起動他	1	"	6ヶ月	
●	●	音声盤	配置・結線・外観・起動他	1	"	6ヶ月	ニッタン
		ハロンガス放出表示灯	配置・結線・外観・起動他	2	"	6ヶ月	
●	●	電源装置	配置・結線・外観・起動他	1	"	6ヶ月	ニッタン
		圧カススイッチ	外観・起動他	1	"	6ヶ月	
●	●	ハロン噴射ヘッド	外観	14	目視確認	6ヶ月	ニッタン
		ピストンレリーサー(ダンパー用)	外観・起動他	2	目視または性能確認	6ヶ月	
●	●	火災感知器	配置・結線・外観・起動他	5	性能確認	6ヶ月	ニッタン
		作動試験	外観・起動他	1	性能確認	6ヶ月	
●	●	放出試験	擬似放出試験	1	性能確認	1年	ニッタン

各階 消火設備点検保守



管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
				設置場所:自衛隊中央病院							
			●	KGL-34HD		14	外観・機能試験	2 / 年	制御ユニット 容器開放器 消火剤	5年 5年 5年	
			●	KGL-34RF		4	外観・機能試験	2 / 年	制御ユニット 容器開放器 消火剤	5年 5年 5年	
12	B1F	厨房ダクト消火設備点検保守	●	KGL-34R2		9	外観・機能試験	2 / 年	制御ユニット 制御ユニット 容器開放器 消火剤	5年 5年 5年 5年	
			●	遠隔操作パネル		6		2 / 年	制御ユニット	10年	
			●	温度センサー(感知器)		16		2 / 年	容器開放器 消火剤	5年 5年	

※ 点検実施後に『点検済みシール』を各設備本体の視認しやすい場所に貼ること

管理 番号	階数	保守名称	法定 点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内 容	周 期	リ ス ト	交 換 頻 度	
13	PHF	煤煙測定(発電機)	●	設置場所:自衛隊中央病院 コージェネレーション設備(2機設置)	Nox等:年2回 煤塵:年2回	1					
	1F	煤煙測定(冷温水発生機)		設置場所:技術研究本部 冷暖房機械室	Nox等:年2回 煤塵:年2回	1					8月.1月実施
	1F	煤煙測定(ボイラー)		設置場所:陸上自衛隊 衛生学校	Nox等:各機年2回 煤塵:各機年2回	1					
	B1F	煤煙測定(温水ボイラー)		設置場所:第6隊舎地下1階 温水ボイラー(2機設置)	Nox等:各機年2回 煤塵:各機年1回	1					

※ なお、中央病院に設置されている『貫流ボイラー』のばい煙測定については、『管理番号25 ボイラー保守』内の項目を参照し、実施すること。



管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト	交換頻度	備考	
							内容	周期				
14	B1F			設置場所:自衛隊中央病院 吸収冷凍機 (ARH-1-1) 吸収冷凍機 (ARH-1-2) 吸収冷凍機 (ARH-2-1) 吸収冷凍機 (ARH-2-2)	蒸気式二重効用吸収冷凍機 800Rt	1	・シーズン点検 ・シーズンオフ点検 ・シーズンオフ点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	3 / 年			三洋電機株	
					蒸気式二重効用吸収冷凍機 800Rt	1						
					蒸気式二重効用吸収冷凍機 400Rt	1						
					蒸気式二重効用吸収冷凍機 400Rt	1						
	3F				チリングユニット (CR-1-2)	空チリングユニット 30Rt	1	・シーズン点検 ・シーズンオフ点検 ・シーズンオフ点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	4 / 年		ダイキン工業株	
						角型開放式超低騒音タイプ 4,930Kw	2	充填材の清掃 モーターの異音 ファンベルトの緩み	2 / 年		三菱樹脂株	
	10F				冷却塔 (CT-1-1, 2)	角型開放式超低騒音タイプ 2,480Kw	2	ボールタップの作動状態 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	2 / 年			
						ユニット型 4ml/min × 2台 ユニット型 4ml/min × 2台	1	薬液の補充 ポンプヘッド、補助リングの 清掃	随時 1 / 年		株アクアス	
	1F				設置場所: 技術研究本部 冷暖房機棟室 吸収冷温水機	東芝製 TAG-028	1	・シーズン点検 ・シーズンオフ点検 ・シーズンオフ点検 ・ストレーナー清掃 ・チューブ洗浄 (10月実施) 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	4 / 年			東芝キリア株
						東芝製 RTC-2906PNW	1	充填材の清掃 モーターの異音 ファンベルトの緩み	2 / 年		東芝キリア株	
						東芝製 RTC-2906PNW	1	ボールタップの作動状態 散水装置動作確認 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	2 / 年			
						東芝製 RTC-2906PNW	1	・暖房シーズン (M.O.F) 点検 ・暖房シーズン (O.N) 点検 ・冷房シーズン (M.O.F) 点検 ・冷房シーズン (O.N) 点検 ・チューブ洗浄 (10月実施) 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	6 / 年 1 / 年		矢崎総業株	
	RF				設置場所: 自衛隊中央病院 第6隊舎 吸収式冷温水発生機	矢崎総業株 CH-M80H	2	・暖房シーズン (M.O.F) 点検 ・暖房シーズン (O.N) 点検 ・冷房シーズン (M.O.F) 点検 ・冷房シーズン (O.N) 点検 ・チューブ洗浄 (10月実施) 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	6 / 年 1 / 年			矢崎総業株
						東芝製 RTC-2906PNW	1	充填材の清掃 モーターの異音 ファンベルトの緩み	2 / 年		東芝キリア株	

1F	設置場所:衛生学校(第1隊舎) RC-4F	吸収式冷温水発生機	矢崎総業株 CH-K30	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房システム点検</li> <li>・冷房システム点検</li> <li>・暖房システム点検</li> </ul> 細部内容は、建築保全共通仕様書及びメーカー仕様書による	3 / 年	<b>【電気部品】</b> メイン基板 1個 燃焼制御基板 1個 表示操作盤 1個 I/O基板 1個 電磁開閉器SP用 1個 電磁開閉器BW用 1個 RVコイル 1個 SV1コイル 1個 SV9コイル 1個 GPスリッチ180° OFF 1個 GPスリッチ140° OFF 1個 流量スリッチ 1個 LTセンサー 1個 WTOセンサー 1個 WTセンサー 1個 CTOセンサー 1個 CTOセンサー 1個 CNDセンサー 1個 GPセンサー 1個 リードホルダー 1個 【燃焼部品】 バーナーセット 1個 パッキン 1個 排気エルボ 1個 排気筒 1個 【溶液循環ポンプ溶液】 溶液循環ポンプ 1個 ゼインピヒター 1本	24年度実施項目
		冷却塔	空研工業株 SKC-30GR0	1	ポールタップの稼働確認 細部内容は、建築保全共通仕様書及びメーカー仕様書による		25年度実施項目	
1F	設置場所:衛生学校(第4隊舎) RC-5F	吸収式冷温水発生機	矢崎総業株 CH-K30	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房システム点検</li> <li>・冷房システム点検</li> <li>・暖房システム点検</li> </ul> 細部内容は、建築保全共通仕様書及びメーカー仕様書による	3 / 年	<b>【電気部品】</b> 高温熱交換器 1個 低温熱交換器 1個 溶液循環ポンプ ゼインピヒター 1本 【冷却水薬品洗浄】 ニュークリアグ(加圧)洗浄剤 20kg ジョーリーナー(シ)洗浄剤 10kg ナヒロ-P4(中和剤) 6kg ナヒロ-P6(中和剤) 12kg VC-2L(防食剤) 1本	23年度実施項目
		冷却塔	荏原シンプ株 SBW-35ES	1	ポールタップの稼働確認 細部内容は、建築保全共通仕様書及びメーカー仕様書による		24年度実施項目	
1F	設置場所:衛生学校(第5隊舎) RC-5F	吸収式冷温水発生機	矢崎総業株 CH-K30	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房システム点検</li> <li>・冷房システム点検</li> <li>・暖房システム点検</li> </ul> 細部内容は、建築保全共通仕様書及びメーカー仕様書による	3 / 年	<b>【電気部品】</b> 高温熱交換器 1個 低温熱交換器 1個 溶液循環ポンプ ゼインピヒター 1本 【冷却水薬品洗浄】 ニュークリアグ(加圧)洗浄剤 20kg ジョーリーナー(シ)洗浄剤 10kg ナヒロ-P4(中和剤) 6kg ナヒロ-P6(中和剤) 12kg VC-2L(防食剤) 1本	23年度実施項目
		冷却塔	荏原シンプ株 SBW-35ES	1	ポールタップの稼働確認 細部内容は、建築保全共通仕様書及びメーカー仕様書による		24年度実施項目	

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
15 各階 空気調節装置点検保守				設置場所:自衛隊中央病院 ハックージエアコン室内機	天井隠蔽ダクト型	20	熱交換器 薬品洗浄	1回/5年	ロクラーフィルター	1回/5年	H24実施項目
					汚れ確認			1回/10年	ヒューズ	1回/10年	H24実施項目
					天井カセット型	75	ファン電動機 定期判定	1回/10年	ファンカッター	1回/8年	H29実施項目
					天井露出型厨房用	7	絶縁測定	1回/5年	高性能フィルター(NBS85%)	1回/年	東プレ機
					天井露出型厨房用	7	電流測定	1回/5年			H24実施項目
					天井露出型厨房用	17	ファン本体 洗浄・塗装又は交換	1回/5年			
					天井露出型厨房用	17	外観	1回/5年			
					天井露出型厨房用	5	運転コンデンサー 交換	1回/7年			H26実施項目
					天井露出型厨房用	5	目視点検	1回/7年			
					天井露出型厨房用	3	プリント基板 交換	都度			
					天井露出型厨房用	3	作動確認	1回/5年			
					天井露出型厨房用	1	リモコン 交換	都度			
					天井露出型厨房用	1	作動確認	1回/5年			H24実施項目
					天井露出型厨房用	5	ドレンパン 洗浄	1回/5年			
					天井露出型厨房用	5	外観	1回/5年			
					天井露出型厨房用	2	他冷媒系統部品 修理又は交換	都度			
					天井露出型厨房用	2	作動確認	1回/5年			
					天井露出型厨房用	2	他電気・電子部品 交換	都度			
					天井露出型厨房用	2	作動確認	1回/5年			
					天井露出型厨房用	135	ヒス・ホルトの緩み 交換	都度			
					天井露出型厨房用	135	電線端子の増設等	1回/3年			
					天井露出型厨房用	135	自然蒸発式加湿器 エレクト交換	1回/3年			H22実施項目
					天井露出型厨房用	135	作動確認及び汚れ、劣化	1回/5年			
					天井露出型厨房用	135	ドレンポンプ 交換	1回/5年			H24実施項目
					天井露出型厨房用	135	絶縁測定	1回/5年			
					天井露出型厨房用	135	電流測定	1回/5年			
					天井露出型厨房用	5	圧縮機 定期判定つき取替	1回/7年			H26実施項目
					天井露出型厨房用	5	絶縁測定	1回/7年			
					天井露出型厨房用	28	電流測定	1回/5年			
					天井露出型厨房用	28	熱交換器 薬品洗浄	1回/5年			H24実施項目
					天井露出型厨房用	7	汚れ確認	1回/10年			
					天井露出型厨房用	7	77/電動機 定期判定	1回/10年			H29実施項目
					天井露出型厨房用	7	絶縁測定	1回/10年			
					天井露出型厨房用	40	電流測定	1回/10年			
					天井露出型厨房用	40	ファン本体 洗浄・塗装又は交換	1回/10年			H29実施項目
					天井露出型厨房用	40	外観	1回/10年			
					天井露出型厨房用	40	高圧力開閉器 交換	1回/7年			H26実施項目
					天井露出型厨房用	40	作動確認	1回/7年			
					天井露出型厨房用	40	高低圧力センサー 交換	1回/10年			H29実施項目
					天井露出型厨房用	40	作動確認	1回/10年			
天井露出型厨房用	40	可溶栓 交換	1回/7年								
天井露出型厨房用	40	外観	1回/7年								
天井露出型厨房用	40	ファンカッター 交換	1回/7年			H26実施項目					
天井露出型厨房用	40	絶縁抵抗測定	1回/7年								
天井露出型厨房用	40	運転コンデンサー 交換	1回/7年			H26実施項目					
天井露出型厨房用	40	目視点検	1回/10年								
天井露出型厨房用	40	マイクロスイッチ 交換	1回/10年			H29実施項目					
天井露出型厨房用	40	目視点検	1回/10年								
天井露出型厨房用	40	電磁弁 交換	1回/7年			H26実施項目					
天井露出型厨房用	40	作動確認	1回/7年								
天井露出型厨房用	40	プリント基板 交換	都度								
天井露出型厨房用	40	作動確認	1回/7年								
天井露出型厨房用	40	他冷媒系統部品 修理又は交換	都度								
天井露出型厨房用	40	作動確認	1回/7年								
天井露出型厨房用	40	他電気・電子部品 交換	都度								
天井露出型厨房用	40	作動確認	1回/7年								



各階	設置場所: 技術研究本部 電波暗室 ハッケーZ I7コン室内機	RDA308HYKSA	1	1 / 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶縁測定(回路圧縮機モータ)</li> <li>・高圧圧力測定</li> <li>・低圧圧力測定</li> <li>・モータ動作確認(方向、音)</li> </ul>	2年	三菱電機(株)	23年度実施項目
1F	設置場所: 自衛隊中央病院 職業能力開発センター ハッケーZ エアコン	RDA308KH-N	1	1 / 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負荷電圧測定</li> <li>・負荷電流測定</li> <li>・無負荷電圧測定</li> <li>・絶縁測定(回路圧縮機モータ)</li> <li>・高圧圧力測定</li> <li>・低圧圧力測定</li> <li>・モータ動作確認(方向、音)</li> </ul>	2 / 年	Vベルト (特高電氣室PACのみ)	3個
RF	設置場所: 衛生学校(食厨) RC-4F ハッケーZ型空調機	ダイキン工業株 UC60J	1	1 / 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房システム点検</li> <li>・熱交換器 薬品洗浄</li> <li>細部内容は、建築保全共通仕様書及びびりカー仕様書による</li> </ul>	2 / 年	冷却塔用電動機受 冷却塔用プロペラファン 冷却塔用ファン電動機	1個
1F	設置場所: 衛生学校(電話局舎) RC-1F ハッケーZ型空調機	ダイキン工業株 FRPJ280P (室内機) ダイキン工業株 CRJ280PA (室外機)	1	1 / 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房システム点検</li> <li>・熱交換器 薬品洗浄</li> <li>細部内容は、建築保全共通仕様書及びびりカー仕様書による</li> </ul>	7ヶ月～1年	1個	23年度実施項目
各階	設置場所: 衛生学校(医実隊庁舎) RC-4F GHP式空気調和機	アイシン精機株 AXMP112A(室内機) AXRP140MF(室内機) AXZP80GAM(室内機) AXYP280MF(室内機) AXFP28MC(室内機) AXFP36MC(室内機) AXFP45MC(室内機) AXFP56MC(室内機) AXFP71MC(室内機) AXFP80MC(室内機) AXFP90MC(室内機) AXFP112MC(室内機) AXFP140MC(室内機) AXCP22M(室内機) AXCP28M(室内機) 合計	1 6 2 1 3 3 6 17 16 9 24 8 2 9 2 111	3 / 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検</li> <li>・フィルタ清掃 年2回</li> <li>細部内容は、建築保全共通仕様書及びびりカー仕様書による</li> </ul>	7ヶ月～1年	1個	23年度実施項目

15	空気調節装置点検保守	GHP式空気調和機	アイシン精機株式会社 AXGP224EIN(室外機) AXGP280EIN(室外機) AXGP355EIN(室外機) AXGP450EINS(室外機) AXGP560EIN(室外機) 合 計	1・定期点検 5・フィルター清掃 年2回 11 細部内容は、建築保全共通仕様書及びメーカー仕様書による	3 / 年	フルメンテナンス契約
----	------------	-----------	---	---	-------	------------



管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
17	1階	エスカレーター設備点検保守	●	エスカレーター	600型 S-600MX 30m/min	2	建築保全共通仕様書 2)による	1/年	外装盤照明ランプ	適時(故障発生時)	日本エレベーター製造(株)
								12/年	主リレー用コンタクト 各ヒューズ 電動機カーボン刷子 点検用油脂 くし板		



管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	内容	周期	消耗品リスト	交換頻度	備考
				設置場所:自衛隊中央病院	水平コンベア	1式	発熱、異常音の有無 シューの摩耗確認 ボルト類の脱落、本体の変形の有無 振れ、摩耗、損傷、キーの弛み確認 回転不良の確認 発熱、異常音の有無 滑りの有無 伸び、摩耗、損傷の有無 張力不良の確認 伸び、摩耗、損傷の有無 伸び、摩耗、損傷の有無 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 発熱、異常音の有無 シューの摩耗確認 発熱、異常音の有無 発熱、異常音の有無 異常音の有無 変形の有無 摩耗の確認、給油 キーの弛み有無確認 異常音、破損の有無 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 スイッチ機能の確認	1ヶ月	駆動用ギヤードモーター フレーキ フレーム ベルトプーリー 軸受 トルクキーパー 本体用ベルト 駆動ベルト コンベヤー運結ベルト 通過検出器		
				設置場所:自衛隊中央病院	ターンテーブル	35台	発熱、異常音の有無 シューの摩耗確認 発熱、異常音の有無 発熱、異常音の有無 異常音の有無 変形の有無 摩耗の確認、給油 キーの弛み有無確認 異常音、破損の有無 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 スイッチ機能の確認	1ヶ月	旋回用モータープーリー 軸受 下部ローラー 旋回テーブル スプロケット及びチェーン		
18	各階	物品搬送設備点検保守		大型搬送設備	防火扉	13台	変形動作確認の有無 発熱、異常音の有無 錆の有無 テンション状態の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 破損、摩耗の確認、給油 脱落の有無 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 レール車輪走行路の塗装のほがれ、変形の有無	1ヶ月	防火扉本体 扉開閉モーター チェーン 扉スイッチ ローラーシュー FDセンサー	通時(故障発生時)	株日本シユーター
					走行レール	1式	ボルトの弛み、防振ゴムの劣化確認	6ヶ月	レール		
					ドライブユニット	5台	ロープ溝の摩耗、亀裂の有無 摩耗、破断、錆の有無 形くずれの有無 燃り長りの有無 発熱、異常音の有無 発熱、異常音、油圧確認、バックラッシュの確認 油の付着の有無、ライニングの摩耗、ストロークの確認 発熱、異常音の有無 変位の有無 変形、亀裂の有無	6ヶ月	取付脚及び防振ゴム メインシープ サブシープ ワイヤロープ 電動機 減速機 プレーキ 軸受 防振ゴム		

18 各階 物品搬送設備 大型搬送設備	ロープ式ケージ	5台	錆、変形の有無 弛みの有無 損傷の有無 油量、油漏れの確認 摩擦、破損の有無 作動状態の確認 スイッチ機能の確認 発熱、異常音の有無 テンション状態の確認 給油 変形、摩擦、破断の有無 作動状態の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 ストライカーの確認 LEDの点灯確認 取付状態の確認	6ヶ月	フレーム	横日本シユーター																																
							スイッチ																															
							6ヶ月	錆、変形の有無 弛みの有無 損傷の有無 油量、油漏れの確認 摩擦、破損の有無 作動状態の確認 スイッチ機能の確認 発熱、異常音の有無 テンション状態の確認 給油 変形、摩擦、破断の有無 作動状態の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 ストライカーの確認 LEDの点灯確認 取付状態の確認	6ヶ月	フレーム	横日本シユーター																											
												スイッチ																										
												6ヶ月	錆、変形の有無 弛みの有無 損傷の有無 油量、油漏れの確認 摩擦、破損の有無 作動状態の確認 スイッチ機能の確認 発熱、異常音の有無 テンション状態の確認 給油 変形、摩擦、破断の有無 作動状態の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 ストライカーの確認 LEDの点灯確認 取付状態の確認	6ヶ月	フレーム	横日本シユーター																						
																	スイッチ																					
																	1ヶ月	1台	油圧ユニット	レール継ぎの段差有無 発熱、異常音の有無 絶縁測定、電流値測定 摩擦、亀裂、伸びの有無 油量、油漏れ、発熱の有無 錆、発熱、異常音、油量、油漏れ、油圧の有無 回転方向の確認	1ヶ月	モーター	横日本シユーター															
																								油圧ポンプ														
																								6ヶ月	1台	油圧シリンダー	錆、傷、油漏れの有無 空気抜き 摩擦、錆、伸びの有無 スイッチ機能の確認 弛みの有無	6ヶ月	油圧シリンダー	横日本シユーター								
																															油圧シリンダー							
																															6ヶ月	1台	油圧式ケージ	錆、変形の有無 弛みの有無 損傷の有無 油量、油漏れの有無 摩擦、破損の有無 弛み 発熱、異常音の有無 摩擦、破断の有無 作動動作の確認 取付状態の確認 スイッチ機能の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認	6ヶ月	モータースイッチ	横日本シユーター	
																																						油圧式ケージ

18 各層	物品搬送設備点検保守	大型搬送設備	シャトル装置	6台	錆、発熱、異常音の有無 伸び、摩擦、損傷の有無 滑りの有無 テンション状態の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 発熱、異常音の有無 塵耗の有無 発熱、異常音の有無 変形、遊びの有無 ストライカーとの干渉の有無 ネジレの有無 変形、破損の有無	1ヶ月	モーター    センサー				
レベリング装置	6台	変形、破損の有無 ボルトの弛み確認 発熱、異常音の有無 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 油量、クリス漏れ、異常音の有無	1ヶ月	レベリング装置本体 レベリングモーター レベリング制限スイッチ ギヤボックス							
シャッターユニット	30台	錆、異常音の有無 錆、伸びの有無 テンション状態の確認 変形、摩擦、破損の有無 取付状態の確認 作動状態の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 スイッチ機能の確認	1ヶ月	扉開閉モーター 駆動用モーター 扉及び吊りロープ							
ステーション	20台	LEDの点灯、スイッチ機能の確認 変形、破損の有無 スイッチ機能の確認 ボルトの弛み確認 変形、破損、開き角度ワゴンとの干渉の有無	6ヶ月	待機到着確認スイッチ ストップローラー 天井センサー ストップバー本体							
電源盤・制御盤	1式	変形、破損、清掃 破損、取付状態の確認 絶縁測定、端子の締めつけ、接点確認 負荷、無負荷状態の確認 エアフィルター清掃	1ヶ月	盤本体 押釦スイッチ類 表示ランプ フレーカー、マグネットスイッチ 整流器 リレー シーケンユニット CRT表示部 プリンター ホストコンピュータ 総合確認							

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト	
							内容	周期	交換頻度	交換頻度
18 各階 物品搬送設備点検保守				設置場所: 自衛隊中央病院	端末・通過ステーション	26台	テンキーボードに痛みはないか	1ヶ月	扉	5年
							送受信、動作中に異音はないか		検出器	
							気送受信ストップパー部に痛みはないか		操作盤	
							気送子落下部下部ソマシートに痛みはないか		電源装置	
							駆動モーターに異音はないか		送受信器	
							通過・位置センサーにズレはないか			
					シールリンクやスポンジに痛みはないか					
					転換器(四方向タイプ)	7台	気送子通過時のポート位置検査器のズレはないか	1ヶ月	駆動モーター	7年
							回転動作はスムーズか		検出器	
					排風装置(ブロー)	2台	吸引・中立・圧送の位置のズレはないか	3ヶ月	電源装置	5年
							切換動作はスムーズか		排風機	
					制御装置(パソコン)	1式	運転中の異音はないか	3ヶ月	ブロー	7年
							モーター部からの異常はないか		運行監視	
					搬送容器	104個	本体部にヒビ、割れ、破損はないか	3ヶ月	中央制御	5年
							フェルトの摩耗はないか		系統制御	
							ロック部爪の破損はないか		電源装置	
									無停電電	

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
19	B1F	計装設備点検保守		設置場所:自衛隊中央病院 中央管制装置	1 清掃・単体動作確認	1 / 年					備山武
					1 セントラルシステム本体						
					1 MCU						
					1 <セントラルシステム周辺機器>						
					1 LCD						
					1 UIC						
					8 SMS						
					3						
					8 TY6800Z						
					246 TY7043Z						
					2 HTY7043T						
					4 CY7200A						
					4 CY7100A						
					13 TY7803Z						
					23 HTY7803T						
					42 HTY7903T						
					45 TY7820Z						
					60 TY7830B						
					2 TY83						
					36 HY8000Z						
					8 HY7043T						
					56 PYY-604						
					4 JTD9						
					4 JTG9						
					25 PY8000D						
					2						
					23						
					4						
					4						
					16 NV70						
					4 R7010B						
					6 LC-12						
					35 MS-21						
					1 GYY-S2000						
					2 GYY-ELR						
					2 GYY-DL						
					3 FM-12						
					6 V-725						
					40 R36						
					1460 WY5205W						
					20 WY5206C						
					283 MY6040A						
					81 QY6031B						
					1						
					1						
					41 VY6300B						
					2 VY5115J						
					10 PMK						
					2 ADK21						
					24 VY6971C						
4 508V-4I											
2 VFR											
820 QY7205A											
16 QY7209A											
5 FM-17											



19	各階	計装設備点検保守	集中管理装置	設置場所: 自衛隊中央病院 職業能力開発センター	集中管理装置	1	・外觀点検 ・回路及び端子確認 ・プログラム、ハードウェア点検 ・各信号伝送確認	1 / 年			
					自動制御盤	2	清掃・絶縁抵抗測定				
			室内形温度検出器	SRP-1・4	16						
			室内形湿度検出器	TY7043Z	1						
			室内形温湿度検出器	HTY7043T	3						
			ダクト挿入形温度検出器	TY7803Z	1						
			ダクト挿入形温湿度発信器	HTY7803T	2						
			室内形湿度調節器	HY6000Z	1						
			微差圧スイッチ	PYY-604	16						
			FCUコントローラ	WY5205W	1						
			ダンパ操作器	MY6040A	48						
			電動2方弁(冷温水用)	VY5302A/MY5340	5						
			電動2方弁(FCU用)	VY5502A/MY5560C	1						
			小型電動ホール弁	VY6051A	45						
			電動バタフライ弁(2位置)	VY6971C	3						
			デジタル式操作器	QY7205A	4						
			集中操作器	QY7209A	17						
					1						

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考		
							内容	周期	リスト	交換頻度			
20	各階	給排気ファン点検保守		設置場所:自衛隊中央病院	ラインファン	15	<p>起動状態の確認 振動・騒音 (芯出し、バランス) 異常音(軸受) Vベルトの張力</p> <p>細部内容は、建築保全 共通仕様書による</p> <p>1 / 年</p>	<p>1 / 年</p>	<p>グリス給油 Vベルト交換(費用支給する) ベアリング交換 カップリングゴムアタッチ モーターベアリング交換</p>	<p>適時(不 具合等 発生の 都度)</p>	<p>株式会社 三菱電機株</p>		
					ストレートシロココファン	29							
					シロココファン	12							
					軸流ファン	3							
					デリバンドファン	2							
					ラインファン	25							
					ストレートシロココファン	261							
					シロココファン	50							
					軸流ファン	4							
					リミットロードファン	2							
					天井扇	3							
					圧力扇	10							
					有圧扇	6							
					デリバンドファン	12							
					レンジフードファン	1							
					リミットロードファン	13							
					軸流ファン	1							
合計		449											
1F				設置場所:技術研究本部 機械室1									
				排煙機	5SRP3H	1	<p>起動状態 レンジフードファン点検整備 ガバナバー・アケセル装置調整 エアフィルター清掃 給排気弁動作調整 燃料噴射弁動作調整</p>		<p>駆動部給油 Vベルト交換(費用支給する)</p>		株式会社 株在原製作所		
				設置場所:自衛隊中央病院 職業能力開発センター									
				空調換気扇		17	<p>フィルター清掃・絶縁試験 運転状態確認・外觀確認 運転状態確認・外觀確認</p>	2 / 年					(株)ラールキョウトウ
各階				送風機・排風機	特高電気室換気	2			Vベルト	2年			





管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト	交換頻度	備考	
							内容	周期				
21 B1F ポンプ設備点検保守				設置場所: 自衛隊中央病院	片吸込渦巻ポンプ 6,410ℓ/min × 330Kpa	2	目視点検(軸受、油量)	日常	オイル交換	故障の 際、適 時 連絡 を 要 す	ポンプ ラ ン ク ト ウ	
					片吸込渦巻ポンプ 6,410ℓ/min × 280Kpa	2	電圧、電圧変動、ネジ緩み	6ヶ月 毎				
					片吸込渦巻ポンプ 6,500ℓ/min × 330Kpa	1	羽根車の詰まり磨耗	1 / 年	ベアリング(ポンプ)			
					片吸込渦巻ポンプ 6,500ℓ/min × 280Kpa	1	主軸廻り状況	1 / 年	ベアリング(モーター)			
							軸受けの発熱					
							グランドパッキン漏水状態	1ヶ月 毎	グランドパッキン			
							外観(異常音、振動)	日常				
							絶縁抵抗(メガ)	1 / 年				
							目視点検(軸受、油量)	日常				
							片吸込渦巻ポンプ 4,750ℓ/min × 140Kpa	1	電圧、電圧変動、ネジ緩み			6ヶ月 毎
							片吸込渦巻ポンプ 4,750ℓ/min × 140Kpa	1	羽根車の詰まり磨耗			1 / 年
							片吸込渦巻ポンプ 2,380ℓ/min × 180Kpa	1	主軸廻り状況			1 / 年
							片吸込渦巻ポンプ 2,380ℓ/min × 180Kpa	1	軸受けの発熱			
							片吸込渦巻ポンプ 188ℓ/min × 250Kpa	1	グランドパッキン漏水状態			1ヶ月 毎
							片吸込渦巻ポンプ 188ℓ/min × 250Kpa	1	外観(異常音、振動)			日常
							片吸込渦巻ポンプ 3,570ℓ/min × 240Kpa	1	絶縁抵抗(メガ)			1 / 年
							片吸込渦巻ポンプ 3,570ℓ/min × 240Kpa	1				
							片吸込渦巻ポンプ 3,570ℓ/min × 240Kpa	1				
							片吸込渦巻ポンプ 380ℓ/min × 240Kpa	1				
							片吸込渦巻ポンプ 3,390ℓ/min × 120Kpa	1				
							片吸込渦巻ポンプ 3,390ℓ/min × 120Kpa	1				
		片吸込渦巻ポンプ 1,140ℓ/min × 120Kpa	1									
		片吸込渦巻ポンプ 1,140ℓ/min × 120Kpa	1									
		片吸込渦巻ポンプ 1,820ℓ/min × 270Kpa	1									
		片吸込渦巻ポンプ 1,820ℓ/min × 270Kpa	1									
		片吸込渦巻ポンプ 1,820ℓ/min × 270Kpa	1									
		片吸込渦巻ポンプ 1,820ℓ/min × 270Kpa	1									
		片吸込渦巻ポンプ 1,820ℓ/min × 270Kpa	1									
		片吸込渦巻ポンプ 1,820ℓ/min × 270Kpa	1									
		片吸込渦巻ポンプ 300ℓ/min × 100Kpa	2	目視点検(軸受、油量)	日常							
		ラインポンプ		電圧、電圧変動、ネジ緩み	6ヶ月 毎							
				羽根車の詰まり磨耗	1 / 年	ベアリング(モーター)						
				主軸廻り状況	1 / 年							
				軸受けの発熱								
				メカニカルシール漏水状態	1ヶ月 毎	メカニカルシール						
				外観(異常音、振動)	日常							
				絶縁抵抗(メガ)	1 / 年							

21	B1F	歯車ポンプ(OP-1-1)	歯車ポンプ 40 <sup>1/2</sup> ℓ/min × 120Kpa	1	目視点検(軸受、油量)	日常		株式会社キョクドウ	
		歯車ポンプ(OP-1-2)	歯車ポンプ 40 <sup>1/2</sup> ℓ/min × 120Kpa	1	電圧、電圧変動、ネジ緩み	6ヶ月 毎			
		歯車ポンプ(OP-2-1)	歯車ポンプ 40 <sup>1/2</sup> ℓ/min × 120Kpa	1	羽根車の詰まり磨耗	1 / 年			
		歯車ポンプ(OP-2-2)	歯車ポンプ 40 <sup>1/2</sup> ℓ/min × 120Kpa	1	主軸廻り状況		ベアリング(モーター)		
		歯車ポンプ(OP-C1-1)	歯車ポンプ 40 <sup>1/2</sup> ℓ/min × 120Kpa	1	軸受けの発熱	1 / 年			
		歯車ポンプ(OP-C1-2)	歯車ポンプ 40 <sup>1/2</sup> ℓ/min × 120Kpa	1	軸受けの発熱	1ヶ月 毎	メカニカルシール		
		歯車ポンプ(OP-C2-1)	歯車ポンプ 40 <sup>1/2</sup> ℓ/min × 120Kpa	1	メカニカルシール漏水状態	日常			
		歯車ポンプ(OP-C2-2)	歯車ポンプ 40 <sup>1/2</sup> ℓ/min × 120Kpa	1	外観(異常音、振動)	1 / 年			
		設置場所:技術研究本部 冷暖房機補室			絶縁抵抗(メガ)				
		冷却水ポンプ	PCD-1 150 × 125FS4JM	1	目視点検(軸受、油量)	日常			
1F	冷却水ポンプ	PCD-1 150 × 125FS4KM	2	電圧、電圧変動、ネジ緩み	6ヶ月 毎		株式会社原製作所		
				羽根車の詰まり磨耗		ベアリング(ポンプ)			
				主軸廻り状況	1 / 年	ベアリング(モーター)			
				軸受けの発熱					
				グランドパッキン漏水状態	1ヶ月 毎	メカニカルシール			
				外観(異常音、振動)	日常				
				絶縁抵抗(メガ)	1 / 年				

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考					
							内容	周期	リスト	交換頻度						
22	各階	ファンコイルユニット点検保守		設置場所:自衛隊中央病院												
				FCU-2D(S)-CK2	天井カセット2方向	345	・風量切替確認		中性能フィルター	1回/年	昭和鉄工株					
				FCU-3D(S)-CK2	天井カセット2方向	170	・温度測定		サランフィルター	1回/5年						
				FCU-4D(S)-CK2	天井カセット2方向	111	・作動確認(異音振動)									
				FCU-6D(S)-CK2	天井カセット2方向	166	・外観点検									
				FCU-8D(S)-CK2	天井カセット2方向	114	・電動弁作動確認									
				FCU-12D(S)-CK2	天井カセット2方向	41	・ドレンハン排水確認									
				FCU-2D(S)-CID	天吊埋込型	83	・コイル内エア抜き									
				FCU-3D(S)-CID	天吊埋込型	63	・フィルター確認									
				FCU-4D(S)-CID	天吊埋込型	37										
				FCU-6D(S)-CID	天吊埋込型	76										
				FCU-8D(S)-CID	天吊埋込型	46										
				FCU-12D(S)-CID	天吊埋込型	15										
				合計				1267								
						設置場所:技術研究本部 庁舎本館及び別館										
						ファンコイルユニット		本館設置		116		・シースの点検				
						床置き型		"		11		・風量切替確認				
						天井カセット型		別館設置		4		・温度測定	2 / 年			
						床置き型		"		5		・作動確認(異音振動)				
						天吊り型						・外観点検				
												・電動弁作動確認				
												・ドレンハン排水確認				
												・コイル内エア抜き				
												・フィルター確認				
										136						
						合計										
						エアハンドリングユニット		別館講堂設置		1		・シースの点検				
						RAH-160ZVS		別館機械室201.302.402		3		・送風機点検調整			ケリス	点検時
						DHU-15		本館機械室301.502		2		・ファンベルトの外観点検				
						DHU-20		本館機械室301.502		2		・加圧器点検調整				
		DHU-25		本館機械室202.401		1	・スレーナー分解整備									
		DHU-35S		本館機械室501			・コイル内エア抜き									
							・ローフィルター点検確認									
		合計				9										
		フィルターユニット		変電室1,2		2	・運転確認									
		DS-600-22H-REA-25J		変電室1		1	・フィルター及び吹出口清掃	1 / 年								
		DS-600-22-REA-25J														
		合計				3										
		設置場所:自衛隊中央病院 職業能力開発センター														
		ファンコイルユニット				48	・フィルター清掃・絶縁試験	2 / 年		中性能フィルター	1回/年					
							・運転状態確認・外観確認			サランフィルター	1回/5年					

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
23 各階 熱交換器点検保守				設置場所:自衛隊中央病院							
				空調換気扇	天吊隠蔽形	46	・フィルター点検清掃 ・異音確認		サランフィルター	1回/5年	三菱電機㈱
				空調換気扇	天吊カセット形	24					
				CAV		69	・作動確認 ・風量測定	1 / 年			東プレ㈱
				VAV		18					
				設置場所:技術研究本部							
					FY-150ZB6 実験室601,事務室101,102	5	・スプレー清掃				
				熱交換器	FY-150ZD6 シールドルーム	1	・加湿モジュール清掃				Panasonic電工㈱
					FY-250ZD6 事務室101	1	・ヘッド水抜、スル清掃				

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト	交換頻度	備考						
							内容	周期									
23	B1F	熱交換器点検保守	●	設置場所:自衛隊中央病院	プレート型 蒸気-水熱交換器 1,890KW	1	性能検査(第一種圧力容器)	1 / 年	(所轄労働基準監督署)		(株)日阪製作所						
				●								熱交換器(HE-1-1)	プレート型 蒸気-水熱交換器 1,890KW	1	性能検査(第一種圧力容器)	(所轄労働基準監督署)	性能検査に伴う 洗缶整備を含む。
				●								熱交換器(HE-1-2)	プレート型 蒸気-水熱交換器 630KW	1	小型圧力容器	(所轄労働基準監督署)	
												熱交換器(HE-2-1)	プレート型 蒸気-水熱交換器 630KW	1	小型圧力容器		
		熱交換器(HE-2-2)															

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
24 各階 空調機点検保守				設置場所：自衛隊中央病院 空調調和機	コンパクト型	9	[1]機器外観部 (1)本体の点検	2 / 年	プレフィルタ交換	6回/年	備 考
					床置横型(全熱交換器組込み)	23	振動、騒音の点検 基礎ボルトの緩み 及び増締、防振装置点検		プレフィルタ洗浄	5回/年	
					床置横型	12	(2)外板、点検扉 損傷、腐食、汚れの点検		中性能フィルタ交換	2回/年	
						44	空気漏れ有無の点検		中性能フィルタ廃棄	2回/年	
							(3)機器周辺				
							キャブパスの点検		フィルターリストは 別紙参照		
							(内蔵及び本体接続部)				
							フィルター及びエレメントの差圧測定				
							[2]全熱交換器				
							(1)ローター				
							ローターの清掃実施				
							駆動ベルト張り調整実施劣化診断				
							軸受の給油実施				
							軸受異常音有無の点検				
							及びローターボスの点検				
							ローター表面の損傷点検				
							(2)ギアモーター				
							オイルシールの磨耗点検及び交換				
							潤滑油の交換実施				
							軸受、ギアの異常音点検				
							絶縁抵抗の測定				
							電圧の測定				
							運転電流の測定				
							[3]制御盤				
		端子の増締実施									
		ボックス内清掃実施									
		[4]ISA、RA等ボックス									
		(1)電動機									
		絶縁抵抗の測定									
		電圧の測定									
		運転電流の測定									
		軸受異常音有無の点検									
		軸受への給油									
		クーラーの磨耗有無点検									
		(2)送風機									
		ケーシングの発錆、汚れ有無の点検									
		軸発錆、磨耗有無点検									
		軸受への給油									

24 各階	空調機点検保守	設置場所：自衛隊中央病院 職業能力開発センター 外調機	軸受異常音の有無の点検有無の点検 カッリングの緩衝材磨耗の有無の点検 カッリング本体の損傷の点検及びセッピス増締 フリーの磨耗有無点検キーの固定実施 ベルトの芯出し調整実施及びベルトの磨耗、亀裂有無の点検 (3)冷水・温水コイル ケーシングの発錆、汚れ有無の点検 フィンチューブ腐食有無点検 ヘッドー腐食有無の点検 ヘッドー、チューブからの洩れ有無の点検 (4)加湿器ケーシング及びヘッドー 発錆、腐食有無点検 噴霧状態の点検 (5)骨格他 機器内部の汚れ、腐食有無の点検 (骨格、底板、ドレンパン等) 外板内部保温材剥離有無の点検	1 / 年	Vベルト	2年	昭和鉄工(株)



管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト	交換頻度	備考
							内容	周期			
B1F		貫流ボイラー(B-2-1~5)		設置場所: 自衛隊中央病院 本館	ガス・油切替型 2,000kg/h	5	全装置他整備 給水制御系整備 点火機器系整備 制御機器系整備 送風機系整備 燃焼系統整備調整 給水制御系統整備調整 送風機系統整備調整 兼注装置整備調整 給水ポンプ整備 油ポンプ整備 送風機整備 ハーナー整備 エコノマイザ整備 制御基盤整備 缶体、水管整備 細部メーカー所定の整備を実施 燃焼熱化物測定(本気圧試験禁止法) ほいじん測定(大気汚染防止法) 性能検査整備	1 / 年	電極保持器交換 点火コード交換 開閉器交換 Vベルト交換調整 同左部品交換 同左部品交換 同左部品交換 同左部品交換 エコノマイザ交換 同左交換 同左交換 2 / 年 (東京都大気保全課) 5 / 年 (東京都大気保全課) 1 / 年	1年 3年 3年 3年 6年 6年 6年 6年 6年 6年	三浦工業㈱
							ハーナー等整備 点火機器系整備 温度制御装置整備 水位検出器分岐整備 電磁弁分岐清掃 圧力スイッチ整備 缶体・煙突整備 缶体整備 燃焼状態確認 排ガス測定 自動制御装置整備 総合試験 細部メーカー所定の整備を実施	4 / 年		網巴商会	
25 B1F		ボイラー点検保守		設置場所: 陸上自衛隊 衛生学校 汽缶場	ガス型 1,047kW	2	全装置他整備 給水制御系整備 点火機器系整備 制御機器系整備 送風機系整備 燃焼系統整備調整 給水制御系統整備調整 送風機系統整備調整 兼注装置整備調整 給水ポンプ整備 油ポンプ整備 送風機整備 ハーナー整備 エコノマイザ整備 制御基盤整備 缶体、水管整備 細部メーカー所定の整備を実施 性能検査整備	1 / 年		網日本サービス	
1F		貫流ボイラー			ガス式	2					

25	1F	設置場所:衛生学校(第1校舎) RC-4F 真空式温水発生機	昭和鉄工機 SKS-500WDG	1・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による	1 / 年	ボイラーコントロール ー リモートスイッチ 複合バルブ(パイロット・メイン) イグナイター サーミスターセンサー 異常高温スイッチ 感震器 イクニッションロッド フレームロッド 風圧スイッチ	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個	23年度実施項目
						設置場所:衛生学校(第4校舎) RC-5F 真空式温水発生機	昭和鉄工機 SV-804(ヒーター部) RG-25(バーナー部)	1・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による
25	1F	設置場所:衛生学校(第5校舎) RC-5F 真空式温水発生機	昭和鉄工機 SV-804(ヒーター部) RG-25(バーナー部)	1・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による	1 / 年	真空ポンプ 温度ヒューズ 脱き窓ガラス・パッキン類 水位検出電極 ファンモーター ファンモーター用電磁開閉器 インベラー ガス圧力計 サーミスターセンサー(缶体・蒸気用) サーミスターセンサー(温水用) 複合バルブ イクニッションロッド(接続子付) ZD-ADPT(高圧ポート線・接続子付) 抽気電磁弁(逆止弁) 溶解柱 イグナイター(高圧ポート線付)	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 2個 2個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個	23年度実施項目 24年度実施項目
						設置場所:衛生学校(医業隣庁舎) RC-4F 鋼製簡易ボイラー	昭和鉄工機 SKT-E504G(ヒーター部) RG-15G-5(バーナー部)	1・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による
	4F							

※ 保守に当り、軽微な部品(パイロットランプ類、ヒューズ等)については請負者負担とする

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト	交換頻度	備考
							内容	周期			
26	B1F	蒸気発生器点検保守	●	蒸気発生器 (CS-1)	間接蒸気発生器 2400kg/h	1	フロートスイッチの点検清掃	同左交換(状況により)	1年	網島倉鉄工所	
	蒸気トラップの点検清掃		同左交換(状況により)				1年				
							給水ストレーナーの点検清掃	同左交換(状況により)	1年		
							蒸気ストレーナーの点検清掃	同左交換(状況により)	1年		
							性能検査(第一種圧力容器)	(所轄労働基準監督署)			
							フロートスイッチの点検清掃	同左交換(状況により)	1年	網島倉鉄工所	
							蒸気トラップの点検清掃	同左交換(状況により)	1年		
							給水ストレーナーの点検清掃	同左交換(状況により)	1年		
							蒸気ストレーナーの点検清掃	同左交換(状況により)	1年		
							性能検査(第一種圧力容器)	(所轄労働基準監督署)			

\* 第一種圧力容器については性能検査(ともなう洗缶等整備清掃を含む)。

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考							
							内容	周期	リスト	交換頻度								
B1F		設置場所:自衛隊中央病院	●貯湯槽	貯湯槽	8m <sup>3</sup> (第1種圧力容器)	2	内部開放清掃	1回/年	ハッペン	1回/年	森松工業							
												●貯湯槽	3.5m <sup>3</sup> (第1種圧力容器)	2	加熱コイル清掃			
												●貯湯槽	2m <sup>3</sup> (第1種圧力容器)	2	安全弁分解整備			
												●膨張水槽	168L 600φ×1200H(第2種圧力容器)	1	目視・外観	1回/年		
													耐熱中空系膜フィルター方式 11.8t/h	1	通水流量、温度点検 フィルター出入り口圧力点検 原水と処理水の水质点検	日常	中空系膜エレメント交換 2年	
													950L	1	性能検査(消防点検保守)	1 / 年	(所轄消防署)	
													950L(GGS用)	1	性能検査(消防点検保守)	1 / 年	(所轄消防署)	
													立型(円筒形)1,750kg/h	1	性能検査(第一種圧力容器)	1 / 年	(所轄労働基準監督署)	
													蒸気ヘッドー(SH-1)	1	性能検査(第二種圧力容器)			
													蒸気ヘッドー(SH-2)	1	性能検査(第二種圧力容器)			
													蒸気ヘッドー(SH-3)	1	性能検査(第二種圧力容器)			
													蒸気ヘッドー(SH-4)	1	性能検査(第二種圧力容器)			
													週水タンク(TWH-1)	3	目視点検	日常		
													製缶類点検保守	1	原水、処理流量の確認 給水ストレーナーの清掃 給水流量の確認 適間タイマの点検	随時	プレフィルター交換 1年 真空ポンプ交換 9年 真空ポンプメカニカル交換 3年 真空ポンプ交換 9年 原水ポンプメカニカル交換 3年 処理水ポンプ交換 9年 処理水ポンプメカニカル交換 3年 真空計交換 10年 封水逆止弁交換 10年 封水循環流量調節弁交換 5年 原水流量調節弁交換 10年 処理水流量調節弁交換 10年 原水モーターバルブ交換 10年 処理水モーターバルブ交換 5年 ブラダークーラム交換 10年	網島倉鉄工所 網島倉鉄工所 網島倉鉄工所 網島倉鉄工所 網島倉鉄工所 網島倉鉄工所 網島倉鉄工所 三浦工業株
												10F		脱気装置(OD-1)		タワ-式脱気装置 900kg/h	1	
●膨張タンク(EXT-1)	密閉式膨張タンク 366 <sup>kg</sup>	1																
●膨張タンク(EXT-2)	密閉式膨張タンク 4,420 <sup>kg</sup>	1																
●オイルタンク(OT-1-1)	鋼板製地下設置二重殻タンク 58000L 3200φ	1	法定目視点検(消防点検保守)															
●オイルタンク(OT-1-2)	鋼板製地下設置二重殻タンク 58000L 3200φ	1	二重殻の隙間部濡れ検査	3年	(所轄消防署)													

\* 第一種圧力容器については性能検査にともなう洗缶等整備清掃を含む。

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
28	10F	飲料水水质検査	●	設置場所:自衛隊中央病院								
				高架水槽(上水系統)	46m <sup>3</sup>	1	水质検査					
				高架水槽(中水系統)	11m <sup>3</sup>	1	水质検査					
			●	原水層(非常用系統)	670m <sup>3</sup>	1	水质検査					

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
				設置場所:自衛隊中央病院							
B1F				RO装置(RO-1)	ユニット型RO装置 2,400ℓ/h	1	目視点検	日常	プレフィルタ交換	1ヶ月	㈱アクアス
							RO膜洗浄	6ヶ月毎	純水装置センサー交換	3年	
							瞬間流量計点検清掃	1 / 年	膜モジュール交換	1年	
							圧力計点検		ガードフィルタ交換	6ヶ月	
							電気伝導率、抵抗率計		シーケンサーバックアップ	6年	H25交換実施
							高圧ポンプ異音振動点検	1ヶ月	電池の交換	3年	
							水質監視盤		ベアリング交換	3年	
									同左センサー交換	3年	
									電磁弁交換(状況により)		
							水質の点検	日常			㈱アクアス
							食塩の補充				
							カチオン樹脂の点検		樹脂量の10%交換補充	1年	
							圧力計、手動弁の点検		樹脂量の全量交換	4年	
							再生槽の内部点検清掃		状況により交換	5年	
							食塩吸上げポンプ点検	1 / 年	ブラインバルブ交換	4年	
							エゼクター点検清掃				
							逆洗流量設定器点検清掃		同左交換	2年	
							工程切替ピストン点検		同左交換	2年	
							下部キャップ点検		同左交換	2年	
							マニホールドバックシン点検				
29	B1F	空調用純水設備保守点検		硬水軟化装置(NS-1)	高性能自動型硬水軟化装置 200ℓ/h	2	カムセット点検		同左交換	4年	
									排水出口弁セット交換	1年	
									Oリング点検	1年	
									フランジ交換(状況により)	4年	
							降水管シール点検		降水管シール交換	2年	
							上部ストレーナ点検清掃	1 / 年	フランジバックシン交換	1年	
							インナーバイパス点検清掃		同左交換(状況により)	4年	
							タイマーパネル点検清掃		同左交換(状況により)	4年	
							曜日ダイヤル点検		同左セット交換	2年	
							再生起動カム点検		同左セット交換	2年	
							タイマーモーター点検		同左交換	2年	
							アウトレットコネクタ点検		同左交換	2年	
							目視点検	日常			㈱アクアス
							RO膜洗浄	6ヶ月毎	プレフィルタ交換	1ヶ月	
							瞬間流量計点検清掃	1 / 年	純水装置センサー交換	3年	
							圧力計点検		膜モジュール交換	1年	
							電気伝導率、抵抗率計		ガードフィルタ交換	6ヶ月	
							高圧ポンプ異音振動点検	1ヶ月	シーケンサーバックアップ	6年	
							水質監視盤		電池の交換	3年	
									ベアリング交換	3年	
									同左センサー交換	3年	
									電磁弁交換(状況により)		
4F				RO装置(RO-2)	ユニット型RO装置 200ℓ/h	1					

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
30	B2F	厨房除害設備点検保守		設置場所:自衛隊中央病院 ばっ気ブロワー 調整ブロワー 調整ポンプ 放流ポンプ 生物脱臭装置 フロートスイッチ	80A × 3.37m <sup>3</sup> /min × 20kpa × 3.7kw	2	作業確認・清掃・絶縁測定・各種部品交換 48 / 年	脱臭材	1回/年	使用頻度による	
					40A × 0.92m <sup>3</sup> /min × 20kpa × 1.5kw	1				使用頻度による	
					40A × 0.1m <sup>3</sup> /min × 3.43m × 0.25kw	2					
					80A × 0.3m <sup>3</sup> /min × 19.6m × 2.2kw	2					
					ホ17260kg処理ガス量8.6m <sup>3</sup> /min	1					
					本体AAS樹脂製	8					

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考				
							内容	周期	リスト	交換頻度					
31	B1, B2	グリストラップ定期整備		設置場所:自衛隊中央病院 本館											
				B1階厨房グリストラップ								250L	3	清掃	1回/年
												200L	1	清掃	1回/年
												80L	1	清掃	1回/年
												35L	2	清掃	1回/年
												62L	1	清掃	1回/年
	300L	11	清掃	1回/年											
		B2階ガソリントラップ	500L	4	清掃	1回/年									

※ 清掃実施に伴い、槽内の汚泥及び清掃の際に発生した汚水も併せて処分すること。



管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考												
							内容	周期	リスト	交換頻度													
32	B1F	厨芥処理設備点検保守		設置場所:自衛隊中央病院		1	①運動運転チェック ②部品取替	4回/年 適時	①バックキン ②リターター ③テルターカッター ④バルピングディスク ⑤電磁弁ダイヤフラム ⑥シール水電磁弁 ⑦スラリーポンプインペラー	1回/年 1回/3.5年 1回/3.5年 1回/7年 1回/3年 1回/3年 1回/5年	ホバートジャパン												
												1.バルブバー	(WR-1000型)	①運動運転チェック ②部品取替	4回/年 適時	①スブラッシュガード ②フライホール ③スラリーポンプインペラー	1回/2年 1回/5年 1回/5年						
																		2.ディスプレイザ-	(FD-200型)	①運動運転チェック ②部品取替	4回/年 適時	①ブラシ ②ブッシング ③グランドバックキン	1回/3.5年 1回/3.5年 1回/2年

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
33	B2F	R1排水設備点検保守		設置場所:自衛隊中央病院	自立型、シーケンサー内蔵 SUS製、雑排水用、3φ200V SUS製、1φ100V 静電容量式、4~20mA出力 SUS製、3接点1台、4接点1台 VP,SGP-PB,DVLP,ネジフランジ,接着接合 DCPD製、嫌気濾床濾過式、5人槽 SUSパネルタンク、有効3t SUSパネルタンク、有効30t	1 16 24 6 2 一 2 1 6	1/年	外観・機能試験	シーケンサー電池	H26実施	ラドセーフ
				R1排水処理制御盤				性能確認			
				水中ポンプ				性能確認			
				電動弁				性能確認			
				連続水位計				性能確認			
				フロースイッチ				性能確認			
				配管類漏水点検				目視			
				浄化槽				2汚泥の回収			
				分配槽				1槽内の清掃			
				貯留槽・希釈槽				6槽内の清掃			

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
34 B2F 人工透析排水処理設備点検保守				設置場所:自衛隊中央病院 本館 ハスケットスクリーン	250W × 300L × 200H	1	作動確認・清掃	24 / 年				
				調整ポンプ	50A × 0.0035m <sup>3</sup> /分 × 6mH × 0.25kw	2	作動確認・清掃	24 / 年				
				調整プロフ	20A × 0.28m <sup>3</sup> /分 × 15kPa × 0.4kw	1	作動確認・清掃	24 / 年		油脂類・Vベルト・フィルター等	必要時	
				中和槽・還元槽	800W × 1400L × 1200H	1	水質確認	24 / 年				
				中和槽・攪拌機	300rpm × 0.2kw	1	作動確認・清掃	24 / 年				
				還元槽・攪拌機	300rpm × 0.2kw	1	作動確認・清掃	24 / 年				
				苛性ソーダ注入ポンプ	~7mL/分 × 0.025kw	1	作動確認・清掃	24 / 年		ダイヤフラム・パッキン等	1年	
				硫酸注入ポンプ	~7mL/分 × 0.025kw	1	作動確認・清掃	24 / 年		ダイヤフラム・パッキン等	1年	
				還元剤注入ポンプ	~7mL/分 × 0.025kw	1	作動確認・清掃	24 / 年		ダイヤフラム・パッキン等	1年	
				苛性ソーダタンク	50L	1	薬液補充	24 / 年		苛性ソーダ48%	183kg/年	
				硫酸タンク	50L	1	薬液補充	24 / 年		硫酸75%	37kg/年	
				還元剤タンク	50L	1	薬液補充	24 / 年		チオ硫酸ソーダ五水和物	91kg/年	
				苛性ソーダタンク攪拌機	300rpm × 0.07kw	1	作動確認・清掃	24 / 年				
				硫酸タンク攪拌機	300rpm × 0.07kw	1	作動確認・清掃	24 / 年				
				還元剤タンク攪拌機	300rpm × 0.07kw	1	作動確認・清掃	24 / 年				
				中和槽PH計		1	作動確認・校正・清掃	12 / 年		電極	1年	
				還元槽ORP計		1	作動確認・校正・清掃	12 / 年		電極	1年	
				ばっ気プロフ	50A × 1.8m <sup>3</sup> /分 × 15kPa × 1.5kw	2	作動確認・清掃	24 / 年		油脂類・Vベルト・フィルター等	必要時	
				放流ポンプ	65A × 0.0035m <sup>3</sup> /分 × 20mH × 2.2kw	2	作動確認・清掃	24 / 年				
				脱臭装置	5m <sup>3</sup> /分 × 1.8kPa × 0.75kw	1	作動確認・清掃	24 / 年		脱臭剤	1年	
人工透析排水処理設備制御盤		1	作動確認	1 / 年								
処理水槽		1	水質確認	24 / 年								

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
				設置場所：自衛隊中央病院							
				一次原水ポンプ	50A × 0.1m <sup>3</sup> /分 × 10mH × 0.75kw	2	作動確認・清掃	必要時			エス・エル
				残渣除去滅菌装置		1	作動確認	12 / 年			
				二次原水ポンプ	50A × 0.1m <sup>3</sup> /分 × 10mH × 0.75kw	2	作動確認・清掃	必要時			
				残渣除去装置	588W × 588L × 500H	1	作動確認・清掃	12 / 年			
			●	加熱滅菌装置	φ1400 × 1373H(第一種压力容器)	2	作動確認・清掃	12 / 年			
				給水ユニット	32A × 0.14m <sup>3</sup> /分 × 15m × 0.75kw	1	作動確認・清掃	12 / 年			
				移送ポンプ	50A × 0.20m <sup>3</sup> /分 × 5mH × 0.75kw	2	作動確認・清掃	12 / 年			
				放流ポンプ	50A × 0.20m <sup>3</sup> /分 × 10mH × 0.75kw	2	作動確認・清掃	12 / 年			
				一次原水槽搅拌プロワ	32A × 0.55m <sup>3</sup> /分 × 19.6kPa × 0.75kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	油脂類・Vバルト・フィルター等	必要時	
				二次原水槽搅拌プロワ	32A × 0.55m <sup>3</sup> /分 × 19.6kPa × 0.75kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	油脂類・Vバルト・フィルター等	必要時	
				冷却槽搅拌プロワ	φ13 × 0.15m <sup>3</sup> /分 × 19.6kPa × 0.15kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	ダイヤフラム・フィルター等	必要時	
				調整槽搅拌プロワ	40A × 0.75m <sup>3</sup> /分 × 19.6kPa × 0.75kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	油脂類・Vバルト・フィルター等	必要時	
				放流槽搅拌プロワ	φ13 × 0.2m <sup>3</sup> /分 × 19.6kPa × 0.21kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	ダイヤフラム・フィルター等	必要時	
				排気ファン	2.5m <sup>3</sup> /分 × 0.98kPa × 0.4kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	油脂類・Vバルト等	必要時	
				除菌フィルター		1	フィルター交換・清掃	1 / 年	フィルター交換	1年	
				感染系排水処理設備制御盤		1	作動確認	1 / 年			
				調整槽ポンプ	50A × 0.05m <sup>3</sup> /分 × 5mH × 0.4kw	2	作動確認・清掃	12 / 年			
				中和槽	900L × 1020W × 900H	1	水質確認	12 / 年			
				中和槽搅拌機	300rpm × 0.2kw	1	作動確認・清掃	12 / 年			
				酸注入ポンプ	31 ~ 156mL/分 × 0.5MPaG × 0.025kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	ダイヤフラム・ハッセン等	1年	
				アルカリ注入ポンプ	31 ~ 156mL/分 × 0.5MPaG × 0.025kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	ダイヤフラム・ハッセン等	1年	
				酸タンク	1.5m <sup>3</sup>	1	薬液補充	12 / 年	硫酸75%	8760kg/年	
				アルカリタンク	0.2m <sup>3</sup>	1	薬液補充	12 / 年	苛性ソーダ48%	913kg/年	
				酸タンク搅拌機	300rpm × 0.4kw	1	作動確認・清掃	12 / 年			
				アルカリタンク搅拌機	300rpm × 0.07kw	1	作動確認・清掃	12 / 年			
				検査・ボイラー系排水処理設備制御盤		1	作動確認	1 / 年			
				処理水槽	RC水槽	—	水質確認・清掃	12 / 年			感染系原水槽は必要時のみ

\* 第一種圧力容器については性能検査にともなう洗缶等整備清掃を含む。

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
36	B2F	ごみ処理設備点検保守		設置場所:自衛隊中央病院		1						
				ごみ処理設備操作盤								
				圧プレス機制御盤								
				ベクトル圧縮機制御盤								
				自動梱包機制御盤		1						
						1		4 / 年				
						1		1 / 年				
						1	清掃・絶縁抵抗測定 外觀確認・締付確認	1 / 年				新明和工業㈱
						1		1 / 年				

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考				
							内容	周期	リスト	交換頻度					
37	B2F	排水再利用設備点検保守		設置場所: 自衛隊中央病院											
				スクリーン	2mm × 23m3 × 0.025kW	1									
				調整ブロワー	40A × 0.8m3 / 分 × 15.5kPa × 1.5kW	1									
				調整ポンプ	50A × 0.059m3 / 分 × 5m × 0.4kW	2									
				余剰水ポンプ	65A × 0.13m3 / 分 × 20m × 3.7kW	2									
				ばっ気ブロワー	40A × 0.97m3 / 分 × 15.5kPa × 1.5kW	2									
				減速機	中央駆動型3300φ 0.4kW	1									
				汚泥引抜ポンプ	32A × 0.01m3 / 分 × 10m × 0.4kW	1									
				ろ過ポンプ	50A × 0.05m3 / 分 × 14m × 0.75kW	2									
				逆洗ポンプ	65A × 0.48m3 / 分 × 14m × 2.2kW	1									
				消泡ポンプ	50A × 0.07m3 / 分 × 14m × 0.75kW	1									
				次亜ポンプ	4.1ml / 分 × 0.015kW	1									
移送ポンプ	40A × 0.06m3 / 分 × 10m × 0.4kW	2													
汚泥槽ブロワー	20A × 0.08m3 / 分 × 15.5kPa × 0.4kW	1													
汚泥搬出ポンプ	50A × 0.27m3 / 分 × 30m × 3.7kW	1													
脱臭装置	5m3 / 分 スクラバー式 × (ポンプ0.15kW+ファン0.2kW)	1													
砂ろ過塔	φ1000	1													
活性炭吸着塔	φ1000	1													
次亜塩素酸タンク	PE製200L	1													
フロートスイッチ	本体AAS樹脂製	12													

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
38	B2F	非常用ろ過装置点検保守		設置場所:自衛隊中央病院 本館								
				原水ポンプ		2・作動確認		マガシール、ベアリング	H23.25実施			
				原水ポンプ		2・電流、電圧測定		マグネットコンダクター	H25 実施			
				薬液ポンプ		1・フロア量測定	1回/年	マガシール、ベアリング	H23.25実施			
				薬液ポンプ		1・水質検査(51項目)		マグネットコンダクター	H25 実施			
				薬注ポンプ		2		ポンプ本体	故障時			
				MIF膜		12		MIF膜(官制支給)	H25 実施			
消毒剤		20	次亜塩素酸ナトリウム6%									

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
39	4F	浴槽ろ過装置点検保守		設置場所: 自衛隊中央病院 RAKS-10NI/50特 YU-500C	ろ過ポンプ ろ過器 温度調整用電動2方弁 逆止弁 電磁弁(緊急遮断弁) 電動5方弁 電動6方弁 電動7方弁 熱交換器 殺菌液注入ポンプ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作動確認</li> <li>・電流、電圧測定</li> <li>・温度確認</li> <li>・エアキャッチャー等清掃</li> <li>・薬品補充</li> </ul>	1回/年	幼ニカルシート	稼動600	株ノーリン
									ヘアリング		
									ヘアキャッチャーハッキン	1年	
									蓋締付けホルト	1年	
									ろ材(セファミック)	7年	
									回転軸ソール部	3年	
									逆止弁	2年	
										5年	
									シートリング	3年	
									ポンネットハッキン	3年	
									リング	2年	
									ポンネットハッキン	3年	
									ポンダイヤフラム	稼動4000時間または2年	



管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
40	B2F 10F	貯水槽清掃	設置場所: 自衛隊中央病院	高架水槽(上水系統)	46㎡	1	清掃	1回/年			
				高架水槽(中水系統)	11㎡	1					
				高架水槽(感染系統)	1㎡	1					
				高架水槽(冷却塔系統)	18㎡	1					
				中水受水槽	169.6㎡	1					
				原水槽(非常用系統)	670㎡	1					
				受水槽	440㎡	1					
				設置場所: 第6隊舎							
				高置水槽	30㎡	1					
				受水槽	70㎡	1					
				設置場所: 研修医官隊舎							
				高置水槽	1㎡	1					
				受水槽	4㎡	1					
				設置場所: その他							
食厨房高置水槽	6㎡(2槽式)	1									
食厨房貯水槽	36㎡(2槽式)	1									
第1隊舎貯水槽	9㎡	1									
第2隊舎貯水槽	9㎡	1									
第3,4,5隊舎貯水槽	20㎡	1									

※ 上水系統については、清掃後の水質検査を実施すること  
 ・色度、濁度、臭気、味、残留塩素含有率

管理 番号	階数	保守名称	法定 点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内 容	周 期	リ ス ト	交 換 頻 度	
41	B2F	排水槽清掃		設置場所:自衛隊中央病院 本館	容量:68.8m <sup>3</sup>	1	・槽内清掃 ・汚泥処理	3 / 年			
				汚水槽1	容量:54.5m <sup>3</sup>	1					
				雑排水槽1	容量:34.0m <sup>3</sup>	1					
				雑排水槽2	容量:40.0m <sup>3</sup>	1					
				雑排水槽3	容量:23.2m <sup>3</sup>	1					
				雑排水槽4	容量:41.6m <sup>3</sup>	1					
				雑排水槽5	容量:70.6m <sup>3</sup>	1					
				雑排水槽6	容量:32.1m <sup>3</sup>	1					
				容量:40.5m <sup>3</sup>	1						
				容量:25.6m <sup>3</sup>	1						
				設置場所:陸上自衛隊 衛生学校 洗車場							
1F				油水分離槽	1,000L	1	清掃	1回/年			

※ 清掃実施に伴い、槽内の汚泥及び清掃の際に発生した汚水も併せて処分すること。

- 1 件 名 防災監視・巡視及び病院受付業務
- 2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区 自衛隊中央病院
- 3 業務概要 自衛隊中央病院内の消防設備、放送設備、エレベーター制御設備、防犯設備、ITV設備等の運転監視・確認及び施設内の巡視業務を行う他、病院1階の総合受付にて受付業務を行う。

4 業務対象建物

建物用途	名称	構造	備考
医療施設	自衛隊中央病院	SRC-10 B2F	
	職業能力開発センター	RC-4	

5 細部業務実施項目

(1) 医療施設

(ア) 防犯・防災監視

- ・ 防災監視設備及び監視カメラ設備等からの情報に基づく異常発生箇所の確認及び緊急措置。
- ・ 非常時及び通常時の館内放送の実施。
- ・ 対象施設内の巡視、監視対象設備の監視操作及び目視点検の実施。監視対象設備については、『24 業務対象設備等一覧』の通りとする。

(イ) エレベーター運行管理

- ・ エレベーターの運行管理及び緊急時（火災、救急時等）の操作。

(ウ) 受付案内

- ・ 病院総合受付にて来院者に対する案内の実施、職員への連絡等の実施。

6 従事者の勤務時間及び資格等

(1) 勤務時間は原則として次の通りとする。

(ア) 勤務期間及び時間等については下記の通りとする。

施設区分	業務区分	期間及び時間	備考
病院施設	防犯、防災監視等	期間：通年 土日祝祭日を含む 時間：08：30～翌08：30（3交代制）	エレベーター運行管理含む
	受付案内	期間：通年 土日祝祭日及び年末年始除く 時間：08：30～17：15	

(イ) 勤務者配置表（基準）

- ・ 防災監視、巡視 日中（08：30～17：15）：2名以上  
夜間（17：15～08：30）：2名以上（交代要員含む）
- ・ 病院受付 日中（08：30～17：15）：1名以上（ " ）

(2) 資格等

(ア) 防災監視、巡視業務従事者に関する事項

- ・ 防災センター要員講習終了証
- ・ 自衛消防技術認定証

(3) その他

- ・ 当該業務に従事するものは、原則として請負業者の正規社員が就くものとする、また共同企業体を結成し業務の委任をする場合については、当該委任企業の正規社員が就くものとし、請負業者と従事者との雇用関係が証明できる書類を官側担当者に提示すること。

- ・ 業務に関して、十分な実務経験を有し、心身共に健全で、業務遂行に支障を来たさない者。
- ・ 業務従事者は外来者との対応に際し、礼儀正しく、明朗、かつ丁寧に対応するものとし、また病院受付案内の業務に従事する者は、当該施設が自衛隊医療の最高位機関であることを十分に理解し、来院者に対して接すること。なお、従事者については、来院者に対する印象の観点から『女性』とし、受付業務にふさわしい者を選定すること。

## 7 一般事項

### (1) 共通事項

『共通事項 1 総則（ページ番号1）』の項を参照の事。

### (2) 保全上の注意点

『共通事項 1 1 保全上の注意点（1）～（3）（ページ番号3）』の項を参照の事。

### (3) 業務体制

- ・ 請負業者は、それぞれの業務対象建物の規模及び業務種別に応じて業務従事者を必要数配置すること。

## 8 業務従事者への教育

請負業者は、その責任と負担において、防災監視業務等に従事する勤務者に対して業務に必要な教育訓練及び再講習を実施するものとする。

## 9 業務従事者の服務規律

『共通事項 7 業務従事者（1），（3）（ページ番号2）』の項を参照の事。

## 10 業務計画書等

『共通事項 1 4 提出書類（1）（ページ番号4）』の項を参照の他、個々の業務に関して指定された書類を提出すること。

- （1） 警備業務概要記載書（警備業法第19条に基づく書類）

### 1 1 業務報告書等の提出及び保管

『共通事項 1 4 提出書類（2）（ページ番号4）』の項を参照の事。

### 1 2 監督官の立会等

請負業者は、業務の実施にあたって、必要に応じて監督官の立会いを求めるものとする。但し、監督官が承認した場合は、立会いによらず写真・記録等により確認を受けることができる。

### 1 3 官側に対する協力

請負業者は、下記事項の立会い等について、官側に協力するものとする。

- （1） 官公署等の立入検査
- （2） 官側が実施若しくは参加する防災訓練、その他施設運営上必要な訓練
- （3） その他、官側からの協力を求められた事項

### 1 4 非常時の施設に関する措置

停電、断水及びその他天災等の各種災害時に施設に異常が発生した場合は、速やかに官側へ連絡し指示を受け、適切な対応を速やかに行うこと。

### 1 5 協力体制

災害、事故等の緊急時には、防災機器等の操作及び作動状況の確認の実施、館内非常放送及び関係各所への連絡を行うほか、現場へ業務従事者を派遣する等協力し、適切な処理を速やかに行うこと。

### 1 6 破損箇所に対する措置

業務実施中に破損、故障箇所を発見した場合、請負業者は適切な判断の元に、応急措置等適切な処理を行うと共に、この状況及び経過を記録し、監督官へ報告するものとする。

1 7 業務の安全確保等

『共通事項 1 1 安全管理・衛生管理 (1) ～ (3) (ページ番号2)』の項を参照の事。

1 8 光熱水料及び控室の提供

『共通事項 5 請負業者の負担の範囲 (1) の (ア)、(3) の (ア) (ページ番号2)』の項を参照の事。

1 9 危害及び損害予防措置

『共通事項 1 1 安全管理・衛生管理 (1) ～ (3) (ページ番号2)』の項を参照の事。

2 0 記録及び報告等

監督官が指示した事項及び、監督官と協議した事項については、正確に記録・整理し、監督官に報告するものとする。但し、軽易な事項で監督官の承諾を受けたものについては、省略することができる。

2 1 業務従事者の健康管理

『共通事項 7 業務従事者 (3) の (エ) (ページ番号2)』の項を参照の事。

2 2 遺失物及び不審物等の取扱

請負業者は、施設内巡回の際に取得した遺失物については、速やかに官側担当者に報告し、拾得物した場所時間等を簡潔に書面にまとめ、物品と共に提出すること。また不審物及び不審者を発見した場合については、速やかに官側担当者に連絡し、指示を受けるものとする。

2 3 業務内容

(1) 一般業務

当該業務の細部内容は、共通仕様書の第6編『施設警備』の項の『防災監視』による。

2 4 業務対象設備等一覧

- 1 エレベーター制御管理設備
- 2 I T V設備
- 3 出入場管理設備 (電気錠)
- 4 防災監視設備
- 5 消防設備

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
				設置場所:自衛隊中央病院							
	1F			アンプ・非常電源	2880W	1	機能確認全数音出確		ニカド蓄電池、アンプヒューズ	H26実施	
	1F			スピーカーセレクタ	140局	1	認、任意音測				
				非常制御部		8	年2回				
				遠隔操作器	30局	6	1回目:外観、機能点				
				スピーカーカ(アツテネータ無)		832	2回目:外観、機能点				
			●	スピーカーカ(アツテネータ有)		735	検+精密点検				
	各階			音量調節器		570					
				非常用カトリレー		8					
	1F			自火報連動(140局)		1					
	2F			フロアユニット		4					
	2F			モニターパネル		1					
43	2F	放送設備点検保守		プリアンプ		1		2 / 年			
	2F			ラジオチューナーユニット		1					
	2F			プログラムタイマー		1					
	2F			メモデイクス		1					
	2F			BGM用CDプレーヤー		1					
	2F			コンパクトディスクプレーヤー		1					
	2F			ミニディスクデッキ		1					
	2F			デジタルアナウンスマシン		1					
	2F			入カマトリクスパネル		2					
	2F			電源分配パネル		3					
	2F			接続端子盤		3					
	2F			直流電源パネル		1					

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
44	-	インターホン設備点検保守		設置場所: 自衛隊中央病院								
				ドアホン親機	8	・親機、子機間の相互呼出、通話の動作確認。						
				ドアホン新機	1							
				ドアホン増設親機	3							
				ドアホン子機	13							
				ドアホン親機 6局用	3							
				ドアホン増設親機 6局用	8							
				親子式インターホン親機 10局用	1							
				同上20局増設選局部	1							
				ドアホンアダプタ10局用	1							
				親子式インターホン子機	10							
				ドアホン子機	7							
				ドアホン新機3局用B	1							
				ドアホン親機3局用A	2							
				ドアホン新機	1				1 / 年			
				ドアホン増設親機A	2							
				電気錠コントローラ	5							
				ドアホン子機	5							
				カメラ付玄関子機	2							
				モニター付ドアホン親機	2							
				インターホン親機	6							
				インターホン子機	6							
				インターホン親機 3局用	1							
				電源アダプタ	1							
				インターホン子機 3局用	1							
				インターホン親機 6局用	2							
				電源アダプタ	2							
インターホン子機 6局用	7											

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
	B2,B1,ISS	無線通信補助設備点検保守	●	設置場所：自衛隊中央病院	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			難燃耐熱性漏洩同軸ケーブル	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	7	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			耐熱形UUアンテナ	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			UU共用器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	12	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			2分配器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			3分配器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			4分配器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	2	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			2分岐器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			1分岐器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	9	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			非耐熱形機器収納箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			耐熱形機器収納箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			消防用無線機接続端子箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			警察用無線機接続端子箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					



管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考				
							内容	周期	リスト	交換頻度					
46	1F	防犯・入退室管理設備点検保守	設置場所:自衛隊中央病院 セキユリテイーセンター装置 中央処理装置 液晶ディスプレイ キーボード・マウス メッセージプリンタ  セキユリテイーリモート盤 通信インターフェース 入出力モジュール  カードアクセスユニット  電気錠 熱線センサー スイッチスタライク	主処理装置32ビットCPU・AC100V 17型・表示色256色以上 JISキーボード・機械式	1	システム機能確認	1 / 年	HDD	H24交	無停電電源装置	備美和ロック				
						LED等の表示機能確認									
						印字濃度確認、調整									
						伝送電圧等確認、調整									
						伝送信号点検									
						外観点検									
						目視点検及び清掃									
						供給電源電圧及び各制御						12	1 / 年		備美和ロック
						電圧チェック									
						ソフトウェアモジュール・各									
						I/Oスロット取付状態チェック									
						前面表示灯の確認									
外観点検・絶縁抵抗試験															
定電圧特性試験															
内外面清掃															
リアルタイムロックの確認															
電源電圧、リップルの測定															
充放電電圧測定															
LED表示・ヒューズ点検															
動作確認	65	1 / 年		備美和ロック											
外観点検															
取付状態確認															
ミラー角度の微調整															
警報出力確認					12	1 / 年		備美和ロック							
動作確認															
接点の確認															
動作確認									20	1 / 年		備美和ロック			
動作確認															
動作確認															
動作確認															
動作確認															
動作確認															
動作確認															
動作確認															
動作確認															
動作確認															
動作確認															

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
47	7F	監視カメラ設備点検保守		設置場所:自衛隊中央病院 本館 ITV機器架(防犯用)	入力・映像×16、音声×4、出力・映像×16 モニター×2、音声×2 内臓ハードディスク・320GB インターフェース・USB2.0/USB1.1 対応ディスク・DVD-RAM/DVD-R/DVD-RW 信号方式・NTSC、SMPTIE170M適合	3	通常点検 ・内外観点検 ・コネクタ類の接続確認 ・動作確認 ・通信確認		ハードディスク 内臓バックアップ電池 冷却用ファンキット	H24 交換 実施	(株)Panasonic 電工
				DVD-RAM	入力・カメラ×8、同期×1 出力・映像×16、音声×4、同期×1	1	細部点検 ※上記内容以外に下記 の内容を実施する ・機器外部清掃				
				同期信号発生器	入力・カメラ×4、同期×1 出力・映像×4、同期×1	2					
				カメラ駆動ユニット、8台用	電源・AC100V	2					
				カメラ駆動ユニット、4台用	ビデオ入力ボード数・最大8枚 ビデオ出力ボード数・最大4枚	1					
				電源制御部	ドーム型、壁付け露出型	30					
				マトリックススイッチャー							
				ITVカメラ							
				ITV機器架(医療用)							
				デジタルディスクレコーダ	入力・映像×16、音声×4、出力・映像×16 モニター×2、音声×2 内臓ハードディスク・320GB	4					
				DVD-RAM	入力・カメラ×8、同期×1 出力・映像×4、同期×1	4					
				同期信号発生器	電源・AC100V	1					
				カメラ駆動ユニット、8台用	出力分配数・1入力6分配、2入力各3分配 出力分配数・1入力6分配、2入力各3分配	7					
				電源制御部	ドーム型、壁付け露出型	1					
映像分配器		5									
ITVカメラ		71									
ITV機器架(医療用)											
9F				デジタルディスクレコーダ	入力・映像×16、音声×4、出力・映像×16 モニター×2、音声×2 内臓ハードディスク・320GB	6			ハードディスク 内臓バックアップ電池 冷却用ファンキット	H24 交換 実施	
				DVD-RAM	入力・カメラ×8、同期×1 出力・映像×4、同期×1	6					
				電源制御部	電源・AC100V	1					
				ITVカメラ		47					

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考				
							内容	周期	リスト	交換頻度					
48	各階	院内呼出設備点検保守		設置場所: 自衛隊中央病院 本館											
				ナースコール情報サーバ	1										
				バックアップサーバ	1										
				呼出アンブ 1元	18										
				呼出アンブ 2元	7										
				卓上形マイク 1元	67										
				同上コンセント 1元	66										
				同上フロアコンセント 1元	1										
				卓上形マイク 2元	8										
				同上コンセント 2元	8										
手術室用インターホン交換機	1														
手術系インターホン	10														
手術室内インターホン	8														
同上埋込ボックス	8														
X線インターホン親機 1局用	7														
X線インターホン親機 3局用	4														
X線スピーカ	17														
電源アダプタ	11														
呼出表示器 1窓用	1														
呼出表示器 3窓用	8														
呼出表示器 5窓用	7														
呼出表示器 10窓用	4														
呼出表示器 15窓用	1														
呼出表示器 20窓用 夜間受入	1														
呼出表示器 3窓用 夜間切替	3														
呼出表示器 5窓用 夜間切替	1														
呼出表示器 10窓用 夜間切替	1														
スピーカ子機	2														
トイレ用押ボタン	52														
引きひも付トイレ用押ボタン	29														
確認灯付コンセント	49														
呼出握りボタン	49														
呼出握りボタン(フロアコンセント用)	1														
フロアコンセント	1														
天井付廊下灯	9														
代表廊下灯 フォーザー付	13														
代表廊下灯	44														
復旧ボタン	49														
20局用ナースコール親機(夜間切替)	1														
20局用ナースコール親機	2														
ハンド型子機	3														
同上コンセント	3														
BポートHUB	5														
ナースコールパソコン	10														

48 各階	院内呼出設備点検保守	デジタル表示式親機	10	・親機、子機間の相互呼出、通話および表示の動作確認。 ・トイレ押しボタン等の動作確認。	1 / 年	株式会社アイホン
		ナースコール制御機	10			
		ナースコール親機 20局用	1			
		ナースコール親機 40局用	1			
		サインパネル用I/Oユニット1~4床用	236			
		サインパネル用I/Oユニット1~4床用	2			
		I/Oユニット 3回線	2			
		I/Oユニット 1回線	9			
		I/Oユニット 3回線	24			
		ハンド型子機	464			
		握り押しボタン	464			
		コンセント	464			
		マイクスピーカー押しボタン(スタッフC)	50			
		マイクスピーカー押しボタン	4			
		フットスイッチ	3			
		同上コンセント	3			
		埋込型子機(処置室)	4			
		握り押しボタン(処置室)	4			
		トイレ・浴室用押しボタン	266			
		引きひも付トイレ用押しボタン	190			
		マイク・スピーカーユニット	276			
		天井埋込マイク子機	5			
		天井埋込スピーカー子機	5			
		代表廊下灯	81			
		復旧ボタン	81			
		チャイム	2			
		患者別表示部(1床)	2			
		患者別表示部(1床+トイレ)	114			
		患者別表示部(2床)	8			
		患者別表示部(2床+トイレ)	32			
		患者別表示部(4床)	9			
		患者別表示部(4床+トイレ)	67			

- 1 件 名 施設維持管理役務（中央監視・巡視）
- 2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区内 自衛隊中央病院
- 3 業務概要 自衛隊中央病院及び職業能力開発センターに設置されている各種電気設備、機械設備等の運転状況確認及び巡視確認業務を行う。

4 業務対象建物

名称	構造	業務種別	備考
自衛隊中央病院	SRC-10 B2F 延べ床面積 68,261 m <sup>2</sup>	運転確認及び、 巡視、監視	
職業能力開発センター及び 特高開閉所	RC-4 延べ床面積 2,241 m <sup>2</sup>		

5 業務対象設備等

業務対象設備は、『26 業務対象設備等一覧』の通りとし、対象機器の機器点数等は管理番号別仕様・機器表の該当する設備の項目によるものとする。

6 用語の定義

- (1) 巡視とは、設備機器の運転状態及び、施設設備の機能低下の状況について、日常行う現場巡視を言う。
- (2) 運転確認とは、設備機器を稼働させ、その状況を確認すること及び、制御を適切に行い、効率的な運転を行うことをいい、中央監視室等において業務することを言う。
- (3) 監視とは、自動制御される設備機器の状況を監視することを言い、中央監視室等において業務することを言う。

7 業務従事者の勤務時間及び資格等

- (1) 勤務時間は原則として次の通りとする。

(ア) 巡視業務は、平日及び土日祝祭日（通年）の08：30～翌08：30までの間とする。

(イ) 運転確認及び監視業務についても上記と同様とする。

(ウ) 運転確認・監視等の業務従事者配置表（基準）

・ 統轄管理責任者	平日	08：30～	17：30	1名以上
・ 電気及び機械設備監視員	平日	08：30～	17：30	4名以上
		17：30～翌	08：30	2名以上
	休日	08：30～	17：30	〃
		17：30～翌	08：30	〃

※ 休日とは、土日祝日及び官側が定めた休日とする。

- (2) 資格等

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ・ 第3種電気主任技術者   | ・ 危険物取扱者（乙種4類）  |
| ・ 1級ボイラー技士     | ・ 2種ボイラータービン技術者 |
| ・ 第3種冷凍保安責任者   | ・ 第1種電気工事士      |
| ・ 建築物環境衛生管理技術者 |                 |

※ 勤務者の資格要件は上記による、但し、2種ボイラータービン技術者については1級ボイラー技士、第1種電気工事士及び第3種電気主任技術者の資格を同一人が有する場合のみ同等とする。

- (3) その他

当該業務に従事するものは、原則として請負業者の正規社員が就くものとし、請負業者と従事者との雇用関係が証明できる書類を官側担当者に提示すること。

## 8 一般事項

### (1) 共通事項

『共通事項 1 総則 (ページ番号1)』の項を参照の事。

### (2) 保全上の注意点

『共通事項 1 1 保全上の注意点 (1) ~ (3) (ページ番号3)』の項を参照の事。

### (3) 業務体制等

#### (ア)業務従事者及び業務体制

- ・ 請負業者は、統轄管理責任者、業務主任、業務従事者をもって業務体制を組むものとする。また他の業務と兼務させる場合は、支障の出ない範囲で兼務を認める。
- ・ 統轄管理責任者とは、契約内容の履行、業務主任及び業務従事者に対する指揮監督、官側担当者及び関係部署との連絡調整業務等について統括できる者とし、請負者が官側に届け出た者とする。

区分	技能等	備考
統轄管理責任者 ※ 技士補	運転確認・監視及び日常的な点検保守業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有する者	
業務主任 ※ 技術員	監視設備の運転確認・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者	運転確認、監視、巡視の単位で1名選任し、この中から『業務責任者』を選任する。
業務従事者 ※ 技術員	監視設備の運転確認・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、業務主任の指示に従って作業を行う能力を有する者	運転確認、監視、巡視の単位で業務量に応じて適当数選任する。

## 9 業務従事者への教育

請負業者は、その責任と負担において、施設管理業務に従事する勤務者に対して業務に必要な教育訓練を実施するものとする。

### 10 業務従事者の服務規律

『共通事項 7 業務従事者 (1), (3) (ページ番号2)』の項を参照の事。

#### 1 1 業務計画書等

『共通事項 1 4 提出書類 (1) (ページ番号4)』の項を参照の事。

#### 1 2 業務報告書等の提出及び保管

『共通事項 1 4 提出書類 (2) (ページ番号4)』の項を参照の事。

#### 1 3 監督官の立会等

統轄管理責任者は、業務の実施にあたって、必要に応じて監督官の立会いを求めるものとする。但し、監督官が承認した場合は、立会いによらず写真・記録等により確認を受けることができる。

#### 1 4 官側に対する協力

請負業者は、下記事項の立会い等について、官側に協力するものとする。

- (1) 官公署等の立入検査
- (2) 施設の整備 (保守業務関連) に伴う測定試験、検査その他

- (3) 官側が実施する自主保全検査及び調査
- 1.5 使用機器について  
『共通事項 5 請負業者の負担の範囲 (1) の (イ) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 1.6 保安材料等の経費負担  
『共通事項 5 請負業者の負担の範囲 (1) の (ウ) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 1.7 非常時の施設に関する措置  
停電、断水及びその他施設等に異常が発生した場合は、速やかに官側へ連絡し指示を受け、適切な処理を速やかに行うこと。
- 1.8 協力体制  
請負業者は、業務対象建物において、官側から別途発注している業務について作業工程等を緊密に連絡調整し、施設管理業務の実施に支障を生じないようにすること。特に、災害、事故等の緊急時には、勤務者及び機器等を派遣する等協力し、適切な処理を速やかに行うこと。
- 1.9 破損箇所に対する措置  
業務実施中に破損、故障箇所を発見した場合、請負業者は適切な判断の元に、応急措置等適切な処理を行うと共に、この状況及び経過を記録し、監督官へ報告するものとする。
- 2.0 業務の安全確保等  
『共通事項 1.1 安全管理・衛生管理 (1) ~ (3) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 2.1 光熱水料及び控室の提供  
『共通事項 5 請負業者の負担の範囲 (1) の (ア)、(3) の (ア) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 2.2 危害及び損害予防措置  
『共通事項 1.1 安全管理・衛生管理 (1) ~ (3) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 2.3 記録及び報告等  
監督官が指示した事項及び、監督官と協議した事項については、正確に記録・整理し、監督官に報告するものとする。但し、軽易な事項で監督官の承諾を受けたものについては、省略することができる。
- 2.4 業務従事者の健康管理  
『共通事項 7 業務従事者 (3) の (エ) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 2.5 業務内容
- (1) 一般業務
- (ア) 運転確認・監視及び巡視  
当該業務の細部内容は、共通仕様書の第3編『運転・監視』による。
- (イ) 特別運転確認・監視及び巡視  
当該業務は、別途契約の各種点検保守役務及び工事等が実施された際は、監督官と調整の上、当該業務を実施する。細部内容は上記と同様とする。
- (ウ) 光熱水量の検針補助  
官側が行う電気、ガス、水道、油等の検針の記録補助を行う。
- (2) 電気設備
- (ア) 当該業務の細部内容は、共通仕様書の第2編『電気設備』の該当項目による。
- (イ) 電力制御等  
電気主任技術者の指示の下、次の制御・調整を行うものとする。  
・最大電力の制御

- ・力率の調整
- ・不平均電流、電圧変動の監視

(3) 機械設備

(ア) 当該業務の細部内容は、建築保全業務共通仕様書の第3編『機械設備』の該当項目による。

(4) 監視制御設備

(ア) 当該業務の細部内容は、建築保全業務共通仕様書の第4編『監視制御設備』の該当項目による。

(5) コ・ジェネ設備

発電機・タービン部・排熱ボイラー部のシステムを安定且つ効率的な運転・監視業務を行うものとし、巡視業務内容はそれぞれの下記の該当設備一覧による。

2.6 業務対象設備等一覧

A 巡視

1 電気設備

- (1) 受変電設備
- (2) 自家発電設備
- (3) 監視制御設備
- (4) 特高開閉所中央監視盤

B 運転確認・監視

- 1 中央監視設備
- 2 コ・ジェネ監視設備
- 3 ボイラー設備
- 4 高圧受電設備
- 5 特高受電設備

2 機械設備

- (1) 温熱源機器
- (2) 冷熱源機器



1 件 名 厨房器材点検保守

2 業務場所 東京都世田谷区1-2-24 防衛省 三宿地区 自衛隊中央病院厨房内

3 総 則

3. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊中央病院地下1階厨房内に設置されている厨房器材点検保守（以下「本役務」と言う。本役務を請負契約した業者を以下「請負業者」という。）について規定する。

3. 2 法令等

請負業者は本役務に係わる各種法令等を遵守し、業務を実施すること。

4 役務に関する要求

4. 1 概要

本役務は「大型浄水器×2台」「軟水機×5台」「真空冷却機」「オゾン水製水機×3台」「空気除菌脱臭装置×3台」「電気調理器、2連×3台」「食缶洗浄機」（以下「厨房器材他」という。）の定期検及び指定部品の交換、薬剤やフィルター類等の消耗品の交換、補充を実施すること。

4. 2 役務の内容

4. 2. 1

本役務作業要領は、以下に示す厨房器材他の取扱説明書手順に示された作業行程で実施すること。

なお、請負業者は業務実施にあたり、事前に設置されている厨房器材の取扱説明書を取り寄せし、メーカー所定の整備を実施する事。また本役務に含まれない修理交換部品等がある場合（その修理交換役務が本役務に必要な不可欠の時は）は請負業者自ら、製造販売業者、及び官側と調整し（見積、再度出張費等は本役務に含まれるものとする）官側の指示のもと再度、本役務を実施する。

4. 2. 2

厨房器材他の本役務詳細

4. 2. 2. 1 大型浄水器

大型浄水器は（別紙1）に示すとおりとする。

4. 2. 2. 2 軟水器

軟水器は（別紙1）に示すとおりとする。

4. 2. 2. 3 真空冷却機

真空冷却機は（別紙1）に示すとおりとする。

4. 2. 2. 4 オゾン水製水機

オゾン水製水機は（別紙2）に示すとおりとする。

4. 2. 2. 5 空気除菌脱臭装置

空気除菌脱臭装置は（別紙2）に示すとおりとする。

4. 2. 2. 6 電磁調理器、2連

電磁調理器、2連は（別紙2）に示すとおりとする。

4. 2. 2. 7 食缶洗浄機

食缶洗浄機は（別紙3）に示すとおりとする。

4. 3 性能、機能点検及び本役務実施作業員要件

取扱説明書に示された性能及び機能を完全に満たすこと。また本役務実施作業員は日本国籍を有する者に限る。

5 検査

4. 2項について監督官または検査官立会い及び点検報告書により実施する。

6 品質保証等

定期保守点検検査合格後、交換部品消耗品等については原則半年間を責任保証期間とし（交換部品消耗品等に製造販売業者の保証期間がある物はその期間とする、また「フィルター等」使用頻度等により、原則半年間の責任保証期間を満たせないものは除く）作業材料及び本役務実施上の不備による本品、その他の箇所又はその他の物件等に損傷を与えた場合については、速やかに現状に復するものとする。

8 役務実施時期

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間とする。

9 その他指示

9. 1 本役務に必要な資材または点検器材は請負業者が準備する。

9. 2 請負業者は事前に官側と日程等調整し作業日程表1部を提出する。

9. 3 請負業者は事前に点検報告書を2部作成し官側に提出する。

9. 4 請負業者は、本役務検査合格後、又は官側が定めた期日ごと「役務完了届」を提出する。

9. 5 請負業者は本役務実施中、安全及び火災予防について万全を期すものとする。

9. 6 請負業者は本役務による発生材については、（官側が指示するもの以外）請負業者の責任において適法に廃棄処分等実施する。

9. 7 請負業者は本役務を実施するにあたり、交換部品消耗品等は製造販売業者の純正 または推奨された物品を使用すること。

9. 8 請負業者は本役務作業終了ごと、本役務作業周辺の清掃を実施し原状回復すること。

10 その他

本仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議する。

厨房機器一覽表

器 材 名 称 (規 格 等)	台 数	役 務 内 容	交換部品・消耗品等			備 考
			リ ス ト	個 数	時 期	
大型浄水器 (PF-50)	2	1 ろ剤交換 2 保守点検は毎年実施	ろ剤	1	毎年	株式会社 メイスイ
軟水器 (MS-10)	2	1 ろ剤交換 2 塩化ナトリウム補充 3 保守点検は毎年実施	ろ剤 塩化ナトリウム (30kg)	1 1	毎年	
軟水器 (SSH-03B)	3	1 ろ剤交換 2 塩化ナトリウム補充 3 保守点検は毎年実施	ろ剤 塩化ナトリウム (30kg)	1 1	毎年	株式会社 ホシザキ
真空冷却機 (CMJ-40QE)	1	1 イオン交換樹脂再生塩の 補充 2 指定部品の交換等 (右側に示す交換部品・消耗 品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	イオン交換樹脂再生 塩(18kg)	1	毎年	株式会社 三浦プロテック
			ドアパッキン	1		
			測温抵抗体	1		
			フィルタ	1		
			電極保持器	2	23 年度	
			圧力計	1		
			安全弁	1		
			電磁弁	1	25 年度	
			圧力スイッチ	2		
			開閉器 200V 2.8-4.2A	1		
			開閉器 200V.95-1.45A	1		
			逆支弁	1		
			真空計	1		
			真空破壊弁	1		
接触器	1					
電磁弁	3					
ホールタップ	1					
オゾン水製水機 (SAT-030GW140)	3	1 オゾナイザーユニットの清掃等 平成23年度に実施 (オーバーホール) 2 指定部品の交換等 (右側に示す交換部品・消耗 品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	ドレンセパレーターフィルター	1	毎年	三協エアテック 株式会社
			ルーバーフィルター	2		
			コンプレッサーフィルター	1		
			オゾン分解触媒	1	23 年度	
			酸素PSA用吸着剤	1		
			ヒースリングセット	1	24 年度	
			メンテナンス	1		
			コンプレッサー	1		
			オゾン用逆止弁	1	25 年度	
			オゾナイザーユニット 冷却ファン	1		
			排気ファン	2		
酸素 PSA 用逆止弁	2					
空気除菌脱臭装置 (SAT-012GL120)	3	1 本体・制御板の清掃等 (オーバーホール) 2 指定部品の交換等 (右側に示す交換部品・消耗 品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	UVランプ	1	23 年度	
			オゾンランプ	1	24 年度	
			サーミスター	2	23	株式会社

管理番号：50 別紙1-1

(TIS-96-55T)		2 指定部品の交換 (右側に示す交換部品・消耗品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	フィルター	2	年度	コメント カトウ
			プリント基板	2		
			ヒューズ	6		
			トランジスタ	2		
			コンデンサー	2		
			トッププレート	2		
食缶洗浄機 (UXTH-AB)	1	1 指定部品の交換 (右側に示す交換部品・消耗品等の時期に実施) 2 保守点検は毎年実施	洗浄ポンプシールキット	2	23 年度	株式会社 ホバート・ ジャパン
			給湯電磁弁	1		
			ドレンホース	1		
			水位検知プレッシャースイッチ	1		
			タンクヒーター	1		
			ドレンポンプ	1		
			リンソポンプ	2		
			モーター用コンデンサー	3		
			ドアスプリング	2		
			ドアリフトスイッチ	1		
			スチーム電磁弁	1		
			キーボード	1		
			温度センサー	1		
			ノズルオーバーヒートシールド	4	24 年度	
			エアカップ	1		
			エアキックアップ	1		
			洗浄ポンプ	2	25 年度	
			過昇サーモ	1		
			ドアマグネット	1		
			スチームトラップ	1		
			洗浄ノズル	4		
			オペレーションユニット	1		
			ケーブル	1		





1 件 名 配電設備の定期点検作業

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区内 技術研究本部

3 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、技術研究本部庁舎等に設置されている配電設備の定期点検整備等作業（以下「本作業」という。）について規定する。

(2) 引用文書

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書の一部をなすものであり、入札書・見積書提出時における最新版とする。

(ア) 法令等

- ・ 電気事業法第42条
- ・ 東部方面隊電気施設保安規定 東部方面隊達第103-1号

4 役務に関する要求

(1) 概要

本作業は、3(1)及び(2)の規定に基づき、受変電設備(6.6KV)及び動力設備(200V/100V)の定期点検を実施し、電気設備の安全管理を図るものである。

(2) 役務の内容

受変電設備及び動力設備の定期点検を行うものとし、細部は別紙1によるものとする。  
なお、3(2)(ア)に規定されている定期点検の内容及び試験を実施するものとする。

5 検査

4(2)項について、検査官立会い及び点検報告書により実施する。

6 役務対象設備及び数量

役務の対象となる設備は、別紙2に示すとおりとする。

7 役務実施時期

役務実施期間中の毎年3月中の官側担当者の指定する日時に行うものとする。

8 その他の指示

- (1) 本作業に必要な資材は、請負業者において準備するものとする。
- (2) 請負業者は、契約後速やかに作業日程表1部を官に提出し、作業日程等の細部の調整を事前に行うものとする。
- (3) 請負業者は検査実施前までに点検報告書2部を官に提出するものとする。
- (4) 請負業者は、作業実施中の安全及び火災予防について万全を期すものとする。
- (5) 本作業によって生じた発生材は、請負業者の責任において廃棄処分するものとする。
- (6) 本作業を実施するに当たり、物品及び施設等に損傷を与える恐れがある場合、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設等に損傷を与えた場合は速やかに原状に復するものとする。
- (7) 請負業者は、本作業終了後、周辺の整理及び清掃を実施するものとする。

9 その他

この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

## 定期点検整備基準

項目	規格等	点検整備内容	備考
断路器		外観目視点検 本体の点検及び清掃 荒れ具合確認 操作機構部の点検 絶縁抵抗の測定	
遮断器	V C B	本体の点検及び清掃 一般機構部の点検及び清掃 変形、ゆるみ、腐食点検 操作機構部の点検 極柱の点検 引出装置の点検 絶縁抵抗の測定	
開閉器	L B S L O S F O S P A S P O S P F P C	本体の点検及び清掃 一般機構部の点検及び清掃 変形、ゆるみ、腐食点検 操作機構部の点検 極柱の点検 引出装置の点検 絶縁抵抗の測定	
配電用変圧器	6 . 6 K V	本体の点検及び清掃 主回路端子締付部の点検 漏油の有無 絶縁抵抗の測定 絶縁油試験	
保護継電器		現整タップレバーによる特性試験 保護連動試験、リレー接点による遮断 トリップ及び故障表示の確認	
配電盤		盤内外の外観目視点検及び清掃 接続ボルト類の締付、変形、亀裂 絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
進相コンデンサー		盤内外の外観目視点検及び清掃 コンデンサーケースの膨張の有無 変色、変形、ゆるみ 絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
母線線路		目視点検及び清掃 接続ボルト類の締付、変形、亀裂 絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
分電盤	200V 200V/100V	目視点検及び清掃 接続部の締付、変形、亀裂 各分岐回路絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
接地端子盤		接地抵抗の測定	



## 対象設備・主要機器の概要及び数量

受変電設備(細部は付紙1～4による)			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧盤(QB型)	6面	
2	低圧盤(QB型)	14面	
3	変圧器	15台	
4	電力コンデンサー(SC)	4台	
5	リアクトル	3台	
6	過電流継電器	5台	
7	地絡継電器	3台	
8	VCB(真空遮断器)	4台	
9	DS(断路器)	3台	
10	LBS(開閉器)	19台	
11	VC(コンデンサー)	1台	
12	接地端子盤	1台	

※ OGR試験(地絡試験、過電流蓄積試験)を実施すること

動力設備(細部は付紙5による)			
番号	機器名等	数量	備考
1	低圧分電盤	1式	

## 庁舎本館 1 階変電室 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧受電盤 (Q B 型)	1 面	
2	高圧饋電盤 (Q B 型)	1 面	
3	高圧コンデンサー盤 (Q B 型)	1 面	
4	低圧盤 (Q B 型)	2 面	
	低圧盤 (Q B 型)	3 面	
5	変圧器	5 台	3φ 4W 300KVA×1 3φ 3W 300KVA×1 3φ 3W 150KVA×1 1φ 3W 200KVA×1 1φ 3W 200KVA×1 絶縁油試験は該当しない。
6	電力コンデンサー (S C)	2 台	3φ 200Kvar×1 3φ 150Kvar×1
7	リアクトル	2 台	29.9Kvar×1 22.4Kvar×1
8	過電流継電器	2 台	
9	地絡継電器	3 台	1 台は引込口に設置
10	低圧分電盤	1 式	
11	V C B (真空遮断器)	2 台	
12	D S (断路器)	1 台	
13	L B S (開閉器)	8 台	
14	接地端子盤	1 台	

※ 二次変電設備 (三宿駐屯地新受電所より受電)

## 光・電子実験棟1階変電室 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧盤 (QB型)	1面	
2	高圧コンデンサー盤 (QB型)	1面	
3	低圧盤 (QB型)	4面	
4	変圧器	5台	3φ3W 300KVA×2 3φ3W 100KVA×1 1φ3W 200KVA×2 絶縁油試験は該当しない。
5	電力コンデンサー (SC)	1台	3φ3W 100Kvar×1
6	過電流継電器	2台	
7	低圧分電盤	1式	
8	VCB (真空遮断器)	1台	
9	DS (断路器)	1台	
10	LBS (開閉器)	5台	
11	VC (コンデンサー)	1台	

※ 二次変電設備 (三宿駐屯地新受電所より受電)

## 電波暗室屋外キュービクル（6連） 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧盤（QB型）	1面	
2	低圧盤（QB型）	5面	
3	変圧器	5台	3φ3W 150KVA×1 3φ3W 75KVA×1 3φ4W 50KVA×1 1φ 50KVA×1 1φ 20KVA×1 絶縁油試験を実施する。
4	電力コンデンサー（SC）	1台	3φ 50Kvar×1
5	リアクトル	1台	
6	過電流継電器	1台	
7	低圧分電盤	1式	
8	V C B（真空遮断器）	1台	
9	D S（断路器）	1台	
10	L B S（開閉器）	6台	

※ 二次変電設備（三宿駐屯地新受電所より受電）

## ドライバー控え室 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	低圧分電盤	1式	

※ 二次変電設備（三宿駐屯地新受電所より受電）

## 低圧分電盤の数量等

配電設備詳細			
No	機器名等	数量	備考
庁舎本館	単 盤×19	19 面	
	2連盤× 5	10 面	
	3連盤× 4	12 面	
	4連盤× 2	8 面	
	防水盤× 5	5 面	
	露出盤×28	28 面	
	計	82 面	
庁舎別館	単 盤×1	1 面	
	3連盤×1	3 面	
	計	4 面	
冷暖房機械室		2 面	
	計	2 面	
光・電子実験棟	単 盤×94	94 面	
	防水盤× 8	8 面	
	露出盤× 7	7 面	
	計	109 面	
電波暗室	単 盤×19	19 面	
	2連盤× 5	10 面	
	3連盤× 1	3 面	
	防水盤× 1	1 面	
	計	33 面	
ドライバー控室	防水盤× 1	1 面	
	露出盤× 1	1 面	
	計	2 面	
	合計	232 面	

- 1 件名 電気工作物保安管理業務委託
- 2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区内 技術研究本部
- 3 総則
  - (1) 適用範囲

本仕様書は、特高受電所から供給されている技術研究本部電子装備研究所内の各施設の電気工作物保安管理業務委託（以下「本役務」という。）について規定する。
  - (2) 関連文書
    - (ア) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
    - (イ) 陸自東部方面隊電気施設保安規定 東部方面隊達第103-1号
- 4 役務に関する要求
  - (1) 概要

本役務は、庁舎本館及び光・電子実験棟、並びに電波暗室の電気工作物の保安管理業務を委託するものである。
  - (2) 役務の内容

電気工作物の点検

    - (ア) 保安規程に基づく通常点検（毎月1回、合計12回）を行う。
    - (イ) 保安規程に基づく定期点検、または精密点検（年1回）に保安監督として立ち会いを行う。
    - (ウ) 通常点検の実施内容については、関連法規及び保安規定によるほか、別途官と契約する電気工作物の保安業務に関する契約書のとおりとする。
    - (エ) 上記役務は、電気主任技術者の資格を有する者が実施するものとする。
- 5 検査

4（2）項について、提出書類により実施する。
- 6 役務実施場所

防衛省三宿地区技術研究本部（付図参照）
- 7 役務対象施設

本役務の対象となる施設は、別紙1～3に示すとおりとする。
- 8 役務実施期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日とする。
- 9 その他の指示
  - (1) 本役務に必要な資材、機材及び消耗品は、契約相手方において準備するものとする。
  - (2) 契約相手方は、本役務を実施するに当たり、官の保有する施設・設備等を使用する必要がある場合、予め官と協議のうえ、無償で支援を受けることができる。
  - (3) 契約相手方は、通常点検の実施日については、事前に官と協議のうえ、日程の調整を行うものとする。
  - (4) 契約相手方は、毎月の通常点検終了後、自家用電気工作物点検月報を施設ごとに1部官に提出するものとする。また、定期点検、若しくは精密点検終了後、点検実施結果に基づく監督者所見を1部官に提出するものとする。

- (5) 本役務によって生じた発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分を行うものとする。
- (6) 本作業を実施するに当たり、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設・設備等に損傷を与えた場合は、契約相手方の責任において速やかに原状に復するものとする。

10 その他

この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。



## 庁舎本館自家用電気工作物内訳

変電室	契約電力	陸上自衛隊衛生学校にて一括契約		
	受電電圧	6.6 kV		
	配電盤	高压受電盤・饋電盤・コンデンサー盤 低压電灯変圧器盤（一般系統） 低压電灯変圧器盤（器材系統） 低压動力変圧器盤（UPS系統） 低压動力変圧器盤（一般系統） 低压動力変圧器盤（器材系統）		
	遮断器	VCB受電用： 7.2 kV 600A 20kA		
	配電線路電圧	6.6 kV × 1回線		
	変圧器	屋内変圧器 (QB型)	100 kVA	2台
150 kVA			1台	
200 kVA			1台	
300 kVA			2台	
合計			6台	

	変圧器容量	台数	製造社名	設置年度	備考
1	1φ3W 6.6 kV 210-105V 100 kVA	2台	(株)東芝	平成14年度	構内電力系統図は 付図のとおり。
2	3φ3W 6.6 kV 210V 150 kVA	1台	(株)東芝	平成14年度	
3	1φ3W 6.6 kV 210-105V 200 kVA	1台	(株)東芝	平成14年度	
4	3φ3W 6.6 kV 210V 300 kVA	1台	(株)東芝	平成14年度	
5	3φ4W 6.6 kV 420-240V 300 kVA	1台	(株)東芝	平成14年度	

## 光・電子実験棟自家用電気工作物内訳

変電室	契約電力	陸上自衛隊衛生学校にて一括契約		
	受電電圧	6.6kV		
	配電盤	高圧受電盤・コンデンサー盤 低圧電灯変圧器盤（一般系統） 低圧電力変圧器盤（器材系統） 低圧動力変圧器盤（一般系統）		
	遮断器	VCB受電用： 7.2kV 600A 20kA		
	配電線路電圧	6.6kV × 1回線		
変圧器	屋内変圧器 (QB型)	100kVA	1台	
		200kVA	2台	
		300kVA	2台	
		合計	5台	

	変圧器容量	台数	製造社名	設置年度	備考
1	1φ3W 6.6kV/3.3kV 210-105V 200kVA	1台	愛知電機(株)	平成3年度	構内電力系統図は 付図のとおり。
2	3φ3W 6.6kV/3.3kV 210V 300kVA	2台	愛知電機(株)	平成3年度	
3	3φ3W 6.6kV 210V 100kVA	1台	(株)ダイヘン	平成21年度	
4	1φ3W 6.6kV 210-105V 200kVA	1台	(株)ダイヘン	平成21年度	

## 電波暗室自家用電気工作物内訳

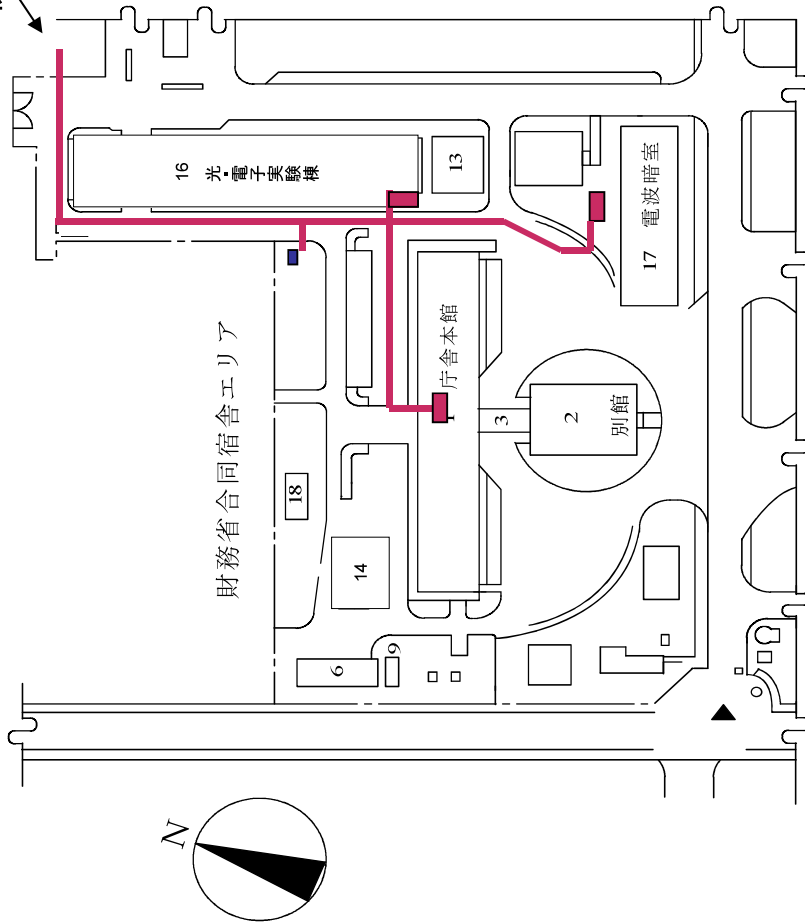
変電室	契約電力	陸上自衛隊衛生学校にて一括契約		
	受電電圧	6.6kV		
	配電盤	高压受電盤・コンデンサー盤（一般電灯） 低压動力変圧器盤（一般系統） 低压電灯変圧器盤（器材系統） 低压動力変圧器盤（器材系統） 電源盤（CVCF）		
	遮断器	VCB受電用 7.2kV 600A 20kA		
	配電線路電圧	6.6kV × 1回線		
変圧器	屋外キュービクル	20kVA	1台	
		50kVA	2台	
		75kVA	1台	
		150kVA	1台	
		合計	5台	

	変圧器容量	台数	製造社名	設置年度	備考
1	1φ3W 6.6kV/3.3kV 210-105V 20kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	構内電力系統図は 付図のとおり。
2	1φ3W 6.6kV/3.3kV 210-105V 50kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	
3	3φ4W 6.6kV/3.3kV 210-121V 50kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	
4	3φ3W 6.6kV/3.3kV 210V 75kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	
5	3φ3W 6.6kV/3.3kV 210V 150kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	

# 防衛省技術研究本部 電子装備研究所建物配置図

新中央病院変電所より受電6, 600V

建物番号	建物名	称
1	庁舎	館
2	別館	館
3	庁舎廊下	
6	渡り材	庫
9	自転車置き場	
13	自転車置き場	
14	冷暖房機械室	
16	光・電子実験棟	
17	電波暗室	
18	倉庫	



■ 変電設備

イ オイルサービスタンク

件名	地下燃料タンク等点検役務
----	--------------

- 1 適用範囲  
本仕様書は、「地下燃料タンク等点検役務」について必要事項を規定する。
- 2 実施場所  
東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区
- 3 実施概要  
本役務は、「危険物の規制に関する政令・同規則」等、関係法規に基づき、地下貯蔵燃料タンク及び地下埋設配管等の定期検査を実施するものである。
- 4 一般事項  
本役務は本仕様書及び国土交通省大臣官房消防官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「平成20年版建築保安業務共通仕様書」による。
- 5 実施内容  
(1) 地下貯蔵燃料タンクの種類  
ア 地下式オイルタンク（灯油80KL）  
イ オイルサービスタンク（灯油496L）  
(2) 点検実施内容  
「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」で定められている方法により、地下貯蔵燃料タンク及び地下埋設配管（地下タンクからオイルサービスタンクまで）の、漏れの点検を実施する。（測定方法：微加圧法）

ア 地下式オイルタンク

点検項目	点検内容
1. 基礎 a. 上部スラブ b. マンホール	き裂、崩落、沈下等の有無を点検する。 ①ハッキング及びその当たり面の損傷並びに密閉状態の良否を点検する。 ②プロテクター内部の汚れ、滞水、滞油及び堆積物の有無を点検する。
2. 本体	①微加圧法により気相部及び液相部に対し、それぞれの方法により漏れの有無を点検する。
3. 配管	②漏洩検査管により漏れの有無を点検する。
4. 通気口	微加圧法により漏れの有無を点検する。
5. 標識・掲示板	①取付け状態の良否を点検する。 ②引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無を点検する。 汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。

点検項目	点検内容
1. 基礎・固定部	①基礎及び防油堤のき裂及び損傷の有無を点検する。 ②架台の曲がり、さび、損傷等の有無を点検する。 ③基礎ポルト、取付ポルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検する。
2. 外観の状況	④配管が正しく取り付けられ、配管の荷重が接合部又は本体にかからないよう平均に負担していることを確認する。 ①損傷、腐食等の有無を点検する。 ②漏れの有無を点検する。
3. 管・弁 a. 管	①漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 ②緩衝装置の取付及び機能の良否を点検する。
b. 弁	作動の良否、損傷等の有無を点検する。
4. 計器	①汚れ及び損傷の有無を点検する。 ②正常値を示していることを確認する。
5. 液面制御装置 【7R-ストリッパ】	③固定の良否を点検する。 ①フロート浸水、損傷等の有無を点検する。 ②フロートの上下によりポンプ及び警報の電源が入・切りし、その位置が許容範囲内であることを確認する。
6. 警報装置 電極ストリッパ	①電極棒の異物付着の有無及び浸食の状態を点検する。 ②作動の良否を点検する。
7. 通気口	取付けの良否を点検する。
8. はしご・点検扉	取付けの良否及びさび、腐食等の有無を点検する。
9. 標識・掲示板	汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。

6 特記事項

- (1) 点検は、危険物取扱者及び点検の方法に関する知識及び技能を持った資格者が実施する。
- (2) 点検によりタンク等の不具合事項を発見した場合は、直ちにその内容を監督官側に報告するとともに、監督官の指示に従うこと。
- (3) 点検方法により関係官公署等への届出手続等が必要な場合は、遅滞なく行う。
- (4) 点検日は、監督官と調整し実施すること。

7 提出書類等

- (1) 危険物取扱者免状等の写し
- (2) 作業員名簿
- (3) 地下タンク等定期点検実施結果報告書
- (4) 写真及び原紙  
（役務に関わる一連の作業内容が明確なもの及び監督官側が指示する箇所）

役務名	地下燃料タンク等点検役務	図面番号	
種別	仕様書	尺	-

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
54	1階	紙細断機点検保守		設置場所:陸上自衛隊 衛生学校	網明光商会 TA-4000EC	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動作点検</li> <li>・カタ-部点検清掃</li> <li>・センサ-部点検</li> <li>・操作ハネル点検</li> <li>・各部給油</li> </ul>	1 / 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油脂類</li> </ul>	随時	
				紙細断機 大型							
				紙細断機 中型							

1 件 名 冷却水用薬品注入装置保守点検整備等作業

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区 技術研究本部

3 総則

3. 1 適用範囲

本仕様書は技術研究本部電子装備研究所の冷暖房機械室に設置されている冷却水用薬品注入装置の保守点検整備等作業（以下「本作業」という。）について規定する。

4 役務に関する要求

4. 1 概要

本作業は、冷却水用薬品注入装置の冷房運転前、冷房期間中及び冷房運転終了時の保守、点検及び整備等を実施するものである。

4. 2 役務の内容

4. 2. 1 冷房運転前の保守点検整備等

4. 2. 1. 1 薬液タンク

(1) 外観点検  
液漏れ、破損等状況点検

4. 2. 1. 2 薬注ポンプ

(1) 外観点検  
液漏れ、破損等状況点検  
(2) 作動確認  
手動運転・ON/OFFタイマーの設定確認

(3) エア抜き  
エア抜き及び薬品の送液を確認

(4) 吐出量確認、調整  
時間当たりの吐出量確認、調整

4. 2. 1. 3 自動ブロー装置

(1) 電動ボール弁  
開閉確認  
(2) 電極センサ  
(a) 電極部清掃  
(b) 設置位置確認  
(c) 作動幅確認  
(3) 補正及び調整  
簡易測定結果より必要に応じて調整

4. 2. 1. 4 その他

(1) 薬液補充  
薬品タンクを確認し、必要量の薬品を補充  
(2) 補給水量確認  
対補給水薬品濃度を確認  
(3) 水質分析調査  
補給水・冷却水をサンプリング調査し、分析

- 4. 2. 2 冷房運転中の保守点検整備等
  - 4. 2. 2. 1 薬液タンク
    - (1) 外観点検
      - 液漏れ、破損等状況点検
  - 4. 2. 2. 2 薬注ポンプ
    - (1) 外観点検
      - 液漏れ、破損等状況点検
    - (2) 作動確認
      - ON/OFFタイマーの設定を確認
    - (3) 吐出量確認、調整
      - 時間当たりの吐出量確認・調整
    - (4) エア抜き
      - エア抜き及び薬品の送液を確認
    - (5) ブレードホース
      - 液漏れ、破損等状況点検
  - 4. 2. 2. 3 自動ブロー装置
    - (1) 電動ボール弁
      - 開閉確認
    - (2) 電極センサ
      - (a) 電極部清掃
      - (b) 設置位置確認
      - (c) 作動幅確認
    - (3) 補正及び調整
      - 簡易測定結果より必要に応じて調整
  - 4. 2. 2. 4 その他
    - (1) 薬液補充
      - 薬品タンクを確認し、必要量の薬品を補充
    - (2) 補給水量確認
      - 対補給水薬品濃度を確認
    - (3) 水質分析調査
      - 補給水・冷却水をサンプリング調査し、分析
    - (4) レジオネラ属菌分析調査
      - 冷却水をサンプリング調査し、分析
- 4. 2. 3 冷房運転終了後の保守点検整備等
  - 4. 2. 3. 1 薬液タンク
    - (1) 外観点検
      - 液漏れ、破損等状況点検
  - 4. 2. 3. 2 薬注ポンプ
    - (1) 外観点検
      - 液漏れ、破損等状況点検
  - 4. 2. 3. 3 自動ブロー装置



- (1) 電極センサ
  - 電極部清掃
- 4. 2. 3. 4 その他
  - (1) 操作盤
    - 薬液装置・ブロー装置の主電源OFF
  - (2) 補給水量確認
    - 対補給水薬品濃度を確認
- 4. 2. 4 保守点検整備等作業報告
  - 4. 2. 4. 1 メンテナンス報告書
    - 冷房運転前、冷房運転中及び冷房運転終了時の計4回の保守点検整備等作業終了後、メンテナンス報告書を作成するものとする。
  - 4. 2. 4. 2 水質分析結果報告書
    - 循環水1系統、補給水1系統について水質分析をおこない、冷房運転前、冷房運転中及び冷房運転終了時の計4回の保守点検整備等作業終了後、水質分析結果報告書を作成するものとする。
  - 4. 2. 4. 3 レジオネラ属菌試験成績書
    - 冷却水についてレジオネラ属菌分析をおこない、冷房運転中（7月～8月）の毎月1回の計2回、レジオネラ属菌分析試験 成績書を作成するものとする。
  - 4. 2. 5 保守点検整備等実施時期
    - 保守点検整備等実施時期については原則として毎月月末とし、冷房運転前（6月）に1回、冷房運転中（7月～8月）2回、冷房運転終了時（9月）に1回の計4回実施するものとする。
    - なお、実施時期について変更する場合は官と調整をおこなうものとする。
- 5 検査
  - 2. 2項について、提出書類により検査を実施する。
- 6 役務実施場所
  - 防衛省三宿地区技術研究本部 冷暖房機械室
- 7 その他の指示
  - 7. 1 契約相手方は契約後速やかに作業日程表1部を官に提出し、日程等の調整を行うものとする。
  - 7. 2 本作業に必要な資材・機材及び薬液以外の消耗品は、契約相手方において準備するものとする。
    - ただし、薬品タンクに補充する薬品については官で準備するものとする。
  - 7. 3 契約相手方は、2. 2. 4で作成したメンテナンス報告書、水質分析結果報告書及びレジオネラ属菌試験成績書をそれぞれ1部ずつ、作成後速やかに官に提出するものとする。
  - 7. 4 本作業によって生じた発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分をするものとする。
  - 7. 5 本作業の実施に当たり、物品及び施設等に損傷を与える恐れがある場合、予め養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設等に損傷を与えた場合、速やかに原状に復するものとする。
  - 7. 6 本作業を実施するに当たり、契約相手方は本仕様書に規定する範囲内において、官の保有管理番号：55 3/4

する施設及び物品等を使用する必要がある場合、予め官と別途協議のうえ、無償で支援を受けることができるものとする。

8 その他

本仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

1 件名 警備・案内業務委託

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区内 技術研究本部

3 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、警備・案内業務委託（以下「本役務」という。）について規定する。

(2) 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札または見積書提出時における最新版とする。

(1) 警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）

(2) 三宿地区における駐屯地業務等に関する訓令（昭和30年12月27防衛省訓令第79号）

4 役務に関する要求

(1) 概要

本役務は、技術研究本部電子装備研究所が管理する施設において、外来者の受付・案内、施設の警備、構内の警備及び出入り者の監視等を行うとともに、構内における規律の維持、火災予防及び災害防止に当たる業務を委託するものである。

(2) 役務の内容

請負業者は、『3 総則』に記載されている事項及び文書等を遵守するとともに官と連携し、次の業務を行うものとする。

なお、細部については、従事基準（別紙第1）によるものとする。

(ア) 受付・案内等

(1) 外来者・面会者の受付・案内

(2) 外来車両の誘導、指示及び関係部署への連絡調整

(3) 郵便物、宅配便及びメール便業者への対応

(4) 電話対応

(イ) 警備等

(1) 建物内及び建物外周の警備

(2) 消火器、消火栓、防火扉、排煙設備、火災報知器等の目視点検

(3) 建物、事務室及び窓等の施錠確認

(4) 施設の破損等不良箇所の発見・報告

(ウ) 鍵の授受

(1) 鍵の保管・管理

(2) 鍵の授受及び鍵授受簿の管理

(エ) その他

(1) 緊急事態発生の際には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに官に通報するものとする。

(2) 官側より貸与される室については常に整理整頓し、清潔に保つとともに業務効率化に努めるものとする。

(3) 外来者に対し、礼儀正しく、明朗、かつ丁寧に応接するものとする。

- (4) 08：30に当直勤務者から業務（申し送り事項）の引継ぎを受け、17：15に当直勤務者に業務を引き継ぐものとする。
- (5) 従事者記録及び業務日誌に必要事項を記入し、官に提出するものとする。
- (3) 従事者の資格
  - (ア) 実務経験を有する者又はこれに準ずる者
  - (イ) 心身ともに健全で、業務遂行に支障をきたさない者
- (4) 役務実施期間及び従事時間
 

平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、土日祝祭日及び年末12月29日～年始1月3日までを除く。従事時間は、08：30から17：15までの間とする。

5 検査

4. 2項について、提出書類により実施する。

6 役務実施場所等

(1) 役務実施場所

防衛省 三宿地区 技術研究本部

(2) 警備範囲

守衛業務の警備対象範囲は、防衛省三宿地区技術研究本部が管理する施設及び構内とする。

7 その他の指示

- (1) 請負業者は、従事者名簿2部を契約後速やかに官に提出し、承認を受けるものとする。なお、従事者名簿には経歴書及び健康診断書を添付するものとする。
- (2) 提出書類 契約相手方は、表の提出書類を官に提出すること。

表

番号	名称	部数	提出時期	備考
1	警備業務概要記載書	1部	契約後速やかに	警備業法第19条に基づく書類
2	従事者記録	1部	検査実施前	別紙第2参照
3	業務日誌	1部	検査実施前	別紙第3参照

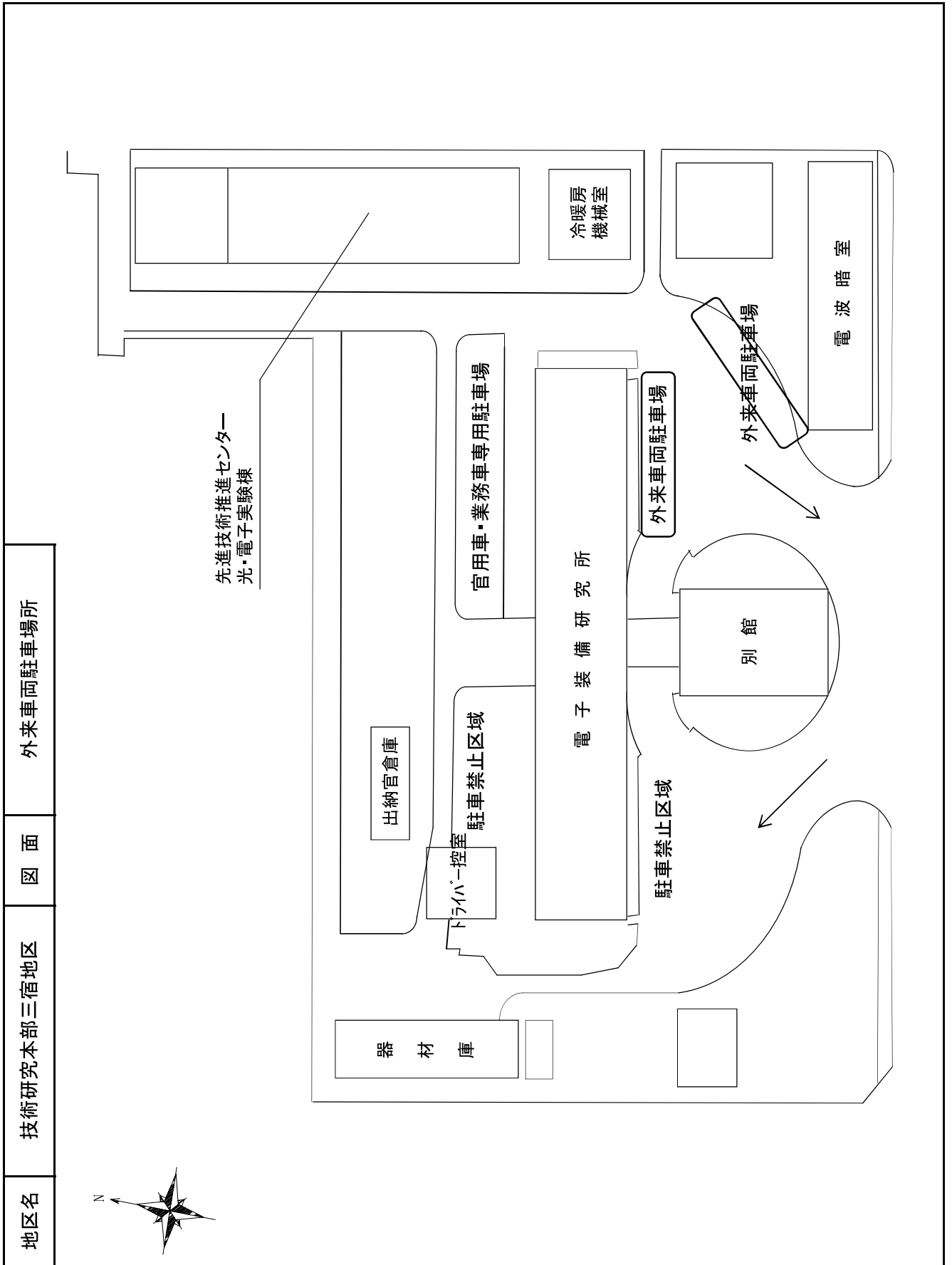
(3) 官側の支援

- (ア) 机、椅子、ロッカー等業務遂行に必要な備品
- (イ) 業務遂行に必要な機器類、消耗品等
- (ウ) 業務遂行に必要な電気及び水道

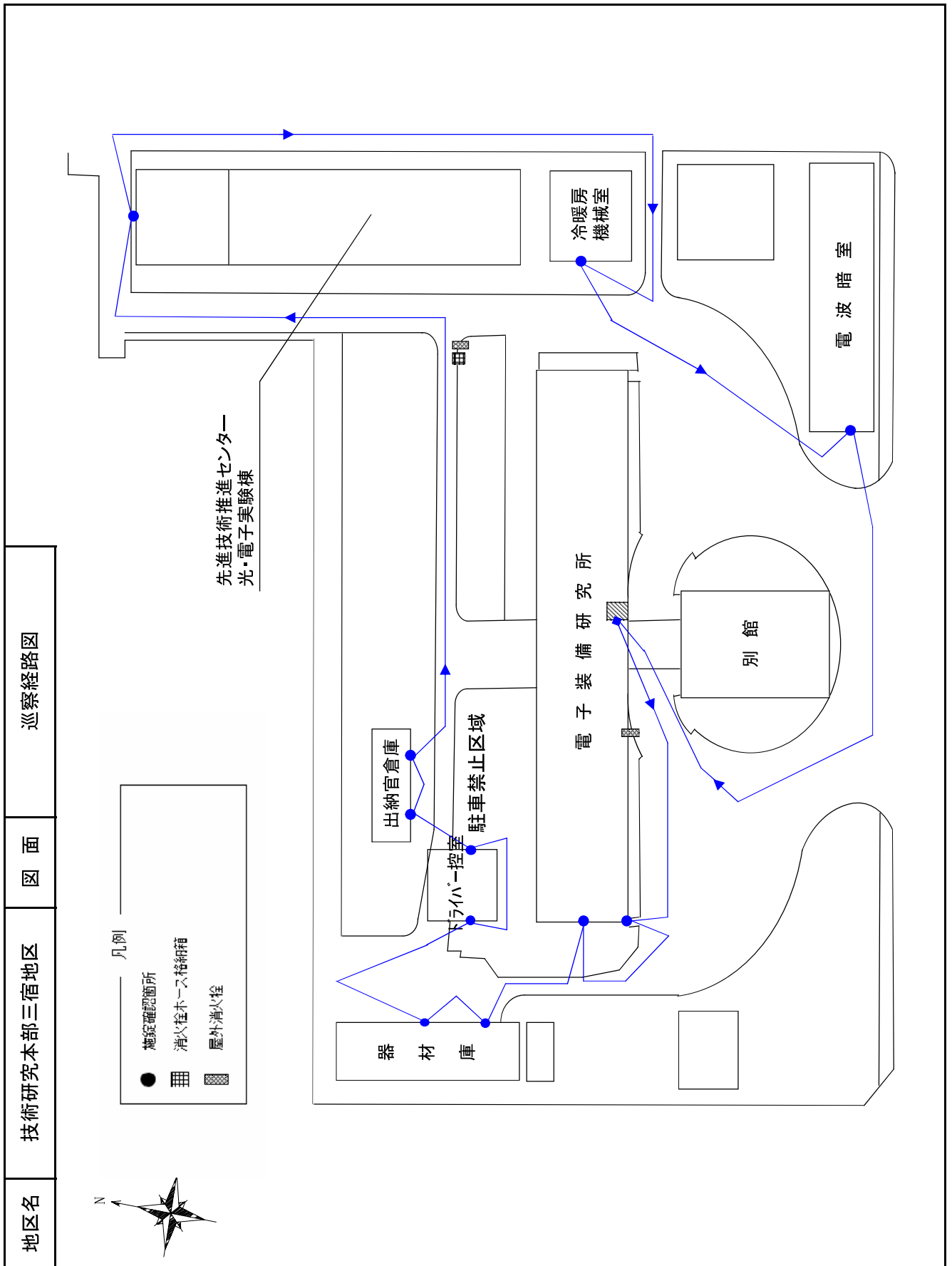
(4) 請負業者の負担

- (ア) 従事中の労務災害、事故等の負担
- (イ) 従事者の不注意等により官側に与えた損害の責任
- (ウ) 従事者の制服、靴、帽子、名札等
- (エ) 従事者の安全対策、健康管理

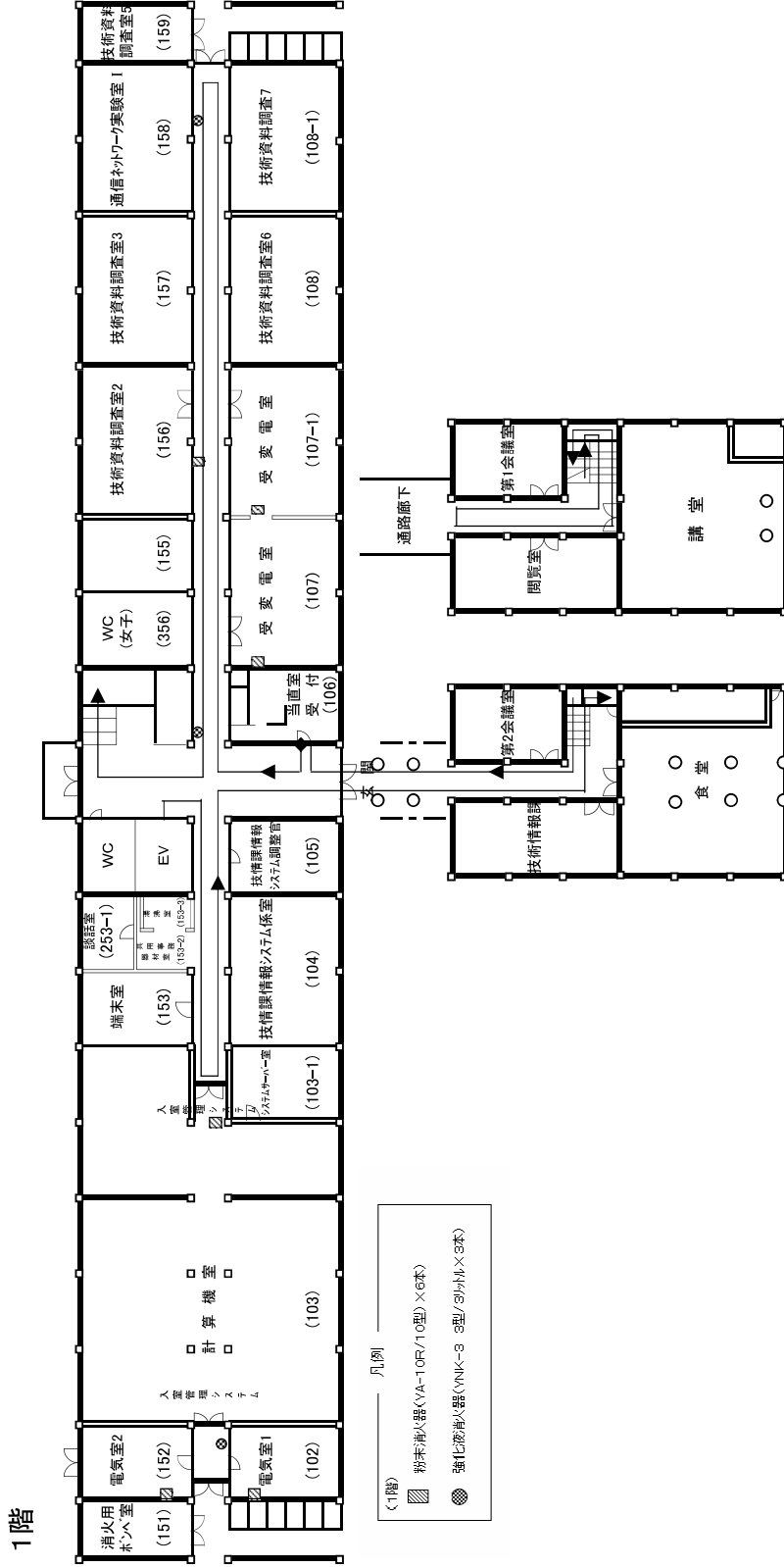
- (5) 請負業者は、本役務履行にあたり知り得た内容について守秘義務を負うものとし、その効力は契約履行後も持続するものとする。
- (6) 官側が従事者の従事上、その他の理由により不相当と判断した場合、請負業者に対し交代を命じることが出来るものとする。
- (7) 請負業者は、従事者が疾病等により従事できない場合、交代者を従事させるものとする。
- (8) 請負業者は、従事者に対し風紀、規律及び安全管理責任を負うものとする。
- (9) 従事者は、本役務遂行に当たり着替えを行う際は、官の指定する控え室において行うものとする。
- (10) その他、この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官側と協議するものとする。



付図第 1



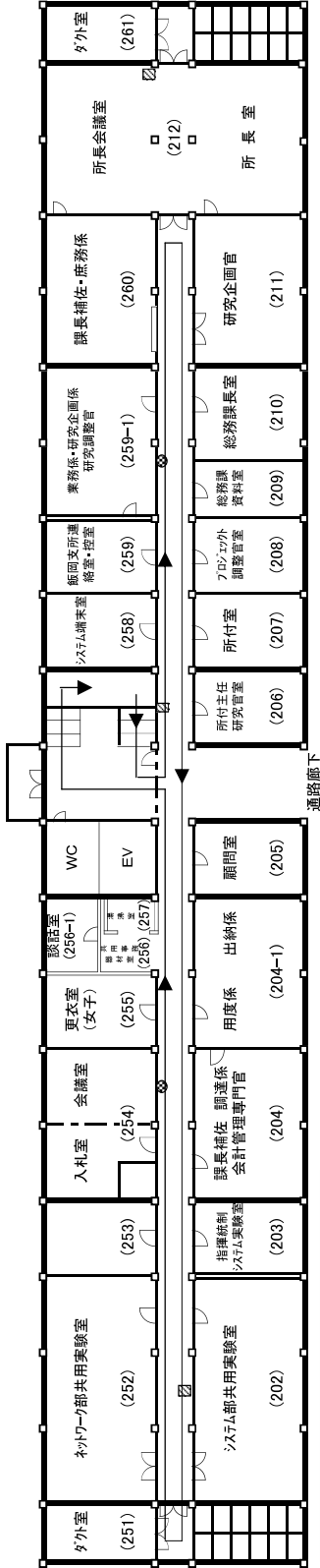
庁舎本館内巡察経路図





# 庁舎本館内巡察経路図

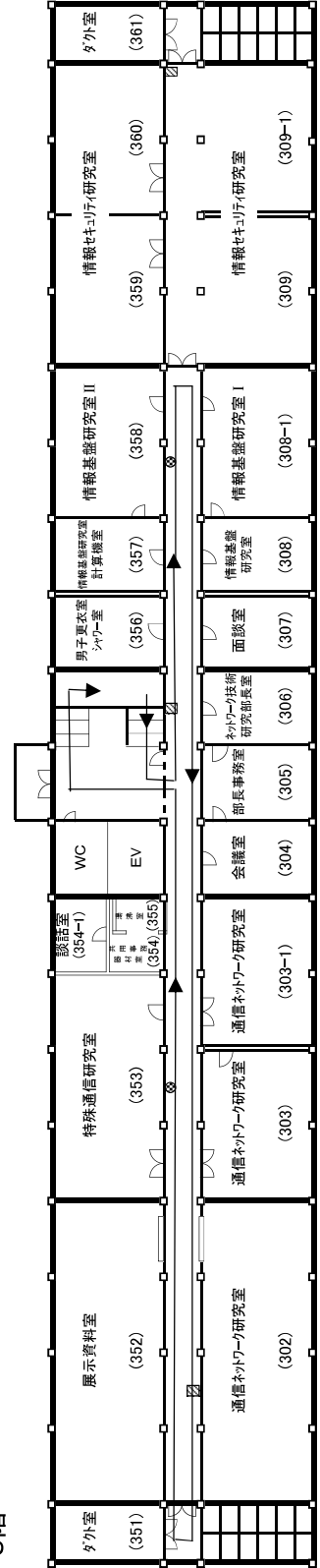
2階



凡例

- （2階）
- 粉末消火器（VA-10R/10型）×3本
- 強化液消火器（NNK-3 3型/3分ホ×2本）

3階

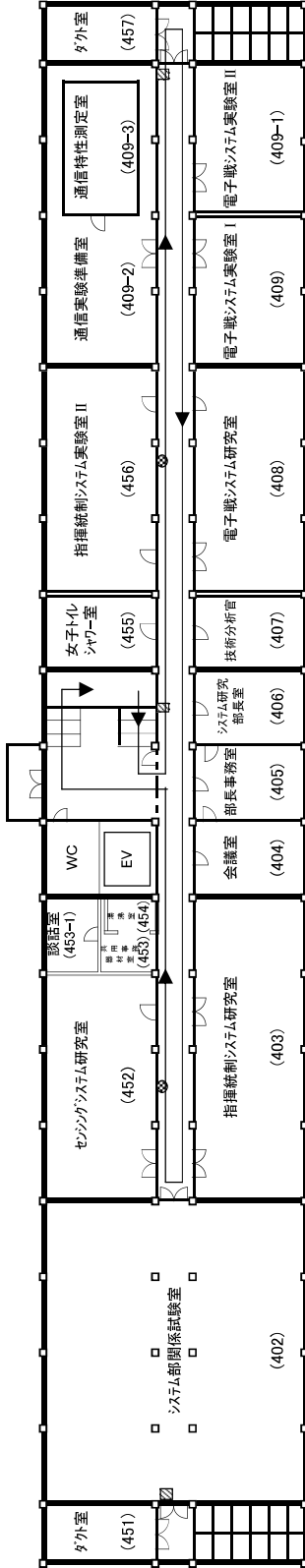


凡例

- （3階）
- 粉末消火器（VA-10R/10型）×3本
- 強化液消火器（NNK-3 3型/3分ホ×2本）

# 庁舎本館内巡察経路図

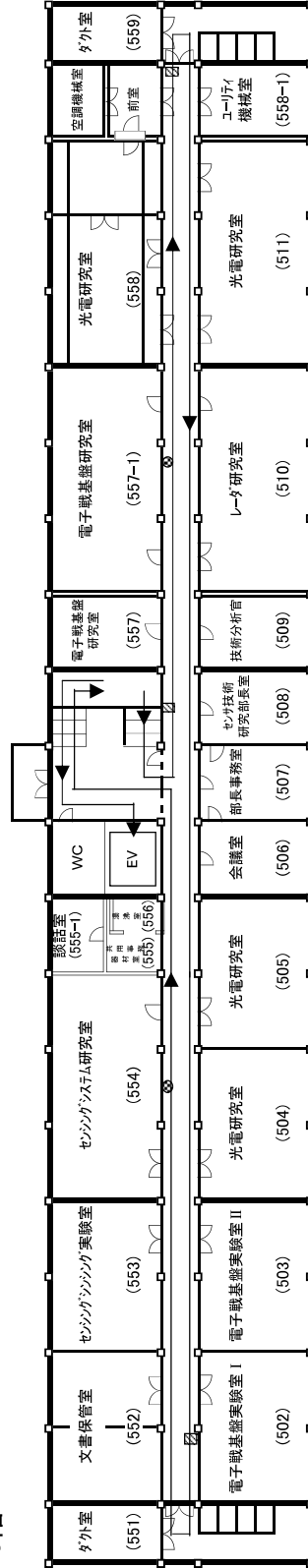
4階



(4階) 凡例

- 粉末消火器(VA-10R/10型)×3本
- 強化液消火器(VNK-3 3型/30分×2本)

5階

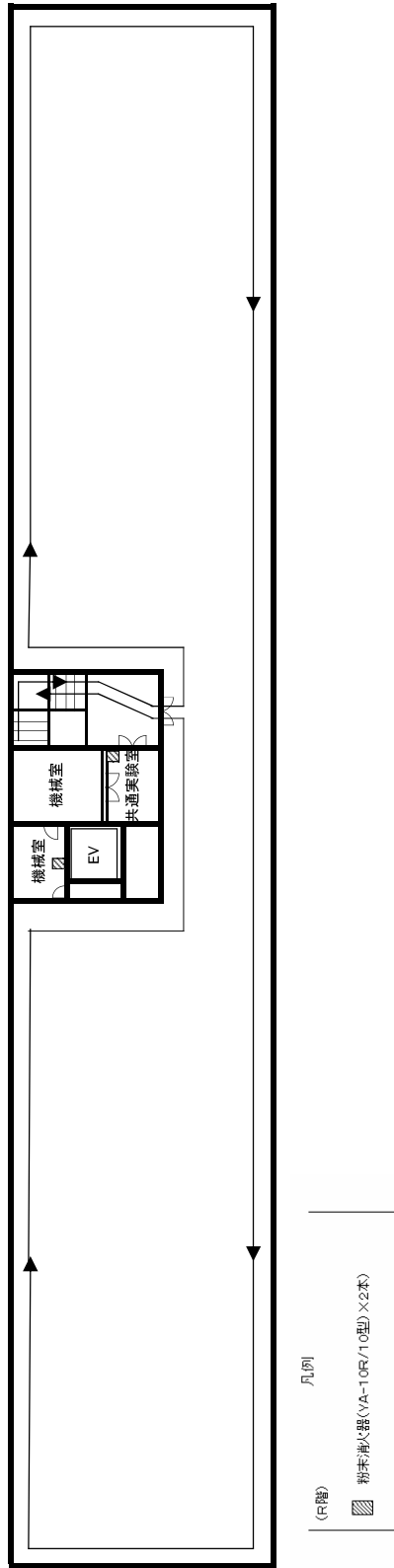


(5階) 凡例

- 粉末消火器(VA-10R/10型)×3本
- 強化液消火器(VNK-3 3型/30分×2本)

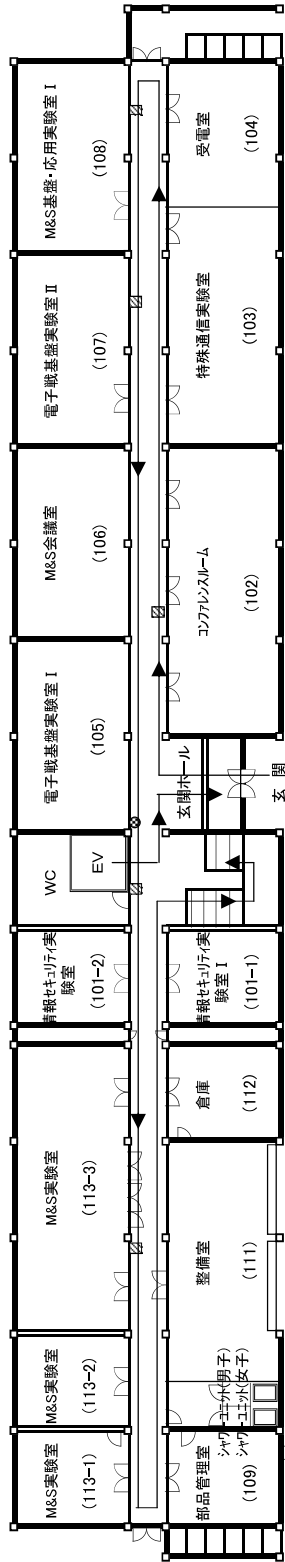
庁舎本館内巡察経路図

R階

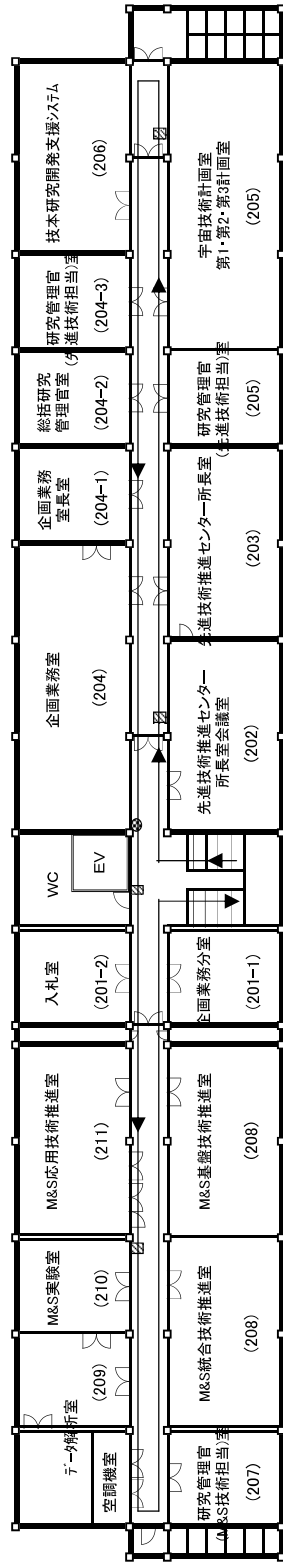


光・電子実験棟内巡察経路図

1階

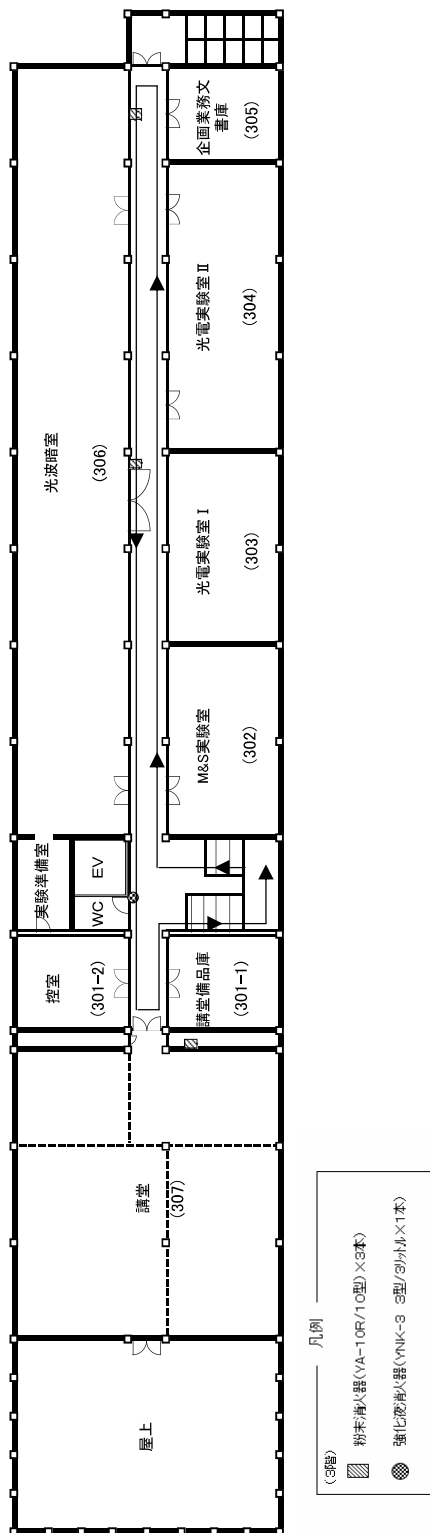


2階

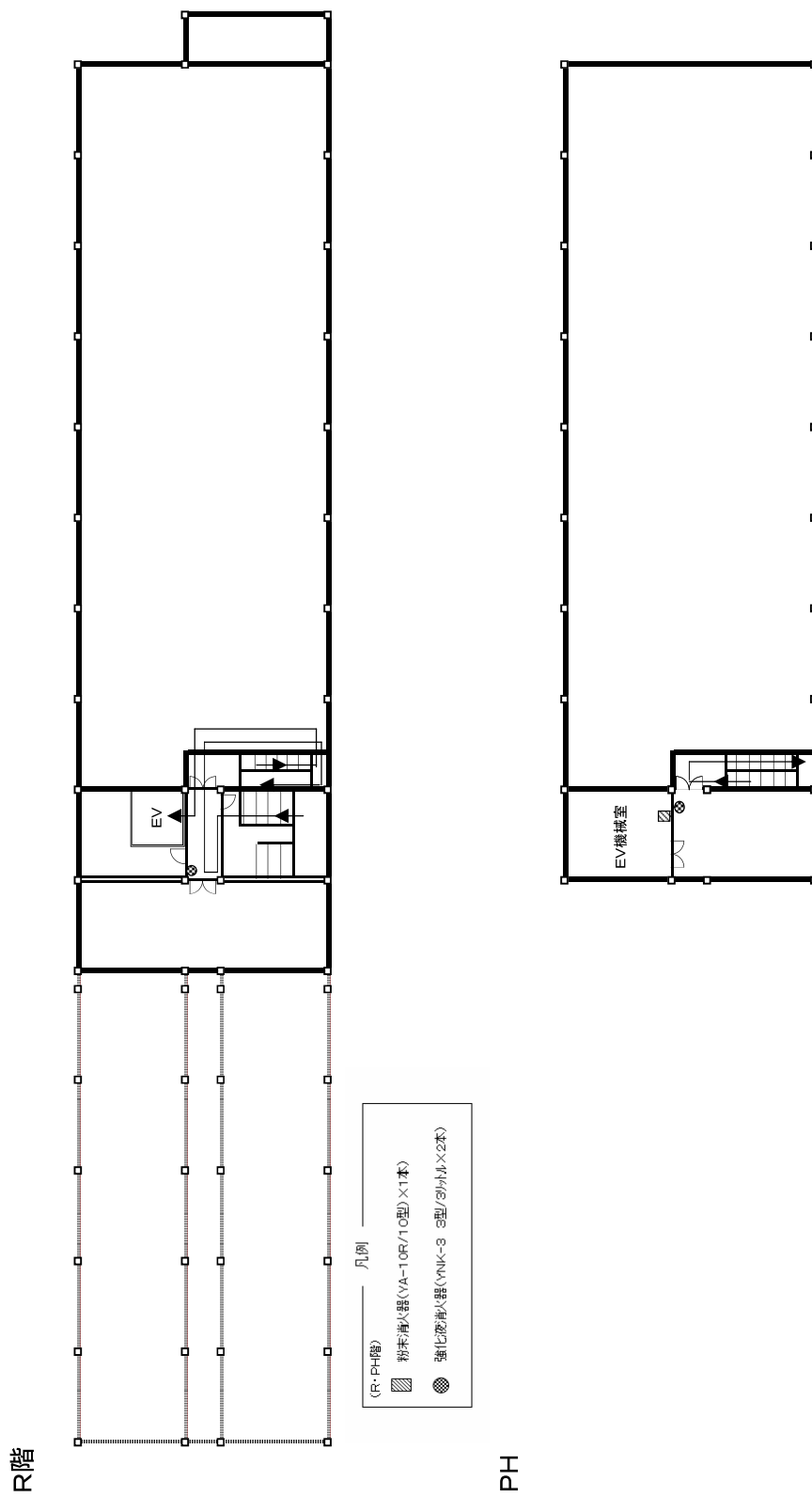


光・電子実験棟内巡察経路図

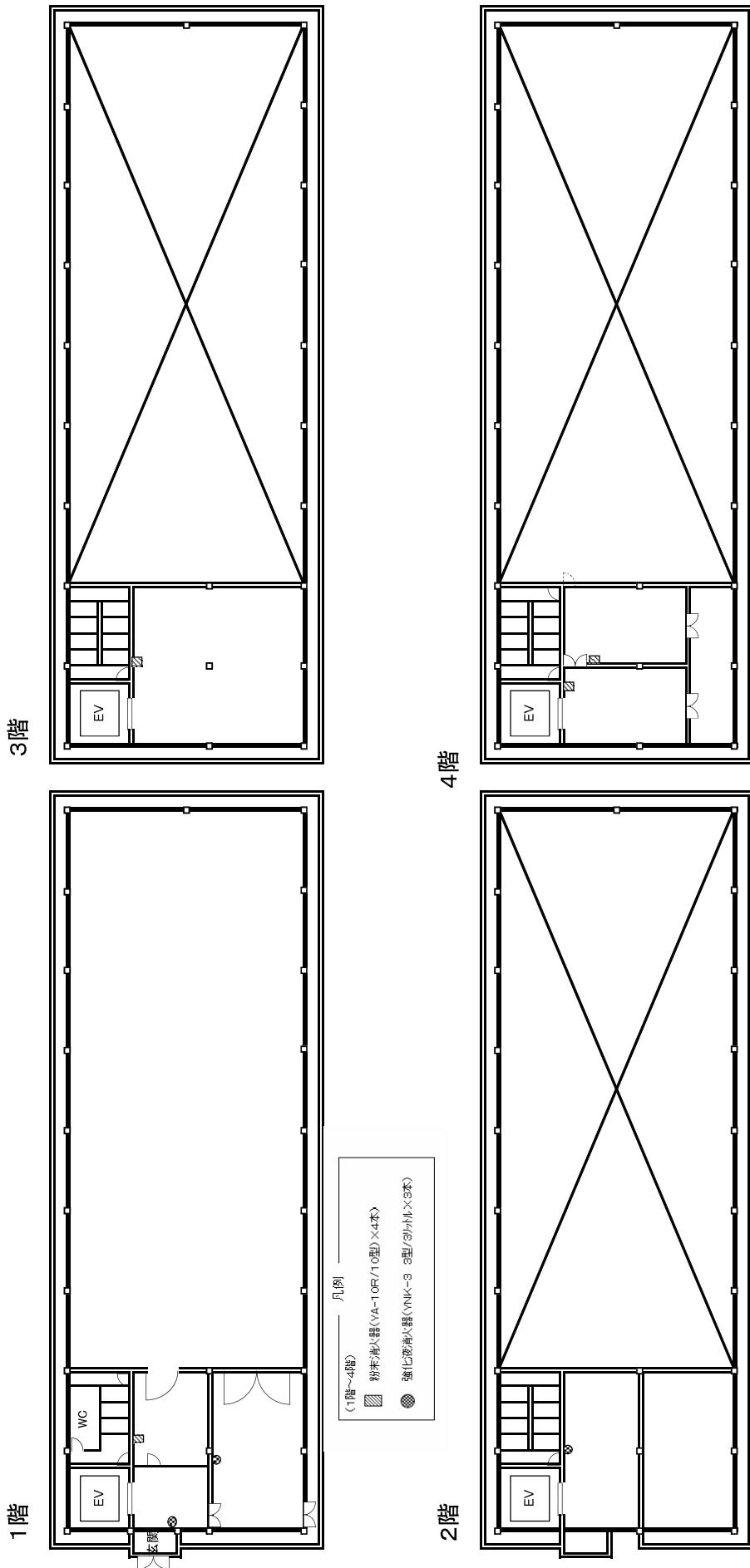
3階



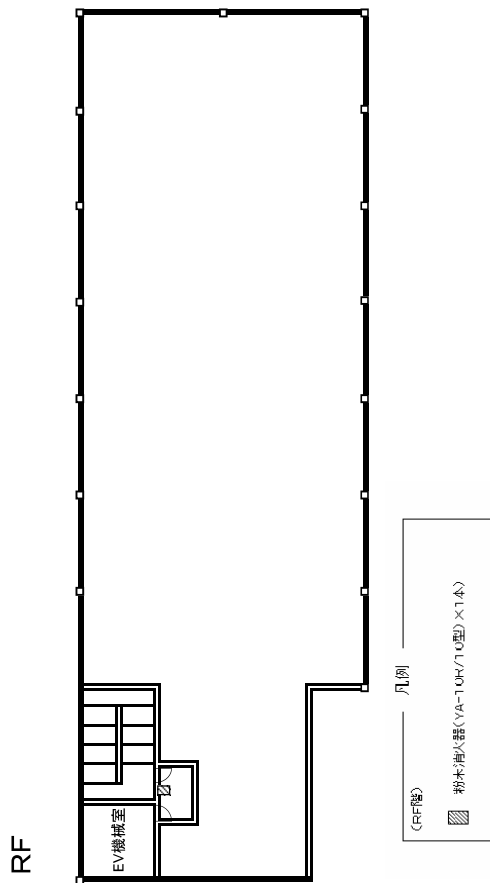
光・電子実験棟内巡察経路図



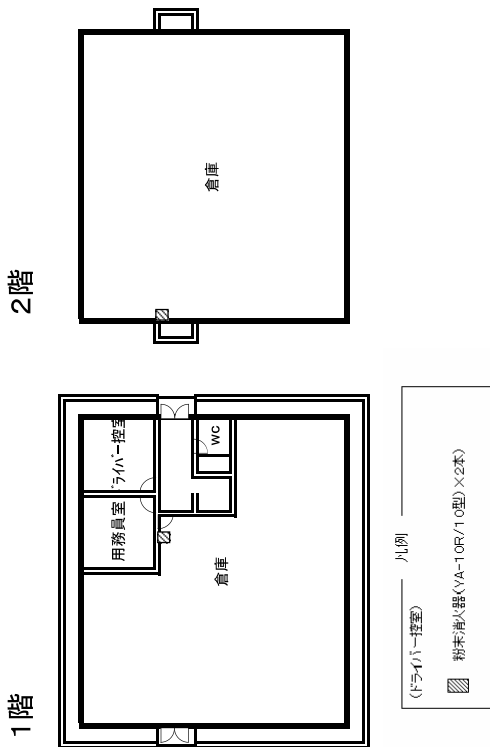
電波暗室消火器配置図



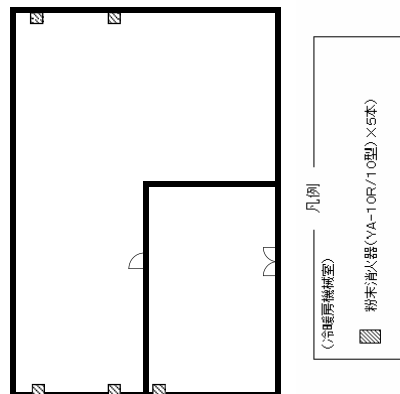
電波暗室消火器配置図



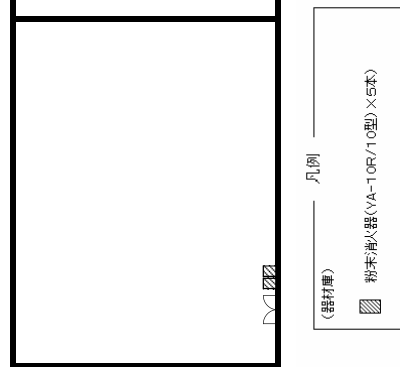
ドライバークラウド消火器配置図



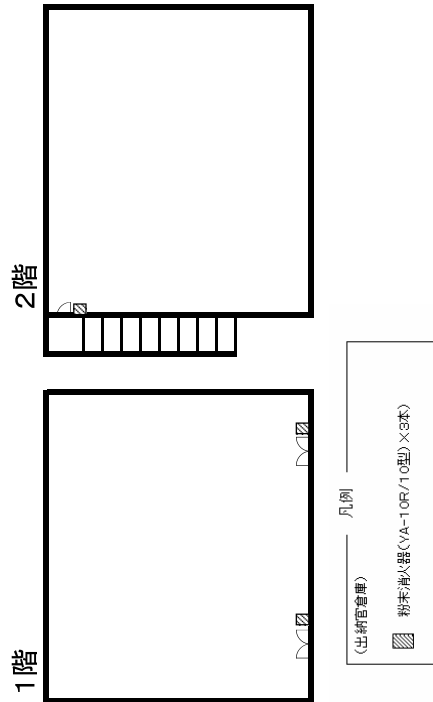
冷暖房機械室消火器配置図



器材庫消火器配置図



出納官倉庫消火器配置図





従事基準

項目	時間	0830	0900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1715	備考	
従事時間		0830引継ぎ ← 0830～1715 (労働基準法を遵守すること。) 巡察 1715引継ぎ →												
受付・案内等		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 面会証の受付</li> <li>2 通門証の受付・保管</li> <li>3 外来者の案内(原則として、守衛室及び正面玄関周辺において案内をすること。)</li> <li>4 電話対応(ただし、職員及び研究内容についての問い合わせについては、総務課庶務係まで転送すること。)</li> <li>5 関係部署との連絡調整</li> <li>6 面会証及び通門証による外来者入門受付者数の記録及び保管</li> <li>7 その他(出退表示装置の操作、当直用スーツ等の受渡、正面玄関周辺の及び守衛室の環境整備等)</li> </ol>												
鍵の授受		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員登庁時における鍵の引き渡し</li> <li>2 職員退庁時における鍵の授領及び保管</li> <li>3 上記以外における鍵の授受</li> <li>4 その他(鍵の授受については、鍵授受簿に必ず所属、氏名を記入させること。)</li> </ol>												
郵便・宅急便及びメール便業者への対応		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 守衛室において受領せずに総務課庶務係へ持って行くよう指示すること。なお、郵便物、宅急便及びメール便業者については、面会証の記入を要しないので、不審物を所持していないか、素振りに不審な点はないか観察した上で指示すること。</li> <li>2 総務課庶務係が不在の場合は、業務日誌に受領時間及び部数等を記載し、速やかに総務課庶務係に引き渡すこと。</li> </ol>												
外来者の誘導・指示及び関係部署への連絡		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 用件の確認(当研究所から許可されない車両については移動させること。)</li> <li>2 駐車場の指示(西側地区駐車場は、遊離場所等と使用するため駐車禁止)</li> <li>3 その他(特に不審車両については、総務課庶務係へ連絡すること。)</li> </ol>												
建物内及び構内(建物外周)の警備(巡察)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物内巡察 毎週月曜日1回実施(休日の場合は、翌日に実施する。)1500～1530</li> <li>2 構内巡察 毎日2回実施 第1回巡察 1000～1020、第2回巡察 1500～1520</li> <li>3 巡察中は、受付・案内業務を休止し、外来者の受付については、総務課庶務係で対応している旨の掲示版を受付窓口に掲示しておくこと。</li> <li>4 巡察中は、特に火災、盗難の予防、不法侵入の防止及び危険防止等に注意すること。</li> <li>5 巡察中に不審物、不審者及び事故等を発見した場合は、排除又は応急措置等の必要な措置を講じるとともに官に報告し、その指示を受けること。</li> <li>6 その他に巡察結果を業務日誌に記載すること。</li> </ol>												
消火器・消火栓・防火扉・排煙設備・火災報知器等の目視点検		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 巡察中に消火器、消火栓、防火扉、排煙設備、火災報知器等の目視点検を行うこと。(ただし、巡察経路に配置されている物のみとする。)</li> <li>2 異常を発見した場合は、応急措置等の必要な措置を講じるとともに官に報告し、その指示を受けること。(火災報知装置の監視及び警報発生時の対応)</li> <li>3 その他に巡察結果を業務日誌に記載すること。</li> </ol>												
扉及び窓の施設確認		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 巡察中に扉及び窓の施設確認(ただし、扉は常時閉鎖場所を含む。)を行うこと。</li> <li>2 施設かいていない場合は、施設すること。</li> <li>3 その他に巡察結果を業務日誌に記載すること。</li> </ol>												
その他		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 巡察時以外で守衛室を離れる場合は、事前に総務課庶務係に連絡をすること。</li> <li>2 職員不在時の執務室等及び施設された事務室等に立ち入る場合には、原則として、事前に総務課庶務係と調整をすること。</li> <li>3 業務遂行に当たっては、陸上自衛隊三宿駐屯地及び電子装備研究所の諸規則を遵守し、官の指示に従うこと。</li> </ol>												

## 従事者記録簿

平成 年 月分

日	曜日	氏名	従事時間	時間	検査官印	備考
1			～			
2			～			
3			～			
4			～			
5			～			
6			～			
7			～			
8			～			
9			～			
10			～			
11			～			
12			～			
13			～			
14			～			
15			～			
16			～			
17			～			
18			～			
19			～			
20			～			
21			～			
22			～			
23			～			
24			～			
25			～			
26			～			
27			～			
28			～			
29			～			
30			～			

総務課長	課長補佐	庶務係長	担当者

業 務 日 誌  
平成 年 月 日 ( 曜日 ) 天候

1 受付・案内 (1) 不番者の有無及び対応  (2) 通門証による面会者数 面会証による面会者数 _____名 _____名 (3) その他	不番者の氏名等 印	外部からの連絡事項
2 外来車両 (1) 不番車両の有無及び対応 (2) その他	不番車両のナンバー等	その他特記事項 (1) 主要な来所者  (2) 行 事  (3) 工 事
3 郵便物、宅急便、メール便等(総務課庶務係員が不在の場合のみ受領)		(4) 当直用シューズ等授受 引渡 シーツ 枚 受領 シーツ 枚 拭カパー 枚 拭カパー 枚 毛布 枚 毛布 枚  (5) その他
4 建物内巡察(毎週月曜日：1500～1530)/構内巡察(毎日1000～/1500～/ただし、建物内巡察日は午前のみ実施) (1) 不番物、不番者等の有無及び対応 午前： ..... 午後： ..... (2) 危険箇所の有無、状況及び処置 午前： ..... 午後： ..... (3) 消火器、消火栓、防火扉、排煙設備及び火災報知器等の異常の有無(目視点検)、状況及び処置 午前： ..... 午後： ..... (4) 廊の施錠の確認 午前： ..... 午後： ..... (5) 施設の破損等の有無、状況及び処置 午前： ..... 午後： ..... (6) その他		(引継後、当直勤務者は、記名、押印をすること。)  (朝) 当直勤務者名 _____ 印  (夕) 当直勤務者名 _____ 印

※ 従事時間終了後、速やかに総務課庶務係長に提出すること。

(表面)

<b>技術研究本部電子装備研究所通門証</b>			
第	号	氏 名	
		生年月日	年 月 日
		会社名等	
		有効期限	年 月 日
		年 月 日	
防衛省技術研究本部 電子装備研究所長			

(裏面)

この通門証は、防衛省技術研究本部の研究所、支所、先進技術推進センター及び試験場の通門に使用できます。  
所持者は、次の事項をご承知ください。

- 1 この通門証は本人の外は使用することができません。
- 2 通門の際は、本通門証を呈示又は提出し、係員の指示に従ってください。
- 3 訪問先以外の庁舎等への出入はご遠慮ください。
- 4 この通門証が不必要又は無効となった場合は直ちに発行者に返納してください。



## 外 来 者 受 付 名 簿

(面 会 証 に よ る 受 付)

平成 年 月 日( )

バッチNo.	氏 名	会 社 名	入 門 時 刻	出 門 時 刻	行 き 先 ( 研 究 室 等 )	備 考
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		

## 鍵 授 受 簿

平成 年 月 日 ( )

階	No.	部課等室係名	部屋 番号	受 領		返 納	
				時間	受領者	時間	返納者
1F	1	技情課情報システム係事務室	104	:		:	
	2	技術資料調査室5	159	:		:	
2F	3	所付主任研究官室	206	:		:	
	4	プロジェクト調整官室	208	:		:	
	5	所付(特別研究官)室	207	:		:	
	6	総務課庶務係室	260	:		:	
	7	研究企画官室	211	:		:	
	8	研究調整官/研究企画係/総務課業務係室	259-1	:		:	
	8	総務課調達係室	204	:		:	
	10	総務課出納係/用度係室	204-1	:		:	
	11	調達係入札室	254	:		:	
	12	女子更衣室	255	:		:	
3F	13	ネットワーク技術研究部長/事務室	306	:		:	
	14	部面談室	307	:		:	
	15	情報基盤研究室	308	:		:	
	16	通信ネットワーク研究室	303-1	:		:	
	17	特殊通信研究室	353	:		:	
4F	18	システム研究部長/事務室	405	:		:	
	19	システム部技術分析官/主任研究官室	407	:		:	
	20	指揮統制システム研究室	403	:		:	
	21	センシングシステム研究室	452	:		:	
	22	電子戦システム研究室	408	:		:	
5F	23	センサ技術研究部長/事務室	508	:		:	
	24	センサ技術研究部技術分析官	506	:		:	
	25	電子戦基盤研究室	557-1	:		:	
	26	レーダ研究室	510	:		:	
	27	光電研究室	511	:		:	
ドライバー控室		外扉(東側)		:		:	
		ドライバー控室		:		:	
		用務員室		:		:	
電波暗室				:		:	
その他	①			:		:	
	②			:		:	
	③			:		:	
	④			:		:	
	⑤			:		:	

※ 一度鍵を返納後、再度部屋を使用するために開錠する場合は、次頁の用紙に記入して下さい。

## 鍵 授 受 簿

平成 年 月 日 ( )

先進技術推進センター

階	No.	部課等室係名	部屋 番号	受領		返納	
				時間	受領者	時間	返納者
1F	1	研究管理官(基盤システム技術担当) 付M&S基盤・応用技術推進室	102	:		:	
	2	ロボットシステム実験室 I	105	:		:	
	3	ロボットシステム実験室 II	106	:		:	
	4	M&S基盤・応用実験室 I	108	:		:	
2F	5	研究管理官(基盤システム技術担当) 室	202	:		:	
	6	研究管理官(基盤システム技術担当) 事務室	202-1	:		:	
	7	先進技術推進センター所長室	203	:		:	
	8	企画業務室事務室	204	:		:	
	9	企画業務室長室	204-1	:		:	
	10	総括研究管理官室	204-2	:		:	
	11	技術交流調整官室	204-3	:		:	
	12	研究管理官(先進技術担当)付宇宙技 術計画室・第1・第2・第3計画室	205	:		:	
13	研究管理官(先進技術担当)室	205-1	:		:		
14	M&S基盤・応用実験室 II	206	:		:		
3F	15	研究管理官(基盤システム技術担当) 付ロボットシステム技術推進室	302	:		:	
	16	先進技術推進センター会議室		:		:	
光・電子実験棟玄関				:		:	
その他	①			:		:	
	②			:		:	
	③			:		:	
	④			:		:	
	⑤			:		:	

※ 一度鍵を返納後、再び部屋を使用するために開錠する場合は、次頁の用紙に記入して下さい。



# 環境整備等役務仕様書

- 1 件 名 施設清掃等役務
- 2 業務場所 東京都世田谷区池尻 1-2-24 防衛省 三宿地区
- 3 業務概要 三宿駐屯地内の指定された建物内の清掃の実施及び各種廃棄物等の収集分別処理業務を実施する。
- 4 業務対象建物

名称	構造	業務種別	備考
自衛隊中央病院	SRC-10	院内清掃、 廃棄物収集及び分別	病院内清掃
職業能力開発センター	RC-4		
教育棟	RC-4	窓ガラス清掃	
第6隊舎	RC-8		

- 5 請負業者の負担の範囲  
『共通事項 5 請負業者の負担の範囲 (2)、(3) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 6 各種法令等の遵守  
請負業者は、当該清掃業務等に該当する関係法規及び部内規則の規定を遵守し、業務の円滑な推進に努めるものとする。
- 7 業務従事者  
『共通事項 7 業務従事者 (2)、(3) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 8 業務責任者 (※『施設内清掃部門責任者』)  
業務責任者は、『共通事項 7 業務従事者 (2)、(3) (ページ番号2)』及び『共通事項 8 部門別責任者 (ページ番号3)』の項を参照の事。
- 8 業務実施体制  
日常清掃実施時の人員数については仕様書の内容を確実に実施できる人員配置、業務量に十分対応できる人員の配置とし、業務実施に遅延等を発生させないこと、各施設に対しての人員配置表を官側担当者へ提出すること。なお、人員配置の変更があった場合は速やかに官側担当者へ提出すること。
- 9 業務内容
  - ・病院内清掃
    - (1) 清掃区域等  
清掃実施区域については別図第 1-1 ~ 1-22 に示す通り。
    - (2) 基本的清掃実施要領  
基本的な清掃の実施要領については、別紙第 1 清掃実施要領』に示す通り。
    - (3) 日常清掃業務  
日常清掃においては、施設の利用状況等から作業不能箇所が生じる事もあるが、この場合、当該箇所の清掃を実施せずに、これに見合う他の汚れの多い箇所の作業回数を増やして実施すること。細部要領は別紙第 2 『日常清掃作業実施要領』の示す通り。
    - (4) 定期清掃業務  
定期清掃については、専用洗剤を用いて行うが、それぞれの施設の特性及び床材保護の為、『湿式』が困難な場合は、『ドライ法』とする、但し汚れが除去され埃を飛散させずに済む方法を取る。細部要領は別紙第 3 『定期清掃作業実施要領』の示す通り。

(5) 臨時タイルカーペット清掃

臨時タイルカーペット清掃は、定期清掃以外にタイルカーペットの汚れやシミが目立つと担当者が判断し、洗浄の依頼をした時に専用機材と洗剤を用いて洗浄を行うこと。また作業については依頼のあった日から5日以内に作業計画書を提出し、日程の調整を図るものとする。

(6) 特殊消毒清掃業務 ※病院内清掃のみ適用

手術室等における院内感染防止を目的とした消毒清掃等業務実施要領は、別紙4『手術室等特殊清掃消毒作業実施要領』及び別図第2-1～2-5『クリーンルームエリア図』を参照のこと。

(7) 清掃箇所及び清掃回数

- ・ 清掃回数は指定されている回数以上に行うこととし、部分的には利用の頻繁な箇所も在るので、汚れの状況に応じて全体的に同一の清潔度が保たれるように清掃すること。
- ・ 患者の入退院、転院等で病室等を清掃する必要がある時は速やかに清掃を実施すること。
- ・ 清掃場所及び回数は別紙6『日常・定期清掃作業基準表』による。

(8) 各種廃棄物回収及び資源化、減容化処理業務

(ア) 一般ゴミ収集作業

- ・ 病院内の4階～9階の病棟及び1・2階の外来診療部門から排出される一般ゴミ（可燃・不燃・その他）を回収し、ゴミ集積所へ運搬集積し、別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』の関係項目を参照し、実施要領に基づき、収集したゴミの内部確認と整理を行うこと。
- ・ 病棟階以外の一般ゴミ等については、指定されている時間帯にゴミ集積所にて病院職員が運搬してくるゴミを受け取り、別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』に基づき、分別整理を実施すること。
- ・ 回収時間及び廃棄物の種別、分別要領については別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』を参照の上、確実に実施するものとする。

(イ) 医療廃棄物収集作業

- ・ 病院内の4階～9階の病棟及び1、2階の外来診療部門から排出される感染性廃棄物収容箱（以下『MDボックス』）を回収し、感染性廃棄物集積所まで運搬集積し、新しいMDボックスを回収してきた先に配布すること。細部実施要領は別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』の関係項目を参照し、実施すること。
- ・ 病棟階以外の感染性廃棄物の収集については、指定されている時間帯にゴミ集積所にて病院職員が運搬してくるMDボックスを受け取り、感染性廃棄物集積所に集積し、新しいMDボックスを病院職員へ配布すること。
- ・ 回収時間及び細部要領については別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』を参照の上、確実に実施するものとする。

(9) 各種清掃対象数量等

- ・ 床清掃対象の材質別清掃数量については別紙第8『床材質別面積表』に示すとおり。
- ・ 衛生器具別の清掃数量については別紙第9『各種衛生器具数量表』に示すとおりとする。
- ・ 窓ガラス、網戸の清掃数量については別紙第10『窓ガラス、網戸清掃面積表』に示すとおりとする。

・ 庁舎施設

業務実施要領については、別途仕様書の管理番号：清掃1-2『庁舎等清掃作業』を参照の上、確実に実施するものとする。

10 業務時間等

(1) それぞれの施設の清掃時間帯は、原則として下記の通りとする。

(ア) 病院施設 : 08:00 ~ 17:00

なお、外来診療部門については診療時間前迄に完了すること。また、診療等の都合により時間内にできない場合については、時間外に実施すること。

(イ) 庁舎施設 : 08:30 ~ 17:15

(2) 日常清掃実施日は、原則として下記の通りとする。

(ア) 病院施設 : 土日及び祝祭日を除く毎日実施する。但し、土日祝祭日が3日以上連続する場合は、間に1日実施日を設けること。なお、実施日については官側担当者と調整の上、実施する。

(イ) 庁舎施設 : 別途仕様書の清掃1-2『庁舎等清掃作業』を参照

(3) 廃棄物の搬出については、日常清掃に併せて毎日実施する他、必要に応じて適時行うこと。なお、実施要領については、『管理番号: 2 廃棄物収集処理役務』及び『庁舎等清掃作業』の実施要領を参照し、行うこと。

#### 1.1 業務管理等

(1) 部門別責任者は、業務の実施状況を1日1回以上巡回実施し、業務従事者の業務実施状況の把握と業務指導を逐次行うこと。また、1日の業務の実施内容を作業記録書にまとめ、翌日官側担当者に報告すること。なお、提出要領については『共通事項 1.4 提出書類 (2) (ページ番号4)』を参照のこと。

(2) 時間外業務については、原則として行わないように作業量に応じた作業スケジュールを組み実施すること。但し、清掃対象場所の都合により実施する必要がある場合は、事前に官側担当者に作業人員数及び氏名を届けること。

#### 1.2 安全管理・衛生管理

『共通事項 1.1 安全管理・衛生管理 (1) ~ (3) (ページ番号3)』及び『共通事項 7 業務従事者 (2) (ア)、(イ) (ページ番号2)』の項を参照の事。

#### 1.3 注意事項等

(1) 病院内清掃作業の注意事項

(ア) 作業中は、埃等が立たないように細心の注意を払い実施すること。また使用したモップや雑巾等を汚れたまま運搬せず、ゴミ袋等に入れて持ち運ぶこと。

(イ) ノロウイルス及びインフルエンザの流行期は、患者接触部位の乾式清拭回数を適宜増加させること。

(ウ) 床面の清掃作業(水拭き、ワックス掛け)実施の際は、通行人に注意喚起し、転倒事故の未然防止に努めること。

(エ) 清掃実施中は、患者等の安静、療養の妨げにならないように患者等の周辺での作業には特に慎重に行うこと。

(オ) 清掃作業開始、終了時は各部署の担当者及び各病棟師長等に報告後、清掃終了後の点検を受けること。

(カ) 病院内清掃で使用する清掃用具等(運搬に使用する台車も含む)は、院内感染防止上の観点から『清潔区域用』『不潔区域用』に道具を色別に別け、混用はしないようにすること。また清掃用具類は毎日洗浄し、常に清潔を保つように心掛けること。なお、用具類の洗浄に使用する洗濯機等についても『清潔区域用』『不潔区域用』に区分して使用すること。

(キ) 院内では感染症に感染する恐れがあるため、業務従事者は感染対策として手袋、サージカルマスク等を着用するとともに、手洗い・うがいを励行すること。また各々の作業実施の都度、手洗い及び消毒を行い、常に清潔を保つこと。

清掃時及び官側からの連絡要請により嘔吐物、体液、便等の処理を実施する際は『ウイルス類の飛散拡大防止』『不快臭を残さない十分な消臭』を十分考慮し効果的な方法を用い、消毒洗浄剤の選定には表面仕上材を傷めない物を使用し行うこと。

(ク) 消耗品(トイレトペーパー等)の紛失、無駄使いを防止するために、所定の場所に収納し必要以上に予備

を使用箇所には置かないこと。また不足が発生しないように清掃実施の都度点検し補充すること。

(2) 庁舎等清掃作業の注意事項

(ア) 作業実施上の注意事項については、別途仕様書の『庁舎等清掃作業』を参照し、遵守すること。

(3) その他共通事項

(ア) 業務責任者は、業務従事者が施設又は備品等の不良個所を発見した場合には速やかに担当者に報告すること。

また、業務従事者が遺失物又は不審な放置物等が発見した場合は、直ちに担当者に通報すること。この際、各業務従事者単独で不審物等の処理をしないこと。

(イ) 作業計画を検討する際は、必ず統括責任者及び施設内清掃部門責任者と官側担当者の3者間で調整を行うこと。また請負業者は清掃業務従事者全体のグループミーティングを行い、意見交換等を行うこと。

病院内清掃区域平面図カラーリング及びゾーニング表

清浄度クラス	清掃区域	カラーリング	室名
清浄度Ⅰ	高度清潔区域	アオ	手術室OR-6・7（無菌）、前室9、ICU（無菌室）及び7階無菌病室
清浄度Ⅱ	清潔区域A		救急手術室、X線一般撮影室2、手術室1～5及び8、手術ホール、回復ホール、既滅菌器材保管庫、滅菌・組立室、ICU前室3、熱傷浴室、7階無菌室面会、分娩室
清浄度Ⅲ	清潔区域B	ミドリ	救急処置室、前室3、ICU、前室2、アンギオ1・2、人工透析室隔離室（透析）、特別病室2、7階無菌室前室、LDR1・2 未熟児室、新生児室
清浄度Ⅳ	準清潔区域	オレンジ	手術室（外科）（皮膚、形成）、前室4、ICUナースステーション、乗換ホール、手術室ナースステーション、麻酔科医控室、手術ホール、回収廊下、各病棟リネン室、各病棟観察室、ハイリスク（2床E）前室3（産婦人科）、沐浴室、授乳室、前室4・5、清潔リネン室（9階）、各病室、放射線一般区域
清浄度Ⅴ	一般区域	シロ	救急外来室、各診察室、各待合室、各浴室等、各食堂・デイルーム
	汚染拡散防止区域	アカ	R I 検査室、感染症病室、中央材料室洗浄室、解剖室
	汚染区域		各トイレ、各汚物処理室

## 院内清掃の基本的清掃実施要領

## 1 実施要領

- (1) 清掃要領は汚染度合いの低い箇所から高い箇所へ、位置の高い箇所から低い箇所へ向かって行う。
- (2) 清掃の基本は『こすり落とし』とするが、各種部材の破損、劣化、変色させない薬剤及び機材を使用すること。また強い刺激臭等を伴う薬剤の使用は禁止する。
- (3) ダスティング
  - ・ ダスティングは化学製品のクロスとモップ、ウールダスターを使用する。また清掃後のこれらの用具の取扱は十分注意し、埃等を飛散させないように振ったりしないこと。
  - ・ 肩の高さ以上のダスティング（ハイダスティング）は、この目的で使用するために製作された用具を用いて行うこと。なお、ハイダスティングには額縁、棚の上やドアの上辺を含む。
  - ・ 日常清掃におけるハイダスティングは、目に見えて、若しくは触れてみて汚染のある場合に行う。その際は、上述の機材を使用し埃の飛散を極力防ぎながら行うこと。
- (4) 手摺、ドアノブ、案内標識及び鏡やガラス等の建具類の清掃は『湿式清掃』とし、雑巾又はクロスにより全体を清掃し、汚れや手垢等が残らないように実施すること。なお、手摺やドアノブ等の頻繁接触部位は除菌洗浄剤等を使用し清拭すること。
- (5) トイレ清掃は、特に上記の（1）に留意しながら、全体を除菌洗浄剤を染み込ませたクロス等を用いて拭き掃除すること。床面は化学モップ等にて除塵し、モップにて拭き掃除する。便器類は便座、蓋、便器外側の全てを除菌洗浄剤を染み込ませたクロスで清掃し、便器の内側は専用の用具と除菌洗浄剤を使用して洗浄し、目の届きにくい箇所も綺麗に除菌洗浄すること。特に小便器は排水口やその周辺部も綺麗に洗浄する。
- (6) 洗面化粧台及びシンク等の清掃は、特に上記の（1）に留意しながら、全体を洗浄剤を含ませたスポンジ等で磨き上げること。なおこの際、表面に磨き傷が付かないように使用する面に注意すること。また、汚れが酷い場合は、専用の洗剤を用いて汚れを落とすこと。
- (7) 床（ワックス塗布箇所）の清掃は、化学モップ等で除塵し、汚れの酷い箇所は専用洗剤を用いて確実に除去すること。なお、化学モップの交換は一般病室で2～3部屋清掃したならば交換すること。また嘔吐物、体液、便等の処理を実施する際は『ウイルス類の飛散拡大防止』『不快臭を残さない十分な消臭』を十分考慮し効果的な方法を用い、消毒洗浄剤の選定には表面仕上材を傷めない物を使用し、拭き取ったモップについては直ちに交換すること。
- (8) 床（ワックス塗布箇所）の光沢復元作業は、専用機材にて洗浄し、ワックスの表面に出来た傷を埋め、パフイング機材にて回転研磨し、光沢の復元をすること。ワックス塗布された全ての場所は、月に1回以上当該作業を実施すること。なお、官側が必要と判断し、指示された場合は別途、当該作業を行うこと。
- (9) カーペット清掃は、真空掃除機及び高性能超微粒子フィルター付電気掃除機にて砂塵等を取り除くこと。またシミがある場合は洗浄剤等を用いて取り除き、血液等の落ちにくい汚れについては、専用の機材と除菌洗浄剤を用いて洗浄すること。
- (10) 壁面の清掃及び収納家具、造り付家具類の清掃は、全体をウールダスターで拭き掃除を行い、手垢や飛沫等の汚れがある場合は、除菌洗浄剤を染み込ませたクロスと用いて清掃すること。またシミ等がある場合は、専用の洗剤を使用しシミ抜きを行うこと。なお、清掃終了後は、手垢、埃等の汚れが残らないように実施すること。  
(絵画や掲示物も含む)
- (11) 天井面の清掃は、著しい汚れがある場合、壁面清掃に準じた方法で実施すること。またブラインド、カーテンレール上面も同様に行うこと。なお、官側が必要と判断し、指示された場合は、別途作業を実施すること。
- (12) 照明器具等の清掃は、器具全体をウールダスターにて拭き掃除すること。また笠内部に汚れがある場合は、専用洗剤とクロスを用いて拭き掃除すること。

- (13) 椅子、テーブル類の清掃は、除菌洗剤を染み込ませたクロスを用いて全体の拭き掃除を行う、清掃終了後は、手垢、埃等の汚れが残らないように実施すること。
- (14) 共用場所の電話機及び照明等のスイッチ類の清掃は、除菌洗剤を染み込ませたクロスを用いて全体の拭き掃除を行う、清掃終了後は、手垢、埃等の汚れが残らないように実施すること。
- (15) 浴室及びシャワー室（シャワーカーテン等含む）の清掃は、室内全体を十分に水洗し除菌洗剤を染み込ませたブラシ及びクロスを用いて清掃すること。室内の状態によりカビ取剤、防止剤を使用し清掃すること。また排水口に髪の毛等のゴミも残さず取り除くこと。
- (16) 清掃作業は可能な限り静かに行い、患者の療養、診療行為及び病院職員の業務の妨げにならないように行い、埃等を飛散させない方法で行うこと。また作業内容が業務等に影響が与えられる場合は、官側担当者等と調整し、影響の無い時間帯に行うこと。なお、官側担当者から業務に差支えが無くなった場合は直ちに当該箇所を清掃できるように準備しておくこと。
- (17) 清掃作業後は、不快な臭いやカビ、ゴミ、埃等が残らないように清掃対象箇所の隅々まで清掃すること。
- (18) 嘔吐物、血液や体液等の回収は拡散しない、且つ衛生管理上、有効な方法で行うこと。
- (19) 清掃作業中、官側担当者等から緊急で他箇所の清掃依頼があった場合は、状況に応じて優先すべき場所の清掃を行うこと。
- (20) 床面の水拭き作業や機材を使用した作業を行う場合は、注意喚起用の看板を立てる等の処置を行うこと。
- (21) 清掃に使用した用具類は、十分に洗浄し乾燥させること。但し、モップ及びクロス等については消毒液に漬け置きすることは厳禁とする。なお、用具類は常に予備品を置き、毎日交換すること。

## 日常清掃作業実施要領

作業対象箇所	作業内容
個別作業 病棟等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面の清掃は、真空掃除機及び化学モップ等で清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は専用洗剤を用いて落すこと。</li> <li>2 洗面台（鏡含む）は洗剤等を含んだクロスにて拭き掃除を行い、排水口のゴミを併せて取り除くこと。</li> <li>3 個室内のトイレ及び共用場所のトイレについては、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>4 個室内のシャワー室及び共用場所の浴室等については、床面及び壁面の清掃は洗剤を使用して洗い流し、水分が残らないように拭き取ること。また天井面は拭き取り清掃すること。清掃対象面にカビ等が発生している場合は専用洗剤にて洗い流し、防止剤等を吹き付け発生防止すること。また排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。</li> <li>5 ドアノブ、手摺、スイッチ類については、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。また、診察灯及びベッドライト等については拭き掃除を行うこと。</li> <li>6 5階特別病室については、通常毎日清掃を行うこと。なお、使用予定が事前に通知された際は、前日に清掃を実施すること。また清掃実施時に水廻り関係から異臭等が無いか確認すること。その他担当師長から指示があった場合はその指示に従うこと。また実施の際はスタッフステーションに寄ってから行き、清掃終了後は担当師長等に報告し点検を受けること。</li> <li>7 診察室、処置室の診察台等及び診察灯の埃の拭き掃除を行う。埃の除去後、診察台及び処置台については消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。また内部の窓ガラス及びその枠、鏡の拭き掃除を行うこと。清掃後、手垢や埃が残っていないか確認すること。</li> <li>8 病室内及び共用場所のトイレのトイレットペーパーの補充を行うこと。</li> <li>9 収納家具及び造り付家具類の清掃は必要に応じて行うが、使用中の病室に関しては家具内の清掃は行わず、扉表面等の拭き掃除を行うこと。</li> <li>10 デイスペース部はガラス窓の手垢等の拭き取り及び窓枠の埃の拭き取り清掃を行うこと。</li> </ol>
外来受付 外来診療室等 救急外来	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を高性能フィルター付真空掃除機及び化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は水拭きし落すこと。</li> <li>2 各流し台、汚物流し、洗面器等を洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去し、台の周辺を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>3 診察室は、机及び診察台等の埃をクロスにて拭き掃除する。その後、診察台については消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。なお、OA 機器周辺は注意して清掃を行うこと。</li> <li>4 ドアノブ、手摺、スイッチ類については、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。また、診察灯及びベッドライト等については拭き掃除を行うこと</li> <li>5 待合室の椅子等は埃をクロスにて拭き掃除を行い、その後、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。</li> <li>6 窓ガラス、窓枠、ガラススクリーン、鏡等の拭き掃除を行う。清掃後に手垢や埃が残っていないか確認すること → 次ページへ続く</li> </ol>



作業対象箇所	作業内容
外来受付 外来診療室等 救急外来 (続き)	<p>7 各所にあるカウンター（総合案内、外来受付、各ブロック受付）上面の埃等の拭き掃除を行う。清掃後に消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。</p> <p>8 床面や壁、家具類に血液等が付着している、若しくは官側担当者から連絡があった場合は、速やかに拭き取り、消毒剤を用いて清拭すること。</p> <p>9 各手術室（外来、救急外来）等の清潔区域は専用の用具を使用し、他区域との混用は厳禁とする。</p> <p>10 无影灯のライト、アームの拭き掃除については、適時実施するものとする。なお、その際に汚れ、埃、飛沫や手垢等が残らないように清掃を行うこと。（高所部については専用の用具を使用すること）</p> <p>11 プレイルームの本棚等の拭き掃除を行う。また、遊具等の整理整頓を行うこと。その後、床面の化学モップ等で拭き清掃を行い、埃や汚れ等の除去した後、消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭する。なお、遊具についても同様に清拭する。</p> <p>12 授乳室の流し台、洗面化粧台及びゴミカゴ等の清掃は専用洗剤にて洗浄する。また排水口のトラップ内及びゴミカゴのゴミを除去すること。</p> <p>13 授乳室内の幼児用ベッドの清掃は、清潔なクロスにて埃や汚れの拭き掃除を行い、消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。また室内に設置されている『オムツ入れ』は別途役務で処理を行っているが、溢れている場合は処理を行う。なお、処理した物はMDボックスに入れて処置する。</p> <p>14 大理石貼りの柱部分の清掃については、手の届く範囲で拭き掃除を行うこと。</p>
個別作業  手術室エリア	<p>1 床面を化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は清潔エリア専用のモップにて水拭きし落とすこと。</p> <p>2 各流し台、手洗器、洗面器等を洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。</p> <p>3 手術室内の清掃は、手術台、床面、棚、ワゴン、无影灯及びスイッチ類を消毒剤を含ませたクロスで拭き掃除を行い清拭すること。</p> <p>4 床面や壁等に血液・体液等が付着している場合は、速やかに拭き取り、消毒剤を染み込ませたクロス又はモップにて清拭すること。</p> <p>5 スタッフステーション、回復ホールの窓ガラス清掃は内面外面とも毎日実施する。</p> <p>6 廊下、回復ホール等にある各器材等の埃取を行うこと。</p> <p>7 男女更衣室床面を真空掃除機等にて埃を取り除き、ロッカー上面の埃拭きは専用の用具を用いて拭き掃除すること。またシャワー室内の床面清掃を行い、床面及び壁面の清掃は洗剤を使用して洗い流し、水分が残らないように拭き取ること。また天井面は拭き取り清掃すること。清掃対象面にカビ等が発生している場合は専用洗剤にて洗い流し、防止剤等を吹き付け発生防止すること。また排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。更衣室内のトイレ清掃については、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</p> <p>8 手術室エリアに立入る際は、専用の衣服に着替えてから作業を行うこと。</p>

作業対象箇所	作業内容
中央材料室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 滅菌組立室の床面清掃は化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は清潔エリア専用のモップにて水拭きし落とすこと。洗浄室内の床面清掃は汚染区域専用のモップで清掃し、汚れの酷い場所は洗剤等を用いて落とすこと。なお、血液等が付着していた場合は消毒薬を染み込ませたモップにて拭き掃除すること。</li> <li>2 滅菌組立室の作業台、ワゴン等の拭き掃除は1箇所毎にクロスを換えて拭き掃除を行うこと。なお、実施の際は消毒薬を噴霧しながら清拭すること。一度使用したクロスは破棄すること。</li> <li>3 エアシャワー室内の床、壁面の清掃は毎日実施すること。また扉のガラス清掃は必要に応じて適時実施し、汚れや埃、手垢等がある場合は速やかに清掃すること。</li> <li>4 滅菌組立室及び洗浄室に入る際は、専用の衣服に着替えてから作業を行うこと。特に洗浄室内の清掃時に履く靴については洗浄室専用にする事。</li> </ol>
個別作業 分娩室 未熟児室等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は清潔エリア専用のモップにて水拭きし落とすこと。</li> <li>2 分娩室の清掃は、手術室と同等の清掃方法で行い、无影灯のライトとアームの埃の拭き掃除を行うこと。</li> <li>3 新生児室の窓側とベッド間の清掃は柄の長い化学モップ等を使用し拭き掃除すること。</li> <li>4 沐浴、流し台、洗面器、汚物流し等を洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去し、周辺を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>5 トイレについては、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>6 ドアノブ、手摺、スイッチ類については、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。</li> <li>7 前室等の窓ガラス清掃は必要に応じて適時実施し、汚れや埃、手垢等がある場合は速やかに清掃すること。</li> </ol>
心カテ I VR-CT	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合はモップにて水拭きし落とすこと。血液及び体液等が付着していた場合は、消毒薬を染み込ませたモップ又はクロスにて拭き掃除すること。</li> <li>2 无影灯のライトとアーム、診察機材等の埃のハイダスティングを行うこと。</li> <li>3 ガラス清掃は必要に応じて適時実施し、汚れや埃、手垢等がある場合は速やかに清掃すること。</li> </ol>
理学療法室 運動療法室 作業療法室 水治療室 屋外歩行訓練	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面の清掃は、体育館用モップにて埃等を拭き掃除すること。</li> <li>2 診察台、訓練台、訓練用階段、平行棒、運動器具、テーブル、椅子等の拭き掃除を行うこと。なお、人の手が多く触れる場所等は消毒薬を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>3 ガラス清掃は必要に応じて適時実施し、汚れや埃、手垢等がある場合は速やかに清掃すること。</li> <li>4 各流し台、手洗器、洗面器等を洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。</li> </ol> <p>→ 次ページへ続く</p>

作業箇所	作業内容
理学療法室 運動療法室 作業療法室 水治療室 屋外歩行訓練 (続き)	5 トイレについては、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。 6 シャワー室内の床面清掃を行い、床面及び壁面の清掃は洗剤を使用して洗い流し、水分が残らないように拭き取ること。また天井面は拭き取り清掃すること。清掃対象面にカビ等が発生している場合は専用洗剤にて洗い流し、防止剤等を吹き付け発生防止すること。また排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。 7 水治療室内の床面清掃は、モップにて水拭き掃除を行うこと。汚れの酷い箇所がある場合は専用洗剤を使用し落とすこと。 8 プール内の清掃は、水が張られていない場合はガラス面の拭き掃除を行い、タイル面の清掃を行うこと。 9 屋外歩行訓練場の床面清掃については、埃等の掃き掃除及び水溜りがある場合は、モップ等にて拭き掃除を行い、ベンチ、手摺等については拭き掃除を行うこと。また1ヶ月に1回以上、ルーフトレン周辺の泥や雑草の除去を行うこと。
個別作業 食堂・ デイルーム	1 床面の清掃は、真空掃除機及び化学モップ等で清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は専用洗剤を用いて落とすこと。 2 ゴミ入れの内容物を処理し、ゴミ入れの表面及び容器内の汚れの拭き掃除を行うこと。 3 各ドア、ガラスの拭き掃除を行うこと。 4 金属部分の磨き、手摺、ドアノブ等の拭き掃除を行うこと。窓ガラス及びガラススクリーンの手垢等の拭き取り及び窓枠(棧も含む)の拭き掃除を行うこと 5 洗面化粧台等の流し台は洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。 6 テーブル、椅子等の家具類については、埃等の拭き掃除を行い、消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。 7 本棚等については、拭き掃除を行い、本類の整理整頓を行うこと。 8 畳が有る場所については、真空掃除機にて埃等を除去し、湿らしたタオル等を使用し、拭き仕上げすること。
浴室等	1 脱衣室の床面の、真空掃除機及び化学モップ等で清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は専用洗剤を用いて落とすこと。浴室内の床面清掃については、床面及び壁面の清掃は洗剤を使用して洗い流し、水分が残らないように拭き取ること。また天井面は拭き取り清掃すること。清掃対象面にカビ等が発生している場合は専用洗剤にて洗い流し、防止剤等を吹き付け発生防止すること。またシャワーカーテンの清掃の実施、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。なお、1ヶ月に1回は室内全体の清掃を行うこと。 2 水栓類(シャワーヘッド含む)、手摺等の汚れを除去し、金属類については磨き上ること。 3 衣類棚については、埃等を除去し拭き掃除すること。 4 浴室内の天井換気扇及び照明器具の清掃は、専用洗剤を染み込ませたクロスを用いて、月1回を基準に清掃を行うとするものの、汚れが酷い場合は適時清掃を行うこと。 5 浴室マットが設置されている箇所については、毎日洗濯を行い、予備品と交換すること。 6 浴室内に長期間放置されている物品(石鹸や歯ブラシ等)がある場合は、官側担当者に連絡し、指示を受けること。

	作業対象箇所	作業内容
個別作業	外来玄関 入口等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 正面玄関及び各出入口（東西北）の床面を真空掃除機（高性能フィルター付）又は化学モップ等にて清掃すること。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去し、付着物（ガムやヒールマーク等）がある場合は、適した方法にて除去すること。また設置されている靴拭マットについては、真空掃除機にて埃等を除去すること。</li> <li>2 正面玄関前及び各出入口前（東西北）の床面及び側溝の掃き掃除を行い排水構内のゴミを除去すること。また汚れが酷い箇所については、洗剤等を用いブラシ掛け又はモップ等にて除去すること。</li> <li>3 正面玄関の風除室天井（内外面とも）の清掃については、月1回以上、クロス等を用いて清掃すること。</li> <li>4 各入口の扉及びガラスの拭き掃除については、手垢、汚れ、埃等を確実に除去すること。また、ドアノブ、スイッチ類（人の手が多く触れる箇所）の清掃は、消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>5 エントランスホール正面のガラス及び2階吹抜け部の強化ガラスの清掃は、拭き掃除を行い汚れや手垢等が残らないように行うこと。なお、エントランスホール正面のガラスは1段目までを毎日拭き掃除すること。</li> <li>6 エントランスホール内の柱の清掃については、手の届く範囲内で拭き掃除を行い、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去すること。</li> </ol>
	エレベーター エスカレーター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を真空掃除機（高性能フィルター付）又は化学モップ等にて清掃すること。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去すること。また、付着物（ガムやヒールマーク等）がある場合は、適した方法にて除去すること。</li> <li>2 手摺、スイッチ類については、手垢や汚れを除去し消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。</li> <li>3 壁、扉、鏡及び操作パネルについては、手垢や汚れを除去し消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。</li> <li>4 エスカレーターの手摺部分の清掃については、消毒薬を染み込ませたクロスを用いて清拭すること。なお、汚れが酷い場合は専用の洗剤を用いて除去すること。</li> </ol>
	階段 附室等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を真空掃除機（高性能フィルター付）又は化学モップ等にて清掃すること。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去すること。</li> <li>2 手摺については、手垢や汚れを除去し消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。</li> <li>3 ノンスリップ及び金属部分については、磨き掃除を行うこと。巾木については拭き掃除を行い、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去すること。</li> <li>4 照明器具の清掃については、埃等の拭き掃除（ハイダスティング）を行うこと。</li> </ol>
	湯沸室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を真空掃除機（高性能フィルター付）にて清掃し、化学モップ等にて拭き掃除を行うこと。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去し、乾いたモップにて仕上ること。</li> <li>2 流し台を洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。なお、茶殻入れ等の屑入れが備え付けられている場合は、その物についても清掃すること。</li> <li>3 流し台のカウンター天板及び戸棚（内部を含む）の拭き清掃を行い、週1回以上、室内の壁面天井等の除塵を行うこと。</li> </ol>

	作業箇所	作業内容
個別作業	トイレ 汚物処理室	<p>1 床面を真空掃除機（高性能フィルター付）にて清掃し、化学モップ等にて拭き掃除を行うこと。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去し、乾いたモップにて仕上ること。</p> <p>2 トイレブース表面の拭き掃除を行うこと。</p> <p>3 ドアノブ、スイッチ類（人の手が多く触れる箇所）の清掃は、消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</p> <p>4 汚物入れの内容物を処理し、容器の洗浄を行うこと。</p> <p>5 トイレについては、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</p> <p>6 流し台（サテライトファーマシー含む）、洗面器、汚物流し等を洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去し、周辺を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</p> <p>7 鏡については、拭き掃除を行い手垢、汚れ等が残らないように拭き上げること。</p> <p>8 水栓類等の金属部分については、磨き清掃すること。</p> <p>9 トイレトペーパーの補充を行い、予備品は置かないこと。また在庫品の管理は厳重に行うこと。</p> <p>10 洗浄便座のノズル部分は、毎日、専用洗剤を使用し清掃すること。</p> <p>11 手洗い石鹼液の残量確認は毎日行い、巡回時に石鹼液が少ない場合は容器を回収し予備容器と交換すること。回収した容器は洗って乾燥させた後に、石鹼液を充填して交換用の予備とする。</p> <p>石鹼液容器の交換箇所は下記の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 1 F : 放射線待合室多目的トイレ、R I 検査室男女トイレ、P E T 検査室 P E T 待合室、放射線受付前多目的トイレ、男女トイレ、南側男女トイレ</li> <li>・ 1 F : 夜間受付前男女トイレ、多目的トイレ、放射線 C T 検査室、M R I 多目的トイレ、操作廊下、中央 E L V 男女トイレ、内視鏡検査室、外来中待合トイレ</li> <li>・ 2 F : 中央 E L V 男女トイレ、男女トイレ（採尿）、外来中待合トイレ、授乳室</li> <li>・ 3 F : 東西男女トイレ、来賓用トイレ</li> <li>・ 4 F : 多目的トイレ（リハ P T 室）、共用男女トイレ</li> <li>・ 5 F : 東西男女トイレ及び多目的トイレ、食堂デイルーム</li> <li>・ 6 F : 東西男女トイレ及び多目的トイレ、観察室 2 隣トイレ、食堂デイルーム</li> <li>・ 7 F : 東西男女トイレ及び多目的トイレ、食堂デイルーム</li> <li>・ 8 F : 西側多目的トイレ、東側男女トイレ及び多目的トイレ、食堂デイルーム</li> <li>・ 9 F : 西側多目的トイレ、東側男女トイレ及び多目的トイレ、食堂デイルーム</li> </ul>

	屋上庭園 非常階段	<p>1 植栽部分に雑草等が伸びてきた場合は、速やかに除去作業を行うこと。特に春先から夏に掛けてはこまめに行うこと。また、5階特別病室前の庭園については、通年2週間に一度、作業を行うこと。なお、作業実施の際は、該当する病棟の師長又は主任等に許可を得た後に行うこと。</p> <p>2 月1回以上、ルーフドレン周囲の枯葉や泥等の除去を行うこと。</p> <p>3 樹木の転倒、枯死又は損傷箇所がある場合は速やかに官側担当者に連絡し、指示を受けるものとする。 → 次ページへ続く</p>
	作業箇所	作業内容
個別作業	屋上庭園 非常階段 (続き)	4 非常階段の床面等清掃は、埃が過度に飛散しない方法で掃き掃除すること。また、鳥の糞及び汚れが酷い箇所についてはブラシ等にて洗い流し、壁面及び建具表面についても同様の処置とする。なお、非常階段の清掃頻度は週2回以上とし、官側担当者から指示された場合は、その都度速やかに作業を行うこと。
	無菌室等	<p>1 高所部分の埃取り カーテンレール上部、棧、ドア上部等の全般を毎日清掃作業時に作業の一環として消毒剤を含む溶液（以下『溶液』とする）に浸したクロスにて埃の除去と消毒を行うこと。</p> <p>2 床の埃取り、清拭 室内の床面のゴミや埃取りが完全に行われ、且つ空中に舞い上がらないように、化学モップを使用し清拭すること。清掃後、消毒剤を染み込ませたモップにて拭き残しがないように拭き上げ、清拭すること。</p> <p>3 上拭き、消毒 消毒剤を染み込ませたクロスにて病室内の椅子、棧、点滴台等の『衛生⇒不衛生』の流れで拭き取りし、壁面の汚れやシミについても同様に実施すること。清浄度クラス100については、テーブル、ベッド柵、手摺、インターホン、物入れ作業台等に関して上記と同様に清拭すること。また、ドアノブ、スイッチ類等の直接手の触れる箇所については、退室時に実施し、指紋や汗染み等の付着が残らないように注意すること。なお、全ての拭き掃除に関しては『一箇所一方向』へ拭き取りし、クロスの重複使用は禁止する。</p> <p>4 トイレ、浴室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便器の内部（洗浄便座のノズルを含む）をトイレ用洗剤で洗浄し、十分に水洗して洗剤成分が残らないようにすること。</li> <li>・ 手洗い器、便器（便座、蓋、洗浄便座のスイッチ類、水洗レバー等）、配管パイプ等を消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>・ 窓枠、棧等を消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>・ シャワー器具、浴槽等を消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>・ 浴室内の壁の汚れや石鹸カス、排水口内のゴミ等を除去し、消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。</li> </ul>

## 定期清掃作業実施要領

床面材質・場所	作業内容
ビニル系シート ビニル系タイル ・病院全館  コルクタイル ・2階プレイルーム ・8階西プレイルーム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 机、椅子等の障害となる移動可能な物品（医療機器、重量物除く）を移動すること。その際、医療機器、OA機器等のコンセント脱着は作業場所の職員の指示に従うこと。</li> <li>2 床面を除塵し、洗剤等をモップ又はフロア清掃機等にて洗浄し、床面の汚れに応じてパッドを交換し、床面に傷をつけないように洗い落とすこと。</li> <li>3 床面にある点字ブロックの汚れを落とし、ワックス仕上げを行うこと。</li> <li>4 汚水、ゴミ等を取り除き、モップ等を使用し完全に除去すること。</li> <li>5 ワックス掛けは、モップに十分ワックスを含ませ、塗り残しの無いように均一に3回塗ること。</li> <li>6 コルクタイルにシミや汚れが付着していた場合は、専用の洗剤にて除去すること。またコルクタイルに使用するワックスについては、専用ワックス（抗菌仕様）とし、乾燥後に滑りにくい物とする。</li> <li>7 ワックスの剥離清掃については、年1回実施し、時期等については官側担当者調整の上、実施すること。</li> <li>8 使用するワックスは、病院専用樹脂ワックス（抗菌、対アルコール）を使用すること。</li> </ol>
タイルカーペット 1階 ・医事課控室 ・健康相談室 ・中待合、外待合 2階 ・健康管理センター ・中待合、外待合 3階 ・廊下、院長室等 4階 ・職業リハ室 ・メンタルリハ室 ・自律訓練リハ室 手術室 ・男女更衣室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 机、椅子等の障害となる移動可能な物品（医療機器、重量物除く）を移動すること。その際、医療機器、OA機器等のコンセント脱着は作業場所の職員の指示に従うこと。</li> <li>2 パイルブラシを使用し、カーペットの毛を起毛させながら内部の埃や砂、毛髪等を除去すること。</li> <li>3 バルチャーでカーペット用洗剤を散布しながら丁寧に洗浄すること。</li> <li>4 洗浄後、浮かした汚れをスチームクリーナーでリンスしながら丁寧にバキュームクリーナーで吸い取ること。</li> <li>5 シミ等がある場合は、シミ抜き剤を使用し除去すること。また、各種シミ及び汚れに応じた除去方法を探ること。</li> <li>6 タイルカーペットの廻りはビニルシートになっているので、当該部分は床シートと同様の清掃方法を探ること。</li> <li>7 タイルカーペットの種類により毛足の長さが異なる為、それぞれに応じたブラシを使用すること。</li> </ol>
木質系（フローリング）  4階 ・理学療法室（PT） ・作業療法室（OT） 職業能力開発センター ・運動療法室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運動器具等の障害となる移動可能な物品（重量物除く）を移動すること。その際、医療機器、OA機器等のコンセント脱着は作業場所の職員の指示に従うこと。</li> <li>2 床面を除塵し、モップにて水拭きし、乾いたモップにて水分を取り除くこと。</li> <li>3 ワックス掛けは、モップに十分ワックスを含ませ、塗り残しの無いように均一に3回塗ること。</li> <li>4 使用するワックスについては、木質系専用のワックス（抗菌仕様）とし、乾燥後に滑りにくい物とする。</li> <li>5 ワックスの剥離清掃については、年1回実施し、時期等については官側担当者調整の上、実施すること。</li> </ol>

床面材質・場所	作業内容
磁器質タイル  4階 ・水治療室 5～9階病棟 ・介助浴室 ・特殊浴室 ベランダ、屋上庭園 ・3～6階	1 床面及び壁面を洗剤を用いて、ブラシ又はスポンジたわし等で汚れを洗い落とすこと。 2 汚れの酷い箇所については、ポリッシャー等の機材を使用し洗浄すること。なお、その際に床面に傷が付かないように注意して行うこと。 3 カビ、コケ等が発生している箇所については、専用の洗剤等を用いて除去すること。なお、その際に使用する洗剤については、素材を傷めない物を使用し、屋内の使用にあつては換気を十分に行いながら実施すること。 4 ベランダ、屋上庭園の床面清掃は、箒にて掃き掃除を行うこと。特に鳥の糞等の酷い汚れがある場合は、ブラシ等にて水洗いすること。また、排水口及びブルードレン内のゴミや泥等の除去も併せて行うこと。
畳  4階 ・作業療法室 (OT) ・9階東病棟 <sup>テイルム</sup>	1 畳表面を真空掃除機を使用し、埃を吸い取ること。 2 畳全面を固く絞った雑巾等にて水拭きし、汚れが目立つ箇所については専用の洗剤を使用し取り除くこと。また畳周辺の板の間等については、木質系の床と同様の掃除方法にて行うこと。 3 畳本体については、年2回日干しを行うこと。日干しの場所については屋上にて実施し、その際に埃等の叩き落しを行うこと。なお実施時期については官側担当者 <sup>と</sup> 調整の上、行うこと。
窓ガラス等清掃  ・病院 ・職業能力開発センター ・教育棟 ・食厨教場 ・第6隊舎	1 ガラス面の清掃については、内外面及びサッシ周り、溝部分の清掃及び網戸が取り付けられている箇所については、網戸の清掃も行うこと。窓ガラス内側の清掃を行う際は、事前に清掃実施場所の関係職員と調整の上、行うこと。なお、地下1階、1階（薬剤・放射線）、2階（検査部門）、3階事務室系統に関しては外部のみの清掃とする。但し院長室等指定された部屋については、内部も実施すること。 2 無菌ユニット等が設置されている病室の2重サッシ内側についても清掃を行うこと。設置箇所については下記の通り。 4階ICU 無菌室×1部屋、7階西病棟無菌室×2室、8階西病棟感染症1類室×2室 ※出入場については、管理する部署の看護師の指示に従うこと。 3 トップライト（正面玄関、救急外来裏側）の清掃については、内外面及びトラス構造物等の清掃を実施すること。ガラス面については、水垢及び埃等の除去した後、水洗いを行うこと。トラス構造物等の構造体については、埃等の除去を確実にすること。なお、当該場所は、高所作業に当たる為、作業従事者の安全管理には十分注意して作業すること。 4 外窓清掃の実施でロープを使用した作業を行う場所は、下記の箇所とする。 5～9階南北デイスペース（各4箇所）、東西階段室採光窓（各階2箇所）、4階渡通路、職業能力開発センター4階運動療法室（2箇所）、第6隊舎ホール窓（各階3箇所） 5 職業能力開発センター4階運動療法室内部のガラス清掃については、高所作業リフト等を使用し、ガラス面及び棧部分の埃及び汚れの清掃作業を行うこと。また、職業能力開発センターの窓ガラス清掃は1～4階まで実施し、居室及び事務室については外面のみ実施し、1階入口（2箇所）のドアについては内外面行うこと。 → 次ページへ続く 6 教育棟、食厨教場の窓清掃については『休日作業』、第6隊舎については『平日作業』とし、実施日については官側担当者 <sup>と</sup> 事前調整の上、決定すること。 7 病院の窓ガラス清掃については、年2回実施行い、教育棟、食厨教場、第6隊舎、職業能力開発センター（3階まで）については、年1回実施すること。



床面材質・場所	作業内容
樹木剪定、庭園管理  1階 ・東西南北植栽 ・救急車車寄せ 3階 ・東西屋上庭園 4階 ・東西南屋上庭園 5階 ・東西北屋上庭園 6階 ・北側屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 樹木の剪定等の実施については、樹木に応じた整枝及び刈り込みの実施を行い、景観を良くし、庭園の除草については、植えられた草木類と雑草との区別を十分に把握し、雑草のみを確実に除草すること。なお、剪定作業は年3回とし、実施時期については、官側担当者と事前調整の上、決定するものとする。また、除草作業については、春先から秋口に掛けて、庭園の状況及び官側担当者からの要請により適時実施すること。</li> <li>2 刈り込んだ枝等については、請負業者の負担で一般廃棄物として処分し、受入証明及び処理場の許可証の写しを官側担当者に提出すること。また、除草した雑草については、官側指定のゴミ集積所まで搬入し、一般廃棄物の回収時に一緒に積み込むこと。</li> <li>3 5階特別病室前の庭園の整備作業の実施については、事前に官側担当者又は該当する病棟師長と事前に調整した上で実施すること。</li> <li>4 作業終了後、周辺の泥や枝葉等の清掃を実施し、業務従事者の靴裏の汚れを落とすこと。 ※必要に応じて水洗いを実施すること。</li> </ol>
人造大理石  1, 2階 エントランスホール	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 エントランスホール内の柱（7本）の清掃については、埃や汚れ等の拭き掃除を行うこと。なお範囲については、高所部分及び照明器具を含めた全体を実施し、年2回清掃を行うこと。</li> <li>2 柱、壁面の清掃については、休日等の人通りの少ない日に実施し、柱周辺の床面及び照明器具等を養生した後に行うこと。</li> <li>3 当該作業は、高所作業となる為、ローリングタワー等を使用、安全帯を業務従事者に装着させて実施すること。なお機材については請負業者負担とする。</li> <li>4 清掃作業の実施工程については、1ヶ月前に官側担当者と調整し、決定するものとする。</li> </ol>

無 菌 病 室 定 期 清 掃 要 領  
作 業 準 備

NO	実施場所	実施面積	準備事項
1			
2			(1) 使用する消毒液
3			①ヒビテングルコネート液(0.5%)
4			②プロノゾール液(0.02%)
5			(2) 使用する器材
6	7階無菌室1	69.23 m <sup>2</sup>	①滅菌消毒用噴霧器
7	面会室1	37.99 m <sup>2</sup>	②滅菌衣(フード、シューカバー、腕カバー、
8	前室1	28.25 m <sup>2</sup>	オーバーオール、防塵メガネ)
9	7階無菌室2	69.23 m <sup>2</sup>	③脚立(無菌室専用)
10	面会室2	37.99 m <sup>2</sup>	④バケツ(無菌室専用)
11	前室2	28.25 m <sup>2</sup>	⑤モップ(無菌済みのもの)
12			⑥雑巾(無菌済みのもの)
			⑦サンダル(無菌済みのもの)
			(3) 作業員の入室前の処置
			①頭髪、爪を清潔にする。
			②露出部の薬浴(ヒビテングルコ
			ネート液、アルコール溶液)
			③衣類の着替え(清潔な作業衣)
			※ 作業衣は、毛羽だたない化繊もの
			で行なう。

## 無菌病室定期清掃要領

## 作業実施要領

無菌病室	前室	作業実施要領
滅菌衣に着替える		
養生		コンセント等電源部及び医療用配管部、室内の器材等をヒビテングルコネート液にて清拭し、ビニール等で養生する。
清掃		滅菌消毒用噴霧器は雑巾に消毒液を噴霧するために使用し、消毒液を器材等に直接噴霧してはならない。
プレフィルターの交換及び清掃、消毒		
病室内の器材等をヒビテングルコネート液で清拭	※ ヒビテングルコネート液で清拭	
ヒビテングルコネート液で清拭		
1時間放置		
ヒビテングルコネート液で清拭		
30分間放置		
滅菌水にて清拭	滅菌水にて清拭	①雑巾を往復させないこと ②上下拭きをしないこと ③床上50cmを境とし下部の清拭には格別の注意を払うこと ④拭上げ時は風上(HEPAフィルター)より横に拭くこと ⑤落とした雑巾は絶対拾わないこと ⑥足カバーをぬらさないこと⑦壁面に手をつかないこと
病室内の器材等をプロゾール液で清拭	※ プロゾール液で清拭	滅菌消毒用噴霧器は雑巾に消毒液を噴霧するために使用し、消毒液を器材等に直接噴霧してはならない。
プロゾール液で清拭		
30分間放置		
プロゾール液で清拭	※プロゾール液で清拭	
30分間放置		
養生を取りヒビテングルコネート液で清拭		
滅菌水にて清拭	滅菌水にて清拭	①雑巾を往復させないこと ②上下拭きをしないこと ③床上50cmを境とし下部の清拭には格別の注意を払うこと ④拭上げ時は風上(HEPAフィルター)より横に拭くこと ⑤落とした雑巾は絶対拾わないこと ⑥足カバーをぬらさないこと ⑦壁面に手をつかないこと
清掃・消毒完了		

## 手術室特殊清掃消毒作業業務実施要領

## 1 目的

本業務は、当病院の手術室等における院内感染防止を目的とし年1回実施する清掃消毒作業の要領について定めるもの。

## 2 作業従事者の資格

本業務実施に当り、米国疾病管理センター（CDC）ガイドラインやスタンダードプレコーション（標準予防）に精通し、ビルディングブロック（世界特許）及びブラッドボーンパーソゲン・血中病原体（BBP）対策をビデオ等により教育を受けている者、又は、環境殺菌消毒の実績が有り、自社にて検査機能を有していること。

## 3 使用薬液及び器材等

## (1) 使用薬液

薬剤効果と安全性、環境を考慮し、米国環境保護局（EPA）登録洗剤又は、両面界面活性剤、他+消毒エタノール、血液・体液に対しては次亜塩素酸ナトリウム等の消毒用洗浄剤を選定し、使用する。なお、事前に使用する薬液リストを官側担当者に提出し、承認を得ること。また、使用する薬液は請負者負担とする。

※参考薬液

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| ① テゴ-5 1   | ③ 次亜塩素酸ナトリウム              |
| ② 消毒用エタノール | ④ EPA登録洗剤他、化学洗浄剤（各什器・機器類） |

## (2) 使用器材

- |                 |  |
|-----------------|--|
| ア クリーンルーム用バキューム | ク マスク                                      |
| イ 電動式洗浄機        | ケ ステンレス製ワゴン                                |
| ウ スクイージ         | コ サンドル                                     |
| エ ステンレスバケツ      | サ プラスチックタイプディスポーザブル手袋<br>(使用前にアルコール消毒すること) |
| オ 手動式散布機        | シ モップ（高度殺菌剤に1時間以上浸透殺菌すること）                 |
| カ 脚立            | ス 清拭用ウエス                                   |
| キ ラテックスグローブ     |  |
- (再汚染防止の為、滅菌バックを使用し、オートクレーブにて滅菌した物)

※ ア～コ迄の物については、アルコール消毒後、再汚染防止の為ビニルにて養生し搬入、使用すること。

## (3) 菌数測定用品

- |            |        |          |            |        |         |
|------------|--------|----------|------------|--------|---------|
| ア 表面付着一般細菌 | ・・・・・・ | 標準寒天培地   | エ 表面付着緑膿菌  | ・・・・・・ | MAS寒天培地 |
| イ 表面付着真菌   | ・・・・・・ | サブロー寒天培地 | オ 落下菌(暴露法) | ・・・・・・ | SCD寒天培地 |
| ウ 表面付着MRSA | ・・・・・・ | MOS寒天培地  |            |        |         |

## (4) ガウンテクニック

クラス100対応無塵衣一式（再汚染防止の為、滅菌処理された物を使用すること）

## 4 作業要領

## (1) 清掃・滅菌処理前の菌採取（測定ポイントは付紙第2のとおり）

- ア 表面付着菌（スタンプ法）・・・・・・ 標準寒天培地は測定ポイントに圧力50g/cm<sup>2</sup>5秒の操作で押し付ける。  
押し付けたポイントはエタノールで拭き取る。
- イ 落下菌（暴露法）・・・・・・ 寒天平板培地を測定ポイントに置き、静かに蓋を取り30分間暴露した後、培地を下にして蓋をする。

## (2) 特殊清掃、清拭滅菌及び滅菌処理工程

- ア レベルI（クラス100～1,000）：OR-6, 7, 前室、ICU無菌病室、7階西無菌室（2床）

(ア) 吸塵作業

高所から低所へ次の手順によりクリーンルーム用バキュームで吸塵する。

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ① 天井部            | ④ 壁面空調吸気フィルター |
| ② HEPAフィルタープレネット | ⑤ 壁面空調吸気ボックス  |
| ③ 壁面             | ⑥ 床面          |

(イ) 清拭滅菌作業

高所～低所へ、室の奥から入口に向かって次の順序にて滅菌材（テゴー5 1+アルコール又はEPA登録洗剤）で清拭する。また、血液・体液が付着している場合は消毒用洗剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて清拭する。

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ① 天井部            | ⑩ 保温庫・保冷庫      |
| ② HEPAフィルタープレネット | ⑪ 記録台          |
| ③ 照明器具           | ⑫ 情報パネル        |
| ④ メディカルスライドハンガー  | ⑬ 各種スイッチ類      |
| ⑤ 无影灯（アーム含む）     | ⑭ 扉            |
| ⑥ 天井部酸素供給ホース     | ⑮ フットスイッチ      |
| ⑦ 壁面部            | ⑯ 壁面空調吸気ボックス内外 |
| ⑧ シャウカステン        | ⑰ 手術台          |
| ⑨ 器具戸棚           | ⑱ 各什器・機器類      |

(ウ) 洗浄作業

床面の洗浄作業は、次の手順で行う。

- ① 室の奥より入口に向かって殺菌洗浄剤を散布する。
- ② ポリッシャーにて洗浄する。
- ③ スクイージーで汚水を回収する。
- ④ 殺菌水を含ませたモップで2度拭きする。
- ⑤ ワックスを7枚分塗布（硬度の高い抗菌ワックス剤を使用）する。
- ⑥ ワックス乾燥後、ステリハイド（0.5%水溶液）にて室の奥より入口に向かって後ずさりの姿勢で薬液を散布する。

イ レベルII（クラス10,000）：救急手術室、X線撮影室2、無菌製剤室、ICU401号室前室、熱傷浴室、OR-1～6、手術・回復ホール、滅菌器材庫、器材庫1・2、滅菌・組立室、7階西無菌室、8階東分娩室

(ア) 吸塵作業

高所から低所へ次の手順によりクリーンルーム用バキュームで吸塵する。

- |                  |      |
|------------------|------|
| ① 天井部            | ③ 壁面 |
| ② HEPAフィルタープレネット | ④ 床面 |

(イ) 清拭滅菌作業

高所～低所へ、室の奥から入口に向かって次の順序にて滅菌材（テゴー5 1+アルコール又はEPA登録洗剤）で清拭する。また、血液・体液が付着している場合は消毒用洗剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて清拭する。

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| ① HEPAフィルタープレネット | ④ 各種スイッチ類 |
| ② 照明器具           | ⑤ 扉       |
| ③ 壁面             | ⑥ フットスイッチ |

(ウ) 洗浄作業

床面の洗浄作業は、次の手順で行う。

- ① 室の奥より入口に向かって殺菌洗浄剤を散布する。
- ② ポリッシャーにて洗浄する。
- ③ スクイージーで汚水を回収する。

- ④ 殺菌水を含ませたモップで2度拭きする。
- ⑤ ワックスを3枚分塗布（硬度の高い抗菌ワックス剤を使用）する。
- ⑥ ワックス乾燥後、ステリハイド（0.5%水溶液）にて室の奥より入口に向かって後ずさりの姿勢で薬液を散布する。

ウ レベルⅢ（クラス100,000）：救急総合診療処置室、手術室前室、ICU（病室・ホール・廊下）  
心カテ・IVR-CT検査室、人工透析室、隔離室、CAPD、  
5階東501号室、7階西無菌室前室、8階東（新生児室・未熟児室・  
831号室・832号室）

(ア) 吸塵作業

高所から低所へ次の手順によりクリーンルーム用バキュームで吸塵する。

- ① 天井部
- ② 床面

(イ) 清拭滅菌作業

高所～低所へ、室の奥から入口に向かって次の順序にて滅菌材（テゴー51+アルコール又はEPA登録洗剤）で清拭する。また、血液・体液が付着している場合は消毒用洗剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて清拭する。

- ① 照明器具
- ② 壁面
- ③ 各種スイッチ類
- ④ 扉
- ⑤ フットスイッチ

(ウ) 洗浄作業

床面の洗浄作業は、次の手順で行う。

- ① 室の奥より入口に向かって殺菌洗浄剤を散布する。
- ② ポリッシャーにて洗浄する。
- ③ スクイージーで汚水を回収する。
- ④ 殺菌水を含ませたモップで2度拭きする。
- ⑤ ワックスを2枚分塗布（硬度の高い抗菌ワックス剤を使用）する。
- ⑥ ワックス乾燥後、ステリハイド（0.5%水溶液）にて室の奥より入口に向かって後ずさりの姿勢で薬液を散布する。

(3) 清掃・殺菌処理後の菌採取

- ア 表面付着菌（スタンプ法）
- イ 落下菌（暴露法）
- ウ 培養及び計測

(4) 培養及び計測

- ア 表面付着一般細菌 35°
- イ 表面付着真菌 23°
- ウ 表面付着MRSA 35°
- エ 表面付着緑膿菌 37°
- オ 落下菌（一般細菌） 35°

恒温器にて培養し、寒天培地上に形成されたコロニー数（cfu）を測定して清浄度を判定する。

(5) 清潔管理（全体清拭消毒）

- ア 院内清浄度区分

① 清浄度区分

清浄度レベル分類	清潔区域分類	NASA規格	清浄度レベル
レベルⅠ	超清潔区域	クラス 100・1,000	細菌、真菌を完全にゼロにする
レベルⅡ	清潔区域分類	クラス 10,000	〃 をほぼ完全にゼロにする
レベルⅢ	準清潔及び管理区域	クラス 100,000	〃 を減少させる

イ 培養した微生物写真及びコロニー数集計票を添付した報告書を2部提出すること。

※ 作業日程及び詳細は事前に官側担当者と調整すること。

#### 4 その他

- (1) 対象面積表は、付紙第1『環境殺菌消毒対象面積表』による。
- (2) 殺菌測定ポイント数は、付紙第2『殺菌消毒管理対象ポイント表』による。
- (3) 各室天井取付器具リストは、付紙第3『各室天井取付機器リスト表』による。





## 日常・定期清掃作業基準表

## (1)床部分

実施場所	階	作業箇所							作業回数及び面積	
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他	日常清掃	定期清掃
西階段・西附室	4F	40.05							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	33.59							〃	〃
東階段・東附室	〃	43.68							〃	〃
理学療法室(PT)	〃					239.55			1日1回以上	年1回
水治療室等	〃				94.77				〃	年4回
作業療法室(OT)	〃					158.51		11.16	〃	年1回
トイレトレーニング室	〃	3.74							〃	年4回
入浴トレーニング室	〃	9.84							〃	〃
メンタルリハ	〃	78.30		41.36					〃	〃
集中治療室(ICU)部門	〃	448.73	95.96	16.41					1日2回以上	〃
手術室部門	〃	903.03	63.96	44.10					〃	〃
回収廊下	〃	113.21							〃	〃
中央材料室(滅菌・組立室)	〃	124.07						65.36	1日1回以上	〃
ME器材庫	〃							75.09		〃
人工透析室部門	〃	180.78							1日2回以上	〃
家族控室	〃			52.67				1.00	〃	〃
共用トイレ(男女)	〃	25.61							〃	〃
多目的トイレ	〃	7.27							〃	〃
TELコーナー	〃	6.47							〃	〃
配膳ELVホール	〃	12.72							〃	〃
廊下・ELV1・2ホール	〃	700.63							〃	〃
職能開センター4階トイレ	〃	8.49							〃	〃
職能開センター運動療法室	〃					240.77			1日1回以上	年1回
屋外非常階段(南北)	〃							62.10	週2回	
4F 小計		2,740.21	159.92	154.54	94.77	638.83	-	152.61	3,865.79	3,803.69
西階段・西附室	5F	33.47							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	31.99							〃	〃
東階段・東附室	〃	33.58							〃	〃
5階西側(北)病棟等	〃	219.58							〃	〃
5階西側(西)病棟等	〃	267.48							〃	〃
5階西側(南)病棟等	〃	201.18							〃	〃
5階西側共用トイレ汚物処理室	〃	33.30							〃	〃
5階西側職員・多目的トイレ	〃	26.84							〃	〃
5階西側介助浴室	〃	4.13			7.01				〃	〃
西側シャワー室1・2	〃	7.19							〃	〃
西側洗濯・乾燥室	〃	8.54							〃	〃
5階西スタッフステーション	〃		82.30						〃	〃
処置室	〃	19.53							〃	〃
5階東側(北)病棟等	〃	211.57							〃	〃
5階東側(東)病棟等	〃	266.91							〃	〃
5階東側(南)病棟等	〃	201.67							〃	〃
特別室	〃	16.32		120.69				6.55	〃	〃
5階東側共用トイレ汚物処理室	〃	33.22							〃	〃
5階東側職員トイレ	〃	25.22							〃	〃
5階東側介助浴室	〃	4.19			6.95				〃	〃
5階東側観察室2・3	〃	38.10							〃	〃
5階東スタッフステーション	〃		85.94						〃	〃
総合指導室	〃	21.46							〃	〃
東側シャワー室3・4	〃	3.39							〃	〃
東側洗濯・乾燥室	〃	8.55							〃	〃
廊下・ディスプレイ1~6・配膳ホール	〃	845.51							〃	〃
食堂・デイルーム	〃	86.65							〃	〃
TEL・面会室	〃	9.68							〃	〃
仮眠室	〃	9.22							1日1回以上	〃
屋外非常階段(南北)	〃							91.41	週2回	
5F 小計		2,668.47	168.24	120.69	13.96	-	-	97.96	3,069.32	2,977.91
西階段・西附室	6F	33.27							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	31.99							〃	〃
東階段・東附室	〃	33.57							〃	〃
6階西側(北)病棟等	〃	199.38							〃	〃
6階西側(西)病棟等	〃	236.47							〃	〃
6階西側(南)病棟等	〃	198.92							〃	〃
6階西側共用トイレ汚物処理室	〃	32.25							〃	〃
6階西側介助浴室	〃	4.13			7.01				〃	〃
西側シャワー室1・2	〃	7.20							〃	〃
西側洗濯・乾燥室	〃	8.48							〃	〃
東・西側カンファレンス・面談室	〃	36.50							〃	〃
観察室1	〃	41.69							〃	〃

## 日常・定期清掃作業基準表

## (1)床部分

実施場所	階	作業箇所							作業回数及び面積	
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他	日常清掃	定期清掃
6階西スタッフステーション	6F		82.68						1日2回以上	年4回
職員用トイレ(男女)	〃	15.32							〃	〃
処置室・観察室2・トイレ	〃	40.92							〃	〃
6階東側(北)病棟等	〃	198.84							〃	〃
6階東側(東)病棟等	〃	236.44							〃	〃
6階東側(南)病棟等	〃	199.25							〃	〃
6階西側共用トイレ汚物処理室	〃	33.22							〃	〃
6階東側介助浴室	〃	4.15			7.01				〃	〃
6階東側特殊浴場	〃		85.78		19.51				〃	〃
西側シャワー室1・2	〃	6.89							〃	〃
西側洗濯・乾燥室	〃	8.54							〃	〃
TEL・面会室	〃	9.25							〃	〃
6階東スタッフステーション	〃								〃	〃
食堂・デイルーム	〃	87.69							〃	〃
廊下・ディスプレイ1～6・配膳ホール	〃	866.56							〃	〃
東器材収納庫1	〃	19.85							〃	〃
西器材収納庫2	〃	20.69							〃	〃
東リネン庫1	〃	8.06							〃	〃
西リネン庫2	〃	7.88							〃	〃
仮眠室	〃	12.01							1日1回以上	〃
屋外非常階段(南北)	〃							77.30	週2回	
6F 小計		2,639.41	168.46	-	33.53	-	-	77.30	2,918.70	2,841.40
西階段・西附室	7F	33.45							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	31.99							〃	〃
東階段・東附室	〃	33.75							〃	〃
7階西側(北)病棟等	〃	137.84							〃	〃
プレイルーム	〃						13.57		〃	〃
処置室	〃	18.82							〃	〃
無菌病室	〃	62.65							〃	〃
7階西側(西)病棟等	〃	236.53							〃	〃
7階西側(南)病棟等	〃	200.86							〃	〃
7階西側共用トイレ汚物処理室	〃	37.79							〃	〃
7階西側介助浴室	〃	4.13			7.01				〃	〃
西リネン庫1	〃	10.29							〃	〃
西器材収納庫1	〃	20.69							〃	〃
西側シャワー室1・2	〃	7.19							〃	〃
西側洗濯・乾燥室	〃	8.45							〃	〃
7階西側共用トイレ汚物処理室	〃	33.18							〃	〃
処置室・観察室1・トイレ	〃	40.96							〃	〃
7階西スタッフステーション	〃		81.71						〃	〃
東・西側カンファレンス・面談室	〃	36.50							〃	〃
職員用トイレ(男女)	〃	15.32							〃	〃
7階東側(北)病棟等	〃	198.43							〃	〃
7階東側(東)病棟等	〃	236.38							〃	〃
7階東側(南)病棟等	〃	322.68							〃	〃
7階西側共用トイレ汚物処理室	〃	34.20							〃	〃
7階東側介助浴室	〃	4.15			7.02				〃	〃
7階東側特殊浴場	〃				19.39				〃	〃
東側シャワー室3・4	〃	7.19							〃	〃
東側洗濯・乾燥室	〃	8.54							〃	〃
処置室・観察室2・トイレ	〃	39.75							〃	〃
東リネン庫2	〃	10.29							〃	〃
東器材収納庫2	〃	19.85							〃	〃
7階東スタッフステーション	〃		86.10						〃	〃
廊下・ディスプレイ1～6・配膳ホール	〃	850.09							〃	〃
食堂・デイルーム	〃	88.70							〃	〃
面会室	〃	7.58							〃	〃
TEL・車椅子対応TEL	〃	4.65							〃	〃
仮眠室	〃	12.01							1日1回以上	〃
屋外非常階段(南北)	〃							74.10	週2回	
7F 小計		2,814.88	167.81	-	33.42	-	13.57	74.10	3,103.78	3,029.68
西階段・西附室	8F	33.23							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	30.25							〃	〃
東階段・東附室	〃	32.63							〃	〃
8階西側(北)病棟	〃	183.41							〃	〃
リネン庫1	〃	6.39							〃	〃
プレイルーム	〃	13.60							〃	〃
処置室	〃	18.82							〃	〃

## 日常・定期清掃作業基準表

## (1)床部分

実施場所	階	作業箇所							作業回数及び面積	
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他	日常清掃	定期清掃
浴室(幼児)・浴室1	8F	8.57							1日2回以上	年4回
サブスタッフステーション	〃		81.38						〃	〃
職員トイレ・更衣室等	〃	15.69							〃	〃
器材庫(感染症病棟)	〃	4.70							〃	〃
8西汚物処理室	〃	5.22							〃	〃
8階西側(西)病棟	〃	189.54							〃	〃
8階西側(南)病棟	〃	196.73							〃	〃
8西汚物処理室1	〃	10.28							〃	〃
多目的トイレ	〃	3.49							〃	〃
洗濯乾燥室	〃	7.41							〃	〃
浴室2	〃	4.91							〃	〃
病室(2床)850号室	〃	20.31							〃	〃
8西スタッフステーション	〃		81.97						〃	〃
仮眠室	〃	12.01							1日1回以上	〃
職員用トイレ(男女)	〃	11.05							1日2回以上	〃
東・西側カンファレンス・面談室	〃	36.53							〃	〃
病室(2床)835号室	〃	24.54							〃	〃
TEL(車椅子)	〃	3.03							〃	〃
食堂・テイルーム	〃	88.46							〃	〃
内科処置室	〃	18.61							〃	〃
洗濯乾燥・浴室3	〃	10.18			5.76				〃	〃
8階東側供用トイレ汚物処理室	〃	32.04							〃	〃
分娩室	〃	39.40							〃	〃
LDR1・2、洗浄室	〃	80.24							〃	〃
シャワー室1	〃	1.65							〃	〃
分娩室前トイレ	〃	3.54							〃	〃
授乳室・沐浴室1	〃	26.99							〃	〃
新生児・未熟児室・前室3	〃	70.30							〃	〃
処置内診室	〃	15.68							〃	〃
沐浴室2	〃	7.34							〃	〃
シャワー室2	〃	5.20							〃	〃
器材収納室	〃				18.59				〃	〃
8階東側(東)病棟等	〃	241.01							〃	〃
8階東側(南)病棟等	〃	196.64							〃	〃
8東スタッフステーション	〃		85.69						〃	〃
リネン庫3	〃	3.37							〃	〃
廊下・ディスプレイ1～6・配膳ホール	〃	818.90							〃	〃
屋外非常階段(南北)	〃							74.40	週2回	
8F 小計		2,531.89	249.04	-	24.35	-	-	74.40	2,879.68	2,805.28
西階段・西附室	9F	33.31							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	30.58							〃	〃
東階段・東附室	〃	36.73							〃	〃
9階西側(北)病棟	〃	180.60							〃	〃
リネン庫1・器材庫1	〃	15.81							〃	〃
処置室	〃	9.47							〃	〃
仮眠室	〃	9.40							1日1回以上	〃
8階西側(西)病棟	〃	176.42							1日2回以上	〃
陰圧処置室	〃	13.16							〃	〃
西汚物処理室2	〃	9.77							〃	〃
取納1	〃	6.54							〃	〃
多目的トイレ	〃	3.59							〃	〃
TELコーナー	〃	1.15							〃	〃
更衣室・トイレ	〃	7.84							〃	〃
サブスタッフステーション	〃		22.52						〃	〃
浴室1	〃	4.27							〃	〃
9西テイルーム1	〃	41.82				6.88			〃	〃
9階西側(南)病棟	〃	174.80							〃	〃
9西汚物処理室	〃	7.08							〃	〃
TELコーナー(車椅子)	〃	2.82							〃	〃
多目的トイレ	〃	3.63							〃	〃
9西洗濯・乾燥室	〃	6.88							〃	〃
浴室2	〃	2.66							〃	〃
9西スタッフステーション	〃		66.70						〃	〃
病室(1床室)950号室	〃	16.23							〃	〃
職員用トイレ(男女)	〃	9.94							〃	〃
東・西側カンファレンス・面談室	〃	36.23							〃	〃
北側トイレ(廊下93)	〃	5.46							〃	〃
食堂・テイルーム	〃	47.93							〃	〃

## 日常・定期清掃作業基準表

## (1)床部分

実施場所	階	作業箇所						作業回数及び面積		
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他	日常清掃	定期清掃
面会室1	9F	7.55							1日2回以上	年4回
器材庫2	"	13.46							"	"
病室(910・911号室)	"	39.27							"	"
私物庫	"	13.43							1日1回以上	"
9階東供用トイレ・汚物処理室	"	36.85							1日2回以上	"
9階東側(北)病棟	"	145.09							"	"
リラクゼーションルーム	"	5.15							"	"
介助シャワー室	"	3.09							"	"
観察・治療室	"	26.91							"	"
面会室2	"	10.80							"	"
シャワー室2・浴室4・5	"	16.87							"	"
9東(北)トイレ	"	4.60							"	"
9階東側(東)病棟	"	186.33							"	"
ディルーム2	"	57.17						20.90	"	"
リネン庫2・3	"	9.09							"	"
9東洗濯・乾燥室	"	10.10							"	"
浴室3	"	7.53				8.42			"	"
9階東側(南)病棟	"	164.31							"	"
9東スタッフステーション	"		89.07						"	"
廊下・ディスプレイスペース1~6・配膳ホール	"	933.89							"	"
屋外非常階段(南北)	"							74.51	週2回	
9F 小計		2,585.61	178.29	-	15.30	-	-	95.41	2,874.61	2,800.10
西階段・西附室	10F	37.28							1日1回以上	年2回
中央階段・中央附室	"	29.26							"	"
東階段・東附室	"	37.25							"	"
廊下・ELV1、2ホール	"	139.84							"	"
10F 小計		243.63	-	-	-	-	-	-	243.63	243.63
西階段	PHF	13.52							1日1回以上	年1回
東階段	"	13.52							"	"
		27.04	-	-	-	-	-	-	27.04	27.04
メインエントランス柱・壁	1F							267.19		年2回
エントランスホール柱・壁	"							154.61		"
風除室 天井	"							25.31	月1回以上	"
風除室	"							62.83	1日2回以上	"
エントランスホール柱・壁	2F							87.35	1日1回以上	"
1F 小計		-	-	-	-	-	-	597.29	175.49	509.94
合計		22,792.65	2,611.88	2,808.10	924.50	638.83	31.94	2,188.54	31,497.26	30,498.32

## (2)窓ガラス・網戸清掃作業基準表

## 日常・定期清掃作業基準表

実施場所	階	窓ガラス		網戸			日常清掃	定期清掃
		日常清掃	定期清掃	定期清掃	枚数	備考		
病院本館	地下1階	-	94.16	26.12	20.00		日1回以上	年2回
	1階	68.33	1,544.48	70.77	43.00			
	2階	91.54	1,025.38	57.22	42.00			
	3階	11.95	699.39	180.28	66.00			
	4階	73.43	673.51	93.30	66.00			
	5階	100.93	948.58	126.48	80.00			
	6階	81.32	976.02	135.24	89.00			
	7階	99.51	976.02	135.24	86.00			
	8階	139.42	898.65	122.43	78.00			
	9階	114.70	1,050.17	126.65	80.00			
	10階	-	41.40	-	-			
PH階	-	24.00	-	-				
小計		781.13	8,951.76	1,073.73	650.00			
職業能力開発センター	1階	-	31.98	-	-			年1回
	2階	-	95.11	29.95	20.00			
	3階	-	98.37	32.05	20.00			
	4階	-	535.10	-	-			
小計		-	760.56	62.00	40.00			
第六隊舎		-	413.26					年1回
食厨教場		-	132.88					"
教育棟		-	90.83					"
小計		-	636.97					
合計		781.13	10,349.29	1,135.73	690.00			

## (3)屋外部分

## 日常・定期清掃作業基準表

実施場所 (病院本館)	階	床 材 質 面 積				定期 清掃	植 裁 剪 定 等	定期清掃
		磁器質 床タイル	塗り床	コンクリ ート打ち	木床			
北・東側外部通路	1階	565.22	-	-	-	年3回	29.92	年3回
南側外部通路		28.83	-	-	-		97.89	
西側外部通路		64.47	-	-	-		234.85	
小計		<b>658.52</b>	-	-	-		<b>362.66</b>	
北側外部通路	2階	-	117.34	-	-		-	
東側外部通路		-	103.53	-	-		-	
西側外部通路		-	103.22	-	-		-	
小計		-	<b>324.09</b>	-	-		-	
北側外部通路	3階	-	109.92	-	-		-	
東側・屋上外部通路		132.29	192.28	-	-		163.43	
西側・屋上外部通路		132.33	192.16	-	-		163.30	
小計		<b>264.62</b>	<b>494.36</b>	-	-		<b>326.73</b>	
北側外部通路	4階	86.99	-	-	59.75	年2回	-	年3回
東側・屋上外部通路		-	-	81.14	-		39.17	
南側外部通路		-	46.16	-	68.80		-	
西側・屋上外部通路		-	266.99	-	6.46		135.76	
小計		<b>86.99</b>	<b>313.15</b>	<b>81.14</b>	<b>75.26</b>		<b>174.93</b>	
北側・屋上外部通路	5階	83.46	-	214.83	59.75	年2回	420.46	年3回
東側外部通路		-	61.85	-	-		355.13	
南側外部通路		-	98.66	-	-		-	
西側外部通路		-	61.85	-	-		166.57	
小計		<b>83.46</b>	<b>222.36</b>	<b>214.83</b>	<b>59.75</b>		<b>521.70</b>	
北側・屋上外部通路	6階	-	134.08	-	-		86.25	
東側外部通路		-	138.50	-	-		-	
南側外部通路		-	99.11	-	-		-	
西側外部通路		-	138.64	-	-		-	
小計		-	<b>510.33</b>	-	-		<b>86.25</b>	
北側外部通路	7階	-	122.08	-	-		-	
東側外部通路		-	140.43	-	-		-	
南側外部通路		-	99.81	-	-		-	
西側外部通路		-	140.43	-	-		-	
小計		-	<b>502.75</b>	-	-		-	
北側外部通路	8階	-	121.96	-	-		-	
東側外部通路		-	139.28	-	-		-	
南側外部通路		-	98.59	-	-		-	
西側外部通路		-	140.54	-	-		-	
小計		-	<b>500.37</b>	-	-		-	
北側外部通路	9階	-	121.53	-	-		-	
東側外部通路		-	129.76	-	-		-	
南側外部通路		-	98.56	-	-		-	
西側外部通路		-	139.70	-	-		-	
小計		-	<b>489.55</b>	-	-		-	
合計		<b>923.14</b>	<b>3,356.96</b>	<b>295.97</b>	<b>135.01</b>		<b>1,472.27</b>	

実施場所 (職能開発能力センター)	階	床 材 質 面 積			定期 清掃	植 裁 剪 定 等	定期清掃
		磁器質床タイル	コンクリ ート打ち	塗り床			
北側外部通路	2階	-	104.16	-	年2回	134.72	年3回
東側外部通路		-	-	22.09		-	
南側外部通路		-	-	63.53		-	
小計		-	<b>104.16</b>	<b>85.62</b>		<b>134.72</b>	
北側外部通路	3階	-	-	-	年2回	-	年3回
東側外部通路		-	149.00	-		-	
南側外部通路		-	-	-		-	
小計		-	<b>149.00</b>	-		-	
北側外部通路	4階	-	-	-	年2回	-	年3回
東側外部通路		-	417.13	19.87		70.89	
南側外部通路		-	-	-		97.50	
小計		-	<b>417.13</b>	<b>19.87</b>		<b>168.39</b>	
合計		-	<b>670.29</b>	<b>105.49</b>		<b>303.11</b>	

## 日常・定期清掃作業床材質等総括表

材質	ビニル床シート									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	270.67	44,430.56	20.32	-	小計	27.04	487.26	-	88,942.40	
合計	44,721.55				合計	89,456.70				
材質	ビニル床タイル									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	-	5,225.76	-	-	小計	-	-	-	10,357.44	
合計	5,225.76				合計	10,357.44				
材質	タイルカーペット									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	41.36	5,533.48	148.36	-	小計	-	148.36	-	11,232.40	
合計	5,723.20				合計	11,380.76				
材質	磁器質タイル									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	122.69	1,821.08	-	-	小計	-	3,795.06	-	861.32	
合計	1,943.77				合計	4,656.38				
材質	コルクタイル									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	-	63.88	-	-	小計	-	-	-	127.76	
合計	63.88				合計	127.76				
材質	フローリング(木床)									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	638.83	-	-	-	小計	638.83	-	-	-	
合計	638.83				合計	638.83				
材質	塗床									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	65.36	-	-	-	小計	-	6,924.90	-	561.80	
合計	65.36				合計	7,486.70				
材質	その他の床材質									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	76.52	1,876.62	1,046.24	-	小計	-	929.64	-	83.60	
合計	2,999.38				合計	1,013.24				
材質	大理石(柱・壁)									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	87.35	125.66	-	-	小計	-	969.26	-	-	
合計	213.01				合計	969.26				
材質	窓ガラス・網戸清掃									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	-	-	-	-	小計	924.42	11,005.56	-	-	
合計	-				合計	11,929.98				
材質	植栽剪定									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	-	-	-	-	小計	-	-	5,326.14	-	
合計	-				合計	5,326.14				

ビニル床シート									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	399.82	-	-		-	-	-	799.64	
B1F	2,262.92	-	20.32		-	-	-	4,607.12	
1F	5,687.72	-	-		-	-	-	11,375.44	
2F	4,128.94	-	-		-	-	-	8,257.88	
3F	558.28	-	-		-	-	-	1,116.56	
4F	5,048.52	-	-		-	-	-	10,097.04	
5F	5,318.50	-	-		-	-	-	10,637.00	
6F	5,254.80	-	-		-	-	-	10,509.60	
7F	5,605.74	-	-		-	-	-	11,211.48	
8F	5,039.76	-	-		-	-	-	10,079.52	
9F	5,125.56	-	-		-	-	-	10,251.12	
10F	-	243.63	-		-	487.26	-	-	
PHF	-	27.04	-		27.04	-	-	-	
合計	<b>44,430.56</b>	<b>270.67</b>	<b>20.32</b>		<b>27.04</b>	<b>487.26</b>	-	<b>88,942.40</b>	

ビニル床タイル									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	1,512.84	-	-		-	-	-	3,025.68	
2F	1,527.40	-	-		-	-	-	3,054.80	
3F	-	-	-		-	-	-	-	
4F	319.84	-	-		-	-	-	639.68	
5F	336.48	-	-		-	-	-	672.96	
6F	336.92	-	-		-	-	-	673.84	
7F	337.62	-	-		-	-	-	671.24	
8F	498.08	-	-		-	-	-	996.16	
9F	356.58	-	-		-	-	-	623.08	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	<b>5,225.76</b>	-	-		-	-	-	<b>10,357.44</b>	

タイルカーペット									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	148.36		-	148.36	-	-	
1F	1,164.48	-	-		-	-	-	2,328.96	
2F	1,426.62	-	-		-	-	-	2,853.24	
3F	2,474.64	-	-		-	-	-	4,949.28	
4F	226.36	41.36	-		-	-	-	618.16	
5F	241.38	-	-		-	-	-	482.76	
6F	-	-	-		-	-	-	-	
7F	-	-	-		-	-	-	-	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	<b>5,533.48</b>	<b>41.36</b>	<b>148.36</b>		-	<b>148.36</b>	-	<b>11,232.40</b>	

磁器質タイル									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	1,607.88	-	-		-	2,924.92	-	-	
2F	-	-	-		-	-	-	-	
3F	-	-	-		-	529.24	-	-	
4F	-	94.77	-		-	173.98	-	379.08	
5F	-	27.92	-		-	166.92	-	55.84	
6F	67.06	-	-		-	-	-	134.12	
7F	66.84	-	-		-	-	-	133.68	
8F	48.70	-	-		-	-	-	97.40	
9F	30.60	-	-		-	-	-	61.20	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	<b>1,821.08</b>	<b>122.69</b>	-		-	<b>3,795.06</b>	-	<b>861.32</b>	
大理石(柱・壁)									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	125.66	-	-		-	969.26	-	-	
2F	-	87.35	-		-	-	-	-	
3F	-	-	-		-	-	-	-	
4F	-	-	-		-	-	-	-	
5F	-	-	-		-	-	-	-	
6F	-	-	-		-	-	-	-	
7F	-	-	-		-	-	-	-	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	<b>125.66</b>	<b>87.35</b>	-		-	<b>969.26</b>	-	-	
ガラス清掃									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	120.28	-	-	
1F	68.33	-	25.31		-	1,615.25	-	-	
2F	91.54	-	-		-	1,082.60	-	-	
3F	11.95	-	-		-	789.53	-	-	
4F	73.43	-	-		-	766.81	-	-	
5F	100.93	-	-		-	1,075.06	-	-	
6F	81.32	-	-		-	1,111.27	-	-	
7F	99.51	-	-		-	1,111.27	-	-	
8F	139.42	-	-		-	1,021.08	-	-	
9F	114.70	-	-		-	1,176.82	-	-	
10F	-	-	-		-	41.40	-	-	
PHF	-	-	-		-	24.00	-	-	
合計	<b>781.13</b>	-	<b>25.31</b>		-	<b>9,935.37</b>	-	-	



ガラス清掃(職業能力開発センター)									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
1F	-	-	-		31.98	-	-	-	
2F	-	-	-		125.07	-	-	-	
3F	-	-	-		130.42	-	-	-	
4F	-	-	-		-	1,070.20	-	-	
屋上	-	-	-		-	-	-	-	
合計	-	-	-		287.47	1,070.20	-	-	
ガラス清掃(第6隊舎等)									
日常清掃					定期清掃				
建物別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
第6隊舎	-	-	-		413.26	-	-	-	
教育棟	-	-	-		90.83	-	-	-	
食厨教場	-	-	-		132.88	-	-	-	
合計	-	-	-		636.97	-	-	-	
植栽剪定									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	-	-	-		-	-	1,087.98	-	
2F	-	-	-		-	-	-	-	
3F	-	-	-		-	-	980.19	-	
4F	-	-	-		-	-	524.79	-	
5F	-	-	-		-	-	1,565.10	-	
6F	-	-	-		-	-	258.75	-	
7F	-	-	-		-	-	-	-	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
職能センター1F	-	-	-		-	-	-	-	
職能センター2F	-	-	-		-	-	404.16	-	
職能センター3F	-	-	-		-	-	-	-	
職能センター4F	-	-	-		-	-	505.17	-	
合計	-	-	-		-	-	5,326.14	-	
フローリング(木床)									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	-	-	-		-	-	-	-	
2F	-	-	-		-	-	-	-	
3F	-	-	-		-	-	-	-	
4F	-	638.83	-		638.83	-	-	-	
5F	-	-	-		-	-	-	-	
6F	-	-	-		-	-	-	-	
7F	-	-	-		-	-	-	-	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	-	638.83	-		638.83	-	-	-	

コルクタイル									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	-	-	-		-	-	-	-	
2F	36.74	-	-		-	-	-	73.48	
3F	-	-	-		-	-	-	-	
4F	-	-	-		-	-	-	-	
5F	-	-	-		-	-	-	-	
6F	-	-	-		-	-	-	-	
7F	27.14	-	-		-	-	-	54.28	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	<b>63.88</b>	-	-		-	-	-	<b>127.76</b>	
その他の床材質									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	1,763.88	-	115.36		-	67.68	-	-	
2F	55.84	-	103.86		-	-	-	-	
3F	-	-	68.40		-	-	-	-	
4F	2.00	76.52	124.20		-	312.80	-	-	
5F	13.10	-	182.82		-	549.16	-	-	
6F	-	-	154.60		-	-	-	-	
7F	-	-	148.20		-	-	-	-	
8F	-	-	148.80		-	-	-	-	
9F	41.80	-	-		-	-	-	83.60	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	<b>1,876.62</b>	<b>76.52</b>	<b>1,046.24</b>		-	<b>929.64</b>	-	<b>83.60</b>	
塗床									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	-	-	-		-	-	-	-	
2F	-	-	-		-	648.18	-	-	
3F	-	-	-		-	988.72	-	-	
4F	-	65.36	-		-	626.30	-	561.80	
5F	-	-	-		-	444.72	-	-	
6F	-	-	-		-	1,020.66	-	-	
7F	-	-	-		-	1,005.50	-	-	
8F	-	-	-		-	1,000.74	-	-	
9F	-	-	-		-	979.10	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
機能センター1F	-	-	-		-	-	-	-	
機能センター2F	-	-	-		-	171.24	-	-	
機能センター3F	-	-	-		-	-	-	-	
機能センター4F	-	-	-		-	39.74	-	-	
合計	-	<b>65.36</b>	-	-	-	<b>6,924.90</b>	-	<b>561.80</b>	

## 廃棄物資源化・減容化処理業務

### 1 目的

本業務は、当病院から搬出する廃棄物の資源化及び減容化により減量化を実現する事を目的とする。

### 2 業務内容

付紙第1「廃棄物資源化・減容化処理業務要領」を参照すること。

- (1) 紙類の整理  
コピー用紙、新聞紙、雑誌等の分別整理、段ボールの解体、整理を行う。
- (2) 一般廃棄物・産業廃棄物の整理  
廃棄物保管場所に搬出された、一般廃棄物・産業廃棄物及び感染性廃棄物の点検整理を行う。
- (3) 作業場所の清潔保持  
作業終了後、機械器具類及び作業場所の清掃を行い、清潔の保持に努めること。又、定期的に消毒清掃を行うこと。

### 3 業務時間等

- (1) 廃棄物処理
  - ア 清掃業者により収集した廃棄物は指定された種類に分別し、別に指定した場所に集積して処理業務を行うこと。
  - イ 塵芥回収時間帯（平日：月～金曜日）  
08：00～09：00 1・2F外来、4FOR・ICU、5～9F病棟  
（金曜日は15：00～16：00の間も回収を実施）
  - ウ 病院職員等のゴミ搬入時間帯（平日：月～金曜日）  
08：30～09：00 病棟・その他（外来除く）  
13：00～13：30 外来
- (2) 感染性廃棄物専用容器の収集
  - ア 各病棟及び外来診察室等にある感染性廃棄物専用容器（以下「MDボックス」という。）の回収を行うこと。
  - イ 各病棟及び外来診察室等の一杯になったMDボックスを集積所まで運び、空のMDボックスと交換し、回収して来た先に運搬すること。
  - ウ 受託者は、各部門からのMDボックス交換依頼があった場合の対応を速やかに行うこと。
  - エ 医療廃棄物回収時間帯（平日：月～金曜日）  
13：00～13：30 病棟・その他（外来除く）  
15：00～15：30 外来

### 4 受託者の責務

- (1) 関係法令の遵守  
受託者は、本業務の遂行に当たり、「再生資源利用促進法」・「東京都廃棄物の条例」及び関連法令等を遵守すること。
- (2) 履行上の注意
  - ① 公的医療機関である自衛隊中央病院が自衛官等に医療サービスを提供するものであることを十分認識した上、誠実に業務を履行し、身だしなみ、言葉づかいなどにも細心の注意を払うこと。

② 業務を処理する上で不明な事項等が生じたときは、主観的な判断で処理することなく、その都度病院担当官と協議し処理すること。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び期間満了後に於いても同様とする。

(4) 信用失墜行為の禁止

受託者は、防衛省（中央病院）の信用を失墜するような行為はしてはならない。

(5) 実施責任者の選任等

① 受託者は、受託業務を円滑に執行するため、業務の現場における実施責任者（以下「実施責任者」という）を選任し、病院担当者に届け出なければならない。

尚、実施責任者については、**特別産業廃棄物管理責任者講習修了者**とする。但し、排出に関する責任は発注者側による。

(6) 業務従事者の管理

① 業務従事者の明確化

受託者は、受託業務の実施に先立ち、業従事者に業務を行うのに適した、且つ統一された服装及び名札を着用させなければならない。

尚、これに関わる費用は受託者の負担とする。

② 業務従事者の指導教育

受託者は、当病院の清掃業務等に支障をきたすことのないよう業務従事者に対して受託業務上必要な指導教育等を実施し、円滑な業務の確保を図ること。

③ 業務従事者の健康管理

受託者は、労働安全衛生法に基づき、定期健康診断を実施すると共に、常に業務従事者の健康に留意し、従事者が病毒伝染の危険のある疾病等に罹患した時は、当該従事者を業務に従事させないこと。

(7) 業務日誌の提出

受託者は、業務日誌に処理状況その他業務上取扱った事項を記入し、業務終了後、病院担当者に提出し承諾を得ること。

(8) 関係書類等の取扱い

受託者は、業務の仕様書及びその他関係書類を委託者の承諾なく持ち出し、使用し又は複写紙もしくは複製してはならない。

(9) 損害の予防及び破損箇所の報告

① 危害及び損害の予防

受託者は、業務の実施に当たっては、病院又は第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置を取らなければならない。又、危害もしくは損害を与えた場合又はそのおそれのある場合には、実施責任者は直ちに病院担当者に報告すること。

② 業務従事者は、業務中に破損箇所及び故障箇所を発見したときは、病院担当者に速やかに報告すること。

5 控 室

委託業務遂行上必要な控室（場所は、別図による）は無償で貸与し、これに係わる光熱水費は病院側の負担する。

6 疑義の解釈

本書要所に疑義が生じた場合、また本仕様書に明示の無い事項等については、病院担当者と協議し、その決定に従うこと。

## 廃棄物資源化・減容化処理業務要領

- 1 リサイクル品の整理整頓
  - (1) 紙類の分別
 

コピー用紙（OA）、新聞、雑誌等に分けて、それぞれ示された容器に入れる。その際、整理整頓を確実に行うこと。
  - (2) ダンボールの解体・整理
 

回収したダンボール類を解体し、専用の結束機を使用し束ねて整理整頓を行うこと。
  - (3) シュレッターゴミの整頓
 

回収したシュレッターゴミは、異物等が混入していないかを確実に点検を行い、指定の場所に整理整頓を行い集積する。
  - (4) ビン・カンの分別
 

回収して来たビン・カン、専用の容器に集積すること。その際、カン類については、専用のカン潰し機に投入し、アルミ・スチールに分別し専用の容器に入れ、水洗いを行い集積する。
  - (5) ペットボトルの整理整頓
 

回収した、ペットボトルは蓋・ラベルを取り、専用の機械に投入しビニール袋に入れ専用の容器に集積する。
- 2 一般廃棄物・産業廃棄物の整理
  - (1) 一般廃棄物（可燃ゴミ）の整理整頓
    - ① 回収した可燃ゴミは一度開封し、中身の点検を行い、医療用廃棄物等の混入の有無を点検しその後、可燃物置場に搬入する。また点検時、医療廃棄物等が混入していた場合は、病院担当者に速やかに連絡すること。
  - (2) 産業廃棄物（不燃ゴミ）の整理整頓
    - ① 回収した不燃ゴミは一度開封し、中身の点検を行い、医療用廃棄物等の混入の有無を点検しその後、投入専用カゴに入れ投入機に入れる。
    - ② 回収した不燃ゴミの中にコード・鉄屑等が混入していた場合は、鉄屑専用の容器に分別を行う。ファイル等については、鉄部を取り外し紐等で結束し、指定の場所に集積する。
    - ③ かさばる不燃ゴミは、指定した容器に集積すること。
    - ④ 不燃物の回収の際、識別シール及び内線を記入しているかを確認すること。記入が無い場合は、各排出先の担当者等に記入をしてもらうこと。
    - ⑤ 回収してきた不燃ゴミを点検中に針及び医療用手袋、点滴用チューブ等が混入していた場合は、速やかに担当者に報告すること。回収してきたゴミはそのままにして、担当者に確認してもらう。
    - ⑥ その他官側の指示による。
- 3 感染性廃棄物の運搬収集
  - (1) 感染性廃棄物の回収集積要領
    - ① 回収先は、指定された用紙により各部署から回収し、数量を確認後各部署より確認印をもらうこと。回収後集積所に運搬し、実施責任者に各部署の数量を報告する。
    - ② 運搬集積完了後、新しい容器を受領し、回収先してきた各部署に交付する。
    - ③ 実施責任者は、回収してきた数量を指定された定型用紙に記入後、病院担当者に報告すること。

## 4 廃棄物収集運搬の立会い及び作業場所の清潔保持など

## (1) 一般・産業廃棄物等の回収時の積載作業

- ① 清掃車・産廃回収車の収集時に請負業者は、積込作業の為の作業員を配置すること。その際、病院担当者も立会いを行う。  
尚、積込作業が必要な廃棄物種別は下記の種類とする。  
一般廃棄物・産業廃棄物（クローズドコンテナ積載の物は除く）・再生可能廃棄物（空き缶類・PET・ビン等）
- ② 医療廃棄物回収車の収集時に請負業者は、業務責任者を配置し、回収した数量の確認を行うこと。

## (2) 作業場所の清掃要領

- ① 分別作業場所等の清掃は、廃棄物の回収作業終了後掃き掃除をし、水で床面を清掃する。清掃後、床面の水分を水切り等で取ること。汚れの酷い場合は洗剤等で洗い流すこと。又、1週間に1・2回は消毒作業を行う。
- ② 廃棄物等回収後は、床面を洗剤等で洗い流した後、床面の水分を水切り等で取る。後に消毒作業を行うこと。
- ③ 廃棄物置場に設置されている各機械等の清掃については、定期的に拭き掃除や水洗を行い、水を掛けて良い場所を理解して行うこと。
- ④ 分別作業場所等は、常に清潔保持に努めること。

## 床材質別等清掃場面積

実施場所	床材質等	地下2階	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	PH階	計	
病 院 本 館	ビニル床シート	199.91	1,151.78	2,843.86	2,064.47	279.14	2,844.49	2,668.47	2,639.41	2,814.88	2,531.89	2,585.61	243.63	27.04	22,894.58	
	ビニル床タイル			756.42	763.70		159.92	168.24	168.46	167.81	249.04	178.29			2,611.88	
	タイルカーペット		74.18	582.24	713.31	1,237.32	154.54	120.69							2,882.28	
	塗り床						75.09								75.09	
	フローリング						649.99								649.99	
	コルクタイル				18.37						13.57				31.94	
	磁器質タイル			803.94				13.96	33.53	33.42	24.35	15.30			924.50	
	畳											95.41			95.41	
	その他材質				27.92			34.48	97.96						160.36	
	小 計		199.91	1,225.96	5,014.38	3,559.85	1,516.46	3,918.51	3,069.32	2,841.40	3,029.68	2,805.28	2,874.61	243.63	27.04	30,326.03
	磁器質タイル															0.00
	ビニル床シート															0.00
	タイルカーペット															0.00
塗り床															0.00	
フローリング							226.16								226.16	
外部通路及びバルコニー等					117.3	146.6	199.6								463.50	
小 計		0	0	0	117.3	146.6	425.76								689.66	
総 合 計		199.91	1,225.96	5,014.38	3,677.15	1,663.06	4,344.27	3,069.32	2,841.40	3,029.68	2,805.28	2,874.61	243.63		31,015.69	

## 各種衛生器具清掃数量表

単位：台・枚

病院本館

機種 階	洋風大便器	小便器	洗面器 カウンター	洗面 化粧台	手洗器 洗面器	洗髪器 洗髪台 沐浴台	掃除流し	汚物流し	洗濯機 パン	化粧鏡	流し台	WCSW	US・UB	計
地下2階														0
地下1階	15	4	8		7		2			17	1			54
1階	24	5	35		18		2	6		41	23			154
2階	22	11	46		6		3	2		49	25			164
3階	14	8	7	3	2		2			8	5			49
4階	17	2	7		25		1	4		30	19		4	109
5階	67	3	63		71			6	6	76	15	24	6	337
6階	70	3	73		55			6	6	90	11	28	4	346
7階	62	3	51		52			5	6	73	9	22	4	287
8階	51	1	47		55	6		6	6	62	15	19	10	278
9階	38	4	52		38		1	7	4	62	14	11	4	235
10階														0
小計	254	44	389	3	329	6	11	42	28	508	137	104	32	2,013

## 職業能力開発センター

4階	2	1	1		1					2				7
----	---	---	---	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	---



## 窓ガラス・網戸清掃面積表

実施場所	窓・網戸		地下2階	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	PH階	計
	窓	㎡														
病院本館	窓	㎡	202.21	1,332.16	1,346.03	699.39	813.42	1,072.65	1,041.73	1,059.97	1,023.20	1,028.96	41.403	24.00	9,885.12	
	伸縮網戸	個	0	52.24	141.54	180.28	186.6	252.96	270.48	270.48	270.48	244.86	256.5	0	0	1,970.38
職業能力 開発センター	窓	㎡	0	20	43	42	66	80	89	86	78	81	0	0	651.00	
	伸縮網戸	個		63.96	190.23	196.74	535.10									986.03
合計	窓面積	㎡	202.21	1,396.12	1,536.26	896.13	1,348.52	1,072.65	1,041.73	1,059.97	1,023.20	1,028.96	41.40	24.00	10,671.15	
	網戸面積	㎡	0.00	52.24	174.34	244.38	186.60	252.96	270.48	270.48	244.86	256.50	0.00	0.00	2,094.38	
	網戸個数	個	0	20	43	62	86	66	80	89	86	78	81	0	0	691

実施場所	面積
第6隊舎	413.26 ㎡
食厨教場	132.88 ㎡
教育棟	90.83 ㎡
合計	636.96 ㎡

## 環境殺菌消毒対象面積

単位: m<sup>2</sup>

階	部 屋 名	床面積	壁面積	天井部蛍光灯・ 空調機清拭殺菌	合計	清 浄 度
1	救急総合診療処置室2	52.76	87.12	52.76	192.64	クラス 100,000
1	前室	15.65	12.32	4.69	32.66	クラス 100,000
1	救急手術室	43.42	78.96	43.42	165.8	クラス 10,000
1	X線透視検査室2	33.21	20.73	9.96	63.9	クラス 10,000
1	無菌製剤室	20.71	47.2	20.71	88.62	クラス 10,000
4	IVR-CT検査室	54.17	24.69	16.24	95.1	クラス 100,000
4	心カテ検査室	58.41	30.2	22.61	111.22	クラス 100,000
4	手術室(1)	49.14	84	49.14	182.28	クラス 10,000
4	手術室(2)	50.17	85.8	50.17	186.14	クラス 10,000
4	手術室(3)	51.94	86.4	51.94	190.28	クラス 10,000
4	手術室(4)	81.57	108.36	81.57	271.5	クラス 10,000
4	手術室(5)	50.29	85.08	50.29	185.66	クラス 10,000
4	手術室(6)	78.53	106.32	78.53	263.38	クラス 100
4	手術室(7)	73.74	102.96	73.74	250.44	クラス 100
4	手術室(8)	50.74	85.44	50.74	186.92	クラス 10,000
4	前室	14.83	14.66	6.63	36.12	クラス 1,000
4	手術ホール	196.57	43.99	59.57	300.13	クラス 10,000
4	回復ホール	22.18	48.77	22.18	93.13	クラス 10,000
4	既滅菌組立室	146.21	37.71	43.86	227.78	クラス 10,000
4	滅菌器材庫	62.82	5.14	13.07	81.03	クラス 10,000
4	器材庫1	14.58	11.66	4.2	30.44	クラス 10,000
4	器材庫2	32.39	17.79	9.71	59.89	クラス 10,000
4	401号室(無菌室)	30.68	59.72	30.68	121.08	クラス 100+1,000
4	401号室前室	14.08	2.92	4.22	21.22	クラス 1,000
4	402号室	32.32	17.71	6.96	56.99	クラス 100,000
4	403~405号室	66.69	25.33	19.8	111.82	クラス 100,000
4	406号室	22.17	14.66	6.69	43.52	クラス 100,000
4	407~408号室	27.52	16.18	8.1	51.8	クラス 100,000
4	熱傷浴室	17.11	42.92	17.11	77.14	クラス 10,000
4	手術室前室	22.1	6.6	6.6	35.3	クラス 100,000
4	ICUホール	213.74	44.2	60.3	318.24	クラス 100,000
4	人工透析室	95.99	32.9	28.79	157.68	クラス 100,000
4	隔離室	11.11	17.31	3.33	31.75	クラス 100,000
4	CAPD室	9.94	9.98	2.93	22.85	クラス 100,000
7	770号室(無菌ユニット)	13.27	31.28	13.27	57.82	クラス 100
7	770号室(無菌ユニット前室)	8.56	8.76	8.56	25.88	クラス 10,000
7	770号室(無菌ユニット手洗室)	2.45	1.87	0.73	5.05	クラス 100,000
7	771号室(無菌ユニット)	13.27	31.28	13.27	57.82	クラス 100
7	771号室(無菌ユニット前室)	8.56	8.76	8.56	25.88	クラス 10,000
7	771号室(無菌ユニット手洗室)	2.45	1.87	0.73	5.05	クラス 100,000
8	831号室(LDR1)	32.63	17.8	9.48	59.91	クラス 100,000
8	832号室(LDR2)	32.46	17.74	9.73	59.93	クラス 100,000
8	833号室(新生児室)	30.7	17.28	9.21	57.19	クラス 100,000
8	834号室(未熟児室)	36.74	18.9	11.02	66.66	クラス 100,000
8	分娩室	41.64	19.96	12.31	73.91	クラス 10,000
	計	2,040.21	1,691.23	1,108.11	4,839.55	

## 環境殺菌消毒管理対象ポイント表

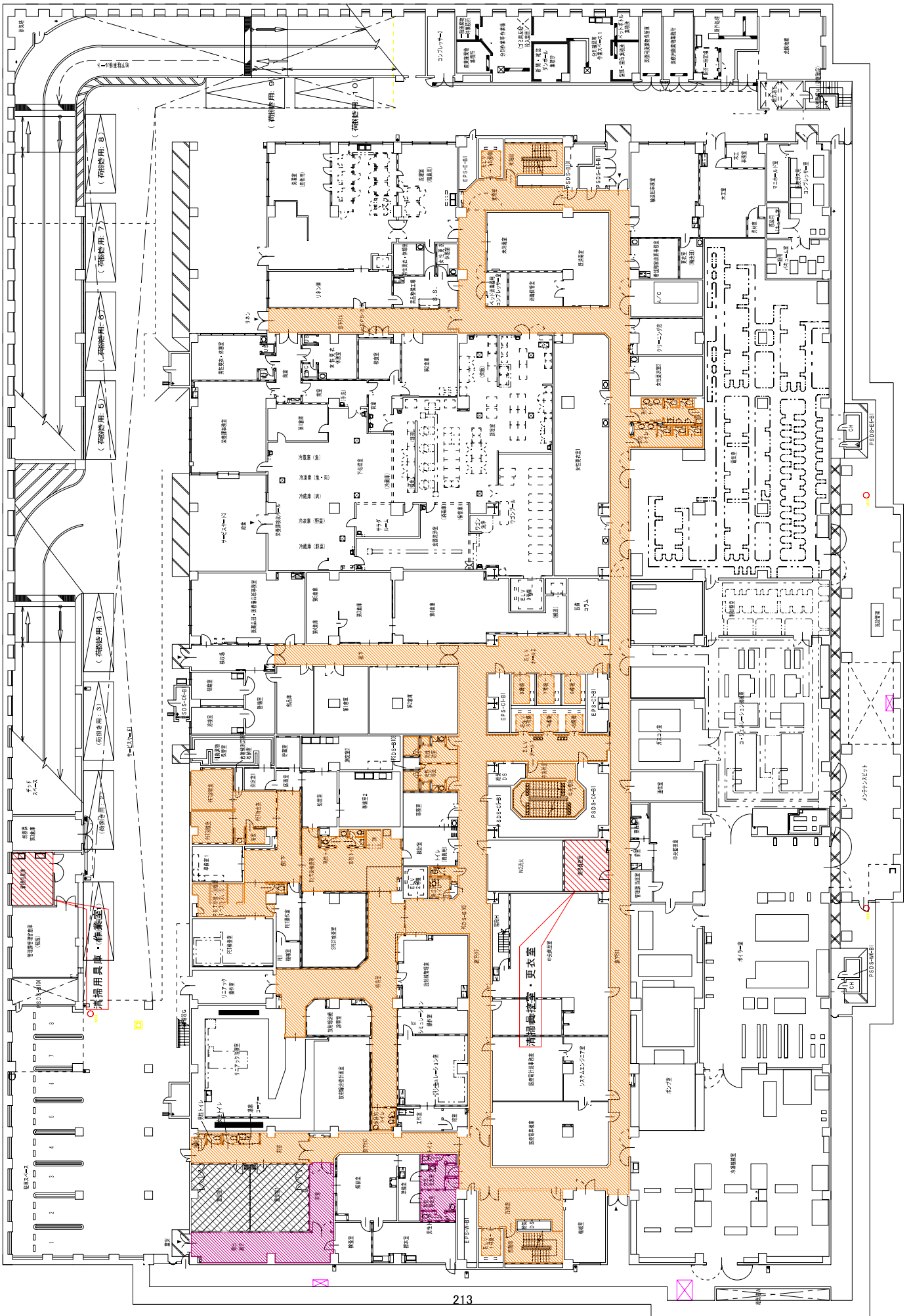
階	部 屋 名	清浄度 クラス	床面積	表面付着微生物(事前・事後)				計
				床面	壁面	天井面	無影灯	
1	救急総合診療処置室2	100,000	52.76	2				2
1	前室	100,000	15.65	2				2
1	救急手術室	10,000	43.42	5	4	1	1	11
1	X線透視検査室2	10,000	33.21	3	4	1	1	9
1	無菌製剤室	10,000	20.71	5				5
4	IVR-CT検査室	100,000	54.17	3				3
4	心カテ検査室	100,000	58.41	5				5
4	手術室(1)	10,000	49.14	5	4	1	1	11
4	手術室(2)	10,000	50.17	5	4	1	1	11
4	手術室(3)	10,000	51.94	5	4	1	1	11
4	手術室(4)	10,000	81.57	5	4	1	1	11
4	手術室(5)	10,000	50.29	5	4	1	1	11
4	手術室(6)	100	78.53	5	4	1	1	11
4	手術室(7)	100	73.74	5	4	1	1	11
4	手術室(8)	10,000	50.74	5	4	1	1	11
4	前室	1,000	14.83	3				3
4	手術ホール	10,000	196.57	10				10
4	回復ホール	10,000	22.18	3				3
4	既滅菌組立室	10,000	146.21	5				5
4	滅菌器材庫	10,000	62.82	5				5
4	器材庫1	10,000	14.58	3				3
4	器材庫2	10,000	32.39	3				3
4	401号室(無菌室)	1,000	30.68	3				3
4	401号室前室	10,000	14.08	2				2
4	402号室	100,000	32.32	3				3
4	403~405号室	100,000	66.69	7				7
4	406号室	100,000	22.17	2				2
4	407~408号室	100,000	27.52	4				4
4	熱傷浴室	10,000	17.11	2				2
4	手術室前室	100,000	22.1	2				2
4	ICUホール	100,000	213.74	5				5
4	人工透析室	100,000	95.99	3				3
4	隔離室	100,000	11.11	2				2
4	CAPD室	100,000	9.94	2				2
7	770号室(無菌ユニット)	100	13.27	5				5
7	770号室(無菌ユニット前室)	10,000	8.56	2				2
7	770号室(無菌ユニット手洗室)	100,000	2.45	2				2
7	771号室(無菌ユニット)	100	13.27	5				5
7	771号室(無菌ユニット前室)	10,000	8.56	2				2
7	771号室(無菌ユニット手洗室)	100,000	2.45	2				2
8	831号室(LDR1)	100,000	32.63	3				3
8	832号室(LDR2)	100,000	32.46	3				3
8	833号室(新生児室)	100,000	30.7	3				3
8	834号室(未熟児室)	100,000	36.74	3				3
8	分娩室	10,000	41.64	5				5
	計		2,040.21	169.0	40.0	10.0	10.0	229

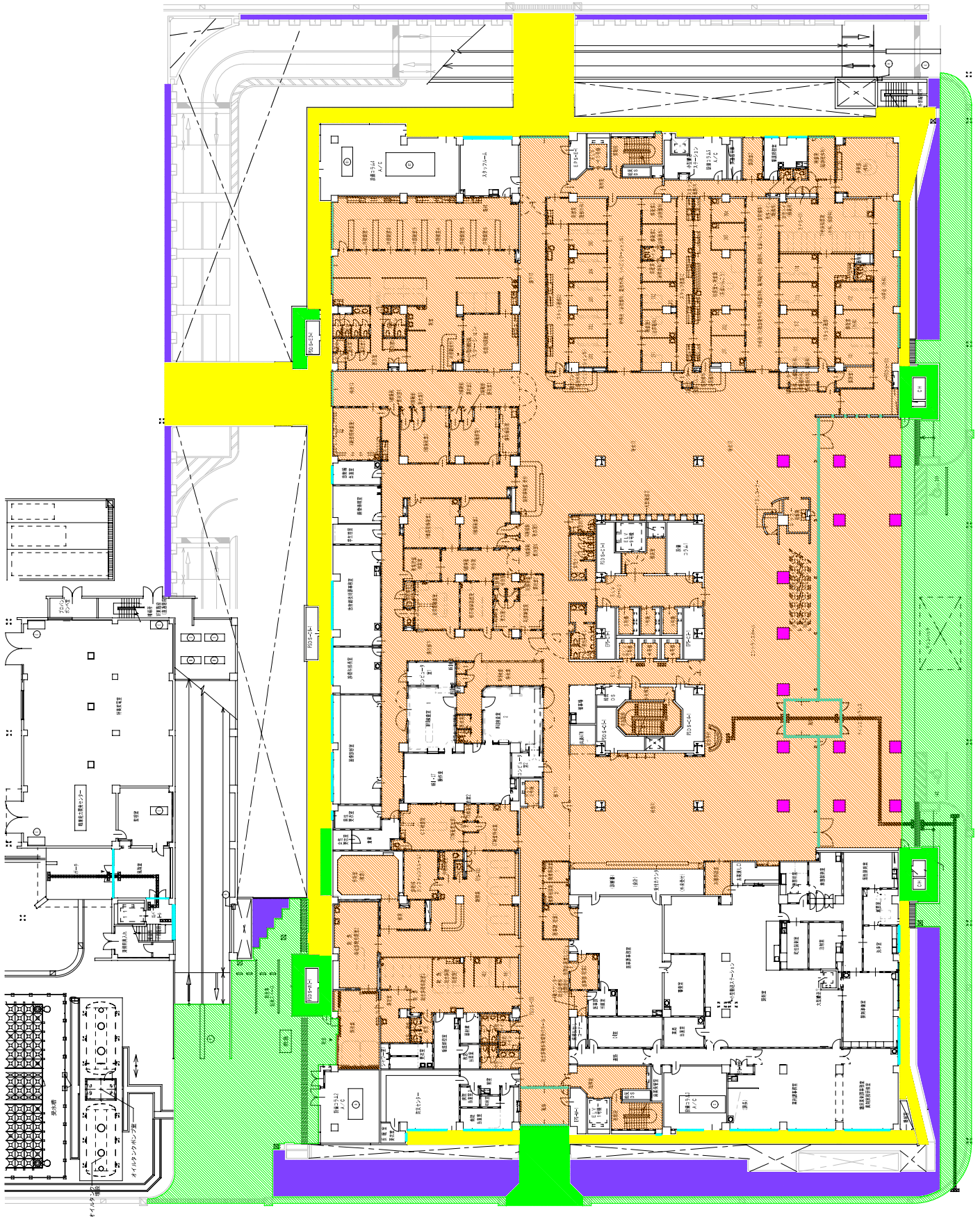
## 各室天井取付機器リスト表

階	部 屋 名	清浄度 クラス	照明 器具	空調 吹出し口	無影灯 等	シーリング システム	放射線 機材	点検口	計
1	救急総合診療処置室2	100,000	34	6	2	6		10	58
1	前室	100,000	5	2				1	8
1	救急手術室	10,000	18	9	3			2	32
1	X線透視検査室2	10,000	7	4			1	2	14
1	無菌製剤室	10,000	4	4					8
4	IVR-CT検査室	100,000	10	7			1	4	22
4	心カテ検査室	100,000	10	7			1		18
4	手術室(1)	10,000	18	7	3			21	49
4	手術室(2)	10,000	18	7	3			1	29
4	手術室(3)	10,000	18	7	3			1	29
4	手術室(4)	10,000	22	7	3			1	33
4	手術室(5)	10,000	18	6	3			1	28
4	手術室(6)	100	24	27	4			1	56
4	手術室(7)	100	20	24	4			1	49
4	手術室(8)	10,000	14	7	3			1	25
4	前室	1,000	3	4				1	8
4	手術ホール	10,000	50	25				28	103
4	回復ホール	10,000	6	9					15
4	既滅菌組立室	10,000	37	20					57
4	滅菌器材庫	10,000	13	5					18
4	器材庫1	10,000	2	3					5
4	器材庫2	10,000	6	4					10
4	401号室(無菌室)	1,000	8	14		2			24
4	401号室前室	10,000	5	3				2	10
4	402号室	100,000	6	4		2		2	14
4	403~405号室	100,000	16	6		6		8	36
4	406号室	100,000	5	4		2		3	14
4	407~408号室	100,000	8	4		4			16
4	熱傷浴室	10,000	5	2				2	9
4	手術室前室	100,000	7	4				4	15
4	ICUホール	100,000	32	13				18	63
4	人工透析室	100,000	14	6					20
4	隔離室	100,000	3	3					6
4	CAPD室	100,000	3	2					5
7	770号室(無菌ユニット)	100	1						1
7	770号室(無菌ユニット前室)	10,000	6	3				1	10
7	770号室(無菌ユニット手洗室)	100,000	2	2					4
7	771号室(無菌ユニット)	100	1					1	2
7	771号室(無菌ユニット前室)	10,000	6	3					9
7	771号室(無菌ユニット手洗室)	100,000	2	2					4
8	831号室(LDR1)	100,000	5	2				2	9
8	832号室(LDR2)	100,000	5	2				2	9
8	833号室(新生児室)	100,000	8	4				4	16
8	834号室(未熟児室)	100,000	8	4				4	16
8	分娩室	10,000	9	6	1			2	18
	計		522.00	294.0	32.0	22.0	3.0	131.0	1,004

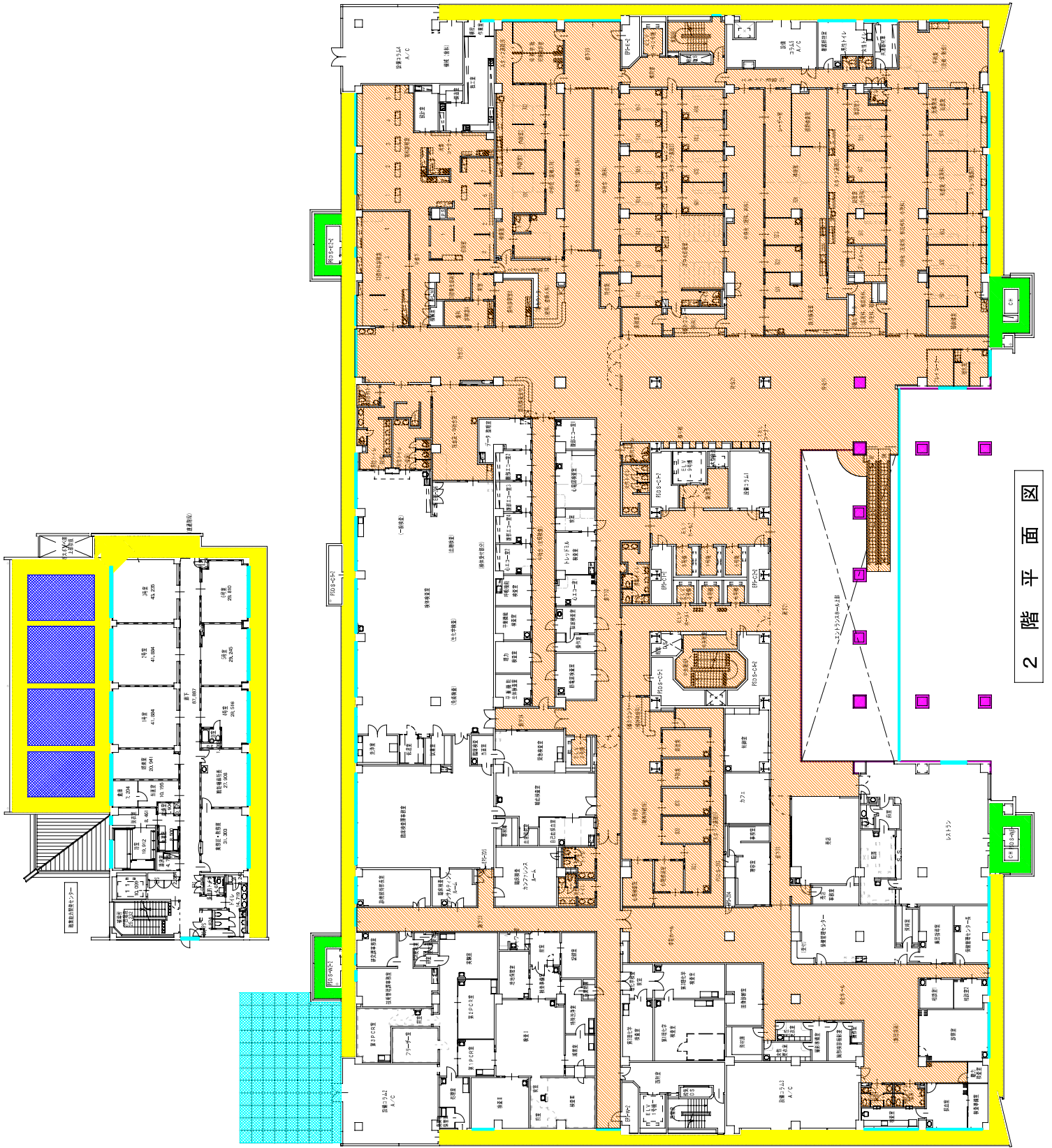


地下2階平面図





1階平面図

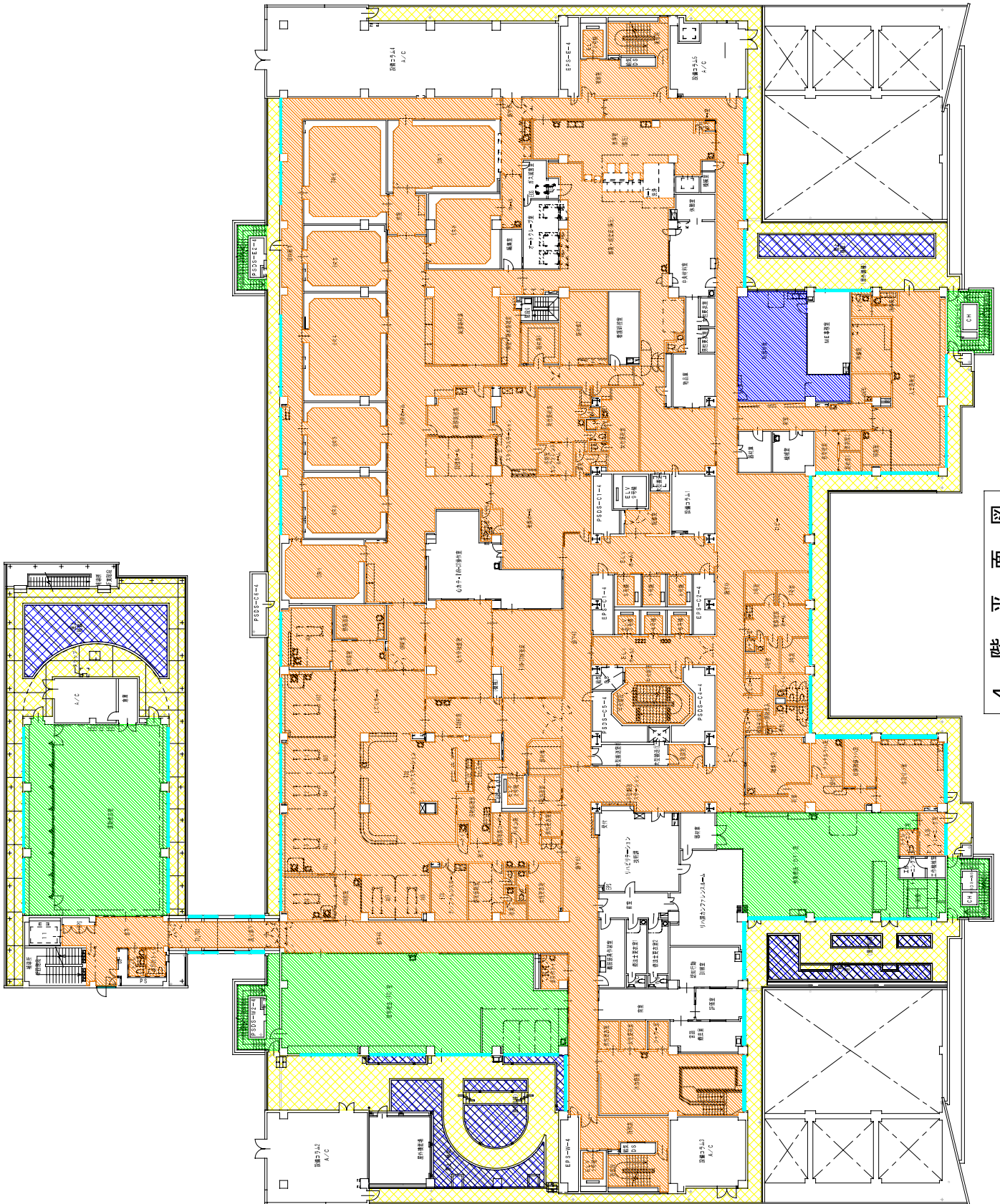


2階平面図

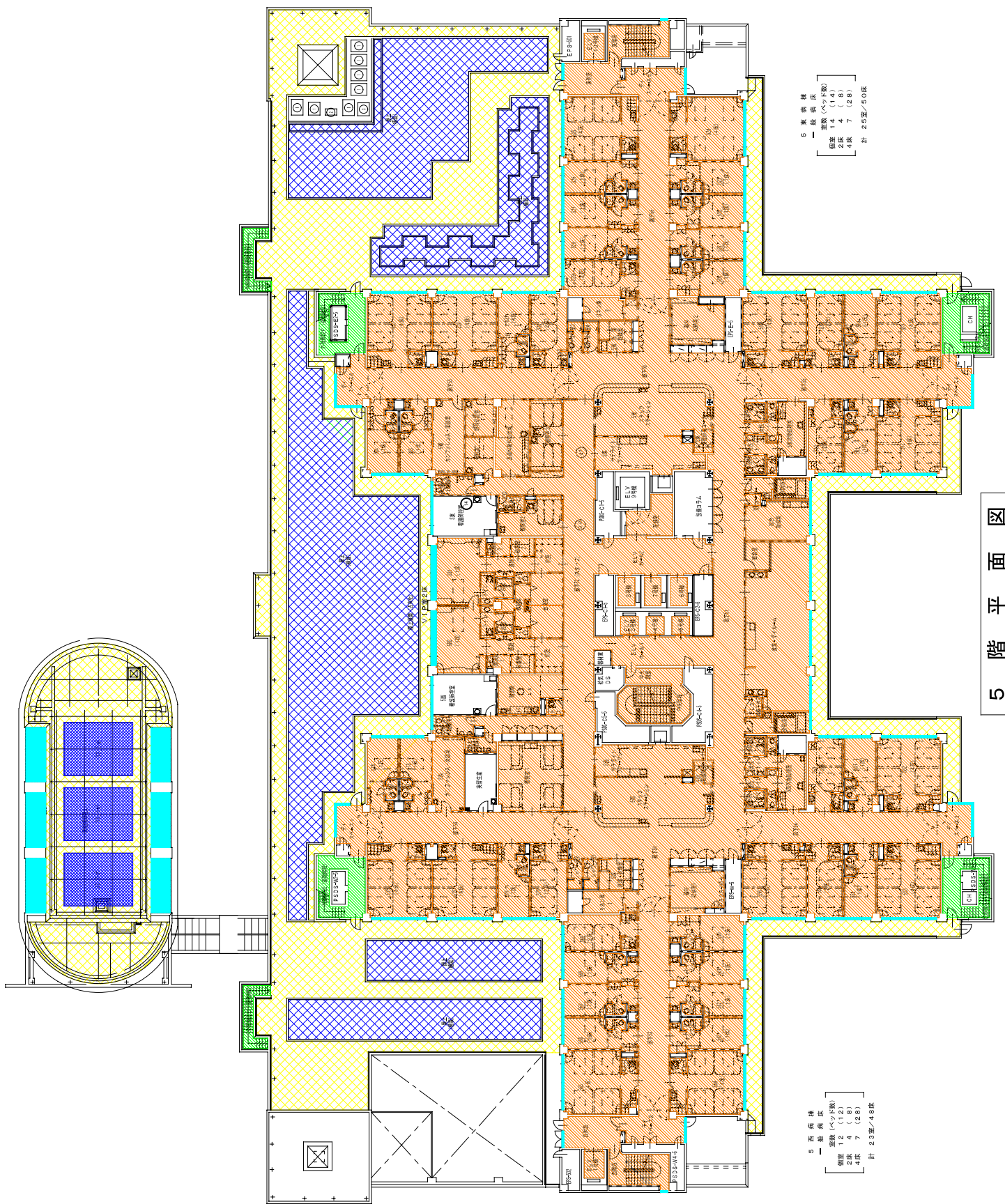


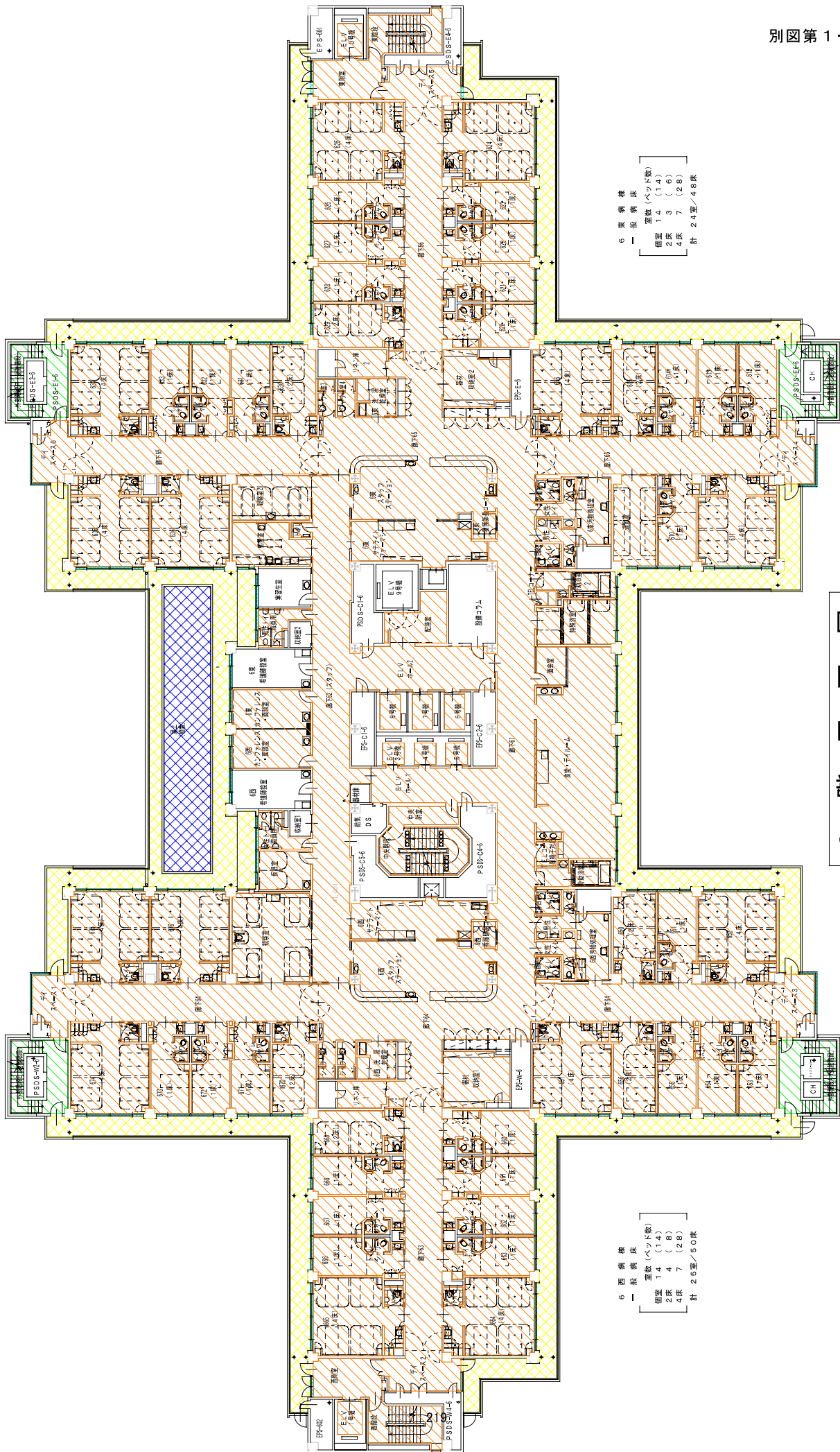


3 階 平 面 図



4階平面図





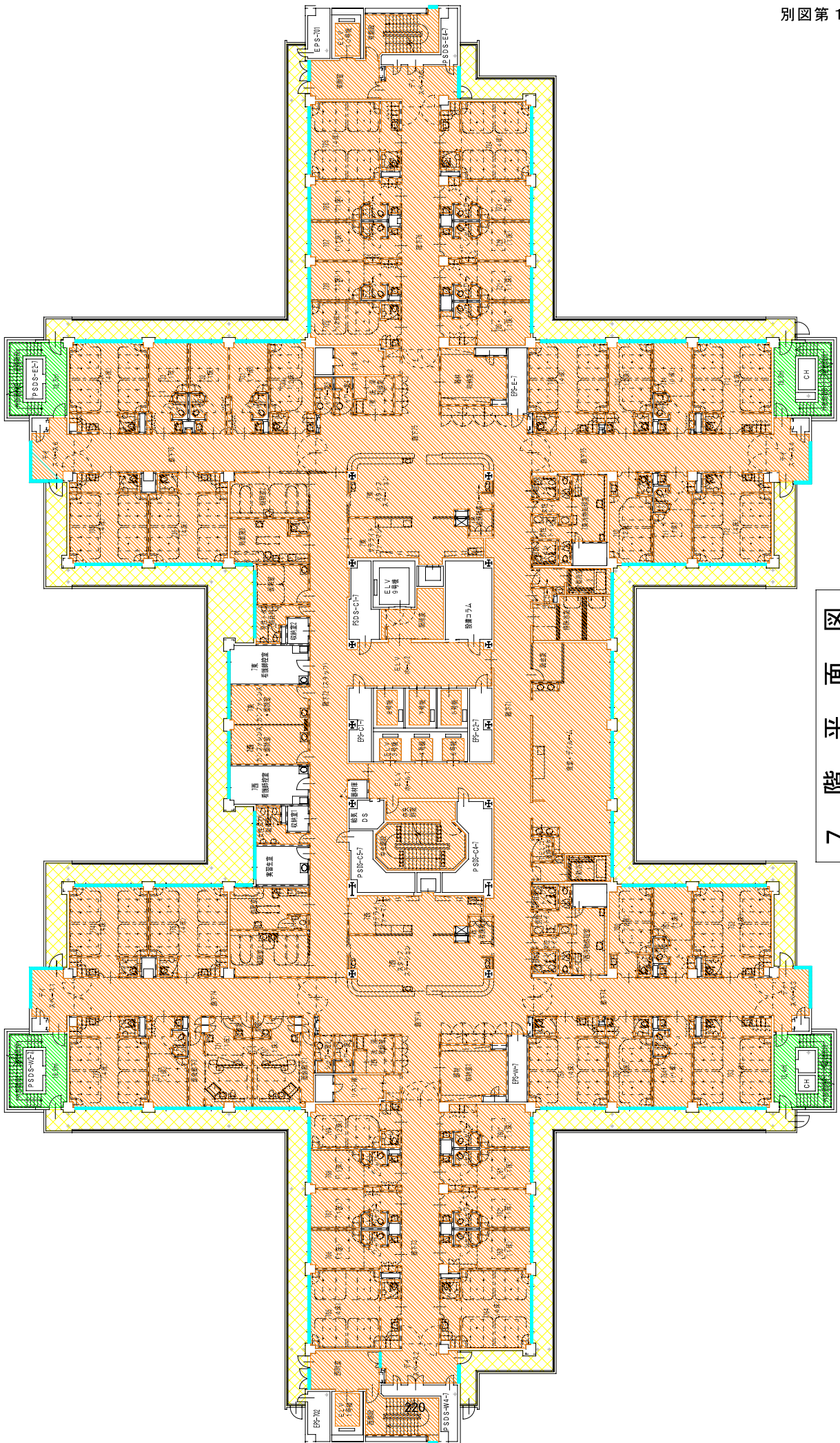
6 東 棟 概 観

一 般 病 床	室 数 (ベツト数)
1 階	14 (14)
2 階	3 (6)
4 階	7 (28)
計 24室 / 48床	

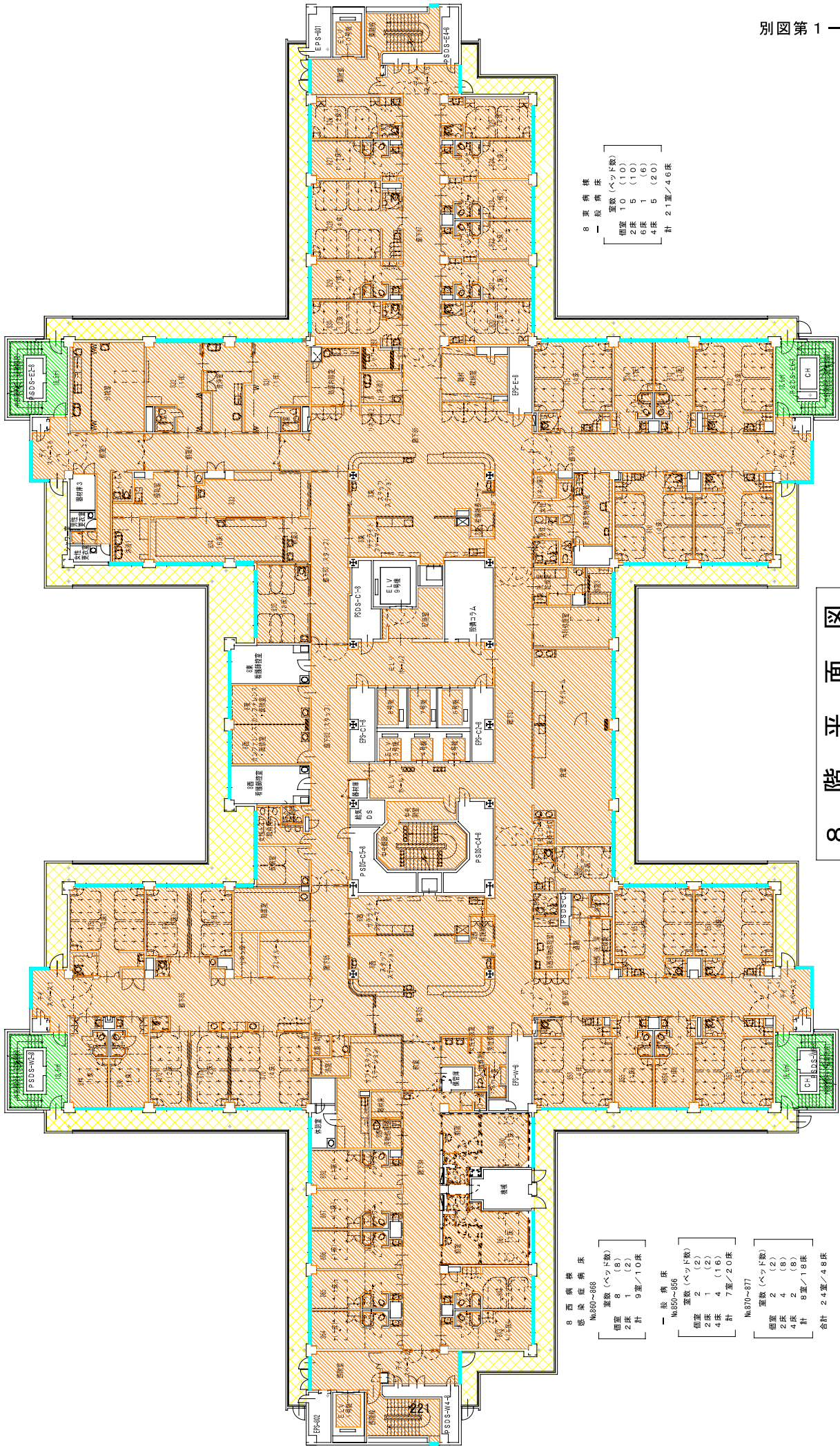
6 西 棟 概 観

一 般 病 床	室 数 (ベツト数)
1 階	14 (14)
2 階	4 (8)
4 階	7 (28)
計 25室 / 50床	

6 階 平 面 図



7 階 平 面 図



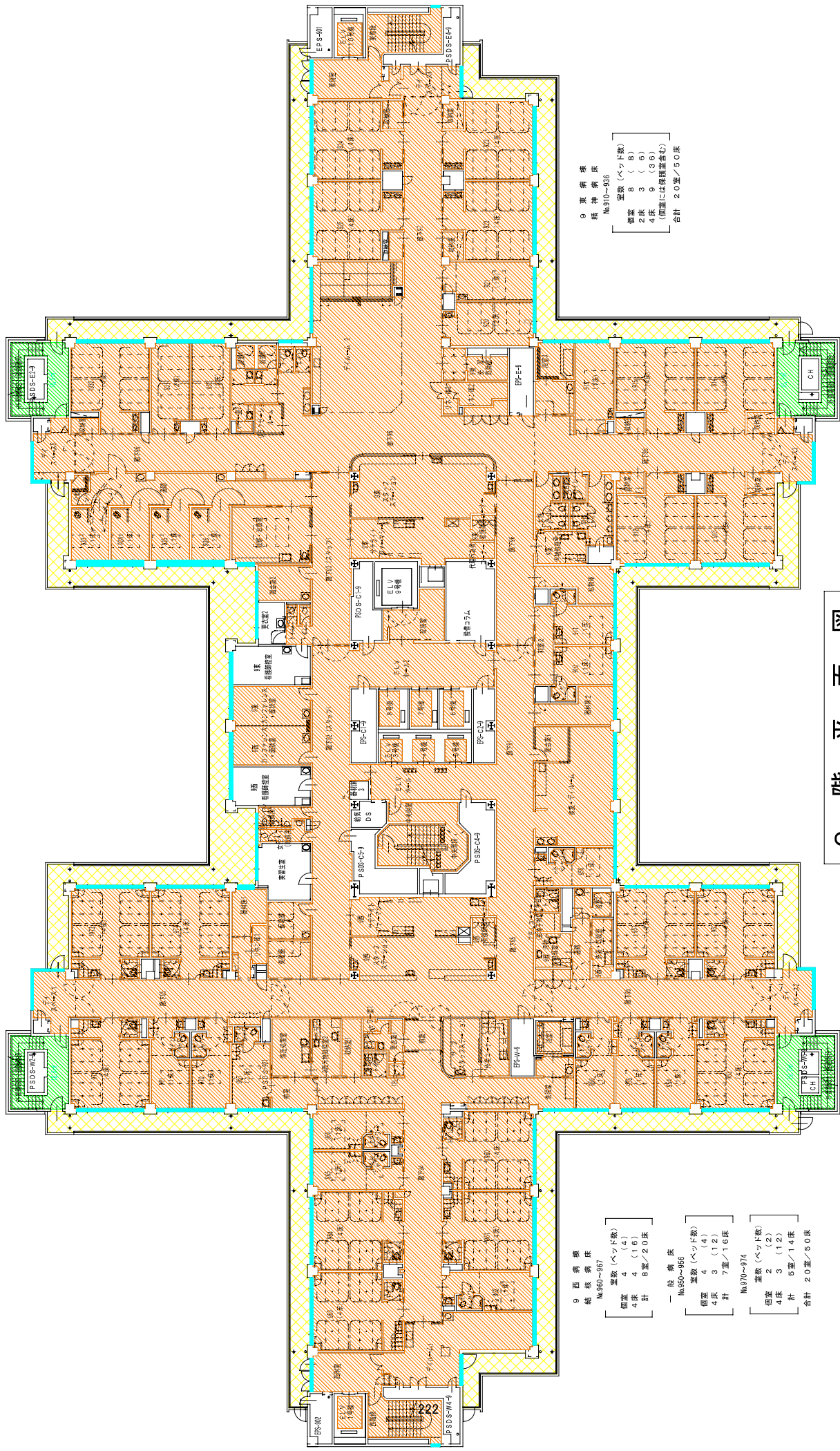
8 東病棟  
 一般病棟  
 室数(ベッド数)  
 個室 10 (10)  
 2床 5 (10)  
 4床 1 (6)  
 4床 5 (20)  
 計 21室/46床

8 階 平 面 図

8 西病棟  
 感染症病棟  
 №870-888  
 室数(ベッド数)  
 個室 0  
 2床 1 (2)  
 2床 2 (4)  
 計 3室/6床

一般病棟  
 №850-856  
 室数(ベッド数)  
 個室 2 (2)  
 2床 1 (2)  
 4床 4 (16)  
 7室/20床

室数(ベッド数)  
 個室 2 (2)  
 2床 4 (8)  
 4床 1 (4)  
 計 7室/14床  
 合計 24室/48床



9 東病棟  
精神病棟  
No.910-936

室数 (ベッド数)	
個室	8 ( 8 )
2床	3 ( 6 )
4床	9 ( 36 )
合計	20室 / 50床

9 西病棟  
様病棟  
No.960-967

室数 (ベッド数)	
個室	4 ( 4 )
4床	4 ( 16 )
計	8室 / 20床

一般病棟  
No.970-976

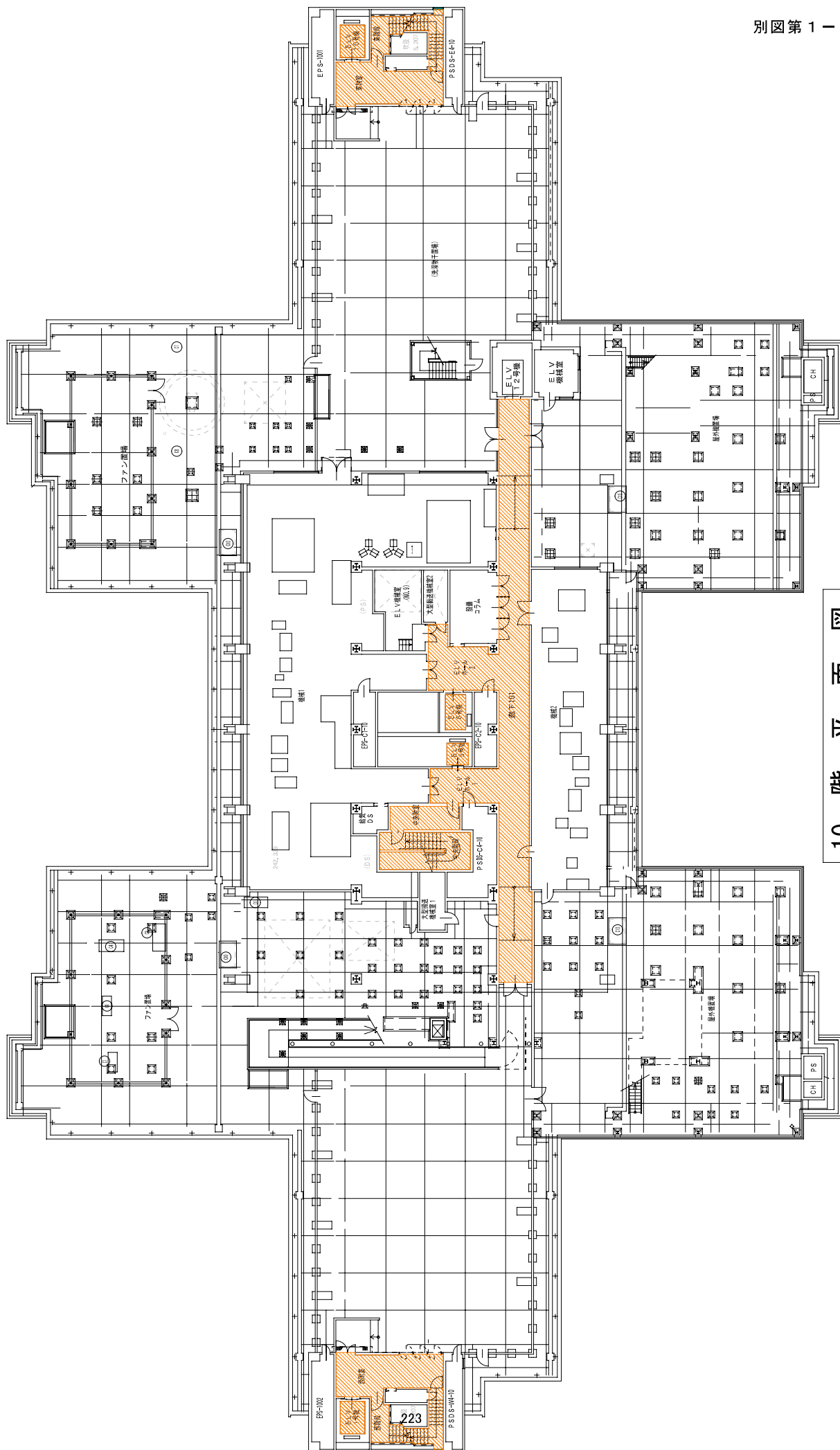
室数 (ベッド数)	
個室	4 ( 4 )
3床	3 ( 12 )
計	7室 / 16床

室数 (ベッド数)

個室	3 ( 12 )
4床	3 ( 12 )
計	5室 / 14床

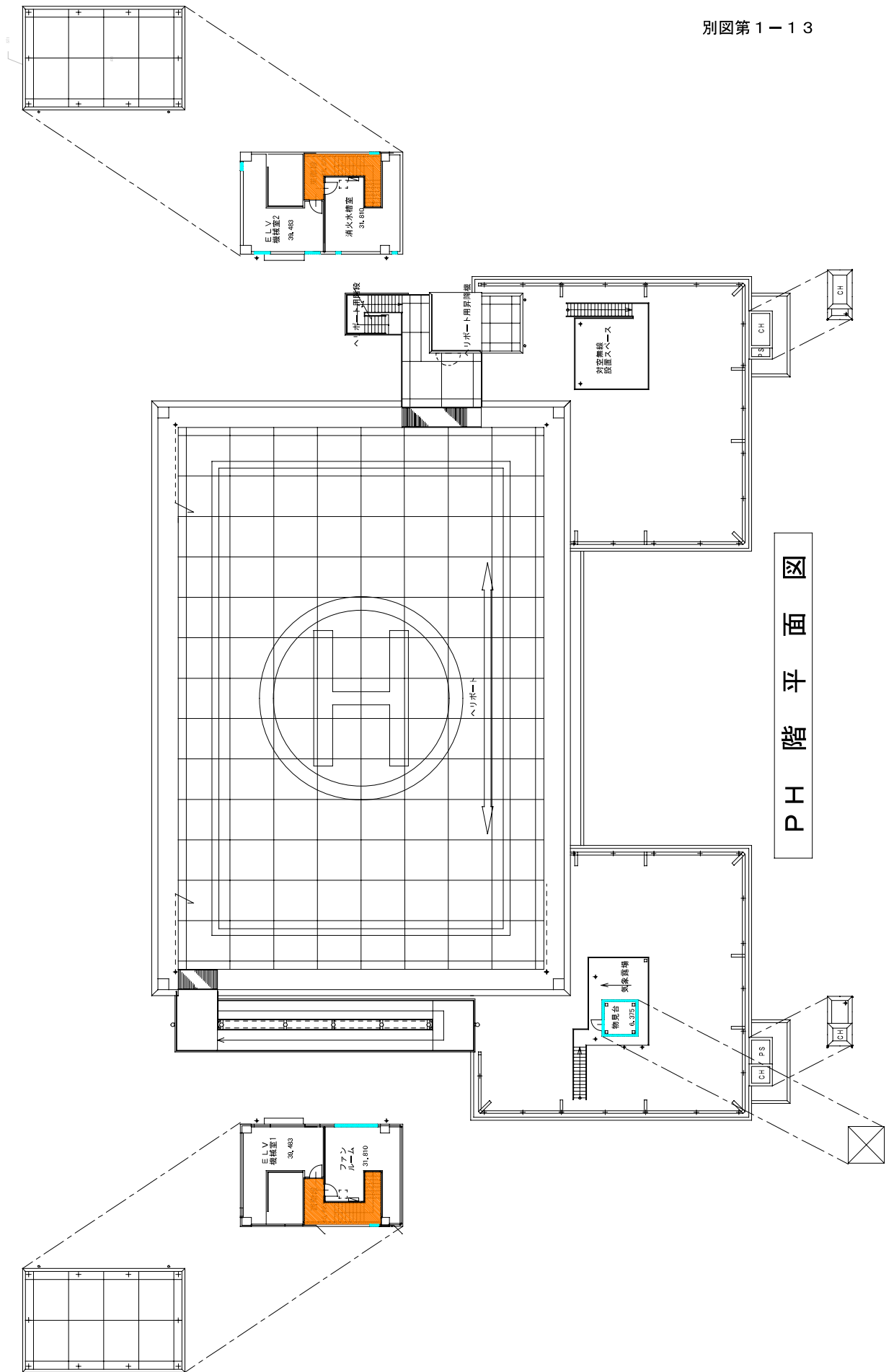
合計 20室 / 50床

9 階 平 面 図



10 階 平面 図





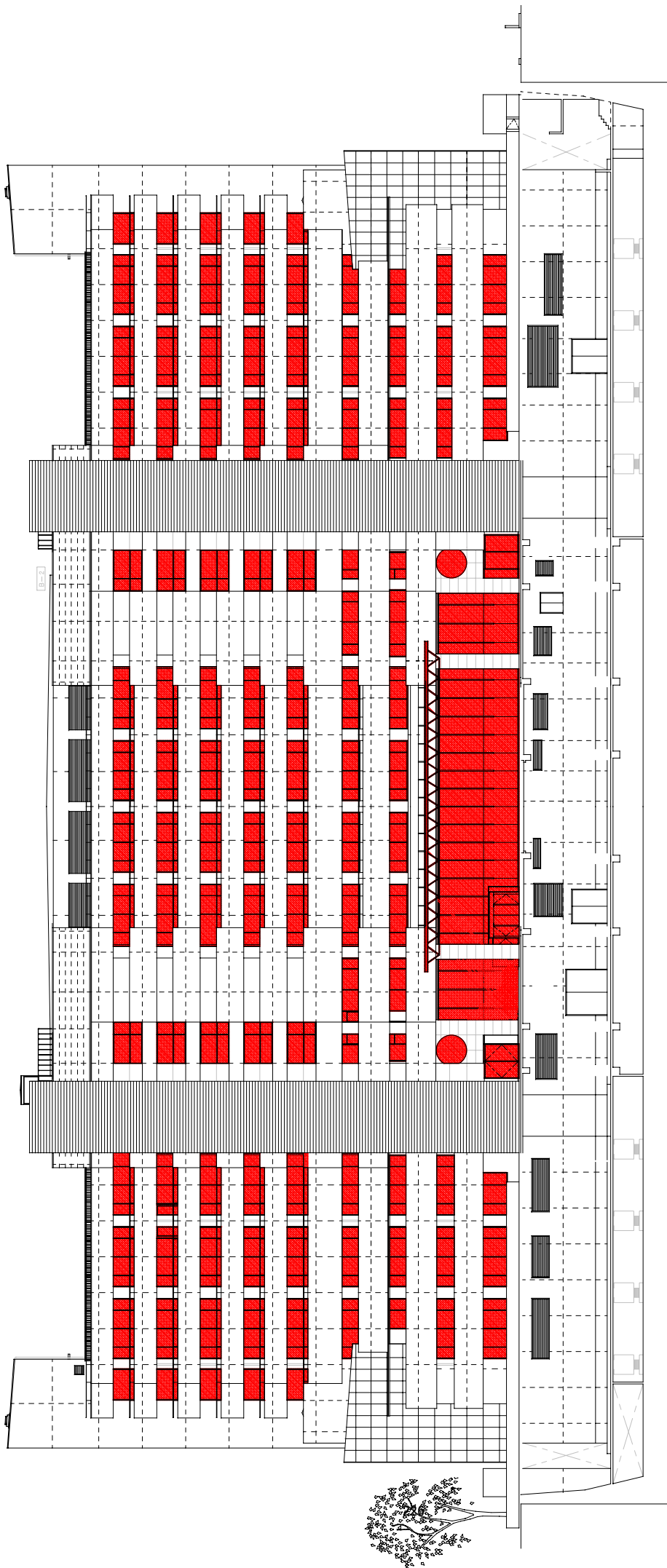
PH階平面図



窓清掃箇所



窓清掃北立面図



窓清箇所



窓清掃南立面図



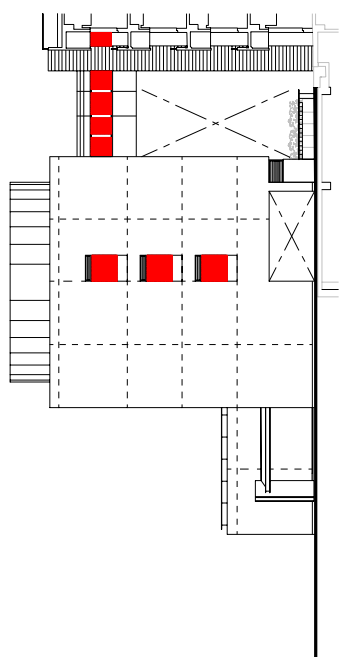
窓清掃箇所



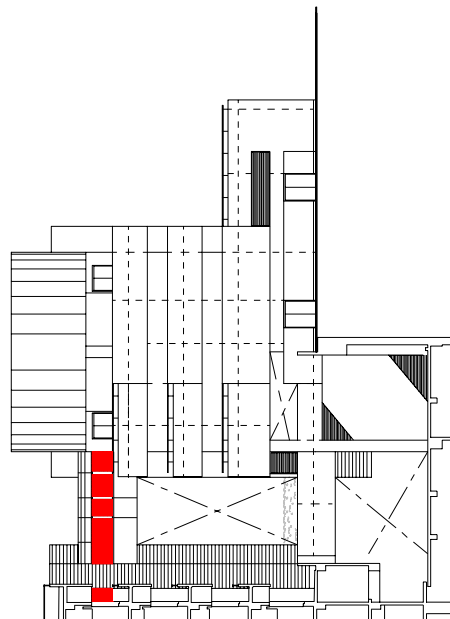
窓  
清  
掃  
東  
立  
面  
圖



図 面 立 西 掃 清 窓

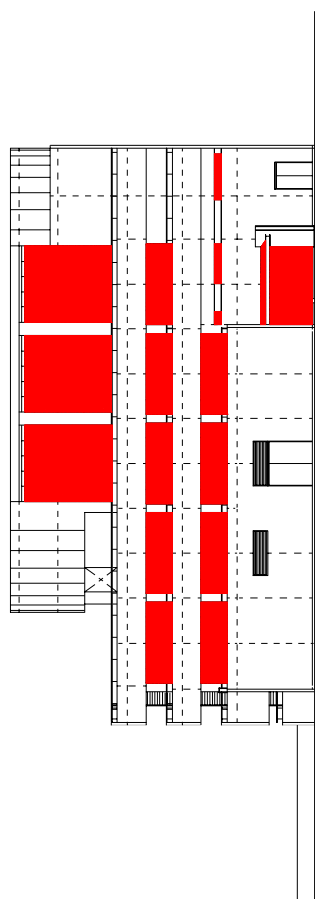


西立面图

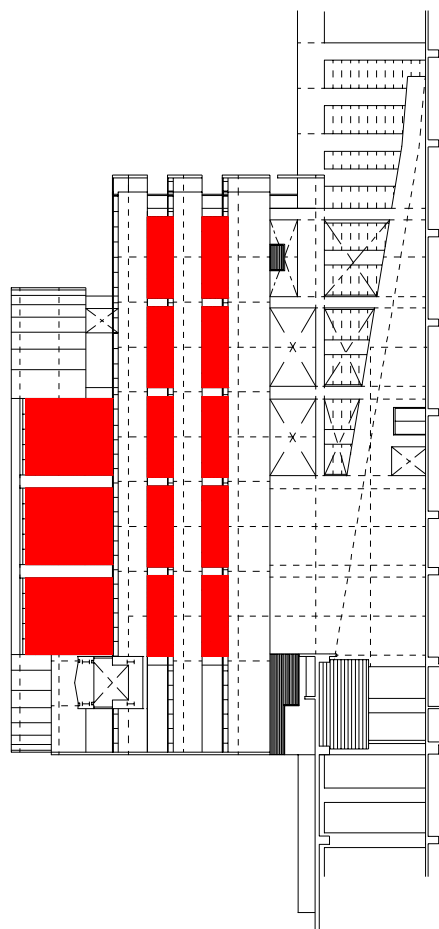


東立面图

職能補導所



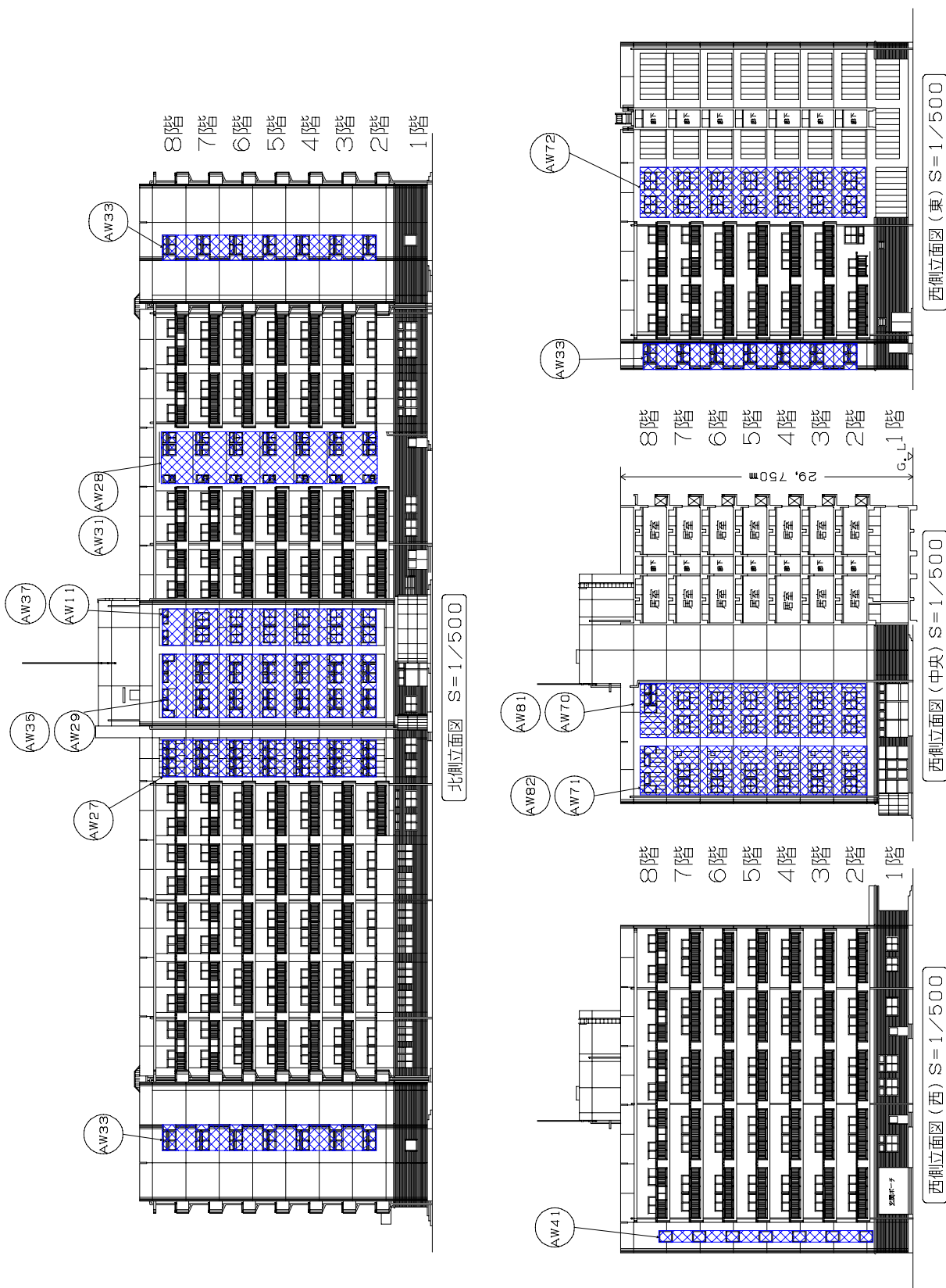
北立面图



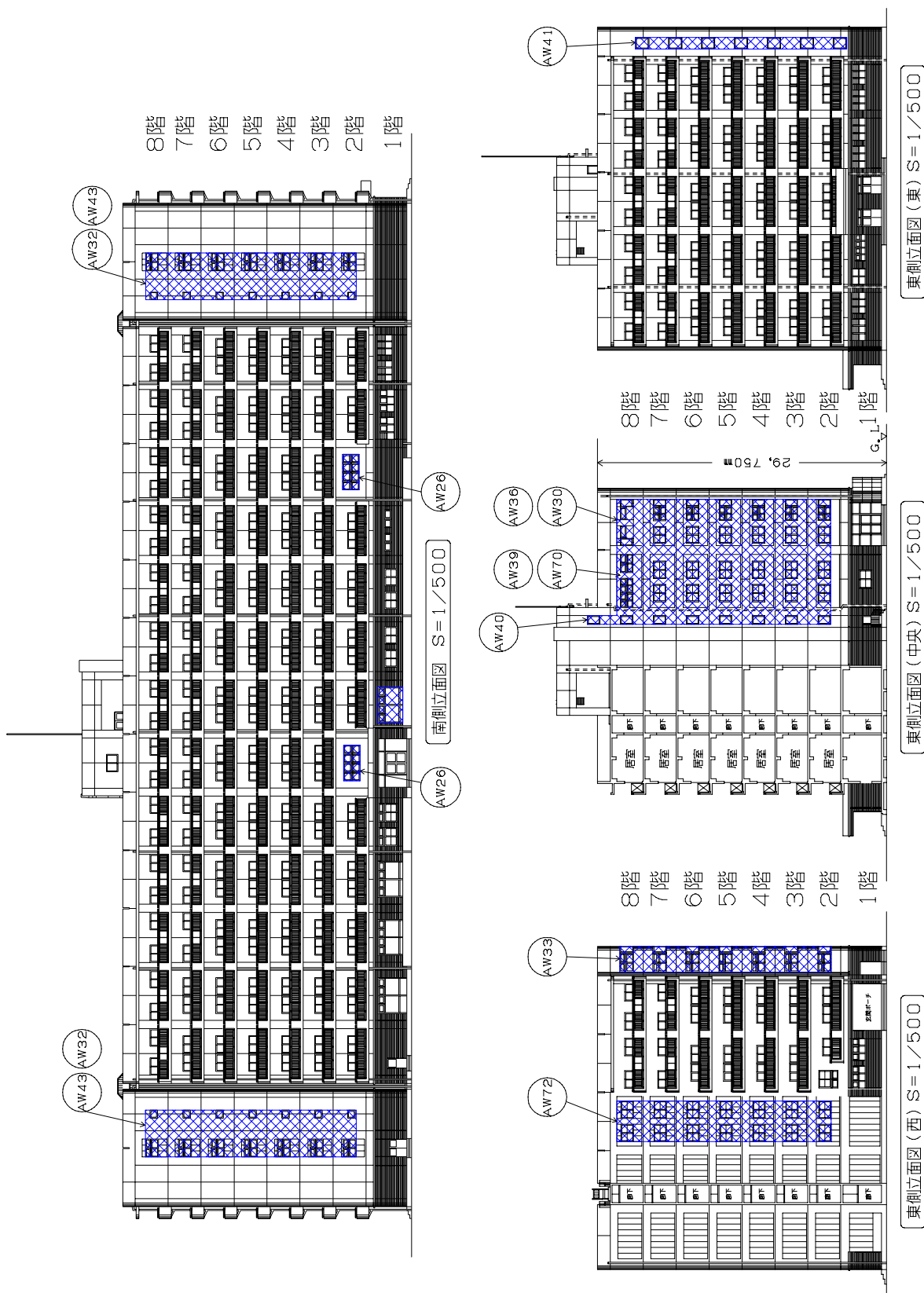
南立面图

職能補導所

窓ガラス清掃区域 (第六隊舎1)

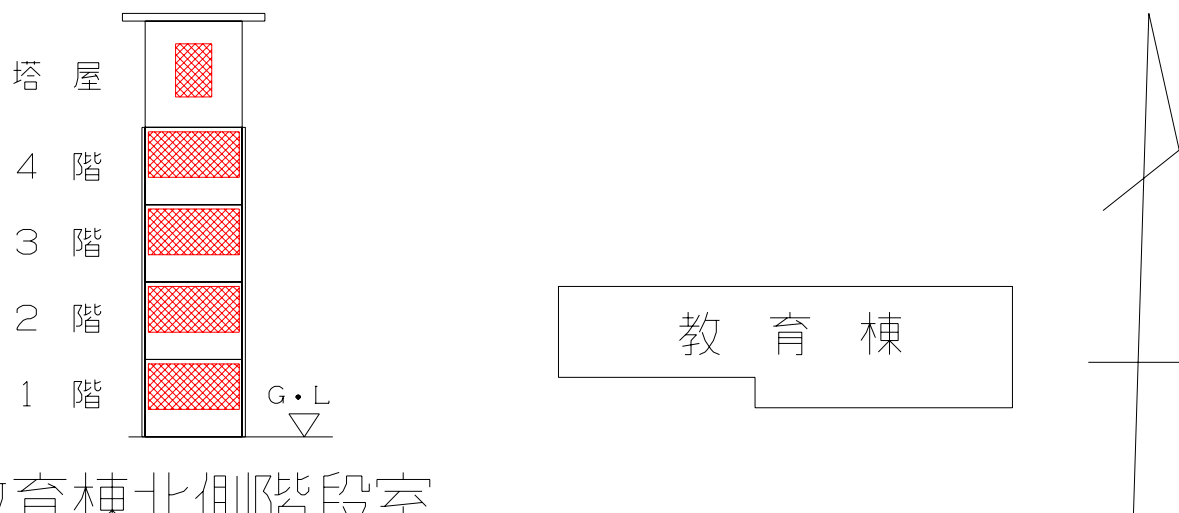


窓ガラス清掃区域 (第六隊舎2)

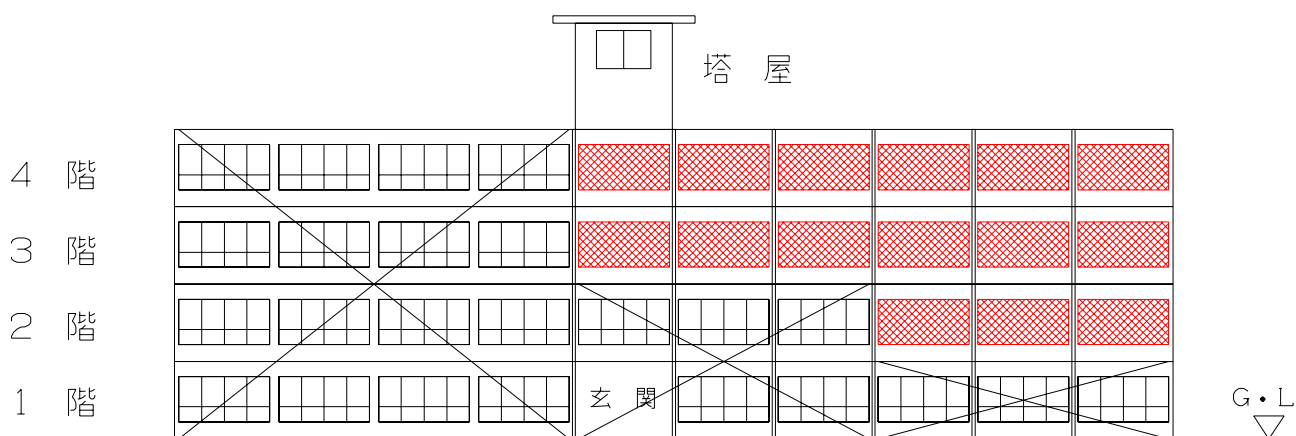




### 教育棟窓ガラス清掃区域

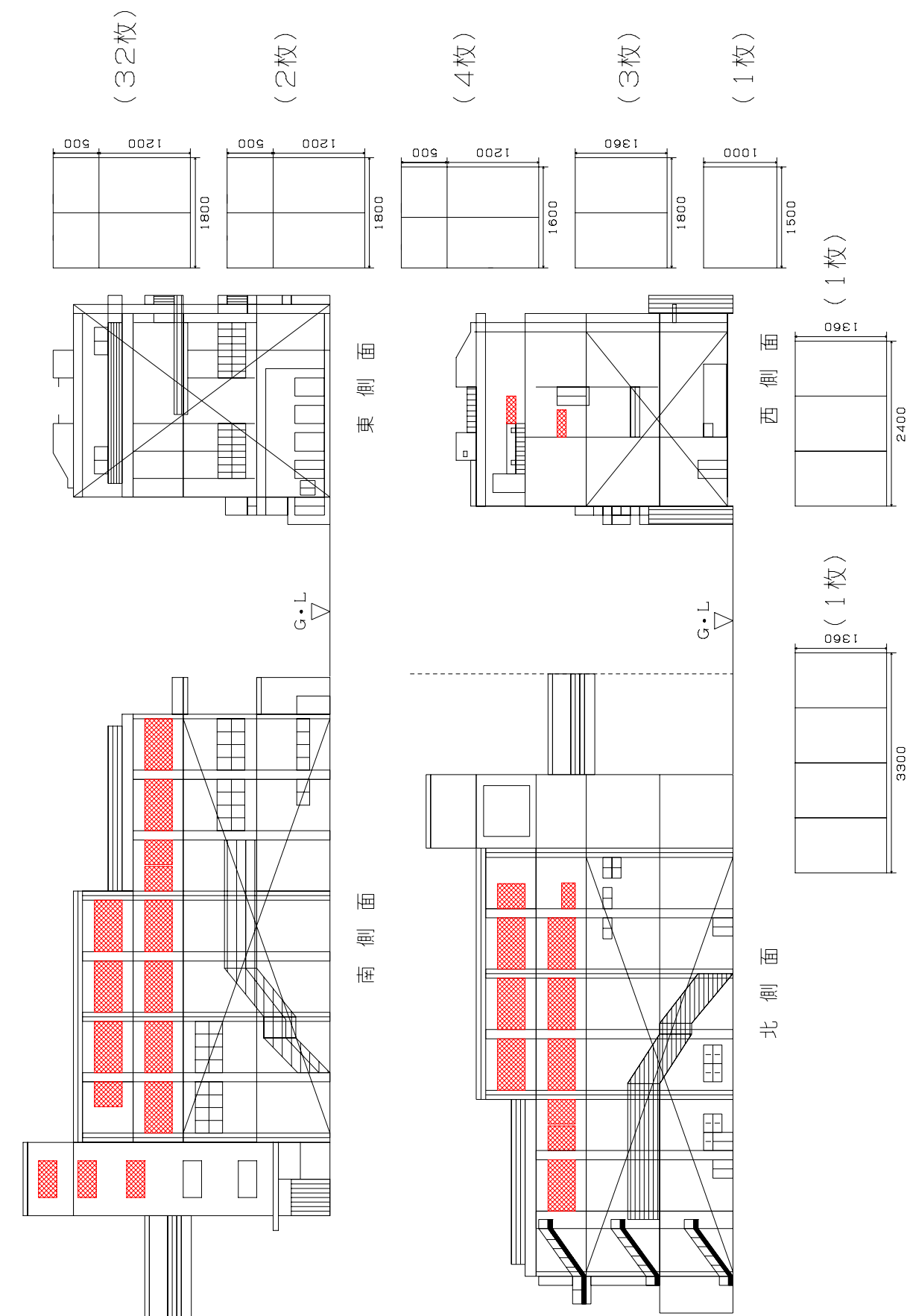


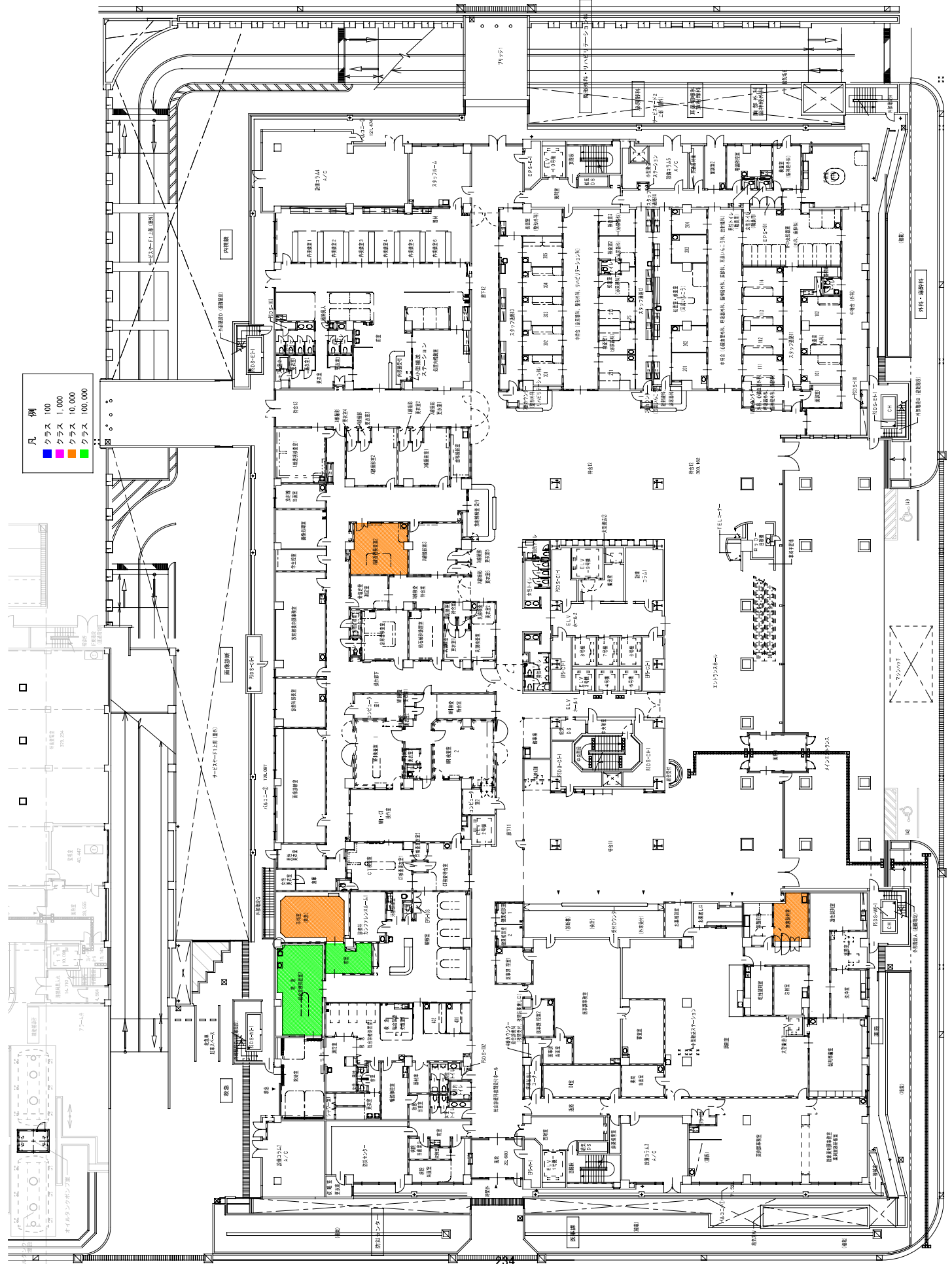
### 教育棟北側階段室



### 教場南側

食厨教場窓ガラス清掃区域





- 凡 例
- クラス 100
  - クラス 1,000
  - クラス 10,000
  - クラス 100,000

1階クリーンルームエリア図

中央材料

凡例	クラス
(Blue)	クラス 100
(Purple)	クラス 1,000
(Orange)	クラス 10,000
(Green)	クラス 100,000



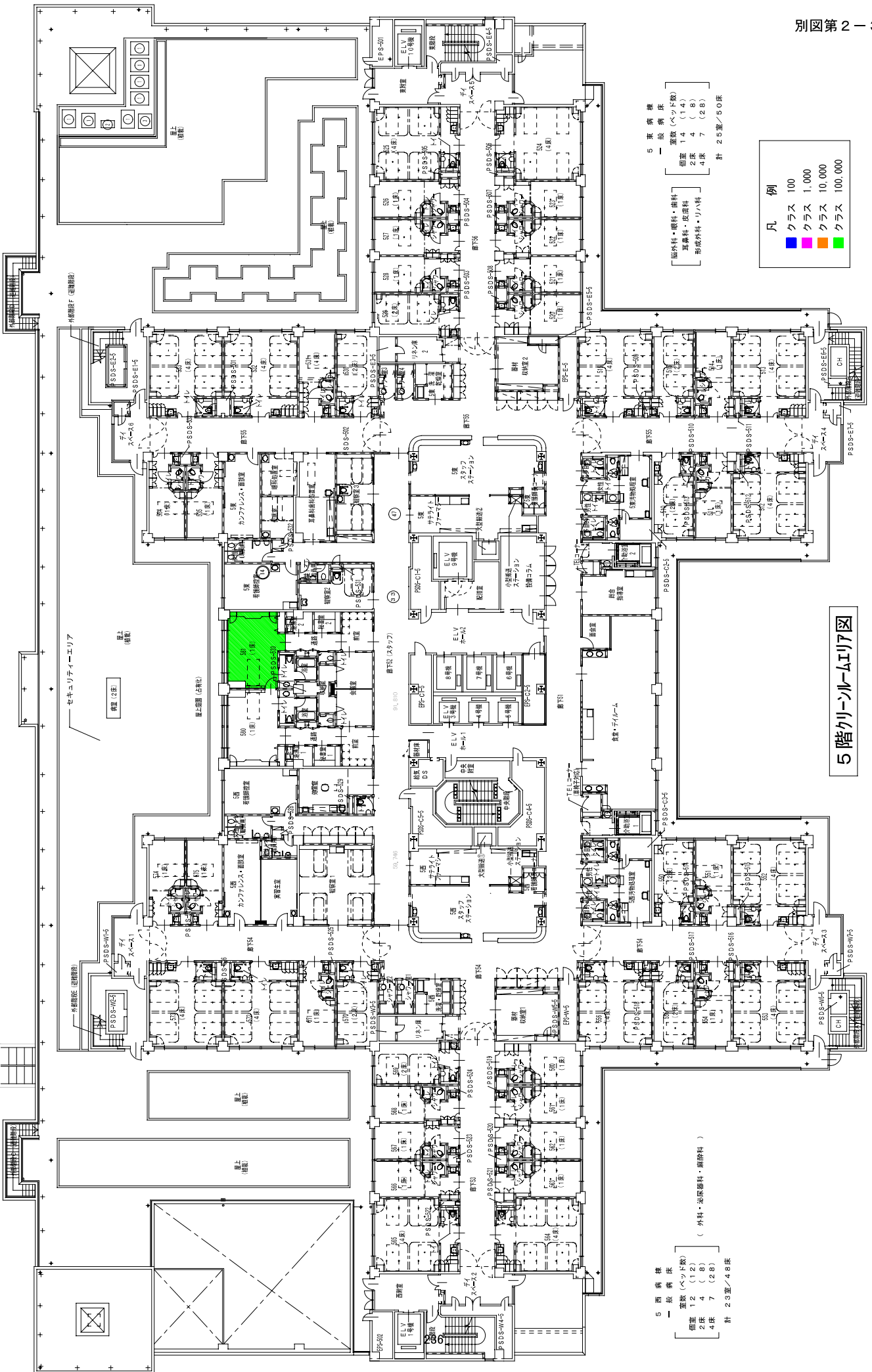
4階リハビリエリア図

ICU (8R)・アンキオ

リハビリテーション

リハビリテーション

人工透析



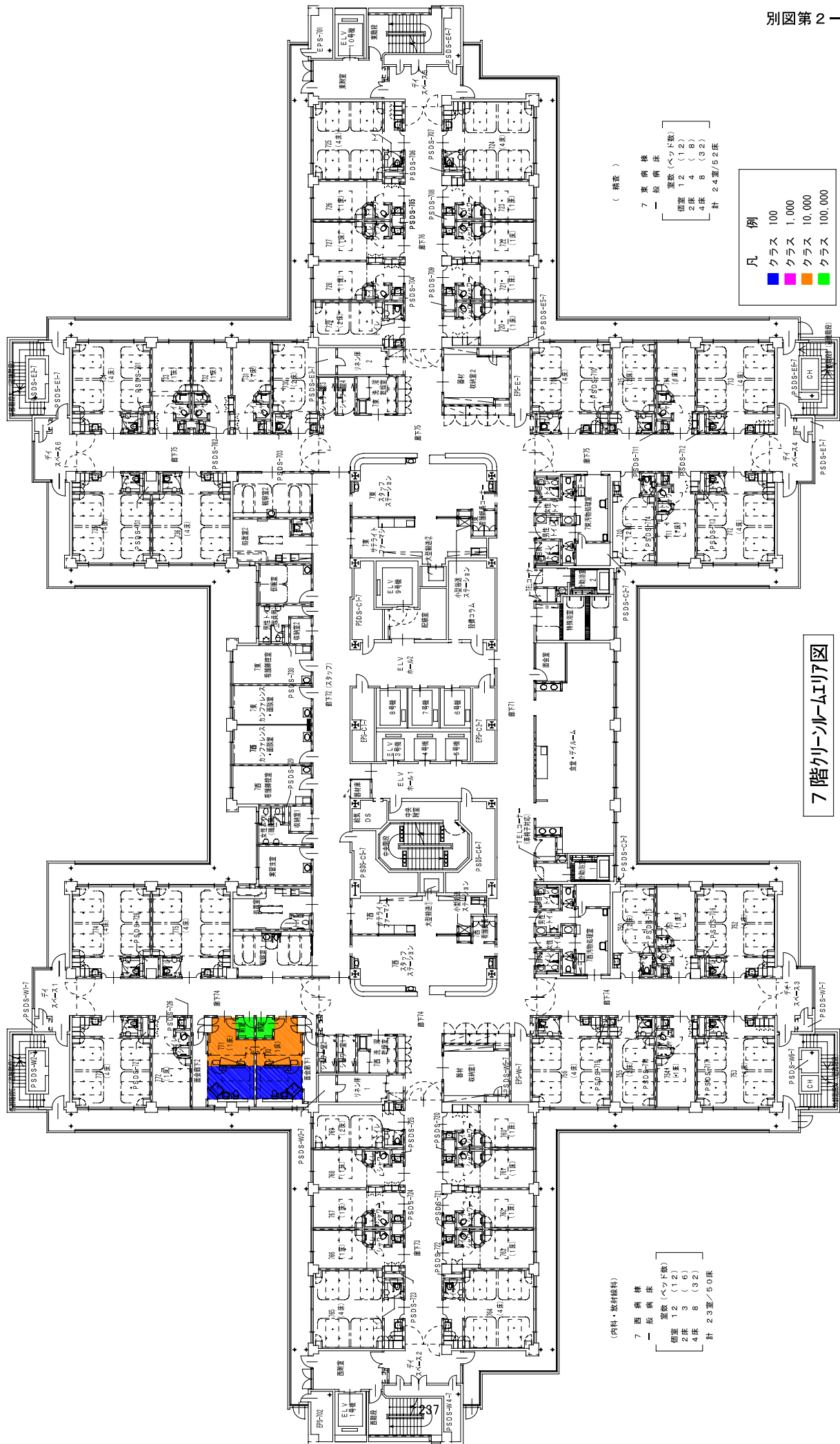
5 東病棟  
 一般病棟  
 病床 (ベッド数)  
 個室 14 (14)  
 2床 4 (8)  
 4床 7 (28)  
 計 25室/50床

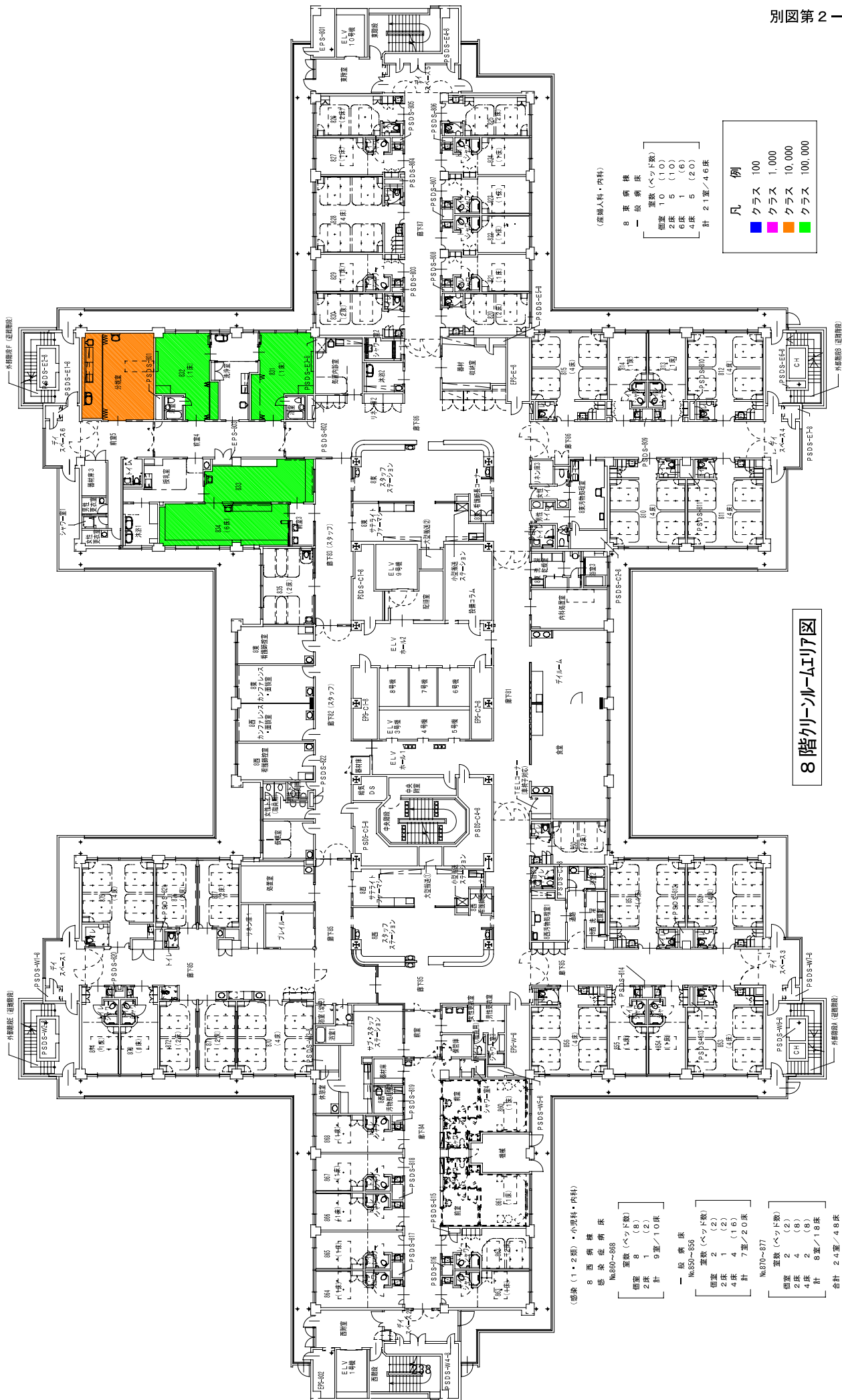
凡 例  
 クラス 100  
 クラス 1,000  
 クラス 10,000  
 クラス 100,000

5 西病棟  
 一般病棟  
 病床 (ベッド数)  
 個室 12 (12)  
 2床 4 (8)  
 4床 7 (28)  
 計 23室/48床

( 外科・泌尿器科・産科 )

5階クリーンルームエリア図





8階クリーンルームエリア図

(感染 (1・2階)・小児科・内科)

8 面 病 棟  
感 染 症 病 棟

No.800-808

室数 (ベッド数)	
個室	8 (8)
2床	1 (2)
計	9室/10床

— 一般 病 棟

No.870-877

室数 (ベッド数)	
個室	2 (2)
2床	1 (2)
4床	4 (16)
計	7室/20床

室数 (ベッド数)	
個室	2 (2)
2床	4 (8)
4床	2 (8)
計	8室/18床

合計 24室/48床

(産婦人科・内科)

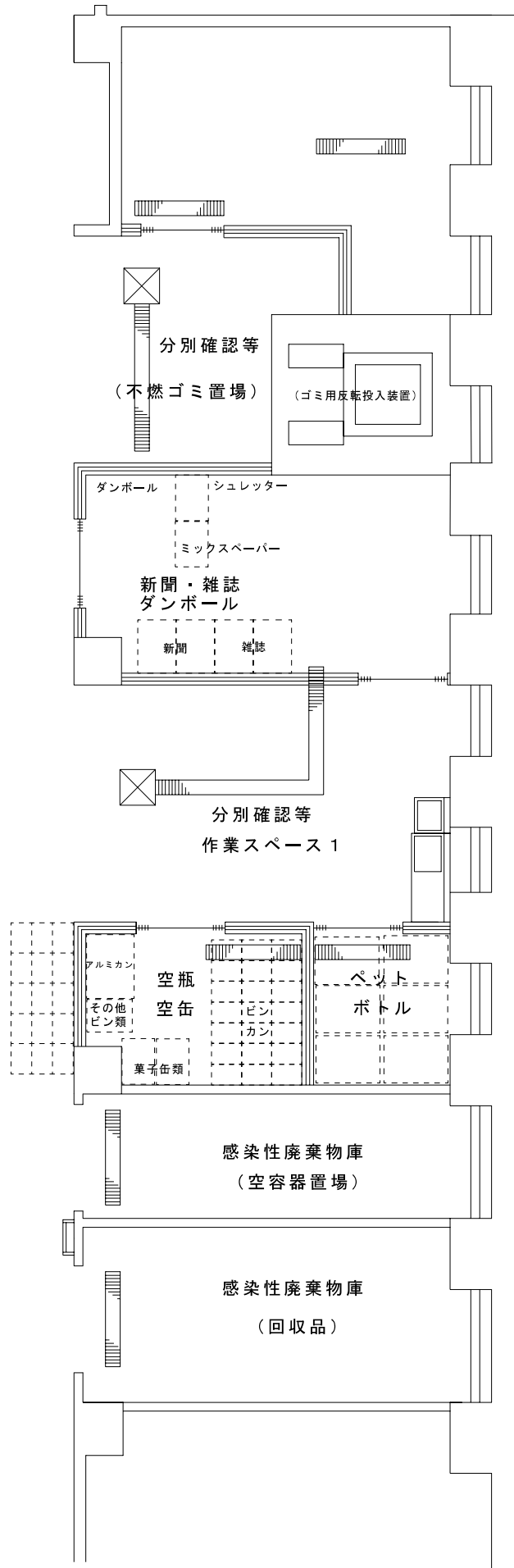
8 東 病 棟

— 一 般 病 棟

室数 (ベッド数)	
個室	10 (10)
2床	5 (10)
6床	1 (6)
4床	5 (20)
計	21室/46床

凡 例

クラス	100
クラス	1,000
クラス	10,000
クラス	100,000



ゴミ置場等配置図



1 件 名 庁舎等清掃作業

2 総 則

適用範囲 本仕様書は、庁舎等清掃作業及び草刈作業（以下「本作業」という。）について規定する。

この仕様書に参考する次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札または見積書提出時における最新版とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

3 役務に関する要求

・ 庁舎等清掃作業

(1) 概要

本作業は、防衛省三宿地区技術研究本部の区域の庁舎等清掃を実施する。

(2) 役務の内容

庁舎等清掃作業は、別紙第 1～別紙第 4 のとおりとする。また、清掃対象の建物規模については別添の一覧表のとおりとする。

(3) 役務期間及び役務時間

・ 役務期間

役務期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、床ワックス清掃及びカーペット清掃を除き、土日祝祭日及び年末 12 月 29 日から年始 1 月 3 日までは行わないものとする。

・ 役務時間

役務時間は、08：30 から 17：15 までの間とする。ただし、作業時間の延長をする場合は、当日の午前中までに官側担当者と調整を行うものとする。

・ 草刈作業

(1) 概要

本作業は、防衛省三宿地区技術研究本部の区域内の草刈作業を実施する。

(2) 役務の内容

草刈作業範囲は、別図第 1 のとおりとする。

(3) 役務期間及び役務時間

・ 役務期間

草刈作業は年 4 回実施とし、実施時期は 5 月、7 月、9 月、11 月に実施すること。細部日程については、官側担当者と事前調整の上、決定すること。

・ 役務時間

役務時間は、08：30 から 17：15 までの間とする。ただし、作業時間の延長をする場合は、当日の午前中までに官側担当者と調整を行うものとする。

4 役務実施場所

防衛省三宿地区技術研究本部（付図第1、別図第1）

5 検査

庁舎清掃作業及び草刈作業に規定されている業務内容について、作業報告書及び作業結果報告書に基づき、目視により実施する。

6 その他の指示

- (1) 提出書類 契約相手方は、表に示す書類を官側に提出するものとする。

表

番号	名称	部数	提出時期	備考
1	作業従事者名簿	1部	作業実施前	
2	作業実施計画	1部		細部日程については別途調整とする。
3	作業報告書 (清掃作業日誌)	1部	作業後速やかに	別紙第 6-1～6-4 のとおり。
4	作業結果報告書 (草刈作業)	1部	作業後速やかに	作業前、中、後の記録 写真を含む

- (2) 本作業を実施にあたっては、美観を損なわないよう留意するものとし、良好な結果が得られるよう努めるものとする。
- (3) 契約相手方は、清掃の用に供する電力及び水道について、無償で支援を受けることができるものとする。
- (4) トイレトペーパー、芳香剤、石鹼水等の消耗品は、官側支給のものを使用すること。
- (5) 契約相手方は、清掃用資器材及び清掃に必要とする資材（（3）項及び（4）項に規定するものを除く。）を負担するものとする。
- (6) 契約相手方は、作業従事者に関する風紀、規律及び安全衛生等の管理責任を負うものとする。
- (7) 本作業を実施にあたっては、物品及び施設等に損傷を与える恐れがある場合、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設等に損傷を与えた場合は速やかに原状に復するものとする。
- (8) 作業従事者は、作業着の着替え等を行う場合には、官の指定した控室において行うものとする。
- (9) 本作業によって生じた発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分を行うものとする。
- (10) 集積したごみ等は、官が準備するごみ袋に入れてごみ集積場に集積するものとする。
- (11) 特に汚れが目立つ場所については、薬品又はヘラ等を用いて汚れを落としてから清掃を行うものとする。
- (12) 契約相手方は、日々の作業について作業報告書（清掃作業日誌）により官に報告を行うものとする。
- (13) その他、この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

## 7 草刈作業実施における細部作業規定について

- ・草刈作業

草刈作業は、別図第1に示す箇所とし、地面から1cm以内に対するものとする。

- ・発生材の処置

本作業における発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分するものとする。なお、当該廃棄物を堆肥化処理する場合には、処分場の許可証（都道府県知事発行）の写し及び、請負業者との委託契約書の写しを提出すること。

日常清掃

清掃場所		面積(m <sup>2</sup> )		回数	清掃内容
庁舎本館玄関前		348.00	358.00	1回	1 庁舎本館玄関前の箒はきによる清掃 2 落ち葉かき及びごみ拾い 3 庁舎本館1階玄関扉(北側を含む。)の窓ガラス及びびっす部分の洗剤による乾布拭き清掃
	光・電子実験棟玄関前	10.00			
庁舎本館(1階～2階)	玄関ホール	26.04	493.51	1回	床面の除塵、水拭き及び掃除機による清掃
	廊下(Pタイム部分)	149.31		1回	
	廊下(カーペット部分)	139.36		1回	
	階段・(非常)階段	178.80		1回	
光・電子実験棟(1階～2階)	玄関ホール	20.00	442.40	1回	床面の除塵、水拭き及び掃除機による清掃
	廊下	364.80		1回	
	階段	57.60		1回	
243 洗面所	庁舎本館	男子便所	65.10	1回	1 床面、壁面、扉、間仕切り等の箒はき及び水拭きによる清掃 2 便器、洗面台、鏡、水洗類は、専用洗剤等による水拭き清掃 3 トイレレットペーパー、芳香剤及び石鹸水の補充 4 ごみ屑の処理及び屑かごの清掃
		女子便所			
	庁舎別館		5.00	174.84	1回
		光・電子実験棟	42.00		
	電波暗室	女子便所	6.00	6.125	1回
			6.125		
	ドライバー控室		4.86		

定期清掃

清掃場所		面積(m <sup>2</sup> )	実施時期及び回数	清掃内容
玄関	庁舎別館	3.36	隔日	1 玄関前の箒はき清掃 2 玄関扉の拭き清掃
	電波暗室	4.50		
玄関ホール	庁舎本館1階	26.04	6月・9月・12月・3月	1 床面(Pタイル部分)を洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗 浄する。 2 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等 で磨き仕上げをする。 3 特に汚れのひどい箇所は、剥離洗浄を行う。
	光・電子実験棟1階	20.00		
	電波暗室1階	12.60		
廊下・通路廊下・ (非常)階段・屋外 階段	庁舎本館(廊下3階～5階)Pタイル部分	129.40	隔日	床面の掃除機及びモップによる水拭き清掃
	庁舎本館(廊下3階～5階)カーペット部分	358.35		
	通路廊下	110.04		
	光・電子実験棟(廊下1階～R階)	511.20		
	ドライハーフ控室(廊下)	8.10		
	庁舎本館(階段3階～R階)	351.96		
	庁舎別館(階段1階～2階)	49.60		
	光・電子実験棟(階段3階～4階)	44.10		
	光・電子実験棟(屋外階段1階～3階)	88.08		
	電波暗室(階段1階～R階)	107.63		
	庁舎本館(廊下・階段1階～R階)	819.42		
	庁舎別館(廊下・階段1階～2階)	109.32		
	通路廊下	110.04		
光・電子実験棟(廊下・階段1階～R階)	599.28			
電波暗室(階段1階～PH-1)	107.63			
ドライハーフ控室(廊下1階)	21.60			
	1,767.29	4月	1 床面(Pタイル部分)を除塵・剥離する。 2 除塵・剥離後洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄す る。 3 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等 で磨き仕上げをする。	
	1,767.29	6月・9月・12月・3月	1 床面(Pタイル部分)を洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗 浄する。 2 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等 で磨き仕上げをする。 3 特に汚れのひどい箇所は、剥離洗浄を行う。	

定期清掃

清掃場所		面積(m <sup>2</sup> )	実施時期及び回数	清掃内容
窓ガラス・窓枠	庁舎本館	1,474.01	6月・9月・12月・3月	1 洗剤を使用して、窓ガラス両面の汚れを落とした後、乾布拭き清掃 2 窓枠の汚れの拭き清掃
	庁舎別館	152.01		
	光・電子実験棟	370.80		
	電波暗室	25.50		
	冷暖房機械室	7.98		
	ドライバー控室	43.25		
	シャワー・更衣室	47.55		
シャワー・更衣室	庁舎本館(3階)	26.04	隔日	1 床面及び壁面の箒はき及び水拭きによる清掃 2 シャワールームは、洗剤による水洗い清掃 3 ごみ屑の処理及び屑かごの清掃
	庁舎本館(4階)	15.00		
	光・電子実験棟(1階)	6.51		
	床面(Pタイル部分)を洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗 浄する。 2 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等 で磨き仕上げをする。 3 特に汚れのひどい箇所は、剥離洗浄を行う。			
湯沸室・談話室	庁舎本館(1階)	26.04	4月	1 床面(Pタイル部分)を除塵・剥離する。 2 除塵・剥離後洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄す る。 3 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等 で磨き仕上げをする。
	庁舎本館(2階)	26.04		
	庁舎本館(3階)	26.04		
	庁舎本館(4階)	26.04		
	庁舎本館(5階)	26.04		
	ドライバー控室(1階)	3.24		
構内(庁舎廻り)	1,520.00	10月～12月の間週3回	落ち葉掃き清掃及びごみ収集	
構内(雨水溝)	8.50	4月～3月の間で3回	雨水溝清掃	
庁舎本館玄関マット	8.64	4月～3月の間で2回	マットの洗剤洗浄	

定期清掃

清掃場所	面積(m <sup>2</sup> )	実施時期及び回数	清掃内容
庁舎本館廊下カーペット	487.75	6月・9月・12月・3月	カーペットの洗剤洗浄
庁舎本館エレベータ(籠内部)	3.61	6月・3月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面(Pタイル部分)を除塵・剥離する。</li> <li>2 除塵・剥離後洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄する。</li> <li>3 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等で磨き仕上げをする。</li> </ol>
講堂	175.40	6月・9月・12月・3月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面(Pタイル部分)を洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄する。</li> <li>2 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等で磨き仕上げをする。</li> <li>3 特に汚れのひどい箇所は、剥離洗浄を行う。</li> </ol>
ごみ集積場	17.85	週4回 (月、火、木、金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 集積ごみの整理、分別</li> <li>2 ごみ収集車立会</li> <li>3 実施日：月、木…可燃ごみ、火…不燃ごみ、金…資源ごみ ごみ集積場付近の帯はき清掃</li> </ol>

役務場所一覧表

場所	廊下		階段	非常階段 屋外階段	講堂	洗面所					窓ガラス	玄関ホール	シャワー・ 更衣室	エレベータ (籠内部)	玄関前	構内
	(カーペット)	(タイル)				面積(m <sup>2</sup> )	洗面台	小便器	大便器	洗面台						
庁舎本館1階		129.40	48.08	18.02		39.06	4器	3器	5器	2	26.04			348.00		
庁舎本館2階	129.40	29.86	48.08	64.62		13.02	2器	3器	1器	1						
庁舎本館3階	119.45	29.86	48.08	64.62		13.02	2器	3器	1器	1		26.04	3.61			
庁舎本館4階	119.45	29.86	48.08	64.62		32.55	4器	3器	3器	2		6.51				
庁舎本館5階	119.45	69.68	48.08	50.89		13.02	2器	3器	1器	1						
庁舎本館R階			27.59													
通路廊下		110.04														
庁舎別館1階		29.86	22.30			5.00	1器	2器	1器	1				3.36		
庁舎別館2階		29.86	27.30		166.36											
光・電子実験棟1階		182.40	30.00	34.44		21.00	2器	3器	3器	1	20.00	14.40	20.00	10.00		
光・電子実験棟2階		182.40	27.60	34.44		21.00	2器	3器	3器	1						
光・電子実験棟3階		134.40	27.60	19.20		6.00	2器		1器	1						
光・電子実験棟R階		12.00	16.50													
電波暗室1階			16.63			6.13	1器	1器	1器	1	12.60		12.60	4.50		
電波暗室2階			22.75													
電波暗室3階			22.75													
電波暗室4階			22.75													
電波暗室PH-1			22.75													
冷暖房機械室																
ドライバ-控室						5.76	1器	1器	1器	1					1,520.00	
庁舎廻り																
構内(雨水溝)															8.50	
合計	487.75	969.63	526.92	350.84	166.36	175.56	23器	25器	21器	13	58.64	46.95	36.21	365.86	1,528.50	



清掃作業日誌

項目	清掃作業場所	清掃作業回数	清掃作業年月日(曜日)						
			平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	
日常清掃 248	庁舎本館玄関前	1回							
	光・電子実験棟玄関前	1回							
	玄関ホール	1回							
	庁舎本館(1階 ~2階)	廊下(Pホール部分)	1回						
		廊下(ホール部分)	1回						
		階段・(非常)階段	1回						
	光・電子実験 棟(1階~2階)	玄関ホール	1回						
		廊下	1回						
		階段	1回						
	洗面所	庁舎本館(男子便所)	1回						
		庁舎本館(女子便所)	1回						
		庁舎別館	1回						
	光・電子実験棟(男子便所)	光・電子実験棟(男子便所)	1回						
		光・電子実験棟(女子便所)	1回						
電波暗室		1回							
ドライバース控室		1回							
清掃時間									
清掃作業者氏名 印									
検査官確認 印									

清掃作業日誌

項目	清掃作業場所	清掃作業回数	清掃作業年月日(曜日)					
			平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )
定期清掃	玄関	隔日						
	庁舎別館 電波暗室							
	廊下・通路廊下	隔日						
			庁舎本館(廊下3階~5階)Pタイル部分					
			庁舎本館(廊下3階~5階)カーペット部分					
	廊下・通路廊下・(非常)階段・屋外階段	隔日						
			光・電子実験棟(廊下1階~R階)					
			トライパ-控室(廊下)					
			庁舎本館(階段3階~R階)					
			庁舎別館(階段1階~2階)					
			光・電子実験棟(階段3階~4階)					
	シヤワ-・更衣室	隔日						
光・電子実験棟(屋外階段1階~3階)								
電波暗室(階段1階~R階)								
庁舎本館(3階)								
ごみ集積場	週4回(月・火・木・金)							
		庁舎本館(4階)						
	光・電子実験棟(1階)							
清掃時間								
清掃作業者氏名 印								
検査官確認 印								

清掃作業日誌

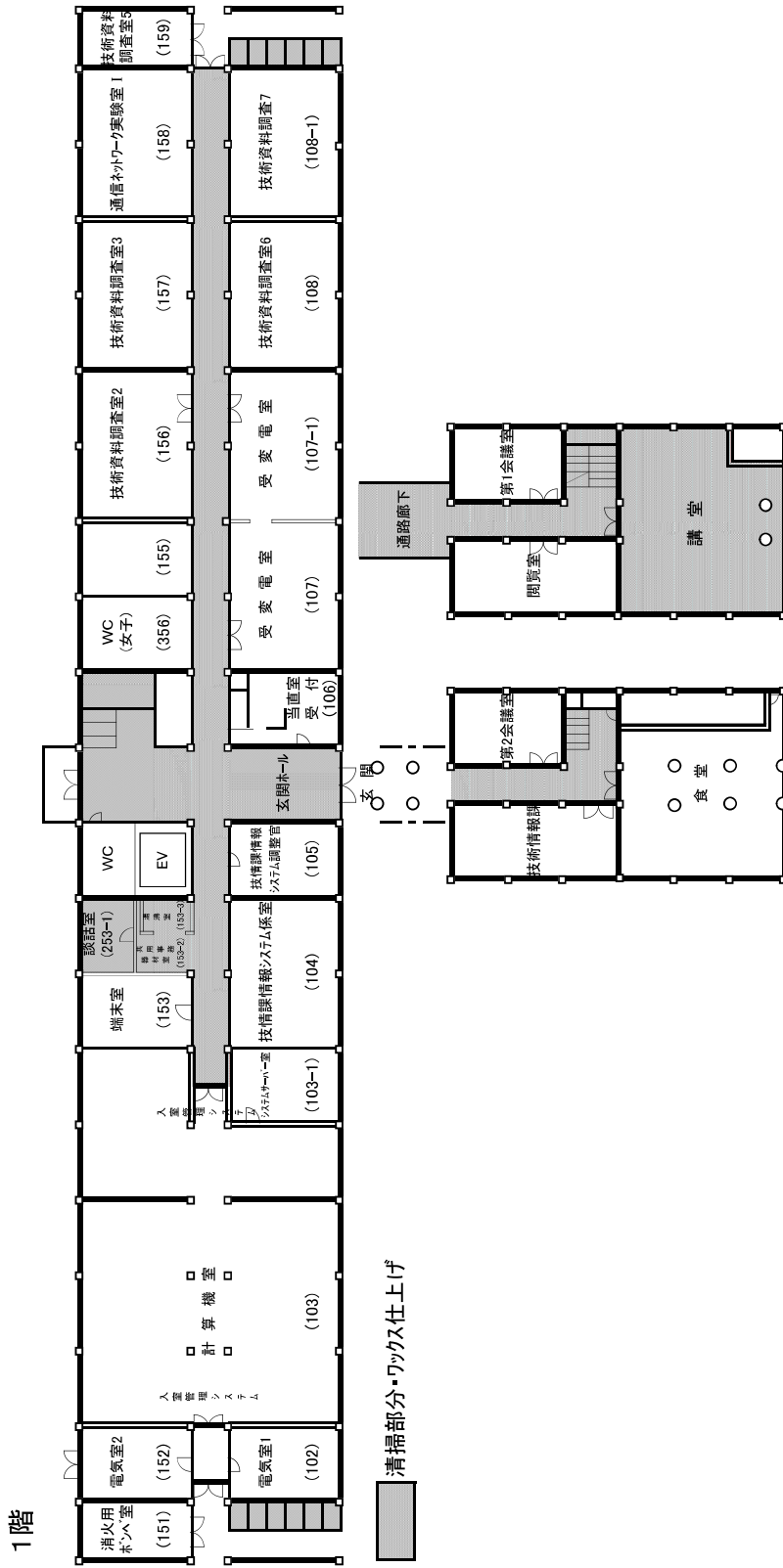
項目	清掃作業場所	清掃作業回数	清掃作業年月日(曜日)					
			平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )
玄関ホール	庁舎本館1階	6月・9月・12月・3月						
	光・電子実験棟1階							
廊下・通路廊下・(非常)階段・屋外階段	電波暗室1階	4月						
	庁舎本館(廊下・階段3階~5階)							
	庁舎本館(廊下・階段3階~5階)							
	通路廊下							
	光・電子実験棟(廊下・階段1階~R階)	6月・9月・12月・3月						
	電波暗室(階段1階~RH-1)							
	ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ控室(廊下1階)							
	庁舎本館・別館							
	光・電子実験棟	6月・9月・12月・3月						
	電波暗室							
冷暖房機械室								
ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ控室								
ｼﾞﾏｰ・更衣室	庁舎本館(3階)	6月・3月						
	庁舎本館(4階)							
湯沸室・談話室	光・電子実験棟(1階)	4月						
	庁舎本館(1階)							
	庁舎本館(2階)							
	庁舎本館(3階)							
	庁舎本館(4階)							
湯沸室・談話室	庁舎本館(5階)	6月・9月・12月・3月						
	ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ控室(1階)							
清掃時間								
清掃作業者氏名 印								
検査官確認 印								

清掃作業日誌

項目	清掃作業場所	清掃作業回数	清掃作業年月日(曜日)					
			平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )
定期 清掃	構内(庁舎廻り)	10月～12月の間で週2回						
	構内(雨水溝)	4月～3月の間で2回						
	庁舎本館玄関マット	4月～3月の間で2回						
	庁舎本館エレベーター(籠内部)	6月・9月・12月・3月						
	講堂	12月・3月						
	庁舎本館玄関カーペット	6月・9月・12月・3月						
	講堂	6月・9月・12月・3月						
清掃時間								
清掃作業者氏名 印								
検査官確認 印								

地区名	三宿地区	図面	防衛省技術研究本部電子装備研究所建物一覽表		
番号	建物名称	建設年度	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	縦(m)×横(m)
1	庁舎本館	S30.8.15	RC-5	6,558.04	14.77×87.34
2	庁舎別館	S30.8.15	RC-2	774.65	25.20×15.37
3	渡廊下	S30.8.15	RC-2	31.70	12.20×6.40
6	器材庫	S31.3.31	S-1	193.50	21.50×9.00
9	自転車置場	S37.3.31	W-1	17.76	1.93×9.20
13	冷暖房機械室	S51.8.31	RC-1	144.00	10.00×14.40
16	光・電子実験棟(先進技術推進センター)	H3.11.22, H21.8.31	RC-3	3,193.50	53.00×14.40
17	電波暗室	H7.3.20	RC-4	1,018.00	14.20×45.00
18	出納官倉庫	H9.1.13	RC-2	138.60	5.47×12.67
19	トコラハ-控室	H21.8.31	RC-2	362.98	14.4×12.6

庁舎本館平面図



付図第 2

庁舎本館平面図

2階



清掃部分・ワックス仕上げ

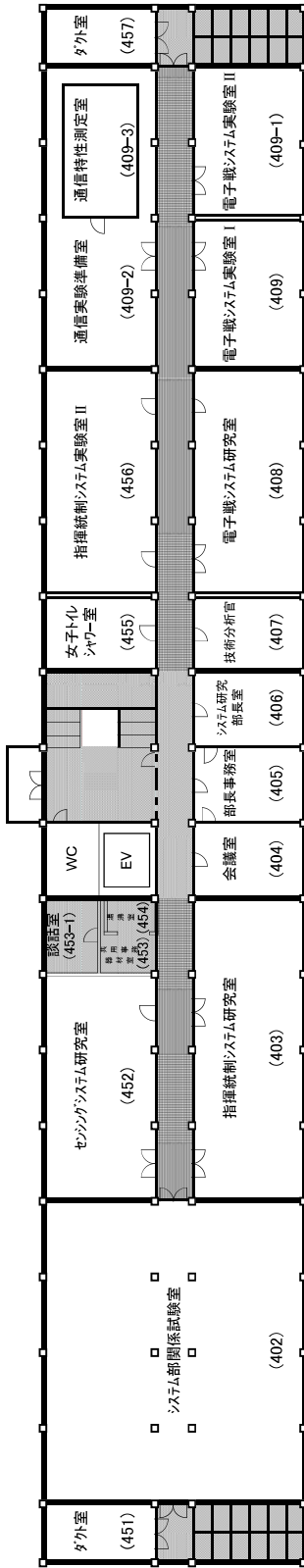
清掃部分・カーペット清掃

3階



庁舎本館平面図

4階



清掃部分・ワックス仕上げ

清掃部分・カーペット清掃

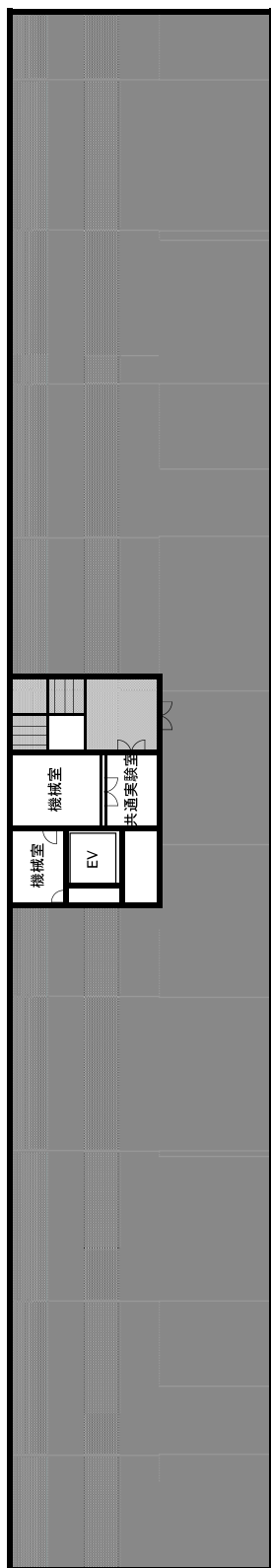
5階





# 庁舎本館平面図

R階



清掃部分・ワックス仕上げ

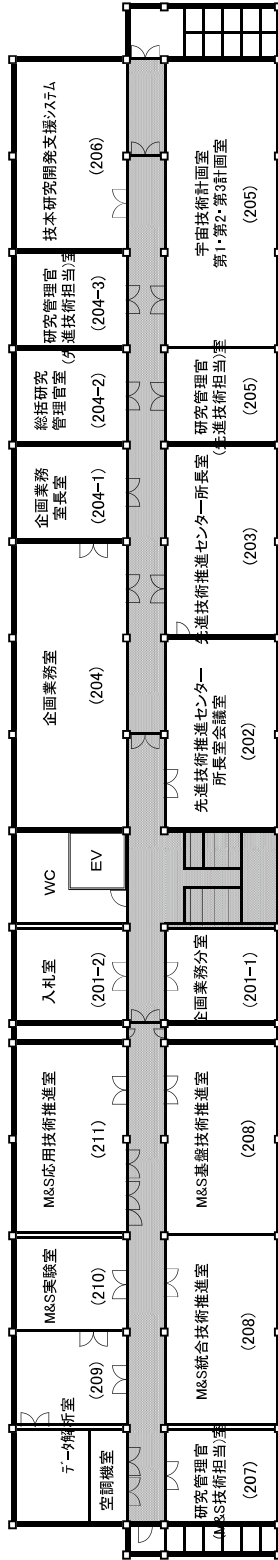
光・電子実験棟平面図

1階

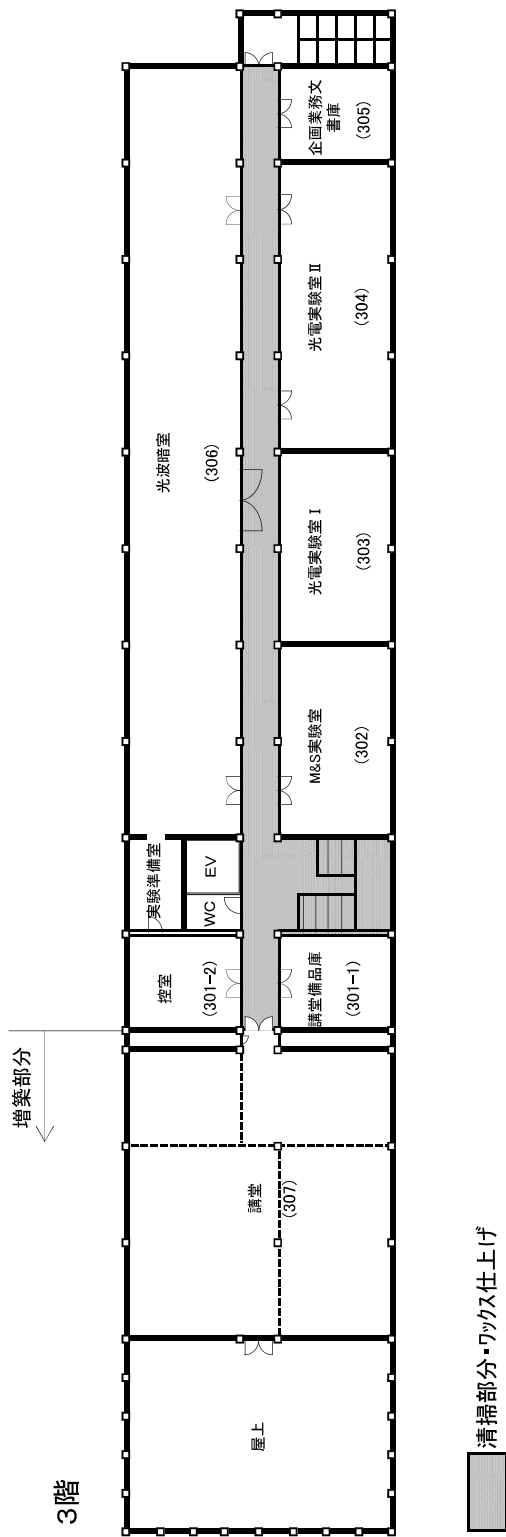


清掃部分・ラックス仕上げ

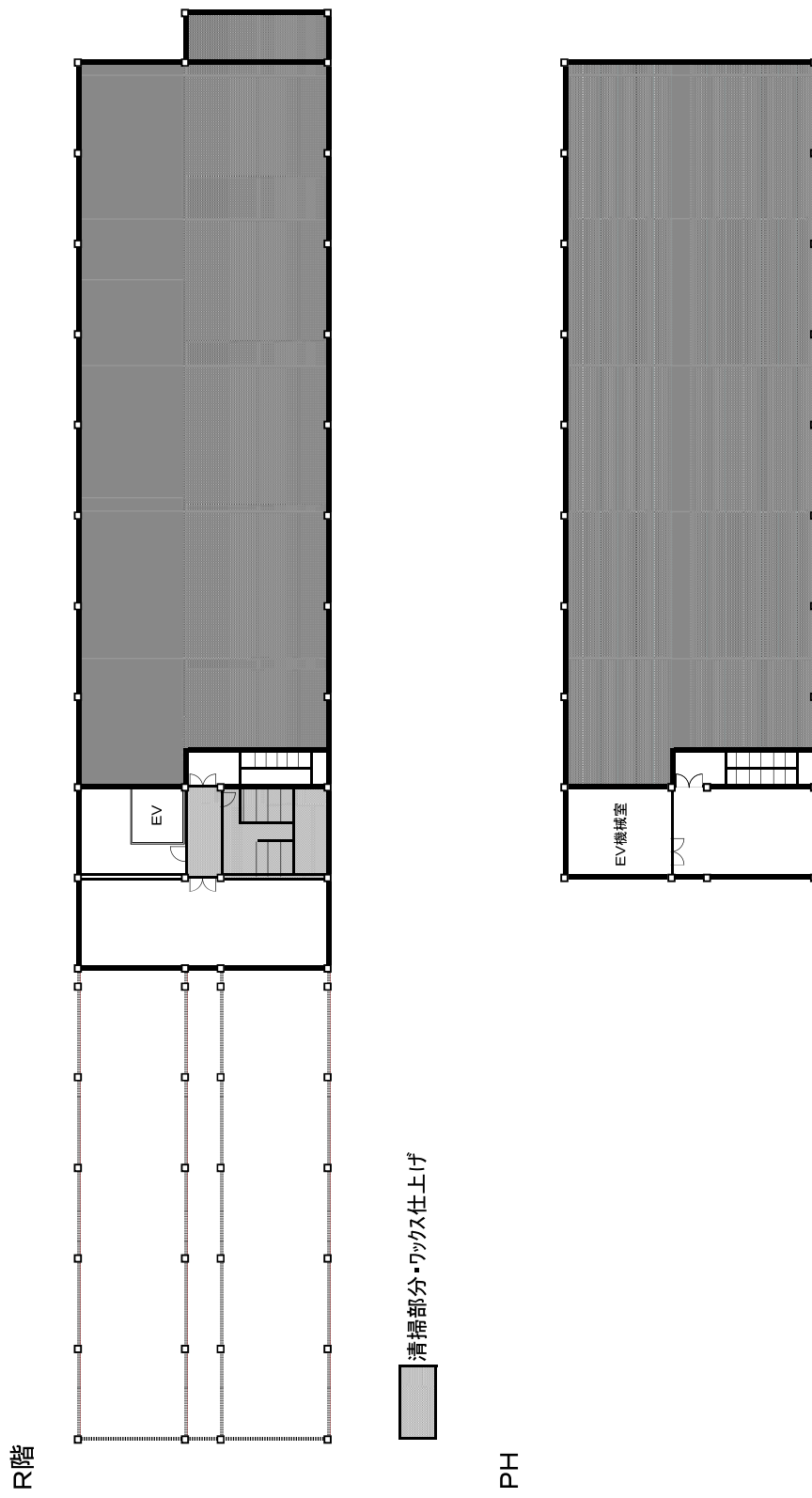
2階



# 光・電子実験棟平面図

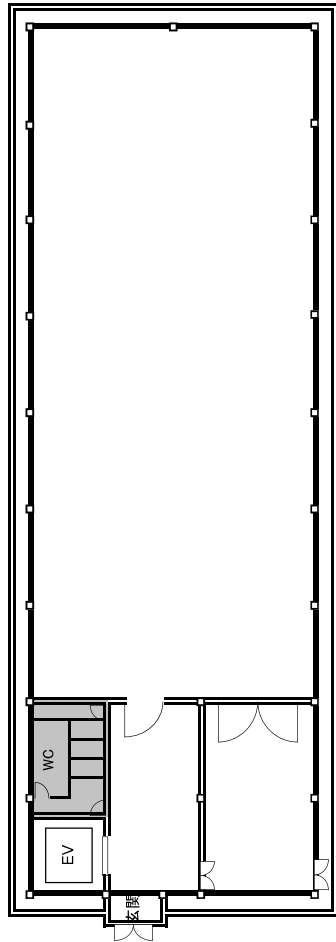


光・電子実験棟平面図

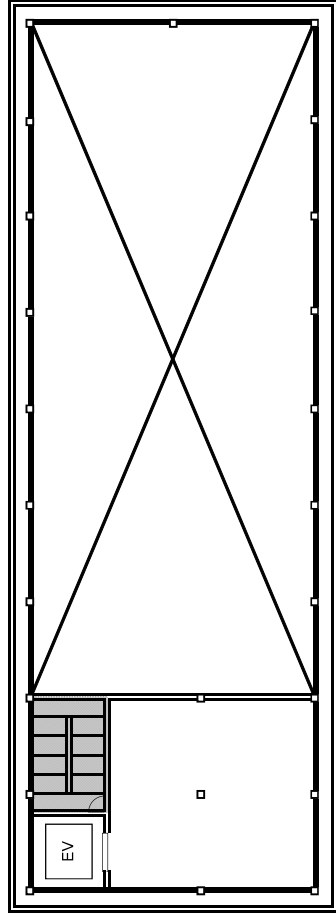


電波暗室平面図

1階



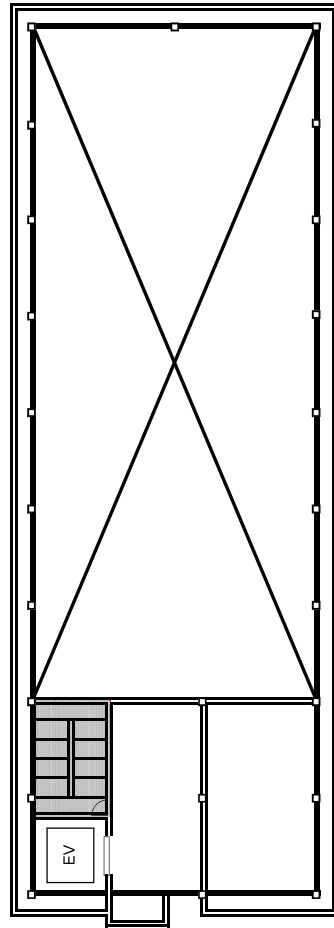
3階



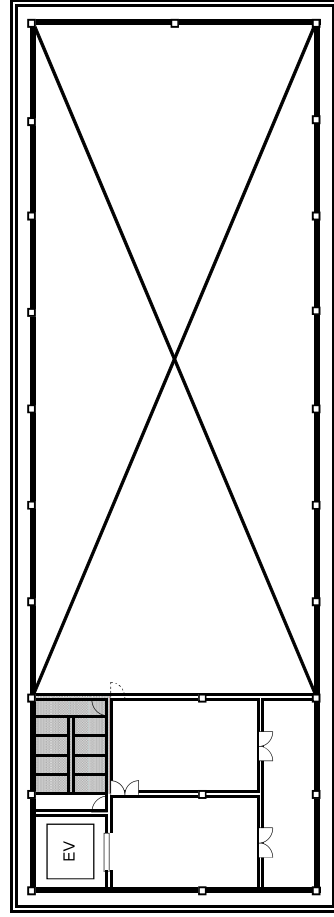
清掃部分・ワックス仕上げ



2階

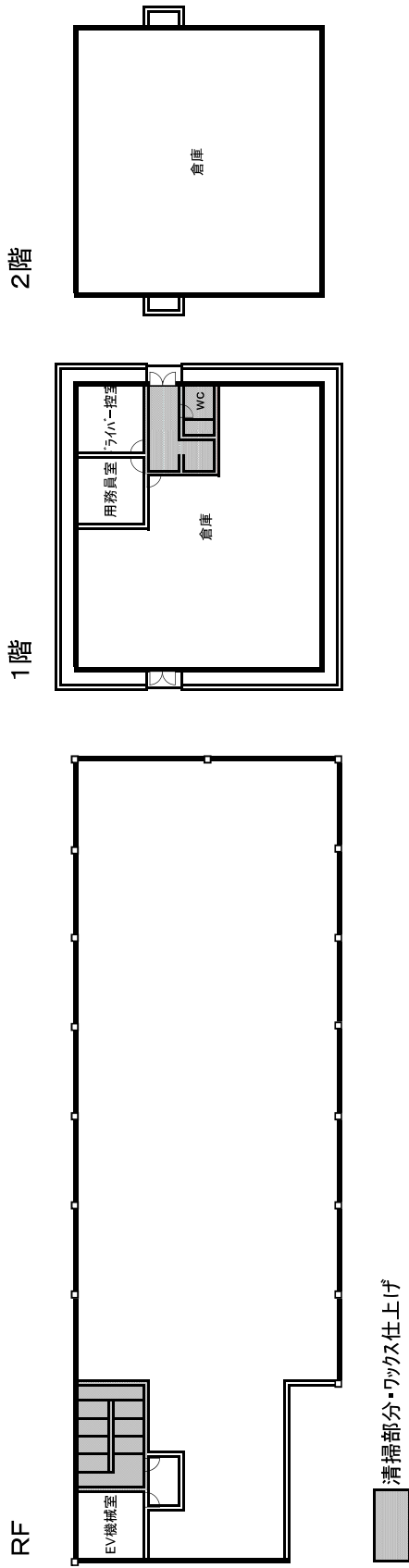


4階



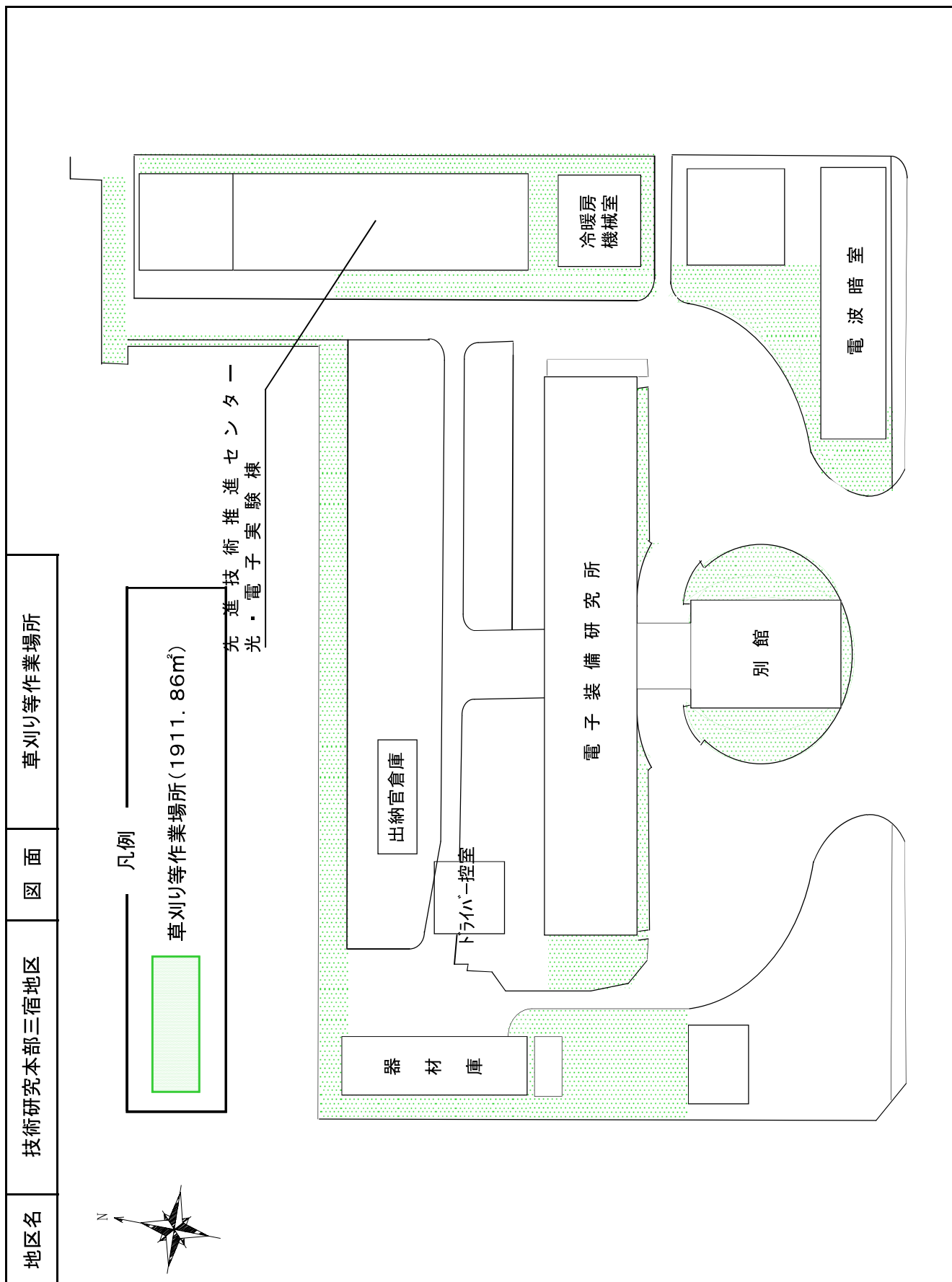
電波暗室平面図

ドライバー控室



## 防衛省三宿地区技術研究本部の管理建物一覧表

番号	建物名称	建設年度	構造	延床面積(㎡)	縦(m)×横(m)
1	庁舎本館	S30. 8. 15	RC-5	6,558.04	14.77×87.34
2	庁舎別館	S30. 8. 15	RC-2	774.65	25.20×15.37
3	渡廊下	S30. 8. 15	RC-2	31.70	12.20×6.40
6	器材庫	S31. 3. 31	S-1	193.50	21.50×9.00
9	自転車置場	S37. 3. 31	W-1	17.76	1.93×9.20
13	冷暖房機械室	S51. 8. 31	RC-1	144.00	10.00×14.40
16	光・電子実験棟(先進技術推進センター)	H3. 11. 22, H21. 8. 31	RC-3	3,193.50	53.00×14.40
17	電波暗室	H7. 3. 20	RC-4	1,018.00	14.20×45.00
18	出納官倉庫	H9. 1. 13	RC-2	138.60	5.47×12.67
19	トライアール控室	H21. 8. 31	RC-2	362.98	14.4×12.6





## 1 件 名 シートクリーナー他保守

## 2 総 則

## (1) 適用範囲

本仕様書は、シートクリーナー他の保守（以下「本作業」という。）について規定する。

## 3 役務に関する要求

## (1) 概要

本役務は、シートクリーナー、サニタリーディスポーザル及びサニタイザーMK 7（以下「シートクリーナー他」という。）を定期的に保守点検及び薬剤交換を行うものである。

## (2) 役務の内容

シートクリーナー他をトイレに設置するものとし、詳細を以下に示す。

## (ア) シートクリーナー

- ・ シートクリーナーは、表 1 に示すとおりとする。

表 1

名称	規格	数量	備考
シートクリーナー L	日本カルミック㈱ H240×W140×D100(mm) 除菌剤容量 500ml	23 個	2ヶ月に1回除菌剤の補充を行うものとする。

- ・ 設置場所は、表 2 に示された箇所にある洋式大便器に設置する。

表 2

設置場所	数量	設置場所	数量
技術研究本部庁舎本館 1 階 (男女各 2 箇所)	4 個	技術研究本部庁舎別館 1 階 (男女共用 1 箇所)	1 個
〃 庁舎本館 2 階 (男性用 2 箇所)	2 個	〃 庁舎本館 3 階 (男性用 2 箇所)	2 個
〃 庁舎本館 4 階 (男女各 2 箇所)	4 個	〃 庁舎本館 5 階 (男性用 2 箇所)	2 個
〃 光・電子実験棟 1 階 (男性用 2 箇所)	2 個	〃 光・電子実験棟 2 階 (男性用 2 箇所)	2 個
〃 光・電子実験棟 3 階 (女性用 2 箇所)	2 個	〃 電波暗室 1 階 (男女共用 1 箇所)	1 個
〃 ドライバー控室 1 階 (男女共用 1 箇所)	1 個		

(イ) サニタリーディスポーザル

- ・ サニタリーディスポーザルは、表3に示すとおりとする。

表3

名称	規格	数量	備考
サニタリーディスポーザル (庁舎設置)	日本カルミック㈱ ポリプロピレン H450×W250×D170(mm)12L	7個	交換頻度は月1回。
〃 (病院設置)	日本カルミック㈱ サニコーナーL オートタイプJ	21個	交換頻度は週1回とする。

- ・ 設置場所は、表4に示す場所の女性トイレブース内に設置する。

表4

設置場所	数量	設置場所	数量
技術研究本部庁舎本館1階	1個	技術研究本部庁舎別館1階	2個
〃 庁舎本館4階	2個	〃 光・電子実験棟3階	2個
自衛隊中央病院1階	5個	自衛隊中央病院2階	6個
〃 4階	2個	〃 8階東病棟	8個

(ウ) サニタイザーMK7

- ・ サニタイザーMK7は、表5に示すとおりとする。

表5

名称	規格	数量	備考
サニタイザーMK7	日本カルミック㈱ サニタイザーMK7	25台	取付け実施後、2ヶ月に1回薬品、香料、消臭剤及びバッテリー等消耗品の交換及び点検を行うものとする。

- ・ 設置場所は、表6に示された箇所にある小便器に設置する。

表6

設置場所	数量	設置場所	数量
技術研究本部庁舎本館1階	3台	技術研究本部庁舎別館1階	2台
〃 庁舎本館2階	3台	〃 庁舎本館3階	3台
〃 庁舎本館4階	3台	〃 庁舎本館5階	3台
〃 光・電子実験棟1階	3台	〃 光・電子実験棟2階	3台
〃 電波暗室1階	1台	〃 ドライバー控室	1台

4 検査

- 3(2)の項について、目視及び作業報告書により実施する。

5 役務実施場所

防衛省三宿地区技術研究本部及び自衛隊中央病院

6 役務期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。

7 その他の指示

- (1) 本作業に必要な資材、機材及び消耗品は、請負業者において準備するものとする。
- (2) 請負業者は、本作業を実施するに当たり、官側の保有する施設・設備等を使用する必要がある場合、予め官側と協議の上、無償で支援を受けることができる。
- (3) 請負業者は、各階の作業終了後、作業報告書1部を官側に提出するものとする。
- (4) 本作業によって生じた発生材は、請負業者の責任において適切に廃棄処分を行うものとする。
- (5) 本作業を実施するに当たり、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設・設備等に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において速やかに原状に復するものとする。
- (7) その他 この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。